

勝浦市地域防災計画

- | | |
|-------|---------------------|
| 第 1 編 | 総 則 編 |
| 第 2 編 | 地 震 ・ 津 波 編 |
| 附 編 | 東海地震に係る周辺地域としての対応計画 |
| 第 3 編 | 風 水 害 等 編 |
| 第 4 編 | 放 射 性 物 質 事 故 編 |
| 第 5 編 | 大 規 模 火 災 等 編 |
| 第 6 編 | 公 共 交 通 等 事 故 編 |

勝浦市防災会議

第1編 総則編

第1章 計画の目的及び構成	総-1-1
第1節 計画の目的	総-1-1
第2節 計画の構成	総-1-2
第3節 他の計画との関係	総-1-4
第2章 計画の基本的な考え方	総-2-1
第1節 減災を重視した防災対策の方向性	総-2-1
第2節 地域防災力の向上	総-2-2
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点	総-2-3
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し	総-2-4
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総-3-1
第4章 地勢概要等	総-4-1
第1節 地勢概要	総-4-1
第5章 想定災害と被害想定	総-5-1
第1節 地震・津波による被害想定	総-5-1
第2節 風水害による被害想定	総-5-4
第6章 防災対策の基本方針	総-6-1
第1節 地震・津波対策の基本的視点	総-6-1
第2節 市土の保全	総-6-2
第3節 減災目標	総-6-3

第2編 地震・津波編

第1章 災害予防計画	震-1-1
第1節 防災意識の向上	震-1-1
第2節 津波災害予防対策	震-1-8
第3節 火災等予防対策	震-1-15
第4節 消防計画	震-1-18
第5節 建築物の耐震化等の推進	震-1-23
第6節 液状化災害予防対策	震-1-30
第7節 土砂災害等予防対策	震-1-32
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	震-1-38
第9節 情報連絡体制の整備	震-1-44
第10節 備蓄・物流計画	震-1-48
第11節 防災施設の整備	震-1-52

第12節	帰宅困難者等対策	震-1-55
第13節	防災体制の整備	震-1-58
第2章	災害応急対策計画	震-2-1
第1節	災害対策本部活動	震-2-1
第2節	情報収集・伝達体制	震-2-13
第3節	地震・火災避難計画	震-2-29
第4節	津波避難計画	震-2-35
第5節	要配慮者等の安全確保対策	震-2-37
第6節	消防・救助救急・医療救護活動	震-2-40
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	震-2-49
第8節	救援物資供給活動	震-2-57
第9節	広域応援要請計画	震-2-63
第10節	自衛隊への災害派遣要請	震-2-67
第11節	学校等の安全対策・文化財の保護	震-2-73
第12節	帰宅困難者等対策	震-2-77
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	震-2-79
第14節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	震-2-89
第15節	液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧	震-2-93
第16節	ボランティアの協力	震-2-102
第3章	災害復旧・復興計画	震-3-1
第1節	被災者生活安定のための支援	震-3-1
第2節	津波災害復旧対策	震-3-11
第3節	液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策	震-3-13
第4節	激甚災害の指定	震-3-18
第5節	災害復興	震-3-19
第4章	南海トラフ地震防災対策推進計画	震-4-1
第1節	総則	震-4-1
第2節	推進地域及び特別強化地域	震-4-1
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	震-4-2
第4節	関係者との連携協力の確保	震-4-2
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	震-4-3
第6節	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	震-4-6
第7節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	震-4-11
第8節	防災訓練計画	震-4-12
第9節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	震-4-12
第10節	南海トラフ地震防災対策計画	震-4-13

地震・津波編附編〔東海地震に係る周辺地域としての対応計画〕

第1章 総則	附-1-1
第1節 地震・津波編の附編としての位置付け	附-1-1
第2章 防災機関の業務	附-2-1
第3章 事前の措置	附-3-1
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	附-3-1
第2節 事業所に対する指導・要請	附-3-3
第3節 広報及び教育	附-3-5
第4節 地震防災訓練	附-3-7
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	附-4-1
第1節 東海地震注意情報の伝達	附-4-1
第2節 活動体制の準備等	附-4-4
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	附-4-5
第4節 混乱防止の措置	附-4-7
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	附-5-1
第1節 活動体制	附-5-1
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	附-5-4
第3節 警備対策	附-5-11
第4節 水防・消防等対策	附-5-12
第5節 公共輸送対策	附-5-13
第6節 交通対策	附-5-15
第7節 上水道・電気・通信対策	附-5-17
第8節 学校・病院・社会福祉施設対策	附-5-21
第9節 避難対策	附-5-23
第10節 救護救援・防疫対策	附-5-25
第11節 その他の対策	附-5-26
第6章 住民等のとるべき防災措置	附-6-1
第1節 住民のとるべき防災措置と対応	附-6-2
第2節 自主防災組織のとるべき措置	附-6-4
第3節 事業所のとるべき措置	附-6-5

第3編 風水害等編

第1章 災害予防計画	風-1-1
第1節 防災意識の向上	風-1-1
第2節 水害予防対策	風-1-7
第3節 土砂災害予防対策	風-1-14
第4節 風害予防対策	風-1-20
第5節 雪害予防対策	風-1-25
第6節 火災予防対策	風-1-28
第7節 消防計画	風-1-30
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	風-1-35
第9節 情報連絡体制の整備	風-1-41
第10節 備蓄・物流計画	風-1-45
第11節 防災施設の整備	風-1-49
第12節 帰宅困難者等対策	風-1-52
第13節 防災体制の整備	風-1-54
第2章 災害応急対策計画	風-2-1
第1節 災害対策本部活動	風-2-1
第2節 情報収集・伝達体制	風-2-13
第3節 水防計画	風-2-32
第4節 避難計画	風-2-40
第5節 要配慮者等の安全確保対策	風-2-46
第6節 救助救急・医療救護活動	風-2-49
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	風-2-56
第8節 救援物資供給活動	風-2-64
第9節 広域応援要請計画	風-2-70
第10節 自衛隊への災害派遣要請	風-2-74
第11節 学校等の安全対策・文化財の保護	風-2-80
第12節 帰宅困難者等対策	風-2-84
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	風-2-86
第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	風-2-96
第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧	風-2-100
第16節 ボランティアの協力	風-2-105
第3章 災害復旧・復興計画	風-3-1
第1節 被災者生活安定のための支援	風-3-1
第2節 ライフライン関連施設等の復旧対策	風-3-11
第3節 激甚災害の指定	風-3-16
第4節 災害復興	風-3-17

第4編 放射性物質事故編

第1章 基本方針	放-1
第2章 放射性物質事故の想定	放-2
第3章 放射性物質事故予防対策	放-3
第4章 放射性物質事故応急対策	放-5
第5章 放射性物質事故復旧対策	放-11

第5編 大規模火災等編

第1章 大規模火災対策	大-1
第1節 基本方針	大-1
第2節 予防計画	大-2
第3節 応急対策計画	大-5
第2章 林野火災対策	大-9
第1節 基本方針	大-9
第2節 予防計画	大-10
第3節 応急対策計画	大-11
第3章 危険物等災害対策	大-15
第1節 基本方針	大-15
第2節 予防計画	大-16
第3節 応急対策計画	大-19
第4章 油等海上流出災害対策	大-23
第1節 基本方針	大-23
第2節 予防計画	大-26
第3節 応急対策計画	大-28

第6編 公共交通等事故編

第1章 海上事故災害対策	公-1
第1節 基本方針	公-1
第2節 予防計画	公-2
第3節 応急対策計画	公-3
第2章 鉄道事故災害対策	公-8
第1節 基本方針	公-8
第2節 予防計画	公-8
第3節 応急・復旧計画	公-9

第3章 道路事故災害対策	公-14
第1節 基本方針	公-14
第2節 予防計画	公-15
第3節 応急対策計画	公-17

第1編 総則編

総 則 編

第1章 計画の目的及び構成	
第1節 計画の目的	(総-1- 1)
第2節 計画の構成	(総-1- 2)
第3節 他の計画との関係	
1 総合計画との関係	(総-1- 4)
2 千葉県地域防災計画との関係	(総-1- 4)
第2章 計画の基本的な考え方	
第1節 減災を重視した防災対策の方向性	(総-2- 1)
第2節 地域防災力の向上	(総-2- 2)
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点	(総-2- 3)
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し	(総-2- 4)
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	(総-3- 1)
第4章 地勢概要等	
第1節 地勢概要	
1 位置	(総-4- 1)
2 地形	(総-4- 1)
3 河川	(総-4- 1)
4 海岸	(総-4- 1)
5 地質	(総-4- 1)
6 気象	(総-4- 2)
7 社会環境	(総-4- 2)
8 過去の災害	(総-4- 3)
第5章 想定災害と被害想定	
第1節 地震・津波による被害想定	
1 地震	(総-5- 1)
2 津波	(総-5- 2)
第2節 風水害による被害想定	
1 高潮	(総-5- 4)
2 洪水	(総-5- 5)
3 土砂災害	(総-5- 5)
4 ため池	(総-5- 6)
第6章 防災対策の基本方針	
第1節 地震・津波対策の基本的視点	
1 総合的な防災対策	(総-6- 1)
2 実効性の高い計画	(総-6- 1)
3 最大クラスの地震・津波を想定した計画	(総-6- 1)
第2節 市土の保全	
1 市土の保全	(総-6- 2)
第3節 減災目標	
1 経緯	(総-6- 3)
2 減災目標	(総-6- 3)

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、勝浦市防災会議が作成する計画である。

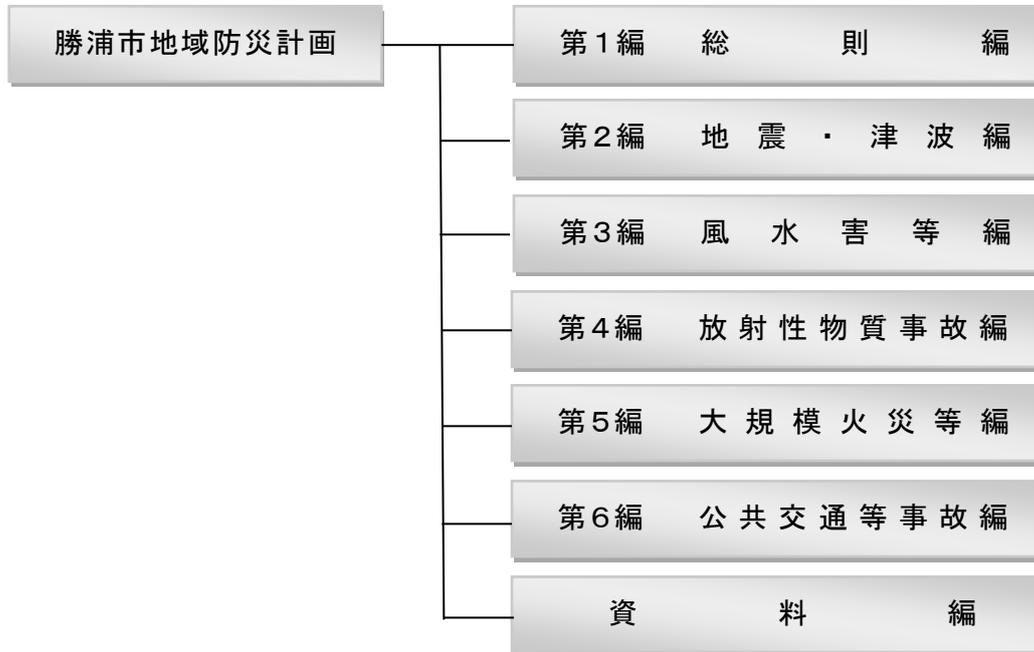
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。県内でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。

また、令和元年9月9日に千葉県に上陸した令和元年房総半島台風（台風15号）は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。本市においても、停電等の被害が生じた。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、勝浦市の市域にかかる災害対策を実施する際の、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、住民、事業所、各種団体等が、平常時からの災害に対する備えと災害発生時に適切な対応をとるための大綱を定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害による被害を軽減することにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の構成

本計画の構成は、次に示すとおりである。



1 総則編

計画の目的・構成、基本方針、防災関係機関等の業務大綱及び市の概況を示す。

2 地震・津波編

地震又は津波による建物被害や火災、津波浸水等に対する対策を示す。「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」のほか、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び東海地震に関する警戒及び発生時の対応を示す附編「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」で構成される。

3 風水害等編

台風や豪雨等による河川の氾濫、高潮、土砂災害等に対する対策を示し、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」で構成される。

4 放射性物質事故編

放射性物質事故について、災害予防、災害応急対策を定めたものである。

5 大規模火災等編

大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害について、災害予防、災害応急対策を定めたものである。

6 公共交通等事故編

海上事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害について、災害予防、災害応急対策を定め

7 資料編

各計画と関連する条例、規則、危険箇所等の一覧表、防災関係機関の連絡先など、その他資料を掲載する。

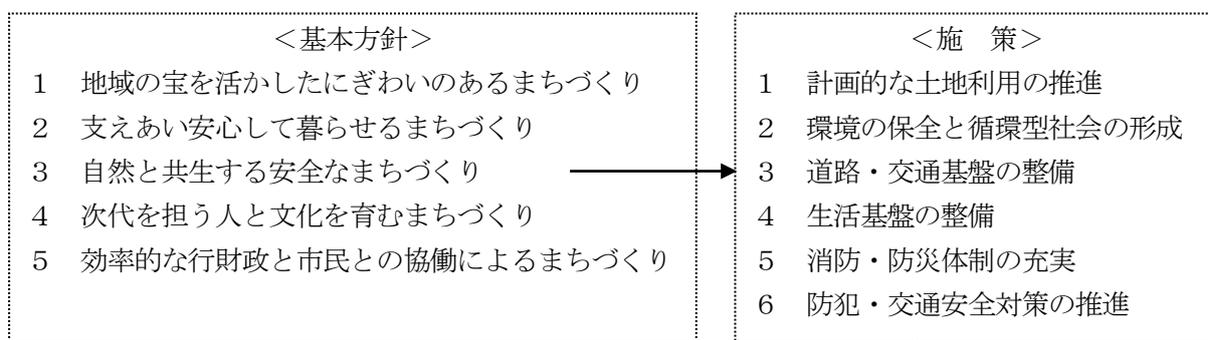
第3節 他の計画との関係

1 総合計画との関係

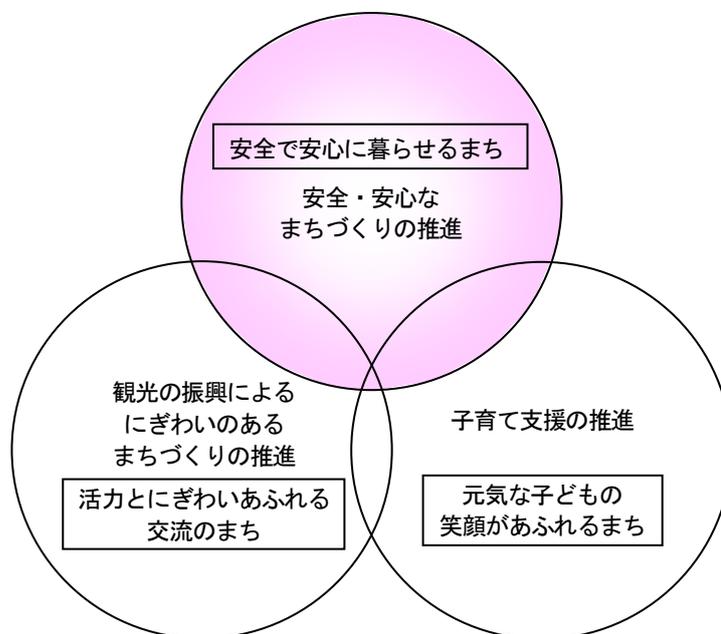
現代の災害は、狭い意味での防災事業だけではその目的を十分に達成することは困難である。都市計画や住民自治の推進、その他住民、行政の活動にかかわる総合的なまちづくりによって初めてその目標とする住民の生命、身体及び財産の保護を達成できるものである。

防災に関しては、勝浦市総合計画 基本構想編「第2章 第3節 自然と共生する安全なまちづくり」の「5 消防・防災体制の充実」において、位置づけられている。

また、本市が目指す将来像「海と緑と人がともに歩むまち“元気いっぱい かつうら”」を早期実現するために、優先的かつ重点的に取組むリーディングプロジェクトとしても位置づけられている。



リーディングプロジェクトの概要



2 千葉県地域防災計画との関係

本計画は、県の地域防災計画（令和2年6月）及び千葉県防災基本条例（平成30年3月）と矛盾、抵触することのないよう策定するものである。

しかし、地域の特性や、市、住民、事業所、各種団体及び防災関係機関等の役割を踏まえ、市独自の計画としての性格を有するものである。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本市では、これまでに様々な地震・津波災害や風水害等による教訓、課題を踏まえ、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、勝浦市国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、住民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と市・県との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んでおり、本市でも、物資や人材・資機材など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と合わせ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成 23 年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北 3 県の死亡者のうち、9 割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60 歳以上の方が約 65% を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後更なる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の機関及びその他防災上重要な施設の管理者、住民、事業者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

【市】

勝浦市	<ul style="list-style-type: none"> ア 勝浦市防災会議及び勝浦市災害対策本部に関すること。 イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実・訓練に関すること。 ウ 災害に関する情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。 エ 災害時における被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 オ 災害の防除と拡大の防止に関すること。 カ 救助、防疫及び保健衛生に関すること。 キ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 ク 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 ケ 被災市営施設の応急対策に関すること。 コ 災害時における文教対策に関すること。 サ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 シ 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 ス 被災施設の復旧に関すること。 セ 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力に関すること。 ソ 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 タ 被災者の避難生活や生活再建支援に関すること。
勝浦診療所	<ul style="list-style-type: none"> ア 健康診断及び健康相談に関すること。 イ 療養の指導及び相談に関すること。 ウ 診察に関すること。 エ 薬剤又は治療材料の投与及び支給に関すること。 オ 処置及びその他の治療に関すること。 カ 看護及び収容に関すること。

【消防機関】

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ア 火災、その他の災害予防、警戒及び防ぎよに関すること。 イ 救助、救急に関すること。 ウ 危険物等の措置に関すること。 エ 災害等の情報収集に関すること。 オ その他消防に関すること。
---------------------------	---

勝浦市消防団	
ア	被害情報の収集、提供に関すること。
イ	災害時の消防活動、水防活動、被災者の救助、及び避難誘導等に関すること。
ウ	応急復旧作業に関すること。
【千葉県】	
夷隅地域振興事務所	
ア	市が処理する事務、事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。
イ	災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。
ウ	その他災害の防除と拡大の防止に関すること。
夷隅土木事務所	
ア	県所管にかかる河川、道路、橋梁及び港湾施設の保全と復旧に関すること。
イ	国土交通省所管海岸保全区域内における海岸施設の被害調査及び応急対策に関すること。
ウ	国土交通省所管港湾区域内における海岸施設の被害調査及び応急対策に関すること。
エ	土砂災害警戒区域等の指定、急傾斜地崩壊危険区域内における崩壊防止施設（県施工施設）の保全と復旧に関すること。
オ	水防活動の全般に関すること。
カ	交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。
夷隅健康福祉センター	
ア	医療施設の保全に関すること。
イ	医療救護及び助産に関すること。
ウ	防疫その他保健衛生に関すること。
エ	災害救助に係る連絡、調整に関すること。
南部林業事務所	
ア	林地及び林業用施設の保全と復旧に関すること。
イ	保安林、保安施設の保全に関すること。
ウ	地すべり防止事業に関すること。
南部漁港事務所大原支所	
ア	管内漁港及び堤防の保全と復旧に関すること。
イ	管内漁港の応急対策に関すること。
勝浦水産事務所	
ア	災害時における漁港関係各事業者の輸送力の確保に関すること。
イ	災害時における被災者物資等の海上輸送計画に関すること。
ウ	水産関係及び漁港施設の応急対策に関すること。
エ	漁港区域に係る海岸の被害調査に関すること。
オ	災害時における水産事業者の経営指導等に関すること。
水産情報通信センター	
	災害時における無線通信に関すること。
勝浦警察署	
ア	災害情報に関すること。

<ul style="list-style-type: none"> イ 被害者の救出及び避難に関すること。 ウ 死体（行方不明者）の捜索並びに検視に関すること。 エ 交通に関すること。 オ 犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関すること。

【指定地方行政機関】

関東総合通信局
<ul style="list-style-type: none"> ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 イ 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）の派遣に関すること。 ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
厚生労働省千葉労働局
<ul style="list-style-type: none"> ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。
農林水産省関東農政局千葉地域センター
<ul style="list-style-type: none"> ア 応急用食料・物資の支援に関すること。
関東森林管理局千葉森林管理事務所上野森林事務所
<ul style="list-style-type: none"> ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 イ 災害復旧用材（国有林）の供給に関すること。
銚子地方气象台
<ul style="list-style-type: none"> ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予防・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
勝浦海上保安署
<ul style="list-style-type: none"> ア 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。 イ 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること。 ウ 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。 エ 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。

【自衛隊】

自衛隊
<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣の準備 <ul style="list-style-type: none"> ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。 イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ウ 防災資材の整備及び点検に関すること。

<p>エ 地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に符合した防災に関する各種訓練の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害派遣の実施</p> <p>ア 人命又は財産の保護のため、緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。</p> <p>イ 災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関すること。</p>
--

【指定公共機関】

<p>日本郵便株式会社</p> <p>ア 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。</p> <p>イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。</p> <p>(オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。</p> <p>ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。</p>
<p>東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</p> <p>ア 電気通信施設の整備に関すること。</p> <p>イ 災害時における通信サービスの提供に関すること。</p> <p>ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
<p>日本赤十字社千葉県支部</p> <p>ア 医療救護に関すること。</p> <p>イ こころのケアに関すること。</p> <p>ウ 救援物資の備蓄及び配分に関すること。</p> <p>エ 血液製剤の供給に関すること。</p> <p>オ 義援金の受付及び配分に関すること。</p> <p>カ その他応急対応に必要な業務に関すること。</p>
<p>日本放送協会</p> <p>ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。</p> <p>イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。</p> <p>ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。</p> <p>エ 被災者の受信対策に関すること。</p>
<p>東京電力パワーグリッド株式会社</p> <p>ア 災害時における電力供給に関すること。</p> <p>イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</p>
<p>東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>ア 鉄道施設の保全に関すること。</p> <p>イ 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>

ウ 帰宅困難者対策に関すること。
日本通運株式会社
災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
災害時における物資の輸送に関すること。

【指定地方公共機関】

一般社団法人千葉県LPガス協会
ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会
災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

【住民及び事業所等】

住民
<p>ア 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。</p> <p>イ 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。</p> <p>また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。</p>
自主防災組織
<p>ア 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること。</p> <p>イ 市及び県が行う防災対策に協力するよう努めること。</p>
事業所
<p>ア 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること。</p> <p>イ 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。</p> <p>ウ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めること。</p>
勝浦市社会福祉協議会
<p>ア 要配慮者の支援に関すること。</p> <p>イ 災害時におけるボランティアセンターの設置協力、運営及びボランティアの活動支援に関すること。</p>
勝浦市赤十字奉仕団
<p>ア 災害時における救援救護等の支援・協力に関すること。</p> <p>イ 災害時におけるボランティアセンターの運営協力及びボランティアの活動支援に関すること。</p>

その他ボランティア活動団体
<ul style="list-style-type: none"> ア 普段から構成員間の連携を密にして活動体制を整備するとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。 イ 災害時におけるボランティアセンターの運営協力及びボランティアの活動支援に関すること。

【その他の機関】

一般社団法人夷隅医師会
<ul style="list-style-type: none"> ア 医療及び助産活動に関すること。 イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人夷隅郡市歯科医師会
<ul style="list-style-type: none"> ア 歯科医療活動に関すること。 イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人千葉県薬剤師会（一般社団法人外房薬剤師会）
<ul style="list-style-type: none"> ア 医薬品の調達、供給、管理に関すること。 イ 薬剤師との連絡調整に関すること。
特定非営利活動法人千葉県防災士会
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の防災に対する意識向上、災害救援活動の支援に関すること。
勝浦市防災士会
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の防災に対する意識向上、災害救援活動の支援に関すること。
学校法人国際武道大学
<ul style="list-style-type: none"> 市と国際武道大学との連携に関する包括協定書に基づく防災・消防に関すること。
勝浦管内排出油防除協議会
<ul style="list-style-type: none"> 排出油事故が発生した場合における具体的な防除のための活動に関すること。
公益社団法人千葉県水難救済会
<ul style="list-style-type: none"> ア 海上事故に関すること。 イ 洋上救急に関すること。 ウ 救済思想に関すること。

第4章 地勢概要等

第1節 地勢概要

1 位置

本市は、千葉県の南東部に位置し、東西 14 km、南北 12.5 kmに及ぶ。市南部の海岸線は、清澄山系の山裾が数多く太平洋に突き出して多くの入江をつくり、25.7 kmの沿岸を有している。北部は、房総丘陵の山々が連なり、西から鴨川市、大多喜町、いすみ市、御宿町との境界を形成している。

位 置	極 東	140° 20' 54"	
	極 西	140° 11' 28"	
	極 南	35° 06' 39"	
	極 北	35° 14' 28"	
面 積	広 ぼ う		海 岸 線
	東 西	南 北	
93.96km ²	14 km	12.5km	25.7km

2 地 形

本市は、房総丘陵と呼ばれる山間地が海まで迫り、海岸沿いは平坦地が少なく、内陸部は東西に夷隅川、南北に夷隅川支流（新戸川）が貫流し、山間には帯状に農耕地が展開している。

海岸沿いの勝浦地区と興津地区は、海岸沿いの低地部と丘陵地から構成され、低地部の背後には急傾斜地が展開する。これらの地区を流れる小河川は海に直接流入する。小河川の上流部の河床は急勾配であるが、下流部は緩勾配である。最近では丘陵地の人工改変による宅地化が進み、地形状況が変化している。

本市地域の山間地は、房総丘陵のなかにあつて清澄山系に連なり、標高 268m以下の野々塚山、杉戸山、福沢山、芳賀山及び上野山等が上野地区から総野地区に連なっている。

3 河 川

河川は、夷隅川及びその支流と、太平洋に注ぐ河川が存在する。

4 海 岸

勝浦の海岸線は、大半が太平洋の荒波に浸食されたリアス式海岸であり、深い入江には17の漁港が点在している。

勝浦漁港は、令和2年9月19日に「みなとオアシス勝浦：海と街と歴史が繋がる～さと海、さと山、勝浦～」として国土交通省の認定を受けた。

5 地 質

本市の地質は、主に第三紀鮮新世に堆積した三浦層群（安房層群）と第四紀更新世に堆積

した上総層群で構成されている。勝浦市地域の三浦層群も上総層群も泥岩を主としている。この三浦層群と上総層群の関係は不整合関係にある。

6 気象

本市は、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海岸性気候の特性を呈し、年平均気温は 15 度を超える。また、積雪をみることはまれで、居住性に優れている。

(1) 降水量

本市の年間平均降水量は約 2,100 mm (2010～2019 年の直近 10 年間の平均年間降水量) と多い。

降雨量の季節的变化をみると、秋に多く、春、夏がこれに次ぎ、冬は最も少なくなっている。秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短時間に激しい雨を伴い、大雨をもたらすことが多い。

(2) 風向・風速

秋から冬にかけては北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが一般的であるが、背後に山が多く、南は広く海に開いているので、特に南よりの風が強く、冬季であっても強風は南風となる。

また、風速においては、本市が半島に所在していることから、一般に風が強く、冬の季節風、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）が、吹くことが多い。

7 社会環境

(1) 交通

本市は、千葉市から約 50km の位置にあり、平成 25 年 4 月に首都圏中央自動車道・IC が整備されており、平成 31 年 3 月には国道 297 号松野バイパス（勝浦市松野～杉戸）が整備された。

鉄道は、千葉駅～勝浦駅間を J R 外房線が 1 時間強の所要時間で結んでいる。

(2) 産業

本市の基幹産業は漁業で、漁獲量は県内 1～2 位であるが、経営体、漁船数、従業者数のいずれも減少傾向にある。

(3) 人口

人口、平成 17 年 22,198 人から平成 27 年 19,248 人と減少しており、世帯数も平成 17 年 9,290 世帯から平成 27 年 8,965 世帯と減少している。

1 世帯あたり人員は、平成 17 年 2.39 から平成 27 年 2.15 と微減している。

65 歳以上の高齢化率は、平成 17 年 28.9%から平成 27 年 37.7%と増加している。

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯あたり人員 (人/世帯)	65 歳以上人口 (人)	65 歳以上人口率 (%)
平成 17 年	9,290	22,198	2.39	6,409	28.9
平成 22 年	9,179	20,788	2.37	6,775	32.6
平成 27 年	8,965	19,248	2.15	7,265	37.7

(各年国勢調査)

8 過去の災害

(1) 地震・津波

千葉県は、日本海溝と相模トラフに囲まれているため、本市は海域を震源とする大規模地震に強く影響を受ける地理的条件にあるとされている。

江戸時代から現代まで本市に影響を及ぼした主な地震は下表のとおりであり、過去に大きな被害をもたらした地震は、概ね60年に1度発生している状況にある。

なお、今後、本市に大きな影響を及ぼすおそれのある地震としては、駿河トラフ沿いの「東海地震」、相模トラフ沿い及び房総半島沖を震源域とするマグニチュード8級の大規模地震に加え、東海・東南海地域を震源とするマグニチュード8クラスの南海トラフ地震、南関東地域におけるマグニチュード7クラスの直下地震（首都直下地震）の発生が懸念されている。

勝浦市周辺が影響を受けた主な地震（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 日本暦年月日	震 央		マグニチュード	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東 経 北 緯	震 央 地 名				
1	1605.2.3 慶長9年12月16日 【慶長南海・東海地震】 (慶長房総大地震)	140.3 34.3	房総沖	7.9	山崩れが多く発生した。	房総半島東に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。 上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数。
2	1677.11.4 延宝5年10月9日 【房総延宝地震】	141.5 36.6	茨城県沖	8.0	勝浦から東浪見にかけて被害が大きく、震度6程度と考えられる。	房総沿岸に大津波があった。 各地の推定津波波高は、大原4m、岩船7m、御宿6m。	家や漁船の被害が大きかった大原で倒家25戸、水死者9名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名。
3	1703.12.31 元禄16年11月23日 【元禄地震】	139.8 34.7	房総沖	8.2	安房地方で山崩れが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。 各地の推定津波波高は御宿8m、小湊6mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名。
4	1923.9.1 大正12年9月1日 【大正関東地震】	139.3 35.2	相模湾	7.9	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山崩れが多発した。 三芳村付近は地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。 各地の推定津波波高は布良4.5m、勝山2.2m、木更津1.8mなどであった。	千葉県全体で死者1,335名、負傷者3,426名、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、消失647戸、流失71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
5	1923.9.2 大正12年9月2日	140.4 35.1	勝浦沖	7.4	勝浦付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。 洲崎で津波波高は30cmになった。	勝浦で瓦の落下など小被害があった。
6	1960.5.23 昭和35年5月23日 【チリ地震津波】	73.5W 38.0S	チリ沖	8.5		九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。 津波波高は銚子153cm、布良67cm。	津波による被害は死者1名(銚子)、負傷者2名、半壊家屋11戸、田畑の冠水173haに及んだ。

第4章 地勢概要等

番号	西暦年月日 日本暦年月日	震央		マグニチュード	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東北経緯	震央地名				
7	1987.12.17 昭和62年12月17日 【千葉県東方沖地震】	140.5 35.3	千葉県 東方沖	6.7	山武、長生郡市を中心に、がけ崩れ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、がけ崩れの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者2名、負傷者144名、全壊家屋16棟、半壊家屋102棟、一部損壊71,212棟、断水49,752戸、停電287,900戸、ガス供給停止4,967戸、ブロック塀等の倒壊2,792か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
8	2011.3.11 平成23年3月11日 【東北地方太平洋沖地震】	142.9 38.1	三陸沖	9.0	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	津波観測点「銚子」では押波による第一波を15時13分に観測。17時22分に津波の最大の高さ2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で23.7km ² に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、住民の生命・財産を奪い去った。	令和2年12月14日現在死者22名（うち、津波による死者14名（旭市13名、山武市1名）、行方不明者2名（津波による）、負傷者261名。建物全壊801棟、半壊10,157棟、一部損壊55,099棟、建物火災15件、床上浸水157棟、床下浸水731棟。水道断水177,254戸、減水129,000戸。下水道24,300戸で使用制限。ガス8,631戸で停止。電気347,000戸で停電。国道、県道で全面通行止め33カ所、片側通行規制12カ所。農業施設の損壊2,257カ所ほか。漁船転覆・乗り上げ等390隻。石油コンビナート爆発事故（市原市）。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
9	2020.6.25 (令和2年)	141.1 35.5	千葉県 東方沖	6.1			県内で重傷者1名（市原市）、軽症者1名（いすみ市）

第4章 地勢概要等

(2) 風水害

昭和40年以降

災害原因	発生日月	被害の概要						がけ崩れ 発生件数
		人的被害・人		住家被害・戸				
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸	床下浸水	
関東地方南部の大雨	昭和45年 7月1日	19	31	280	262	2,756	3,657	17,300
秋雨前線並びに台風25号に伴う大雨	昭和46年 9月6日 ～9月7日	56	98	441	341	5,959	16,109	7,760
台風6号及び梅雨前線に伴う大雨	昭和60年 6月30日 ～7月1日	2	21	7	36	119	1,028	400
台風10号に伴う大雨	昭和61年 8月4日 ～8月5日	—	4	7	2	1,922	4,194	328
熱帯低気圧による大雨	昭和63年 8月10日 ～8月11日	2	9	1	1	18	471	439
雷を伴った大雨	平成元年 7月31日 ～8月1日	4	9	16	22	1,230	4,282	1,661
茂原市竜巻災害	平成2年 12月11日	1	73	82	161	—	—	—
台風12号に伴う大雨	平成7年 9月17日	1	3	2	9	108	519	97
台風17号	平成8年 9月21日 ～9月22日	6	21	8	21	2,066	4,738	485
台風22号	平成16年 10月8日 ～10月10日	2	19	—	2	274	1,244	322
台風23号	平成16年 10月20日 ～10月21日	2	3	—	—	10	161	28
平成20年8月末豪雨	平成20年 8月28日 ～8月30日	—	1	—	—	156	876	2
平成21年8月大雨・洪水・暴風	平成21年 8月31日	—	5	—	—	35	—	—
台風18号	平成21年 10月8日	—	24	1	1	4	23	—
台風9号	平成22年 9月8日	—	1	—	—	114	191	—
台風15号	平成23年 9月20日	—	23	—	—	1	3	1
野田市竜巻災害	平成25年 9月2日	—	1	1	5	—	—	—

第4章 地勢概要等

災害原因	発生年月日	被害の概要						
		人的被害・人		住家被害・戸				がけ崩れ発生件数
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸	床下浸水	
台風26号	平成25年 10月15日	1	22	6	9	1,489	2,794	34
平成26年大雪被害	平成26年 2月8日	2	450	—	—	—	—	—
平成26年大雪・大雨 洪水	平成26年 2月14日 ～15日	—	96	—	—	—	—	—
台風18号	平成26年 10月5日	2	14	—	1	4	30	9
房総半島 台風(*)	令和元年 9月9日	12	91	448	4,694	8	42	6
東日本 台風(*)	令和元年 10月12日	1	25	32	379	—	33	—
10月25日 の大雨(*)	令和元年 10月25日	12	11	34	1,890	173	542	30

※人的被害の死者には、行方不明者を含む

*房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の被害の概要は、令和3年1月21日現在の数値となります。

第5章 想定災害と被害想定

第1節 地震・津波による被害想定

1 地震

計画策定の前提条件は、切迫性が高い東京湾北部地震をモデルとしたマグニチュード7級の首都直下地震とした。この地震は、首都圏に大きな経済的・社会的影響を与え、市域においても、大きな物的・人的被害の発生が懸念される。

(1) 災害規模

東京湾北部地震をモデルとした首都直下地震の震源域は、東京湾北部の東京から千葉にかけて広い地域である。想定地震の規模はマグニチュード7.3であり、勝浦市の震度は、ほぼ全域が6弱と想定される。

(2) 被害想定

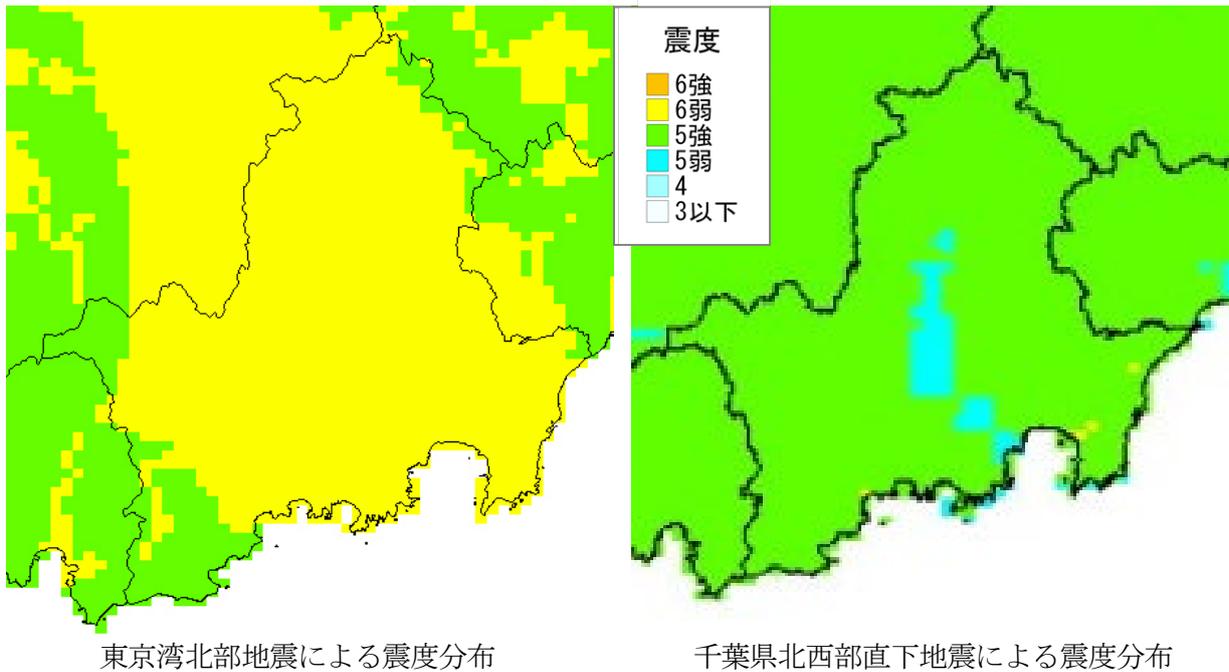
市域の被害は、揺れによる建物全壊1,569棟、死者28人、最大避難者数7,308人である。また、液状化による建物被害は、全壊棟数が62棟である。

地震による災害規模及び被害想定

東京湾北部地震			参考：千葉県北西部直下地震	
地震の規模：M7.3（冬18時 風速9m/秒）			M7.3	
被害想定項目			被害量	被害量
建物被害	建物棟数		14,358棟	13,900棟
	揺れ	全壊	1,569棟(10.9%)	10棟(0.1%)
		半壊	3,163棟(22.0%)	140棟(1.0%)
	液状化	全壊	62棟(0.4%)	—
		半壊	—	—
	急傾斜地の崩壊	全壊	60棟(0.4%)	—
半壊		139棟(0.9%)	—	
地震火災	炎上出火件数		11件	—
	焼失件数		484件	—
人的被害	死者		28人	—
		うち要配慮者	8人	—
	負傷者		549人	20人
		うち重傷者	55人	—
避難者・帰宅困難者	避難者（最大）		7,308人	570人
	帰宅困難者（12時）		2,866人	2,700人
ライフライン	上水道（配水管被害率）		0～0.75件/km	上水道機能支障率16%
その他	エレベーター閉じ込め台数		24台	10台
	自力脱出困難者		239人	—
	震災廃棄物		10万トン	2,100トン

* 平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書、ただし、液状化については勝浦市防災アセスメント調査

* 参考：千葉県北西部直下地震の被害想定は、平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書



2 津波

(1) 被害想定

平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査においては、緊急性を考慮して東北地方太平洋沖地震による断層の割れ残りを想定したモデル（房総半島東方沖日本海溝沿い地震モデル）に基づく津波想定及び被害想定が実施された。

この津波による勝浦市沿岸部の最大津波高は約 7.2m（部原東）である。市街地の浸水深は約 2m 以上、地震発生から 20～25 分程度で浸水する。

津波による災害規模及び被害想定

房総半島東方沖日本海溝沿い地震			
建物被害	全壊棟数		約 700 棟
	半壊棟数		約 1,000 棟
人的被害（最大）	早期避難者率低	死者数	約 2,100 人
		重傷者数	約 90 人
		軽傷者数	約 170 人
	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約 720 人
		重傷者数	約 10 人
		軽傷者数	約 40 人

* 参考：平成 26・27 年度 千葉県地震被害想定調査報告書

(2) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく浸水想定

千葉県では、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、過去に千葉県沿岸に津波被害をもたらした地震や、将来最大クラスの津波をもたらすと想定される 5 つの地震を選定し、各地震のシミュレーションを行い、各地で最大となる「浸水域」と「浸水深」を設定し、津波浸水想定図を作成するとともに、平成 30 年 11 月に公表した。

これらのうち、勝浦市の沿岸部が影響を受ける地震は、延宝房総沖地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース 2 及び 3）である。

第5章 想定災害と被害想定

津波浸水想定による勝浦市の浸水面積は 448ha、最大津波水位は 16.4m、最大津波水位に至る到達時間は 11 分、影響開始時間は 1 分である。

最大クラスの津波を発生させる地震、勝浦市の沿岸部が影響を受ける地震

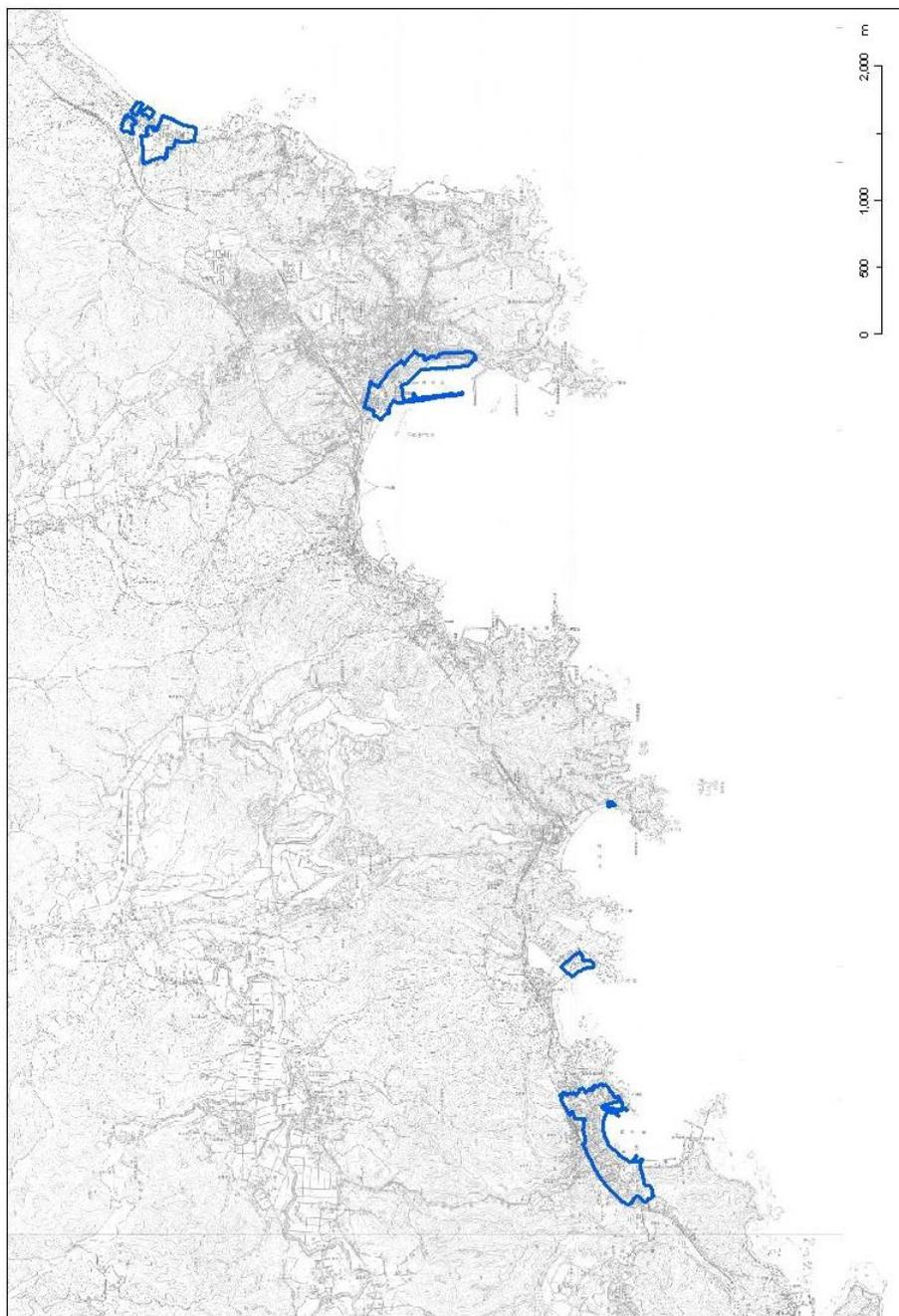
最大クラスの津波を発生させる地震	地域海岸名	太東漁港 (いすみ市) ～松部漁港	鵜原漁港～ 勝浦市境界
延宝房総沖地震		○	
元禄関東地震			
東北地方太平洋沖地震			
房総半島南東沖地震			
相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (ケース 1)			
相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (ケース 2)		○	○
相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (ケース 3)		○	

第2節 風水害による被害想定

1 高潮

勝浦市のように南に開いた湾において、高潮は、台風が西側を北上した場合に発生しやすくなる。計画策定の前提となる高潮災害として、伊勢湾台風クラスの勢力の強い台風が市域の西側から北上し直撃した際に浸水が想定される地域を設定した。

伊勢湾台風クラス（中心気圧：932hPa程度）の勢力の強い台風が市域の西側から北上し直撃、上陸した際の想定浸水地域は、海岸平野からなる部原、勝浦、鵜原、守谷及び興津であり、特に、勝浦では勝浦漁港周辺、興津では興津駅南側の建物が密集する地域の浸水が想定される。



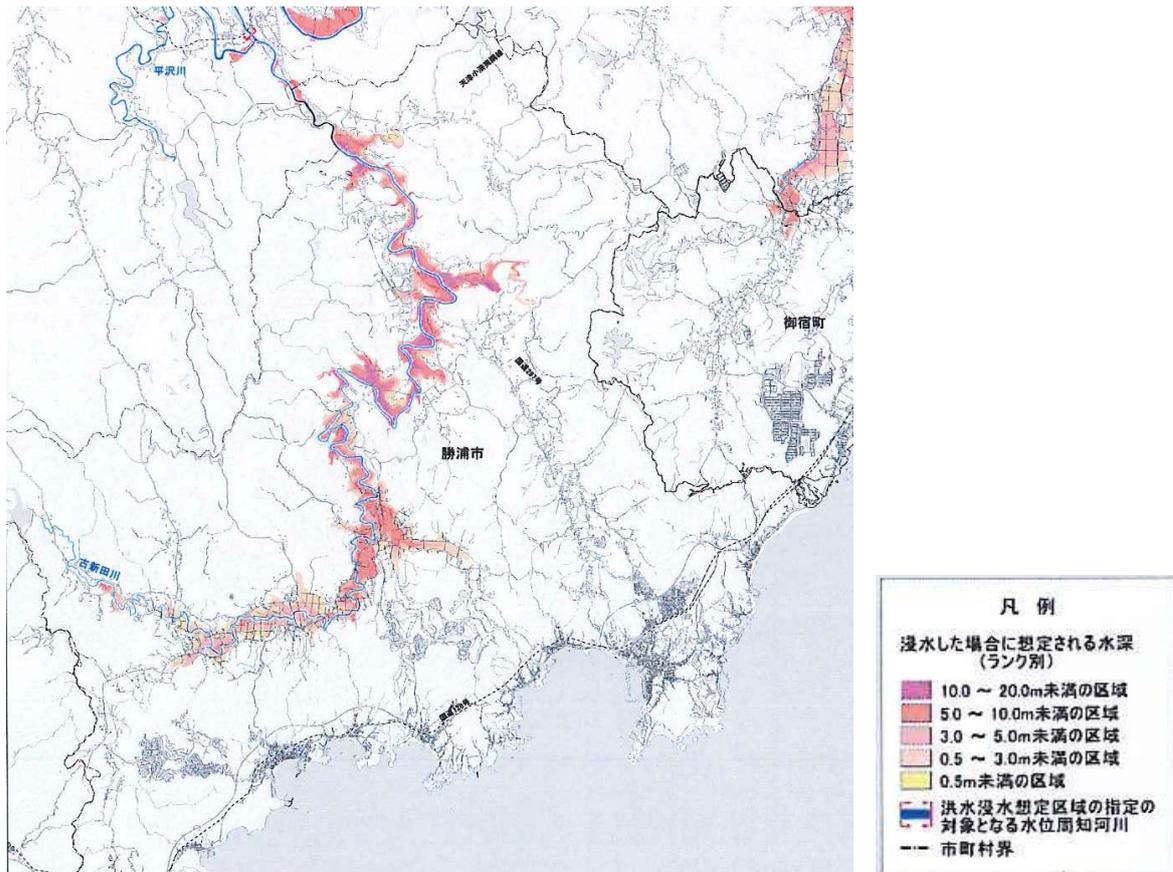
高潮想定浸水区域図（勝浦市防災アセスメント調査 平成17年）

2 洪水

県は、平成19年3月30日に浸水想定区域（計画規模の浸水想定図）を指定したが、平成27年5月に水防法の一部が改正されたことを受け、県は、夷隅川の洪水浸水想定区域図を見直し、令和2年5月、想定最大規模降雨等による洪水浸水想定区域図等を公表した。

夷隅川浸水想定算出の根拠となる降雨

計 画 規 模	夷隅川流域の24時間総雨量 267.0 mm
想定最大規模	夷隅川流域の24時間総雨量 617.0 mm



夷隅川水系夷隅川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 千葉県（令和2年5月28日）

3 土砂災害

土砂災害は、降雨時及び地震時により突発的に発生し、ひとたび発生すると死傷者の生じる可能性が高い災害である。

令和元年に全国で発生した土砂災害発生件数は1,996件であり、集計開始以降における平均発生件数の約1.8倍（平均発生件数は1,081件(S57-H30)）となっている。（国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室）

土砂災害には、がけ崩れ、土石流、地すべりの3つの現象があり、千葉県では土砂災害危険箇所調査を行っている。これらのうち、勝浦市域にはがけ崩れの危険性のある箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）が多く分布している。

4 ため池

(1) 勝浦ダム

勝浦ダムは、平成25・26年度耐震性能照査業務において「安全である」と判断されている。勝浦ダムが決壊してから60分後のハザードマップが公開されている。

(2) 井堤堰

井堤堰は、貯水量120,400立方メートル（上堰12,600立方メートル、下堰107,800立方メートル）を貯える農業用ため池である。井堤堰が決壊してから60分後のハザードマップが公開されている。

第6章 防災対策の基本方針

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

1 総合的な防災対策

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などを組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

2 実効性の高い計画

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、千葉県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。

さらに、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

一方、市町村、県、ライフライン事業者の震災の対応状況や、旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、市は、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3 最大クラスの地震・津波を想定した計画

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも十分に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのを想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 市土の保全

1 市土の保全

本市の位置する房総半島は、四方を海と河川に囲まれ、南部には山間部が広がっており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限に留められているところである。

しかしながら、都市化の進展、住民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

(1) 治 水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。

特に狭い国土に多数の人口を擁しているわが国では、高度の土地利用が要求され、河川流域の利用度が著しく高いため、ひとたび河川が氾濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、普通河川改修事業を推進するとともに、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

(2) 治 山

本市の山地・丘陵地においては、地形が錯綜し、急流が多く、地質が軟弱なため崩壊、崩落及び浸食が激しく、洪水氾濫や土砂流出等が発生しやすい。小規模の地すべりも各所で発生し、道路、護岸等の公共施設、農地や宅地の被害をしばしばもたらしている。これは、水源山地の荒廃に起因するものが多い。

(3) 海 岸

本市の海岸の特性として、被害の様相は波浪による浸食である。したがって、消波堤、護岸、堤防等により波浪による海岸浸食防止を図っている。

昭和 25 年度から海岸事業に国庫補助の途が開かれて以来、本市の海岸保全施設事業も着々とその成果をあげているものの、海岸保全施設の公共的重要性も増大している。

第3節 減災目標

1 経緯

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとされた。

そこで、本市では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ行動計画である「千葉県地震防災戦略」（平成29年度改定）を参考に、地震・津波により想定される死者数ゼロを目標とし、体系的及び計画的に地震・津波災害における防災・減災施策を推進していく。

2 減災目標

東京湾北部地震における死者数（被害想定死者数28人）をゼロとする。

3 戦略の主な施策と目標

(1) 予防対策による減災

○災害情報伝達体制の構築

【目標】防災行政無線デジタル化の完了

防災アプリ「かつうらメイト」登録者数の増加

○住宅及び特定建築物の耐震化の促進

耐震関連補助事業、耐震相談会の開催等により耐震化を促進する。

【目標】耐震化率の向上

○橋梁の耐震化の推進

緊急輸送道路を中心に対策を進め、災害に強い道づくりに努める。

【目標】要対策7橋（補強5橋、架換2橋）の耐震化

○自主防災組織のカバー率の向上・活性化の推進

自主防災組織の設置促進や活動に対する技術的支援を行う。

【目標】自主防災組織のカバー率（世帯数）の向上

(2) 応急対策による減災

○消防団員の確保、装備施設の強化

【目標】消防団待遇の改善、消防団詰所の更新

消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き積載車の更新

○大規模災害時における応援受入体制の構築

「千葉県大規模災害時応援受援計画」の実効性を確保し、必要に応じて計画の見直しを検討する。

【目標】市、県、救援部隊等と緊密に連携し、訓練等を通じた計画の実効性の確保

○市の業務継続計画（大規模災害編）の実効性の確保

「勝浦市業務継続計画（大規模災害編）」の実効性を確保するための継続的な見直しを実施する。

【目標】計画の検証の実施及び参集予測、災害時優先業務の継続的見直し

○その他地震・津波に関する各種計画の作成、拡充

【目標】津波避難計画・受援計画、物流計画、避難所開設・運営計画の策定、見直し

(3) 復旧・復興対策による減災

○復興本部の体制づくり

復興本部の設置や、運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。

【目標】「震災復旧・復興対策マニュアル」の策定及び効果的な体制の整備

○地籍調査の推進

地籍調査を実施し、災害に強い市土づくりを推進する。

【目標】地籍調査の早期完了

○災害時保健活動の推進

被災直後から、避難生活中の健康維持のため、心身両面の健康相談及び啓発活動を実施できる体制を整備する。

【目標】災害時における保健活動の対応能力向上のための研修会を毎年度1回開催する。

第2編 地震・津波編

第1章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

- 1 防災教育 (震-1- 1)
- 2 過去の災害教訓の伝承 (震-1- 1)
- 3 防災広報の充実 (震-1- 2)
- 4 自主防災体制の強化 (震-1- 3)
- 5 防災訓練の充実 (震-1- 5)
- 6 調査研究 (震-1- 6)

第2節 津波災害予防対策

- 1 総合的な津波対策の基本的な考え方 (震-1- 8)
- 2 津波広報、教育、訓練計画 (震-1- 8)
- 3 津波避難対策 (震-1-11)
- 4 津波防護施設等の整備 (震-1-13)

第3節 火災等予防対策

- 1 地震火災の防止 (震-1-15)
- 2 建築物不燃化の促進 (震-1-16)
- 3 防災空間の整備・拡大 (震-1-17)
- 4 火災予防についての啓発 (震-1-17)

第4節 消防計画

- 1 消防体制・施設の強化 (震-1-18)
- 2 消防職員及び消防団員等の教育訓練 (震-1-19)
- 3 市町村相互の応援体制 (震-1-19)
- 4 広域航空消防応援体制 (震-1-20)
- 5 消防思想の普及 (震-1-20)
- 6 市の消防計画及びその推進 (震-1-20)
- 7 消防施設の整備 (震-1-21)

第5節 建築物の耐震化等の推進

- 1 市街地の整備 (震-1-23)
- 2 建築物等の耐震対策 (震-1-23)
- 3 ライフライン等の耐震対策 (震-1-24)
- 4 道路及び交通施設の安全化 (震-1-27)
- 5 漁港施設の安全化 (震-1-28)
- 6 危険物施設の安全化 (震-1-28)

第6節 液状化災害予防対策

- 1 液状化対策の推進 (震-1-30)
- 2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策 (震-1-30)
- 3 液状化対策の広報・周知 (震-1-31)
- 4 液状化被害における生活支援 (震-1-31)

第7節 土砂災害等予防対策

- 1 土砂災害の防止・孤立集落対策 (震-1-32)
- 2 地盤沈下の防止 (震-1-35)
- 3 地籍調査の推進 (震-1-36)
- 4 河川・ため池施設の安全化 (震-1-36)

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

- 1 避難行動要支援者への対応 (震-1-38)
- 2 要配慮者全般への対応 (震-1-40)
- 3 社会福祉施設等における防災対策 (震-1-41)
- 4 災害危険区域に立地する要配慮者施設における警戒避難体制の整備 (震-1-42)
- 5 外国人への対応 (震-1-42)

第9節 情報連絡体制の整備

- 1 防災情報システム (震-1-44)
- 2 市における災害通信施設の整備 (震-1-44)
- 3 警察における災害通信網の整備 (震-1-45)
- 4 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備 (震-1-45)
- 5 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備 (震-1-45)
- 6 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 (震-1-46)
- 7 KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備 (震-1-46)
- 8 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備 (震-1-46)
- 9 非常通信体制の充実強化 (震-1-46)
- 10 アマチュア無線等の活用 (震-1-47)
- 11 その他通信網の整備 (震-1-47)

第10節 備蓄・物流計画

- 1 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 (震-1-48)
- 2 災害用備蓄倉庫の整備 (震-1-50)
- 3 備蓄品の管理 (震-1-50)
- 4 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (震-1-50)
- 5 水防用資機材の整備 (震-1-51)

第11節 防災施設の整備

- 1 災害対策拠点の整備 (震-1-52)
- 2 消防施設等の整備 (震-1-52)
- 3 河川への消火用水確保施設の整備 (震-1-52)
- 4 指定避難所・指定緊急避難場所の整備 (震-1-52)

第12節 帰宅困難者等対策

- 1 帰宅困難者等 (震-1-55)
- 2 一斉帰宅の抑制 (震-1-55)
- 3 帰宅困難者等の安全確保対策 (震-1-56)
- 4 帰宅支援対策 (震-1-57)
- 5 鉄道事業者の対策 (震-1-57)
- 6 観光客に対する対応 (震-1-57)

第13節 防災体制の整備

- | | | |
|----|-----------------------|----------|
| 1 | 市の防災体制の整備 | (震-1-58) |
| 2 | 県、市及び防災関係機関の連携の強化 | (震-1-58) |
| 3 | 災害対策本部の活動体制 | (震-1-58) |
| 4 | 受援体制の整備 | (震-1-58) |
| 5 | 広域避難者の受入体制の整備 | (震-1-58) |
| 6 | 避難勧告等の発令基準等の整備 | (震-1-59) |
| 7 | 事業者との連携 | (震-1-59) |
| 8 | 非常用電源の設置状況等の収集・整理 | (震-1-59) |
| 9 | 燃料の供給体制の整備 | (震-1-59) |
| 10 | 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 | (震-1-59) |
| 11 | 業務継続計画（BCP）の改定 | (震-1-60) |

第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためには、市の防災対策の推進に合わせて、住民一人ひとりが地震・津波についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に沉着に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。

このためには、防災教育を推進するとともに、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災・減災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災・減災意識の向上を図る。

また、各地域における自主防災組織の設立や、各事業所の防災体制づくりの促進・充実を図り、災害時に住民、事業所等が円滑かつ的確に活動できるよう、平常時から実践に即した防災訓練を積極的に実施するよう支援を行う。

なお、防災・減災意識の向上施策にあたっては、要配慮者等への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育

主な担当	消防防災課、学校教育課
------	-------------

(1) 住民への防災教育

市及び防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体のかかわりのなかで防災教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

教育機関においては、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。なお、防災教育の推進にあたっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行う。

また、地域や自主防災組織、各種団体等に対しては、防災士等を活用した防災教育の支援を行う。

(2) 職員への防災教育

災害発生時には、職員の多くが災害対応にあたらなければならないため、災害に関する基本的な知識について、防災関連の計画やマニュアルなどを備え、適切な対応ができるよう訓練等を通じて指導する。

2 過去の災害教訓の伝承

主な担当	消防防災課
------	-------

過去に発生した大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開する。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加し、防災・減災意識の向上に努める。

3 防災広報の充実

主な担当	全庁
------	----

自助・共助の取組みを強化するため、住民一人ひとりが正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけられるよう、様々な広報媒体を活用し防災広報の充実を図る。

なお、地震・津波災害に関する知識等の普及にあたっては、地震・津波災害に関する一般的な知識とともに、住民や防災関係者等が日頃からとるべき備え、災害時にとるべき行動等を伝える。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常用持出品の準備
- ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- オ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- カ 緊急地震速報の活用方法
- キ 警報等や避難等の意味と内容の説明
- ク 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- ケ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- コ 自動車へのこまめな満タン給油
- サ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- シ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- ス 帰宅困難時の心得
- セ 地震保険制度

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助・救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）
- オ 応急手当・心肺蘇生法
- カ 避難所の運営

(3) その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

(4) 広報媒体等

防災広報の媒体、対象及び内容として、以下のようなものがあげられる。

媒体	対象	内容
広報紙 講演会 地域単位の説明会 広報車 ビデオ・DVD	住民 区 自主防災組織 事業所 児童生徒・幼児	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置

学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	学生 市職員 避難所 ボランティア 各種団体等	◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ハザードマップ（地震・洪水・津波） ◇避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び市の対応 他
--	-------------------------------------	--

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に必要な資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うにあたり、必要と認める場合は、報道機関等に対し協力を依頼する。また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

4 自主防災体制の強化

主な担当	消防防災課
------	-------

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図るため「勝浦市防災資機材等交付要綱」及び「勝浦市自主防災組織補助金交付要綱」により、防災備品、備蓄品購入等を支援する。また、市は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進める。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備や点検に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発(地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策) 2 災害危険度の把握(土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ) 3 防災訓練(個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練) 4 家庭の安全点検(家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検) 5 防災資機材等の整備(応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備) 6 要配慮者支援対策(要配慮者の把握、支援方法の整理など) 7 他団体と連携した訓練活動の実施(近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練)
発 災 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達(被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など) 2 出火防止、初期消火 3 救助・救護(救出活動・救護活動) 4 避難(避難誘導、避難所の運営等) 5 給食・給水(避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど)

(2) 地区防災計画の策定

自主防災組織、事業者など地区居住者等は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の防災活動における計画を地区防災計画として定め、市防災会議に提案することができる。

(3) 防災リーダーの育成（養成）

市は、自主防災組織等の機能強化を図るため、「勝浦市防災士育成事業補助金交付要綱」により、防災士の資格取得に対する支援を行う。

令和2年に発足した勝浦市防災士会は、当該事業で防災士になったものを中心に組織され、地域における防災教育や災害時における行政との連絡・調整、避難所運営等へ助言を行う。

(4) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、夷隅郡広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、ホテル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防本部は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

ウ 中小企業の事業継続

震災等に対する危険管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について普及啓発し、取組みの促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会が市と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

(5) ボランティアセンター

勝浦市社会福祉協議会ボランティアセンターは、市内在住者を対象にしたボランティア講座の開設や登録ボランティア（個人・団体）の連絡協議会など、ボランティア活動に関する相談、広報・啓発、情報提供を行う。

5 防災訓練の充実

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合防災訓練や各個別の訓練を、次のとおり実施する。

実施にあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるような実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 市の訓練

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市が中心となり、消防機関、住民、自主防災組織、NPO、ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平常時から運営体制を構築し、避難者、住民、市職員等の役割分担を明確化する。

また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

ア 災害対策本部訓練

職員の非常参集、被害情報の収集、伝達、防災関係機関への連絡等、災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

イ 災害対策本部非常参集訓練

初動体制の早期確立を図るため、職員の非常参集訓練を実施する。

ウ 総合防災訓練

防災関係機関との緊密な連携協力のもとに総合的な防災訓練を実施し、住民及び自主防災組織等の関係団体と一体となり、震災時における消防活動や救助活動、情報受伝達等の防災活動を行うことにより、防災に関する協力と理解を深め、防災体制の強化を図る。

エ 各課個別訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、課ごとに訓練を実施する。

オ 図上演習訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、図上演習訓練を実施する。

カ 各施設における避難訓練

市内保育所、こども園、小中学校、市庁舎及び市の各施設において、幼児、児童生徒及び施設の利用者等を、地震・津波から迅速かつ円滑に避難させるための避難訓練を実施する。

キ 教育訓練及び研修会の参加

市及び消防機関は、消防職員、市職員及び消防団員等を消防大学校や県消防学校等において実施される教育訓練及び各種研修会へ積極的に参加させ、災害時における消火活動や救助活動、その他の防災活動に関する能力向上を図る。

ク 避難所運営訓練

発災時に住民が主体となって運営できるよう、運営者、住民、市職員等の役割分担に基づき、避難所の運営訓練を行う。

(2) 各関係機関の訓練

防災関係機関の協力によって災害予防の万全を期するため、次に掲げる訓練を単独又は共同して随時実施する。

ア 図上訓練

イ 実地訓練

ウ 通信訓練

エ 水防訓練

オ 消防訓練

カ 災害救助訓練

キ 水難訓練

ク 救護訓練

ケ 災害応急復旧訓練

コ その他の防災訓練

(3) 地域・自主防災組織の防災訓練

地域及び自主防災組織は、地域のイベント時や防災の日などに、初期消火訓練、避難訓練、応急手当訓練、非常時焚き出し訓練、要配慮者安否確認・支援及び避難誘導等の訓練を通じて防災知識の充実に努めるとともに、災害に対する地域の防災力の向上を図る。

(4) 事業所等の防災訓練

危険物取扱事業所等は、市及び消防本部の助言・指導を得て、避難路の確保・誘導、防災機器の整備・操作訓練、従業員のとるべき行動等について防災知識の周知を図るとともに、訓練の実施を通じて、各事業所等における防災体制の強化を図る。

6 調査研究

主な担当	消防防災課
------	-------

県や国による地震被害想定調査や津波浸水想定調査等に精通し、市の地震・津波災害対策に活用する。

また、今後、中央防災会議や防災関係機関が発表する首都直下地震、南海トラフ巨大地震、相模トラフ巨大地震に関する報告書等、地震・津波に関する最新情報の収集に努め、市の地震・津波災害対策に活用するとともに、市職員の防災意識の高揚を図る資料等として活用す

る。

さらに、各種防災対策の充実・強化を図るため、必要により次の調査研究の実施を検討する。

(1) 地震観測

平成27年度に県が市役所敷地内に設置した計測震度計（震度ネットワーク）を活用し、地震観測結果の集積を図る。

(2) 地下地質構造の資料収集

各公共施設の建設調査時におけるボーリングデータ等を収集し、地盤構造の把握に努め、耐震検討の基礎資料としての集積を図る。

(3) 震災関係資料の収集

本市における過去の震災被害の状況に関する資料収集に努める。

(4) 防災アセスメントの実施

平成17年度に、元禄地震を想定した防災アセスメント調査を実施した。

その後、県では平成19年度に地震被害想定調査を実施し、平成23年度に津波浸水想定調査と液状化危険度に関する調査を行った。

国では、首都直下地震をはじめ、南海トラフや相模トラフを震源とする巨大地震を想定した津波被害想定調査を行っているところである。

以上より、市に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、県や国による地震・津波に関する調査研究成果を収集・活用する。

ア 県による地震観測情報「千葉県震度情報ネットワークシステム」の活用

イ 県の長周期地震動に関する調査研究の収集

ウ 県による液状化―流動化に関する調査研究の収集

エ 県や国による津波浸水想定及び津波被害想定に関する調査研究の収集等

第2節 津波災害予防対策

本市は、東方を海に面し、長い海岸線を有していることから、津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。県下では、2011年3月の東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。過去にも、1677年11月（延宝5年10月）の延宝地震（M8.0）、1703年12月（元禄16年11月）の元禄地震（M8.2）や1923年9月（大正12年9月）の大正関東地震（M7.9）などにより、多くの津波被害を受けてきた。

元禄地震や大正関東地震などの相模トラフ沿いで発生するM8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当又はそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は約2,300年程度と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されているなか、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかわからない状況であるため、市は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

1 総合的な津波対策の基本的な考え方

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

津波に対しては、減災や多重防ぎよに重点を置き、人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策のみに依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における避難訓練を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハード両面からの総合的な津波対策を推進する。

そのためには、津波ハザードマップの活用や沿岸部各地域ごとの津波避難訓練などを繰り返し実施することで、住民等に津波即避難の意識付けを普及浸透させるとともに海岸保全施設等の計画的な施設整備に努める。

2 津波広報、教育、訓練計画

主な担当	消防防災課、福祉課、学校教育課
------	-----------------

(1) 津波に関する知識の啓発、防災意識の醸成

ア 住民自らの取組み

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところへ避難することが原則である。

そのため、住民は、日頃から津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、地域や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者の支援体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難勧告等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 市の取組み

市等は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等がとることができるよう、以下の内容について、広報誌、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取組み、津波防災意識の向上を図る。

(7) 地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の発生メカニズムや伝わる速さ
- b 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- c 津波は繰り返し襲ってくること
- d 第一波が最大とは限らないこと
- e 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること
- f 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること
- g 津波は河川や水路を遡上すること

(イ) 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図、津波高と被害の環形をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(ウ) 津波警報等に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及びとるべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

(エ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが結果として地域住民の避難を促すこと
- d 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること
- e 津波は河川を遡上するため河川から離れること

(オ) 地震、津波への備え

いつ地震・津波が発生するか分からないため、平常時から家屋の耐震化や家具転倒防止、最低3日以上推奨1週間分の食料、飲料水の備蓄や非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等)の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や

連絡方法の確認等の備えが必要である。

(2) 防災教育の推進

学校教育をはじめ、保育所、地域及び各種団体等において、各段階に応じた総合的な教育プログラムを専門家及び防災士等の学識経験者と連携し、居住している地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育を支援する。

過去の津波被害の教訓について、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って広く住民に伝承されていくよう努める。

(3) 津波防災訓練の実施

市、防災関係機関、住民、地域、自主防災組織及び事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練等を実施し、発災時の住民等の適切な避難行動の習熟及び地域等による迅速な避難体制の確立を図る。

また、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等に適切な避難措置等、体制の確立に努める。

市では、11月5日「津波防災の日」に関連して、勝浦、興津地区を対象として、一時津波避難場所・指定緊急避難場所・津波避難ビル等への避難訓練を実施する。なお、上野、総野地区では、シェイクアウト訓練を実施する。

(4) 防災知識の普及及び訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

実施訓練の項目

訓練	内容
情報収集・伝達訓練	迅速かつ確実な情報伝達のため、津波警報等発表後の情報収集、伝達訓練を行う。津波到達時間にも考慮し、情報収集・伝達ルートの確認、機器操作方法の習熟等を図る。
避難訓練	自宅等から津波避難場所（一時避難場所）、津波避難ビル等まで実際に避難することにより、避難経路や避難場所を確認するとともに、危険性の有無、夜間避難のための照明の確認等を行う。
利用・運営訓練	津波避難ビル等の利用・運営に関し、避難経路の確認、住民の避難誘導、施設内における情報収集・伝達、施設等からの退去（帰宅、指定避難所への移動）等について訓練を行う。

津波の危険性を周知及び普及・啓発するための手段

	項目	目的	内容
1	標識等の設置	周知	津波避難場所（一時避難場所）、津波避難ビル等の周辺、避難経路に標識等を設置して、各種避難者に対して施設の存在を周知する。
2	観光パンフレット等への掲載	周知	観光パンフレット等に津波の危険性や避難方法、津波避難ビル等について掲載する。
3	海岸部の観光地、海水浴場等における放送	周知	屋外拡声器、放送設備等を用いて、来訪者に対して津波避難に関する情報提供を行う。
4	津波ハザードマップ等の作成	周知 普及啓発	津波危険区域の周知と合わせて安全な避難行動について教育・意識啓発を行うための刊行物を作成配布する。

5	広報誌等による情報提供	周知普及啓発	定期的に発行する広報誌・刊行物において、防災や津波・地震についての意識啓発を行う。
6	ホームページ等による情報提供	周知普及啓発	市のホームページ等を活用して、津波避難場所等の周知と津波避難の意識啓発を行う。
7	報道機関への情報提供	周知普及啓発	報道機関に対し、防災に関する各種資料を提供し、津波避難ビル等の周知と防災意識の普及、意識啓発の協力を求める。
8	集会等での意識啓発	普及啓発	年間を通じて、地域における催し・集会等の機会を捉え津波防災に関する知識の普及、意識啓発を行う。
9	防災教育	普及啓発	児童生徒等の発達段階に応じて、津波に対する適切な対処と正しい知識を習得するための教育を実施する。

3 津波避難対策

主な担当	消防防災課、企画課、農林水産課、消防本部、消防団
------	--------------------------

(1) 津波避難計画の見直し

住民等が迅速に避難行動できるよう「勝浦市津波避難計画」を作成している。今後は、新たな津波浸水予測や知見に合わせて見直しを行うほか、津波避難ビルの指定等について検討する。

(2) 津波ハザードマップ等の作成・周知

県の津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップ（平成16年3月）」などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップの作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

(3) 市の津波避難体制の確立

県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」（平成28年10月改定）及び「津波対策推進マニュアル検討報告書」（総務省消防庁 平成25年3月）などをもとに、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画を作成した。津波避難訓練等を通じて、より実践的な計画にするよう適宜見直しを行う。

ア 避難指示（緊急）

避難指示（緊急）の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示（緊急）ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示（緊急）にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示（緊急）等の内容について周知を図る。

- (ア) 気象庁より津波注意報等が発表されたときには、市長（本部長）は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する。
- (イ) 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、かつ市長（本部長）が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をする。
- (ウ) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」のなかで発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、避

難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

イ 住民等の避難誘導體制

- (7) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。
- (8) 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。
- (9) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえた避難誘導體制の整備を図る。
- (10) 避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備を推進する。
- (11) 区、自主防災組織等による避難誘導や海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導體制の整備を図る。

ウ 市町村間の連携による広域避難体制の構築

津波は市域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など市域を越えた避難体制の構築を図る。

エ 船舶避難体制

防災関係機関・団体等と協働し、津波発生時における船舶の避難体制について、船舶管理者等に周知を図る。

(4) 市の津波情報受伝達体制の確立

ア 津波情報受伝達対策

休日、夜間等の勤務時間外における迅速な情報受伝達体制及び関係職員の早期参集体制の確立を図る。

イ 住民等への情報伝達体制の確立

住民等が迅速に避難行動をとることにより津波被害を軽減させるため、あらゆる広報伝達媒体（登録制メール、有線・携帯電話、防災行政無線（同報系）、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民及び観光客等の滞在者へ津波予警報の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、直接避難行動に結びつけられるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

(7) 防災行政無線（同報系）の整備

住民等に対する情報伝達や避難勧告等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線（同報系）の整備拡充、更新を図る。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のために無線機能が失われないようデジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、施設の耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを進めていく。

(8) 多様な伝達手段の確保

J-ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、緊急速報メール（エリアメール）、登録制メール「かつうら防災メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなど

のあらゆる情報手段の活用を検討する。

(ウ) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされたときに、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成を促す。

(エ) 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に情報伝達できる組織体制の確保に努める。

(オ) 港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関連機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

また、他行政機関と連動し津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識と体制を確立する。

(カ) 津波の海面監視、情報連絡協調体制

防災関係機関・団体等と相互協調のもと、安全な場所での海面監視活動による、津波等の異状発見と情報連絡に努める。

(キ) 千葉県補助金事業による整備

県の「地域防災力向上総合支援補助金」（令和4年まで）を活用し、津波避難誘導灯、津波避難看板・ハザードマップを整備してきたところである。補助対象となる事業が多いことから、この補助金を活用して津波避難対策を推進する。

4 津波防護施設等の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

ア 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、県では、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

(2) 防災施設の点検、診断、改修及び補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。

このため、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施する。

(3) 防災施設等の運用

防潮堤等の防災施設に設置されている水門、陸閘等の開閉については、津波発生時において、水門操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門の規模や地域の状況に対応した「操作指針」を策定するとともに、必要に応じて水門を遠隔操作し閉鎖するシステム等を順次導入することで、津波発生時における背後地域の被害についても低減させるなど、適切な防災施設等の運用を図る。

(4) 護岸等の避難施設、避難口の設置

直立構造式の護岸や防潮堤等で避難階段の少ない施設については、地域の利用形態（例、海水浴場等）を考慮し、砂浜から後背地に通じる避難階段（斜路）、避難口等を設置する。

(5) 防災林の設置

海岸線に所在する保安林については、病虫害、台風や津波などの災害にも強い保安林となるよう整備・育成を図ることとし、松くい虫、湿地化、及び東日本大震災に伴う津波による被害地だけでなく、健全地についても、保安林の機能が十分に発揮できるようにする。整備手法については、盛土による地盤の嵩上げやこれまでクロマツの1種類で形成していた保安林を海側、中間部、後背地側の三重構造にし、減災効果が期待できる常緑広葉樹の高木と低木の混交林として整備するなど、砂丘や森林が持つ津波に対する被害軽減効果を重点に、従来の手法に対して、機能強化、海岸線に沿った連続性、多重防ぎよ、コスト縮減、関係機関との協働といった観点から再検討した結果をとりまとめた「千葉県海岸県有保安林整備指針」に基づくこととし、砂丘や森林の整備を行う。

(6) 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備

市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成29年7月5日付「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(7) 一時津波避難場所の指定

相模トラフ沿いの地震では、沿岸部の勝浦地区、興津地区が、地震発生後1分後に海面変動が生じ、11分後に到来すると予想されている。そのため、避難行動を開始するまでに十分な時間がとれないことから、区と共同で津波から一時的に避難する一時津波避難場所を指定した。

<資料2-2 指定緊急避難場所一覧表>

<資料2-3 津波避難ビル一覧表>

第3節 火災等予防対策

現在、最も危険が大きいとされる地震災害は、大正関東地震時の市街地大火と同様、木造密集市街地で同時に多発する地震火災による二次災害であるとされる。可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵、取扱いの増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

これらのことから、地震時において、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えるため、都市防災不燃化促進事業を実施する。

1 地震火災の防止

主な担当	消防防災課、都市建設課、消防本部、消防団
------	----------------------

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

一般家庭における出火を防止するため、市及び消防本部は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱方法に関する指導を行い、地震火災防止の普及及び徹底を図る。

また、出火の拡大を防止するため、住宅用火災警報器設置、感震ブレーカーの設置について啓発を行う。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者等の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

消防本部は、化学薬品を取扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

カ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物を新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

- ア 市及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- イ 市及び消防本部は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、自主防災組織を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 消防水利の整備

震災時には、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。また、必要に応じて国及び県からの助成等により、消防水利の整備を促進する。

イ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、市及び消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」に基づき、市街地における空中消火について検討する。

ウ 常備消防の強化

消防本部は、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図る。

エ 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに、平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行う。

消防団員の確保のための留意すべき事項は、次のとおりである。

- (ア) 消防団に対する住民意識の高揚
 - (イ) 処遇の改善
 - (ウ) 消防団の施設・装備の改善
 - (エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用
 - (オ) 機能別消防団制度の検討

2 建築物不燃化の促進

主な担当	都市建設課
------	-------

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により推進する。

ア 防火、準防火地域の指定

本市には、防火地域に指定されている地域はないが、準防火地域に指定されている地域が15.4haある。（平成30年3月31日現在）

建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定拡大等を検討し、また、建築基準法施行令に定める

耐火構造、防火構造等の建築を促進する。

イ 防火、準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等、一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3 防災空間の整備・拡大

主な担当	都市建設課
------	-------

(1) 公園の整備

公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(2) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、震災時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、沿道建築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、都市の構造、交通及び防災等を考慮して総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(3) 河川の整備

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修を進めていく。

4 火災予防についての啓発

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

(1) 火災予防運動

毎年3月1日から3月7日を春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までを秋季火災予防運動期間とし、火災予防思想の普及のため市内全域で次のような啓発活動を実施する。

ア 防災行政無線、広報誌、消防団による啓発

イ 消防団による消防演習の実施

(2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催

(3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察

(4) 商店街、小学校、保育所、病院等の消火・避難訓練

第4節 消防計画

大規模災害や特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材等消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 消防体制・施設の強化

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

(1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を最大限有効に活用するために、訓練等の徹底に努め、体制を図るとともに、消防力の増強を図る。

また、県は大規模災害の発生に対処するために、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため、財政支援を行う。

(2) 消防団員の充実・強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

ア 活動基準の整備

火災の被害予想に対応し、作戦計画を確立して消防活動基準を整備し、団員の教育訓練、発災時の活動要領の習熟を図る。

イ 参集体制の整備

団員の個人装備を充実し、参集体制の確保を図り、家族の安全対策の指導を強化する。

ウ 地域総合消防体制の育成

事業所及び住民の自主防災体制との連携を図り、地域配備消火施設等による総合的な消火体制を育成する。

また、消防本部、消防団間の連絡を密にして活動体制を整備し、消防力の強化を図る。

エ 消防団員の住民指導能力の向上

法制上の公的機関としての認識の向上を図り、地域における指導的位置の確認、活動任務の明確化を図る。

(ア) 市が行う総合防災訓練に際しては、各分団詰所等を拠点とし、住民に対し地域に密着した訓練を行い、連携度の向上を図る。

(イ) 団本部教養訓練年度計画の立案に際しては、総合訓練、幹部訓練のなかに住民に対する防災指導の強化をとり入れる等、指導力の向上を図る。

オ 消防団員確保のために市が留意すべき事項

市は、消防団員の確保にあたっては、次に掲げる事項について配慮する。

(ア) 消防団に関する住民意識の高揚

(イ) 処遇の改善

(ウ) 消防団の施設・装備の改善

(エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

(オ) 機能別団員・分団の採用の推進

2 消防職員及び消防団員等の教育訓練

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

消防職員及び消防団員等は、県消防学校等において消防に係る知識・技能の習得及び向上のため、教育訓練を受ける。

(1) 消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

(2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

ア 消防職員

(ア) 初任教育

(イ) 専科教育

(ウ) 幹部教育

(エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大 2 行為追加講習、水難救助科、高度救助科）

イ 消防団員

(ア) 基礎教育（新任科）

(イ) 専科教育（警防科）

(ウ) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

(エ) 特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

3 市町村相互の応援体制

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているため、運営の推進を図るとともに、市においては、他市町村との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

4 広域航空消防応援体制

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び市の事前計画に基づき、消防本部を通じて要請し、当該応援が迅速かつ円滑に実施されるよう的確な対応を図る。

5 消防思想の普及

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) 消防大会、操法大会に参加して、消防団員等の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 下記関係機関と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。
 - ア （公財）千葉県消防協会
 - イ （一社）千葉県危険物安全協会連合会
 - ウ 千葉県少年婦人防火委員会
 - エ （一社）千葉県消防設備協会
 - オ 消防本部
 - カ 勝浦消防署

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

6 市の消防計画及びその推進

主な担当	消防防災課、総務課、消防本部
------	----------------

- 特に次の項目について推進を図る。
- (1) 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
 - (2) 消防施設整備計画
 - (3) 火災等の予警報計画
 - (4) 消防職員及び消防団員等招集計画
 - (5) 出動計画
 - (6) 応援部隊受入誘導計画
 - (7) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画

- (エ) 重要建物、施設の計画
- (オ) 高層建物の計画
- (カ) 地下構造物及び施設の計画
- (キ) その他
 - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
 - ウ 港湾等沿岸地域の計画
 - エ 急傾斜地域の計画
 - オ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防ぎょ訓練
 - ケ 車両火災防ぎょ訓練
 - コ 船舶火災防ぎょ訓練
 - サ 航空機火災防ぎょ訓練
 - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
 - ス 災害応急対策訓練
 - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

7 消防施設の整備

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

市内消防施設の強化を図る。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

(2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

救命率の向上のため、高規格救急自動車の整備に努める。

イ 消防施設・設備の整備

地域における消防力強化を図るために、消防施設・設備の整備に努める。

ウ 消防ポンプ自動車

国の示す「消防力の整備指針」に応じて年次計画に基づき整備する。

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車については経年等を勘案し順次更新する。

市の財政状況その他必要に応じ、消防防災施設強化事業補助金（県費）及び緊急防災・減災事業債等により整備促進する。

エ 消防水利

国の示す「消防水利の基準」を満たすため、不足分について年次計画に基づき整備する。

市の財政状況その他必要に応じ、国及び県の助成により整備を促進する。

オ その他の消防設備

市の実情に応じ、整備する。

第5節 建築物の耐震化等の推進

1 市街地の整備

主な担当	都市建設課
------	-------

市街地の中には、道路、公園などの都市基盤施設の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがあるため、市は建築物等耐震改修等を進め、地震に対する安全性の向上を図る。

また、東日本大震災においても、県内では、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、市においても各施設の耐震性について、更に強化を図る。

2 建築物等の耐震対策

主な担当	都市建設課、学校教育課、生活環境課
------	-------------------

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、県と調整の上、計画的かつ総合的に市全域の既存建築物の耐震診断及び耐震改修(以下「耐震改修等」という。)の促進を図る。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自ら建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に進めるよう、指導を徹底していく必要がある。

国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等の体制や環境の整備を推進するとともに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)の活用及び「勝浦市耐震改修促進計画(平成22年3月)」に基づき、建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付け、その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のために必要な支援を行う。

(2) ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策等の推進

ア ブロック塀等の安全対策

(ア) 県は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要領」(昭和58年9月)に基づき、適正な製造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等に対しては、市と連携して、その所有者や管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。

(イ) 小学校の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

(ウ) 「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

イ 落下物防止対策

(ア) 「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。

(イ) 商業地域など人通りの多い道路や震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

ウ 家具・大型家電の転倒防止

市及び県は、ホームページや広報誌等において、家具・大型家電の固定化、転倒防止対策の重要性を啓発する。

(3) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

地震による建築物等の損壊に起因した、二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、市全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

ア 連絡協議会の運用

県は、建築防災に係る諸施策の推進のため、千葉県建築防災対策連絡協議会（県及び県下54市町村で構成、平成7年5月に設立）の活動の充実を図り、既存建築物の耐震診断・改修等の促進や応急危険度判定支援体制の確立に努める。

イ 安全対策の啓発

民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

3 ライフライン等の耐震対策

主な担当	水道課、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)
------	---

震災時、ライフライン等の施設が被害を受けると、生活機能を麻痺させるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害の要因となる。

平成7年の阪神・淡路大震災では水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに平成23年に発生した東日本大震災では、県内においても上下水道、電気、ガス等被災者の生活に大きな影響を及ぼした。

これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフライン機能の確保対策を推進するため「千葉県ライフライン対策連絡協議会」等においてライフライン対策の連携を強化する。

(1) 水道施設

本市の水道施設には、市営水道事業と南房総広域水道企業団の水道事業がある。市営水道事業の既存施設の中には、老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め、防災対策の一層の充実を図る。

ア 耐震化の指標作成

水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画を作成する。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新を行う。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備・補強及び複数系統化などの耐震性の向上を図った水道システムの構築を検討する。

エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時応急給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道とする。また、水道事業者は、発災後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と、住民からの問合せ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておくものとする。

オ 水道事業体の施設整備計画

- (ア) 石綿セメント管の更新
- (イ) 緊急時給水拠点の確保
- (ウ) 緊急遮断弁の設置
- (エ) 緊急連絡管の整備
- (オ) 水源(井戸等)の耐震化対策

(2) 電気施設

ア 災害予防計画目標

建物については建築基準法、土木工作物(機器基礎を含む。)についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋示方書などの基準水平震度とする。

イ 防災施設の現況

(ア) 変電施設

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3~0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2Gを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

(イ) 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は、風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についての検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるため、その地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では、154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度0.3G、共震正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

(ウ) 配電設備

震度5弱(水平加速度0.3G)の地震に対し、概ね送電可能な施設となっている。

(エ) 通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を施設している。

ウ 保守・点検

電気工作物を、常に法令で定める技術基準に適合するよう保持する。さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には特別の巡視)並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故

の防止を図るほか、漏電等の出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(3) ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

ア 製造施設

(ア) 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

(イ) 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

(ア) 新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。

a ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。

b ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管（PE管）を採用している。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

a 導管網のブロック化

震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

(イ) 放散塔の設置

地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

ウ 通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

エ その他の安全設備

(ア) 地震計の設置

地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、S Iセンサーの設置を行っている。

(イ) 安全装置付ガスメーターの設置

二次災害を防止するため、200ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の普及促進に努めている。

(4) 電話施設

ア 建物設備

建築基準法に基づき、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6(強・弱)に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

イ 局外設備

(ア) 土木設備

- a マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。
- b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。
- c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

(イ) 線路設備

- a 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。
- b 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ 局内設備

- (ア) 交換機等は、キャビネット型設備(自立型)の導入を促進し、耐震性の強化を図る。
- (イ) 通信設備の周辺装置(パソコン等)については、転倒防止対策を実施する。

エ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

(5) 共同溝・電線共同溝等の整備

阪神・淡路大震災では、水道・電気・ガス・電話等のライフラインが壊滅的な被害を受け、ライフラインの耐震性の強化が求められた。

このことから、震災時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝等の整備について検討する。

ア 共同溝について、国が管理する国道等において整備を進める。

イ 電線共同溝については、震災時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上等、電線類の無電柱化を図るため整備に努める。

4 道路及び交通施設の安全化

主な担当	都市建設課、東日本旅客鉄道(株)
------	------------------

道路、鉄道等は、市街地内はもとより、都市間を相互に連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

(1) 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー(多重化による代替性)を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備及び被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

ア 道路橋梁等防災計画

道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

橋梁については、平成8年以前に建設された橋梁は、国土交通省からの通知に基づき、緊急度の高い橋梁を選定し、順次耐震対策を実施していく。それ以降に建設又は架替する橋梁については最新の道路橋示方書に基づき、整備を行う。

(2) 道路付帯施設の保全管理

ア 電柱、街路灯
市が保守管理しており、付近住民の協力を得て、保全管理する。

イ 防犯灯
区が保守管理しており、住民より連絡があった場合、区に共有する。

(3) 鉄道施設

ア 現況
市内をJR外房線が走り、その営業キロ数は14.5kmであり、勝浦駅、鵜原駅、上総興津駅及び行川アイランド駅の4駅を有している。

イ 施設の耐震性
鉄道施設の耐震補強については、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施する。

(ア) 列車緊急停止対策の整備
地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、在来線早期地震警報システムを導入している。

(イ) 構造物の耐震化
防災工事に耐震化を考慮した線区防災強化を推進している。

5 漁港施設の安全化

主な担当	農林水産課
------	-------

勝浦漁港では、大規模な地震が発生した場合の応急対策において、復旧資機材、緊急物資等の海上輸送の拠点として港湾機能を補完するために、県による耐震岸壁の整備が平成26年3月に完了した。

施設名	対象船舶	水深(m)	バース数	延長(m)	備考
勝浦漁港	1,000D/W	6.0	1	98	工事中

※D/W：重量トン

6 危険物施設の安全化

主な担当	消防本部、危険物取扱事業者
------	---------------

(1) 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備えた防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防本部に指導を要請し、地震時の災害を防止する。

- ア 設備面の対策
- (ア) 地震時の局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
 - (イ) 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
 - (ウ) 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。
 - (エ) 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。

第1章 災害予防計画（第5節 建築物の耐震化等の推進）

(オ) 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

(ア) 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。

(イ) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。

(ウ) 夜間、休日の応急体制、命令系統及び通報体制について明確化を図る。

第6節 液状化災害予防対策

2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上水道等のライフラインに被害が生じ、1987年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認されたことから、液状化対策を推進していく。

1 液状化対策の推進

主な担当	水道課、都市建設課、ライフライン事業者
------	---------------------

上水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

主な担当	水道課、都市建設課、農林水産課、ライフライン事業者
------	---------------------------

(1) 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 港湾施設

地震に強い港湾を目指し、大型岸壁については順次、液状化対策を進めており、今後も必要な岸壁については、液状化対策を実施する。

(3) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

(4) 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また、海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備にあたっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

このため、国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検を行い、危険度の高い箇所より順次液状化対策等を実施している。

3 液状化対策の広報・周知

主な担当	消防防災課、都市建設課
------	-------------

(1) 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの周知

東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ（平成26・27年度改訂）」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。

また、住民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、住民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、住民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。

住民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう啓発する。

(3) 建築物の液状化対策講習会の開催

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果、施工例の情報を収集して、住民へ周知する。

4 液状化被害における生活支援

主な担当	福祉課、高齢者支援課
------	------------

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障が生じる状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送るなかで、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや市、夷隅健康福祉センターや社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

第7節 土砂災害等予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置を講じる。

1 土砂災害の防止・孤立集落対策

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

市、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

(1) 土砂災害警戒区域等の公表

県は、土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等を市のホームページで公表する。さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

(3) 地震後の土砂災害警戒区域等の緊急点検

県は、震度5強以上の地震が発生した場合、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき国土交通省と連携し、土砂災害警戒区域等の緊急点検を実施する。

また、緊急点検の実施にあたり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、市・住民・警察等関係機関に対して事前に周知する。

(4) 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

県は、平成25年5月15日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定と見直し」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方気象台と協議した上で設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用に努める。

(5) 土地利用の適正化

県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努める。

(6) 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震や大雨等を誘因として発生するもので、その防止については科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

ア 地すべり対策

(ア) 地すべり防止区域の指定

県は、市と協議の上、地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。指定を要する危険箇所は、今後の調査により、区域指定の促進を図る。

(イ) 行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため地すべり等防止法第18条の規定により地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し又は地すべりを助長しもしくは誘発する行為の制限を行う。

(ウ) 防止工事の実施

県は、地すべり防止区域の指定を受けたときは関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

イ 急傾斜地崩壊対策

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

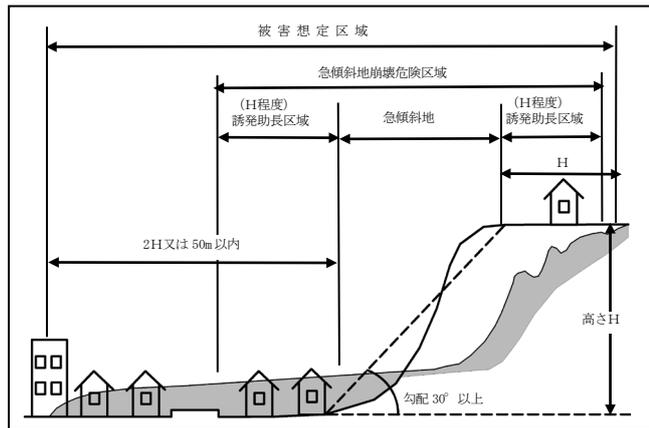
この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。

<資料3-2 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表>

「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- a 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- b 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- c 急傾斜地の崩壊により、危害が生じるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生じるおそれのあるもの



(イ) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(ウ) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(エ) 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

ウ 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

これらの渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。

<資料 3-4 土石流危険渓流一覧表>

エ 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

オ 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、県は、大規模盛土造成地の安全性の把握及び耐震化を実施できるように市に対し技術的支援を行う。

(ア) 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

(イ) 宅地造成工事の指導

工事の許可又は確認に際し、次の事項に留意するものとする。

- a 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- b 宅地造成により生じる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講じる。
- c 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講じる。

カ 土・石・砂利採取場災害対策

土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図る。

(7) 孤立集落対策の推進

孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の孤立集落対策を実施する。

(8) 避難訓練の実施

市は、6月の「土砂災害防止月間」に合わせ、土砂災害の発生を想定した避難訓練を実施する。

2 地盤沈下の防止

主な担当	都市建設課、水道課、ライフライン事業者
------	---------------------

(1) 計画方針

海岸部や河川沿岸等の低地帯は、地震による浸水等の災害に対して脆弱である。従来から行ってきた地盤沈下防止対策は、低地帯化の進行を停止させ、被害防止に資するものである。

昭和40年代には、京葉臨海地域では船橋市を中心に年間20cmを超える地盤沈下が、また、九十九里地域においても10cmを超える沈下がみられた。

これに対し、法律・条例等により地下水及び天然ガスかん水汲上げ量の削減と涵養の促進を進めてきたところであり、近年は沈下が鎮静化の傾向を示しているところである。

なお、九十九里地域では、いまだ沈下がみられることや北総地域でも一部沈下がみられることから、今後も、これらの沈下の原因である地下水位変動の把握等の監視を行っていく。

(2) 地盤沈下防止対策

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。

地盤沈下の原因には、

- ① 地下水の過剰揚水による泥層の収縮によるもの
- ② 上載圧の増加による泥層の圧密収縮によるもの
- ③ 地震時の砂層の液状化―流動化による砂層の収縮によるもの
- ④ 深部の地殻運動によるもの等がある。

このため、次の対策を講じることとする。

ア ①の地下水の採取規制としては、法令（工業用水法、ビル用水法及び県環境保全条例）に基づく適切な指導を実施する。

なお、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水を地下水で確保できるよう、一定の条件を具備した非常用井戸について例外的に設置できるものとしている。

また、地下水盆の地下水位の変化を監視するため、地盤沈下・地下水位観測井による監視を続ける。

イ ①の天然ガスかん水汲上げ対策としては、地盤沈下防止協定及び細目協定に基づき「天然ガスかん水地上排水量の削減及び地下還元等の指導」を行うとともに、沈下の大きい地域については、さらにかん水汲上げの自主規制を指導する。

また、新たな天然ガス井戸開発計画に対しては「天然ガス井戸設置基準」に基づき指導を行っている。

ウ ①の地下水揚水対策としては、臨海工業地帯においては、地下水の採水制限等を定めた環境の保全に係る細目協定を締結し、地下水の採取を可能な限り削減するよう指導する。

エ ②、③、④の対策として、一等水準点を設置し、一級水準測量を毎年行い、地盤沈下の監視と地盤沈下被害状況を把握する。

③の対策として、埋立層に地下水位観測井を設置し、地下水位の監視を行う。

また、千葉県東方沖地震及び東北地方太平洋沖地震時の液状化―流動化時点での現地での実態調査を行い、より詳細なメカニズムを解明し、液状化対策検討のための基礎資料を提供する。

3 地籍調査の推進

主な担当	都市建設課
------	-------

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、県は、市の行う地籍調査への支援を行う。

市は、地籍調査を早期完了するよう努める。

4 河川・ため池施設の安全化

主な担当	都市建設課、農林水産課
------	-------------

地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講じる。

(1) 河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。

(2) ため池等災害対策

老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、市及び県は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難の支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

1 避難行動要支援者への対応

主な担当	消防防災課、福祉課
------	-----------

市は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市の取組みを支援する。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定める。

その上で、地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

(ア) 日常業務のなかで、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかとりまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している福祉課、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握しておく必要がある。

(ロ) 所在把握には、区など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

(ハ) 県は、市から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市への情報提供に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲

- a 75歳以上で一人暮らしの者、75歳以上のみの世帯の者
 - b 介護保険要介護認定者(要介護3以上)
 - c 身体障害者(身体障害者手帳1～3級の者及び身体障害者手帳4～6級の者のうち視覚・聴覚に障害があるもので単身者又は同一障害者のみの世帯の者)
 - d 知的障害者(療育手帳A判定)
 - e 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)
 - f 常時特別の医療等を必要とする在宅療養者
 - g 難病患者
 - h その他
- (イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項
- a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他の連絡先
 - f 避難支援等を必要とする事由
 - g その他、避難支援等の実施に必要な事項
- ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ
- 災害時に避難行動要支援者名簿データが使用不能となることのないよう、データのバックアップを複数の手段により行うとともに、紙媒体による保管も行うものとする。
- エ 情報の適正管理
- 避難行動要支援者名簿の管理にあたっては「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省 令和2年12月）に基づき適正に管理する。
- オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
- 避難行動要支援者の同意を得た上で、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、社会福祉協議会、消防団、区や自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。
- また、名簿情報を提供された避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏えい防止について必要な措置を講じる。
- カ 名簿の更新と情報の共有
- (ア) 避難行動要支援者名簿の更新
- 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
- (イ) 避難行動要支援者情報の共有
- 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。
- また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。
- キ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- ク 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡がとれないときの対応などを、地域の実情に応じて記載する。

2 要配慮者全般への対応

主な担当	消防防災課、福祉課、高齢者支援課
------	------------------

(1) 支援体制の整備

- ア 自主防災組織及び社会福祉施設等と、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。
- イ 消防団及び自主防災組織等との協働により、防災活動だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて、人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに配慮する。
- ウ 自主防災組織等との協働により、病院、福祉サービス提供施設、近隣ビルの高所等の一時的な避難場所の活用等を検討し、要配慮者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を図る。
- エ 地域における支援体制整備にあたっては、女性の意見を取り入れ、救助体制のなかに女性を位置づけることを検討する。

(2) 避難勧告等の情報伝達

避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、緊急速報メール（エリアメール）を活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難勧告等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

一人暮らしの高齢者や障害者、寝たきり高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及、登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、の登録促進に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用火災警報器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

(4) 避難施設等の整備及び周知

市は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、市及び県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市域を越えて受入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

要配慮者及びその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

要配慮者自身も、自宅から避難場所まで、実際に避難支援者とともに歩くなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定にあたっては、各種ハザードマップを活用し、津波や土砂災害等の危険性のある場所を避け、要配慮者等の避難・搬送形態を考慮した地震・津波時にも移動可能な避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

(6) 在宅避難者等への支援

在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや、夷隅健康福祉センター、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

市及び県は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策

主な担当	福祉課、高齢者支援課
------	------------

社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設管理者等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等に必要の非常用自家発電機等の防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的な計画を作成する。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他施設、近隣住民及び自主防災組織等との

日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者等が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した危機的状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

4 災害危険区域に立地する要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

主な担当	消防防災課、福祉課、高齢者支援課、学校教育課、市民課
------	----------------------------

要配慮者利用施設の防災面での立地条件を把握するとともに、災害の危険性のある対象施設に対しては、その旨の周知を行い、情報連絡窓口等の確認を行う。

対象施設の管理者等は「土砂災害防止法」、「水防法」、「津波防災地域づくり法」に定める必要な措置を講じなければならない。

(1) 避難確保計画の作成

次の掲げる要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難計画を作成し、もしくは変更した場合は、遅延なく市長に報告しなければならない。

市は、対象施設の管理者に対し、避難確保計画の策定や計画に定めた訓練の実施について、必要な指示を行う。

ア 対象施設

避難確保計画の策定の対象となる要配慮者施設の一覧は資料編に掲げる。その対象となる施設の立地条件は次のとおりである。

(ア) 土砂災害のおそれがある要配慮者利用施設

土砂災害防止法に基づく「土砂災害（特別）警戒区域」内にあって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれのある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

(イ) 洪水及び高潮のおそれのある要配慮者利用施設

水防法に基づく「洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域」内にあって、その利用者の洪水及び高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

(ウ) 津波のおそれがある要配慮者利用施設

津波防災地域づくり法に基づく「津波災害警戒区域」内にあって、その利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

<資料3-9 要配慮者施設一覧表>

5 外国人への対応

主な担当	消防防災課、福祉課
------	-----------

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人への対応

市は県と連携して、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、迅速な派遣要請が可能となるよう、平常時から派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

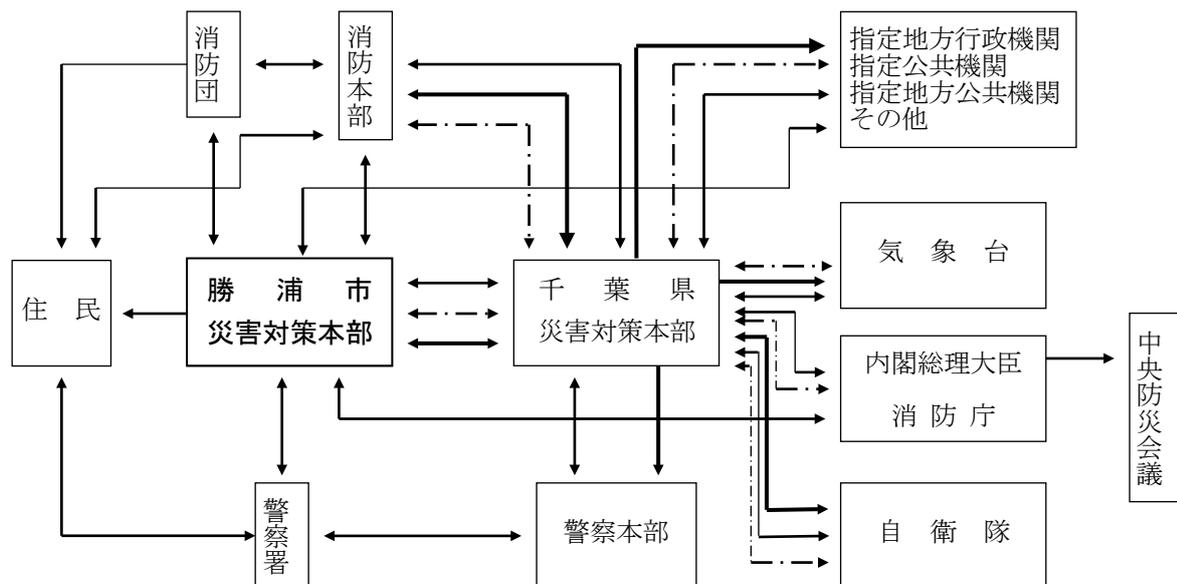
また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

第9節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、無線及び有線を利用した防災通信網の整備充実を図り、災害発生時における情報伝達を迅速かつ円滑に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

通信連絡系統



千葉県 防災情報 システム	—	有線 又は口頭	—	千葉県防災 行政無線等	----
---------------------	---	------------	---	----------------	------

1 防災情報システム

主な担当	消防防災課
------	-------

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報や措置情報の収集・処置の迅速化及び共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を防災関係機関や住民に提供し、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災ポータルサイト」を整備運用している。市は、同システムを有効活用し、防災情報の迅速かつ的確な収集・伝達・処理を図る。

2 市における災害通信施設の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充を図る。

(1) 市防災行政無線網の整備

市防災行政無線網を昭和60年度から昭和63年度まで4か年継続事業によりその整備を完了し、平成10年度に更新したところである。

今後既存設備は、計画的な設備のデジタル化更新を行うとともに、地震・津波災害時における情報伝達がより迅速かつ確実に行えるための情報伝達体制の充実、強化を図っていく。

(2) 防災アプリの利活用

防災行政無線による情報の伝達には、戸外の騒音、密閉遮音式家屋の増加、各住宅内の雑音、風の方向等により情報の内容が十分に伝達されないことがある。

この短所をカバーし、住民に情報が正確に伝達されるよう平成30年度に導入した防災アプリ「かつうらメイト」の利活用を推奨している。

(3) 県防災行政無線

地上系通信回線として、県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方气象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

衛星系通信回線として、県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

(4) その他の通信手段

衛星携帯電話、I P無線機、デジタル簡易無線、Lアラート（災害情報共有システム）等による災害時の通信手段の確保に努める。

3 警察における災害通信網の整備

主な担当	警察
------	----

警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮し、千葉県警察本部によりその整備が進められている。

知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長が、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できることから、非常時の活用について検討を行う。

4 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

主な担当	東日本電信電話(株)
------	------------

東日本電信電話(株)千葉事業部では、市内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

主な担当	(株)NTTドコモ
------	-----------

(株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信の確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

7 KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備

主な担当	KDDI(株)
------	---------

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、通信設備の分散化や伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要な設備については、予備電源を設置している。

8 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備

主な担当	ソフトバンク(株)
------	-----------

ソフトバンク(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また、平常時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

9 非常通信体制の充実強化

主な担当	消防防災課
------	-------

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

10 アマチュア無線等の活用

主な担当	消防防災課
------	-------

アマチュア無線等による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として期待できる。そのため、市は、アマチュア無線等による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてもアマチュア無線等の円滑な活用が図ることができるよう平常時から関係団体と連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

11 その他通信網の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

インターネット、登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における通信手段の代替性の確保及び多様な通信連絡網の整備充実を推進する。

第10節 備蓄・物流計画

住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。」「自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方にに基づき、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかける。また、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して迅速かつ円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達・物流に係る体制の整備を図る。

合わせて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するため、必要な資機材・物資等の計画的な備蓄・整備を図る。

1 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課、福祉課
------	---------------

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等に対し、最低3日推奨1週間分の食料、飲料水、その他生活必需物資の備蓄の推進を働きかけ、家庭や事業所等における備蓄意識の高揚を図るとともに、自主防災組織等へ炊き出し用器材の整備を促進する。

(2) 市における備蓄・調達体制の整備

自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、様々な事態に的確に対応できるよう、防災備蓄センターを中核として計画的な備蓄を行うとともに、調達体制の整備を進めていく。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・常備薬・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保及び物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者支援に係る備蓄

帰宅困難者などを一定期間受入れるため、一次滞在施設を指定するとともに、受入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(4) 市の備蓄目標

地震により被害が最大となる東京湾北部地震をモデルとした首都直下地震では、市における避難者が7,308人、帰宅困難者が2,866人になると予想されている。これに対応するため、市における備蓄目標を定める。

県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」では、食料は1人1日あたり2食、飲料水は1人1日あたり1ℓ（500mlのペットボトル2本）を基本としている。しかしながら、飲料水は応急手当に利用できるため、1人1日あたり2ℓを備蓄目標とする。また、住民の食料の持参率

が30%、その他の供給（県や協定先）が20%であるため、全体必要数の50%を市の備蓄目標とする。

市の備蓄目標

備蓄割合	市備蓄 50% 住民持参 30% その他（県・協定先など） 20% = 100%
食料	避難者：7,308人×2食/日×3日分=43,848食 帰宅困難者：2,866人×2食/日×1日分=5,732食 避難者用43,848食+帰宅困難者用5,732食≒約50,000食（必要備蓄量） 約50,000食×50%=25,000食（市の備蓄量）
飲料水	避難者：7,308人×2ℓ/日×3日分=43,848ℓ 帰宅困難者：2,866人×2ℓ/日×1日分=5,732ℓ 避難者用43,848ℓ+帰宅困難者用5,732ℓ≒約50,000ℓ（必要備蓄量） 約50,000ℓ×50%=25,000ℓ（市の備蓄量）

(5) 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、市及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

県からの物資は県が手配して市に届けることが前提となっているが、県の輸送が滞っている場合、市は、直接県物資の輸送にあたる。

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。

市では、大量な物資の受入れや仕分けができる施設に限りがあることから、物資を受入れる拠点を一次集積拠点、物資の仕分けや避難所への輸送を行う拠点を地域集積拠点と定め、避難所等には最寄りの地域集積拠点から輸送することとする。

一次集積拠点は、津波の影響が及ばないかつ市内各地域へのアクセスがよい場所を選定し、支援物資等の受入れを一括して行う。その際、物資の受入先や輸送先、数量を記録するとともに各地域集積拠点へ配分を行う。

地域集積拠点では、一次集積拠点から輸送された物資の仕分けを行い、各避難所のニーズに合わせて詳細な配分を行う。その際、配分した物資の数量を記録するとともに、物資の状態や使い方などを確認し、必要に応じて避難所に派遣されている職員や避難者に注意事項等を説明する。

一次集積拠点	総野地区	防災備蓄センター
地域集積拠点	勝浦地区	勝浦中学校
	興津地区	元興津中学校（興津集会所）
	上野地区	上野集会所
	総野地区	総野集会所

また、市は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するにあたっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 災害用備蓄倉庫の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

災害応急活動を円滑に実施するため、防災備蓄センターを中核として備蓄倉庫を配備するほか、各指定避難所に災害用資機材・物資を備蓄するための倉庫機能の整備を推進する。

また、防災備蓄センターは、大規模災害時においても輸送路の確保ができ、かつ、支援物資の受入拠点の機能を有するよう整備に努める。

備蓄供給体制の整備方針は、次のとおりである。

- (1) 大規模な災害に備え、必要備蓄量の算定、拠点備蓄と流通備蓄の利点等を調査し、備蓄にあたっての基本的な指針を策定する。
- (2) 防災備蓄センターを中核として各指定避難所の近傍に防災備蓄倉庫を設置し、効果的な供給体制の整備を進める。
- (3) スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者の在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。

3 備蓄品の管理

主な担当	消防防災課
------	-------

(1) 備蓄品の記録

備蓄の数量、備蓄場所等については「勝浦市備蓄品台帳」及び内閣府が整備した「物資調達・輸送調整等支援システム」により行う。備蓄の数量、備蓄場所に変更があった場合は台帳やシステムを更新し適正に管理するよう努める。

また、備蓄品を使用した場合は、台帳やシステムを更新する必要があるため、使用した備蓄品の名称、数量、使用目的、使用場所等を消防防災課に報告しなければならない。

(2) 備蓄品の処分

消費期限のある備蓄物資については、消費期限が残り1年になった時点より、防災行事等で参加者に配布するなど防災教育に活用し、廃棄処分することがないよう努める。

また、消費期限切れや経年劣化により使用できなくなった備蓄物資については、処分するものとする。

4 医薬品及び応急医療資機材等の整備

主な担当	市民課
------	-----

(1) 災害用医薬品等の備蓄

県と連携し、災害発生時の医薬品等の供給を円滑に行うために、災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対応できる体制の整備に努める。

(2) 応急医療資機材の備蓄

県と連携し、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るために、医療救護活動に必要な応急医療資機材の整備に努める。

5 水防用資機材の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課、消防本部、消防団
------	----------------------------

水防計画に基づき、水防活動に必要となる資機材の水防用倉庫等への整備・備蓄を推進する。

第11節 防災施設の整備

1 災害対策拠点の整備

主な担当	消防防災課、総務課、市民課、税務課、水道課、生涯学習課
------	-----------------------------

災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実を図るとともに、市庁舎が被災した場合を想定した災害対策拠点の代替施設を検討し、震災時においても、安全かつ確実に災害対策業務を実施できるよう施設及び設備の整備を推進する。

整備にあたっては、市庁舎の各種整備等における防災対策に係る施設改修等をはじめ、情報通信機器の機能確保及び多様化、停電時に使用可能な非常用電源や燃料、給排水機能の確保、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄等に留意する。また、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、これらのデータを喪失しないようなバックアップ体制についても、合わせて整備を図る。

2 消防施設等の整備

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

消防力の現況を調査、把握するとともに、県が行っている「消防防災施設強化事業補助金」等の補助金を活用して、市域の消防施設・設備の整備を推進し、消防力の充実・強化を図る。

3 河川への消火用水確保施設の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課、消防本部
------	------------------

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能をあわせ持っている。

このため、調整池等の利活用等を含め、河川等の改修・改良時には取水ピット及び揚水場所の整備に努める。

4 指定避難所・指定緊急避難場所の整備

主な担当	消防防災課、福祉課、水道課、学校教育課、生涯学習課
------	---------------------------

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別し災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月）、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成29年7月）により避難所等の整備を行う。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、あらかじめ施設管理者の同意を得た上で指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。市は、指定緊急避難場所を指定又はとり消したときには、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

市及び県は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

エ 避難路誘導灯の設置

市は、夜間に津波が発生した場合に備え、避難場所等の目印となり、かつ安全に避難できるよう足元を照らす照明の設置に努める。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、指定避難所を指定又はとり消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意する。

- (ア) 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるため必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
- (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するも

のとする。

- (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
 - (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（概ね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。
 - (ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
 - (コ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
 - (カ) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
 - (シ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組みを進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討するよう努める。
- (3) 避難路の整備

避難場所に安全に避難できるよう避難路の整備を進めるとともに、住民及び自主防災組織等と協働し避難路の安全点検及び保全を行う。

また、避難誘導標識等の設置を行い、住民等の迅速・的確な避難誘導に努める。

(4) 震災対策用貯水施設等の整備

本格的な応急給水が開始されるまでの間の飲料水を確保するため、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備に努める。

(5) ヘリコプター臨時離発着場の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、臨時離発着場の確保に努める。

臨時離発着場を確保する際、特に混雑が予想される避難所等においては、避難者の安全性等を十分に考慮する必要があることから、避難場所と臨時離発着場を区別するなど、所要の措置を講じる。

また、関係機関等の支援を円滑に受け入れられるよう、各防災拠点等との輸送・搬送経路についても整備に努める。

<資料2-1 指定避難所一覧表>

<資料2-2 指定緊急避難場所一覧表>

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

第12節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、周辺市町等、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、住民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。

1 帰宅困難者等

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------

(1) 帰宅困難者の定義

地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。また、自宅までの距離が近く徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

「千葉県地震被害想定調査(平成20年3月)」によると、市域において被害が最大となる東京湾北部地震の発生により、2,866人が帰宅困難者になると推計されている。

2 一斉帰宅の抑制

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市及び県は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、市及び県は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、J-anpi、SNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進

する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市及び県は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、県や関係機関と連携して緊急速報メール（エリアメール）、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努める。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市及び県は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、市及び県は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、市及び県は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課
------	---------------

- (1) 帰宅支援対象道路の周知
県と連携し、帰宅支援対象道路等について、住民等への周知を図る。
- (2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知
県と連携し、店舗を経営する事業者との協定を進め、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、様々な媒体により広報を行う。

5 鉄道事業者の対策

主な担当	東日本旅客鉄道(株)
------	------------

駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定め、震災発生時の施設内待機に係る案内及び安全な場所への誘導手法の策定に努める。

6 観光客に対する対応

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、都市建設課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------------

- (1) 防災知識の普及・防災訓練の充実
通常期の居住人口より多くの来訪者がある場合において、観光客の避難対策、帰宅困難者対策など災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努める。
 - ア 市及び観光協会、観光客宿泊施設管理者などによる広報の充実
 - イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の明確化
 - ウ 観光客宿泊施設を含めた防災訓練・防災教育
- (2) 避難所等における対応
海水浴客や観光客等場合によっては受入れ可能数を超える避難者が避難所を利用する可能性もあることから、避難所等の運営方法や備蓄提供のあり方について検討する。
また、多くの帰宅困難者が発生すると予想されるときは道路情報などの情報提供手段と広報のあり方を確立し、早期に帰宅困難な状況が解消されるようなシステムを構築する。
なお、観光客等の中に要配慮者が含まれる場合の対応は、本編第2章第5節「要配慮者等の安全確保対策」に準じる。

第13節 防災体制の整備

1 市の防災体制の整備

主な担当	全庁
------	----

市はプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに日頃から、国、県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

2 県、市及び防災関係機関の連携の強化

主な担当	全庁
------	----

県、市及び防災関係機関は、日頃から、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

3 災害対策本部の活動体制

主な担当	全庁
------	----

大規模災害に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備するため、災害対策本部の活動体制を整備する。また、災害対策本部設置訓練や図上訓練を通じて、災害対策本部活動の習熟に努めるとともに、訓練の結果を検証し、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

4 受援体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

災害時において、国、県、他市町村、自衛隊、その他の防災関係機関及び民間ボランティア等の応援を迅速かつ円滑に受けられるよう、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネート、受援先の指定、受援に関する連絡・要請手順、災害対策本部との役割分担、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について定めた「受援計画」の作成に努める。

5 広域避難者の受入体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課、福祉課
------	---------------

広域避難者の受入れ等について、県等からの要請に対し迅速に対応できるよう体制の整備に努める。

6 避難勧告等の発令基準等の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

人命の安全の確保を最重点とする地震・津波災害対策に万全を期すため、過去の災害の記録等に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年8月）により、避難勧告等の発令基準等を設定した「勝浦市避難勧告等判断マニュアル」を作成した。今後、国の基準等の見直しに伴い、マニュアルの修正を行う。

7 事業者との連携

主な担当	消防防災課
------	-------

円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、地域社会の迅速な復旧を図るため、県内のライフライン事業者と県で構成する千葉県ライフライン対策連絡協議会において、災害時の連携体制の確認等を行うものとする。

8 非常用電源の設置状況等の収集・整理

主な担当	消防防災課
------	-------

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

9 燃料の供給体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

市及び県は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

10 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

主な担当	消防防災課、企画課
------	-----------

市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。

11 業務継続計画（BCP）の改定

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

大規模地震等が発生した場合においても、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、業務継続計画（BCP）について、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

なお、業務継続計画には、特に以下の主要6要素について定めるものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料品等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

- 1 市の活動体制 (震-2- 1)
- 2 指定行政機関等の活動体制 (震-2- 9)
- 3 市災害対策本部と国・県及び防災関係機関との連携 (震-2- 9)
- 4 災害救助法の適用手続等 (震-2- 10)

第2節 情報収集・伝達体制

- 1 通信体制 (震-2- 13)
- 2 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (震-2- 17)
- 3 関係機関における措置 (震-2- 22)
- 4 被害情報等収集・報告 (震-2- 22)
- 5 災害時の広報 (震-2- 27)

第3節 地震・火災避難計画

- 1 計画内容 (震-2- 29)
- 2 実施機関 (震-2- 29)
- 3 避難の勧告又は指示等 (震-2- 30)
- 4 避難誘導等 (震-2- 31)
- 5 避難所の開設と運営 (震-2- 31)
- 6 在宅避難者等への対応 (震-2- 33)
- 7 安否情報の提供 (震-2- 34)
- 8 広域避難 (震-2- 34)
- 9 避難所の集約及び避難所の解消等 (震-2- 34)

第4節 津波避難計画

- 1 津波警報等の伝達 (震-2- 35)
- 2 住民等の避難行動 (震-2- 36)
- 3 住民等の避難誘導 (震-2- 36)

第5節 要配慮者等の安全確保対策

- 1 避難誘導等 (震-2- 37)
- 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (震-2- 38)
- 3 福祉避難所の設置 (震-2- 38)
- 4 避難所から福祉避難所への移送 (震-2- 38)
- 5 被災した要配慮者等の生活の確保 (震-2- 39)

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

- 1 消防活動 (震-2- 40)
- 2 救助・救急 (震-2- 41)
- 3 水防活動 (震-2- 42)
- 4 危険物等の対策 (震-2- 42)
- 5 医療救護 (震-2- 43)

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

- 1 災害警備計画 (震-2- 49)
- 2 交通規制計画 (震-2- 50)
- 3 交通規制の指針 (震-2- 51)

- 4 緊急輸送 (震-2- 51)
- 5 緊急通行車両の確認等 (震-2- 52)
- 6 規制除外車両の確認等 (震-2- 52)
- 7 交通情報の収集及び提供 (震-2- 53)
- 8 震災発生時における運転者のとるべき措置 (震-2- 53)
- 9 道路管理者の通行の禁止又は制限 (震-2- 54)
- 10 道路啓開 (震-2- 54)
- 11 在港船舶対策計画 (震-2- 54)
- 12 輸送計画 (震-2- 55)

第8節 救援物資供給活動

- 1 応急給水 (震-2- 57)
- 2 食料・生活必需物資等の供給体制 (震-2- 59)
- 3 燃料の調達 (震-2- 62)
- 4 電源車の要請 (震-2- 62)

第9節 広域応援要請計画

- 1 国に対する応援要請 (震-2- 63)
- 2 千葉県大規模災害時応援受援計画 (震-2- 63)
- 3 県に対する応援要請等 (震-2- 63)
- 4 市町村間の相互応援 (震-2- 63)
- 5 受援計画 (震-2- 64)
- 6 消防機関相互の応援 (震-2- 64)
- 7 水道事業体等の相互応援 (震-2- 65)
- 8 資料の提供及び交換 (震-2- 65)
- 9 経費の負担 (震-2- 65)
- 10 民間団体等との協定等の活用 (震-2- 65)
- 11 海外からの支援受入れ (震-2- 65)
- 12 広域避難の支援要請及び受入れ (震-2- 66)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

- 1 災害派遣の要請 (震-2- 67)
- 2 災害派遣の方法 (震-2- 67)
- 3 知事への災害派遣の要請の要求 (震-2- 68)
- 4 災害派遣部隊の受入体制 (震-2- 69)
- 5 災害派遣部隊の撤収要請依頼 (震-2- 71)
- 6 経費負担区分 (震-2- 71)
- 7 自衛隊の即応態勢 (震-2- 71)

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

- 1 防災体制の確立 (震-2- 73)
- 2 避難所開設への対応 (震-2- 75)
- 3 授業料等の減免・育英補助の措置 (震-2- 75)
- 4 給食措置 (震-2- 75)
- 5 文化財の応急対策 (震-2- 75)

第12節 帰宅困難者等対策

- 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ (震-2- 77)
- 2 企業、学校など関係機関における施設内待機 (震-2- 77)
- 3 集客施設や駅等における利用者保護 (震-2- 77)

4	帰宅困難者等への情報提供	(震-2- 77)
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	(震-2- 78)
6	徒歩帰宅支援	(震-2- 78)
7	帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	(震-2- 78)
第 13 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策		
1	保健活動	(震-2- 79)
2	飲料水の安全確保対策	(震-2- 79)
3	防疫	(震-2- 80)
4	死体の捜索処理等	(震-2- 81)
5	動物対策	(震-2- 84)
6	清掃及び障害物の除去	(震-2- 84)
第 14 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理		
1	応急仮設住宅の供与等	(震-2- 89)
2	住宅の応急修理計画	(震-2- 89)
3	建設資材の確保	(震-2- 90)
4	被災建築物の応急危険度判定	(震-2- 90)
5	被災宅地危険度判定	(震-2- 91)
6	罹災証明書 of 交付	(震-2- 92)
第 15 節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧		
1	水道施設	(震-2- 93)
2	電力施設	(震-2- 93)
3	ガス施設	(震-2- 94)
4	通信施設	(震-2- 96)
5	放送機関	(震-2- 98)
6	道路・橋梁	(震-2- 99)
7	交通施設	(震-2-100)
8	その他公共施設	(震-2-101)
第 16 節 ボランティアの協力		
1	災害ボランティアセンターの設置	(震-2-102)
2	ボランティアの活動分野	(震-2-102)
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	(震-2-103)
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	(震-2-103)
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	(震-2-104)
6	ボランティア受入体制	(震-2-105)
7	ボランティアリーダーの養成	(震-2-105)

第1節 災害対策本部活動

1 市の活動体制

主な担当	全庁
------	----

市は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令、本計画及び県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、その他防災関係機関及び住民等の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を実施する。

その際、全職員は、以下のプロアクティブの原則を基本理念とし、危機意識を共有して行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、勝浦市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「勝浦市災害時職員初動マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報収集体制

市内で震度4を観測し、消防防災課長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき、消防防災課長及び関係課長は、次の措置を講じる。

- (ア) 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 被害状況の把握及び報告

イ 災害即応体制

市内で震度5弱を観測したと発表したとき、又は千葉県九十九里・外房に津波注意報又は津波警報が発表されたとき、又は東海地震注意情報が発表されたとき、その他、被害が発生し、消防防災課長が必要と認めたときは、関係課及び関係機関が、情報収集体制を強化する。

ウ 消防防災課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに市長に報告する。

また、必要に応じ、防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

エ 上記アからウについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 市災害対策本部

ア 本部の設置又は廃止とその基準

市長（本部長）は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれがあるときは、必要に応じて上位の災害対策本部体制を指示することができる。

なお、災害対策本部を設置した後において、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止する

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

- (ア) 市内で震度5強（自動配備）
- (イ) 千葉県九十九里・外房に特別警報（大津波警報）（自動配備）
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（自動配備）
- (エ) 内閣総理大臣が警戒宣言（自動配備）
- (オ) 以下のa又はbに該当する場合で、総合的な対策を講じるため、本部長が必要と認めたとき。

- a 特に大きな被害が発生したとき
- b 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

イ 災害対策本部の設置又は廃止の通報及び発表

市長（本部長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事に通報するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、市長（本部長）は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を報道機関に発表する。

- (ア) 指定地方行政機関及び指定公共機関の長又は代表者
- (イ) 隣接市町長
- (ウ) 防災会議
- (エ) 区及び自主防災組織
- (オ) 市議会

ウ 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織編成については、「勝浦市災害対策本部条例」及び「勝浦市災害対策本部規則」の定めるところにより、災害応急対策に関する基本方針を審議策定する。その概要は、次のとおりである。

組 織 編 成

[本部室]

本 部	本部長	市長		本 部 事 務 局	事務局長	消防防災課長
	副本部長	副市長 教育長			事務局次長	総務課長
	本部員	消防防災課長 総務課長 企画課長 財政課長 税務課長 市民課長 高齢者支援課長 福祉課長 生活環境課長	都市建設課長 農林水産課長 観光商工課長 水道課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 議会事務局長 本部長の指名する者		本部事務局長	本部統括班 総務班 情報収集・電話対応班 医療救護班 被災者救援班 生活基盤対策班
	本部連絡員	本部長の指名する者				
本部派遣職員		自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を 求める者				

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

エ 勝浦市災害対策本部の班長及び各班の分掌事務

勝浦市災害対策本部の班長及び各班の分掌事務

班（長・副）	担当課等	事務区分	事務分掌
本部統括班 班長 消防防災課長 副班長 防災管理監	消防防災課	本部統括事務	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 3 避難勧告等の発令及び解除に関すること 4 災害対策本部会議の総括及び記録に関すること 5 総合的な災害対策を行うための情報分析に関すること 6 災害に関する通信情報の総括整理に関すること
		その他事務	1 防犯対策に関すること
総務班 班長 総務課長 副班長 財政課長	総務課 財政課 会計課 議会事務局 監査委員事務局	総務事務	1 災害情報の広報に関すること 2 報道機関からの問合せ対応及び報道機関への情報発信依頼の窓口業務に関すること 3 職員の安否確認及び公務災害補償に関すること 4 職員の動員及び配備並びに各班をまたいだ応援の調整に関すること 5 職員の給食、仮眠・待機場所及び健康管理（メンタルヘルス含む）並びに勤務時間管理及び給与（時間外手当含む）に関すること 6 業務継続計画及び職員の受援に関すること
		連絡調整事務	1 千葉県災害対策本部との連絡調整に関すること 2 消防本部、自衛隊及びその他の関係機関との連絡調整に関すること 3 消防団に関すること 4 災害救助法の適用申請及びこれに必要な事務に関すること
		施設等管理事務	1 災害対策用資機材の調達及び物資の購入に関すること 2 緊急車両通行証明書に関すること 3 ヘリポートの開設に関すること 4 応援職員、国・県から派遣される災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、自衛隊災害派遣部隊等の活動基盤の確保に関すること 5 車両の配車計画及び車両の借上げに関すること
		財務・出納事務	1 災害関係予算の編成及び執行並びに災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること
		渉外事務	1 議会との連絡調整に関すること
		その他事務	1 その他いずれにも属さない事務に関すること
情報収集・電話対応班 班長 企画課長 副班長 税務課長	企画課 税務課	情報収集事務	1 被害情報の収集、集計、整理及び記録に関すること 2 F A X、メールの受理及び対応に関すること 3 ライフライン、通信及び公共交通機関の各事業者との連絡調整に関すること
		電話対応事務	1 電話の受付窓口（コールセンター）の開設及び運営に関すること
		市民相談事務	1 家屋被害認定調査及び罹災証明に関すること 2 市税の徴収猶予及び減免等に関すること 3 その他の相談に関すること
		その他事務	1 その他情報収集及び電話対応全般に関すること
医療救護班 班長 高齢者支援課長 副班長 市民課長	市民課 高齢者支援課 勝浦診療所 医療職/各課	医療救護事務	1 避難所における感染症対策及び要配慮者に関すること 2 住民の健康管理に関すること 3 医療救護所の設置に関すること 4 医療機関及び医師会等との連絡調整及び応援要請に関すること 5 夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）との連絡調整に関すること 6 傷病者の調査、報告等に関すること
		行方不明者等事務	1 死者及び行方不明者に関すること 2 死体搬送及び死体収容場所の設置に関すること 3 身元不明死体に関すること 4 埋・火葬の許可発行等の諸手続に関すること
		その他事務	1 防疫及び消毒に関すること 2 外国人への対応に関すること

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

			3 その他医療救護全般に関すること
被災者救援班 班長 福祉課長 副班長 観光商工課長	福祉課 観光商工課 学校教育課 生涯学習課 芸術文化交流センター 図書館 学校給食共同調理場 (避難所勤務員/ 各課)	避難支援事務	1 避難所及び福祉避難所の開設、運営に関すること 2 要配慮者の支援に関すること 3 避難者情報の収集及び整理に関すること 4 災害対応物資に関すること 5 救援物資に関すること 6 義援金及び見舞金に関すること
		連絡調整事務	1 勝浦市社会福祉協議会との連絡調整に関すること 2 ボランティアセンターの設置及び運営支援に関すること 3 日本赤十字社千葉県支部との連絡調整に関すること
		教育・保育事務	1 児童生徒の安全確保に関すること 2 応急教育・保育事務に要する資材、教材、施設及び給食の確保に関すること
		帰宅困難者等 対策事務	1 帰宅困難者等に関すること
		その他事務	1 その他被災者救援全般に関すること
生活基盤対策 班 班長 都市建設課長 副班長 農林水産課長	生活環境課 都市建設課 農林水産課 水道課 清掃センター 農業委員会	環境衛生事務	1 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 2 ごみの収集及び処理に関すること 3 感染性廃棄物等の取扱いに関すること 4 防疫及び消毒の応援に関すること 5 油流出対処に関すること 6 仮設トイレに関すること 7 じん芥、し尿の収集及び処理に関すること 8 飼育動物の保護に関すること 9 飼育・野生動物の死骸の収集及び処理に関すること
		土木施設事務	1 災害危険区域の巡視及び応急措置に関すること 2 災害時の道路通行制限に関すること 3 道路、橋梁等の障害物除去、被害状況の調査及び報告に関すること 4 道路、橋梁等の応急修理及び復旧に関すること 5 土木関係機関との連絡調整に関すること
		住宅事務	1 災害復旧に係る応急処置及び建築関連工事に関すること 2 倒壊家屋の解体撤去及び住宅地の障害物除去に関すること 3 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関すること 4 応急仮設住宅の建設及び入・退去に関すること 5 災害復興に係る都市計画に関すること 6 市営住宅の点検、整備及び復旧に関すること
		農林水産事務	1 農林水産関係施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2 農林水産関係施設の応急修理及び復旧に関すること
		上水道事務	1 水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2 水道施設の応急修理及び復旧に関すること 3 応急給水に関すること
		その他事務	1 その他生活基盤対策全般に関すること

オ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市本庁舎4階大会議室又は3階会議室に設置するものとし、市本庁舎及び周辺地域の被災状況等によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる施設に設置する。

優先1位	芸術文化交流センター（キュステ）
優先2位	市役所分館（水道課）

なお、災害対策本部を設置した場合は、「勝浦市災害対策本部」の標識を掲示するものとする。

カ 本部長及び副本部長の代替順位

本部長が登庁できない場合には、次に掲げる順位で職務を代行する。

	優先1位	優先2位	優先3位
本部長	市長	副市長	教育長
副本部長	副市長・教育長	消防防災課長	総務課長

キ 災害対策本部会議

市長（本部長）は市の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- (ア) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- (イ) その他重要事項に関すること。

ク 災害対策本部事務局及び災害対策本部連絡員

- (ア) 本部事務局は、災害対策に関する命令伝達等を行う。
- (イ) 本部連絡員は、本部長が指名し、本部事務局に勤務する。

ケ 現地災害対策本部

(ア) 設置

市長（本部長）が災害の現地における応急対策を推進する上で必要であると認めたときは、現地災害対策本部（以下、本編において「現地本部」という。）を設置する。

(イ) 組織編成

現地本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから市長（本部長）が指名する者をもって充てる。

(ウ) 所掌事務

現地本部の所掌事務は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施するほか、次のとおりとする。

- a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- b 現地班の役割分担及び調整に関する業務
- c 市長（本部長）の指示による応急対策の推進
- d その他緊急を要する連絡方法

コ 本部室、各班への連絡方法

- (ア) 市長（本部長）の命令あるいは本部室で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各班に連絡する。
- (イ) 各班で聴取した情報、あるいは各班で決定処理した事項のうち、本部室あるいは他の各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じ、事務局長を経由して市長（本部長）に報告する。

(3) 職員の動員配備

ア 防災担当職員の待機体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、市役所及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 災害対策本部設置前の配備

地震災害に対処する本部設置前の配備は、次のとおりとする。

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

(ア) 災害対策本部設置前の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	1 市内で震度4を観測し、消防防災課長が必要と認めたとき 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備）	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	消防防災課 都市建設課 農林水産課
災害即応体制	1 市内で震度5弱（自動配備） 2 千葉県九十九里・外房に津波注意報又は津波警報（自動配備） 3 東海地震注意情報（自動配備） 4 その他、被害が発生し、消防防災課長が必要と認めたとき	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。なお、各課間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催することができる。	消防防災課 総務課 都市建設課 農林水産課 水道課 福祉課 市民課 学校教育課 生涯学習課 千葉県 （夷隅地域振興事務所）
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 市長は、災害の発生が局地的で活動の必要がないと認めるとき、又は、活動の必要がなくなったと認めるときは当該課の配備の指令をしないこと、又は配備を解くことができる。</p> <p>3 その他、各課の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとする。</p>			
<p>※議会事務局には、連絡のみ行う。</p>			

ウ 災害対策本部設置後の配備

地震災害に対処する本部設置後の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

(ア) 災害対策本部設置後の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部 第1配備	1 市内で震度5強（自動配備） 2 千葉県九十九里・外房に特別警報（大津波警報）（自動配備） 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（自動配備） 4 内閣総理大臣が警戒宣言（自動配備） 5 以下の（1）又は（2）に該当する場合で、総合的な対策を講じるため、市長（本部長）が必要と認めたとき （1）特に大きな被害が発生したとき （2）大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対応活動が行い得る体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各班長が定める。	本部を構成する全ての市の機関
災害対策本部 第2配備	1 市内で震度6弱（自動配備） 2 以下の（1）又は（2）に該当する場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき （1）広範囲にわたる災害が発生したとき （2）局地的災害であっても被害が甚大であるとき	災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制としその所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各班長が定める。	本部を構成する全ての市の機関

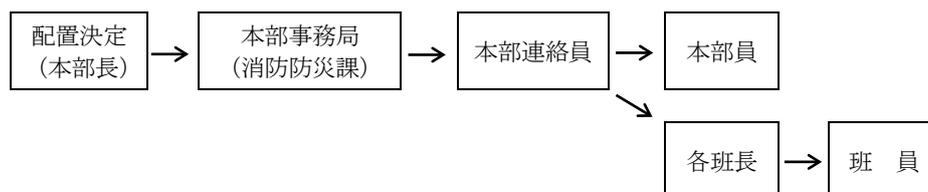
第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

災害対策本部 第3配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度6強（自動配備） 2 以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合、市長（本部長）が全庁を挙げて災害対応が必要と認めたとき <ol style="list-style-type: none"> （1）広範囲にわたる災害が発生したとき （2）局地的災害であっても被害が甚大であるとき （3）大規模の災害発生を免れないと予想されるとき 	<p>市全ての組織及び機能をあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p>	<p>本部を構成する全ての市の機関</p>
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配備体制を強化する必要があると市長（本部長）が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 市長（本部長）は、災害の発生が局地的で活動の必要がないと認めるとき、又は、活動の必要がなくなったと認めるときは当該班長の意見を聴いての配備の指令をしないこと、又は配備を解くことができる。 3 班長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講じる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該班の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。 			

(イ) 本部要員の動員方法

a 動員の伝達の系統

本部が設置された場合の本部長指令に基づく配備の伝達系統は次のとおりとする。



b 動員の伝達手段

市長（本部長）の配備決定に基づく職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

(a) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、職員参集メール「かつうら防災行政メール」、口頭により行う。

(b) 勤務時間外

電話、防災行政無線、職員参集メール「かつうら防災行政メール」により行う。

(c) 動員の指令を受けた職員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、できるだけ速やかに登庁しなければならない。

c 自主登庁又は自主参集

(a) 自主登庁

勤務時間外に大地震が発生し、上記による伝達が不可能な場合で、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多だと判断される場合は、自主登庁するものとする。

特に、災害対策本部の活動体制を早期に確保するため、市庁舎から概ね4km圏内に居住する職員は、速やかに登庁するものとする。

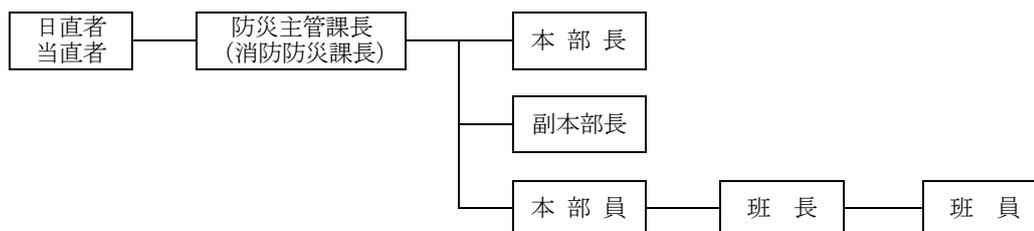
ただし、交通手段の途絶等により市庁舎への登庁が困難な場合、最寄りの避難所等の市の施設に参集し、施設管理者と協力して災害対応に従事するとともに、所属長等に状況を報告し、その後の対応等について指示を仰ぐ。

(b) 日直者、当直者の心得

日直者（市職員）、当直者（警備員）は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに消防防災課長にその旨を伝達する。

- ① 災害発生のおそれがある気象情報が関係機関から通報されたとき。
- ② 災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(c) 消防防災課長は、日直者（市職員）、当直者（警備員）から情報の伝達を受けたときは、情報の内容その他の状況等を分析判断し、速やかに職員の動員等の措置を講じる。



(4) 職員の服務

全ての職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したときは、所属課長と連絡をとり、災害対策本部が設置されたときは、次の事項を遵守し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。

- ア 常に災害に関する情報及び災害対策本部の指示に注意すること。
- イ 自らの言動によって住民に不安を与え、住民に誤解を招き、又は災害対策本部活動に支障が生じることのないよう厳重に注意しなければならない。
- ウ 配備体制が指令されたときは、万難を排して登庁すること。
- エ 常に所在を明確にしておき、正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁してはならない。

(5) 職員の応援・派遣

ア 市町村等への応援

(ア) 市長（本部長）は、災害対策基本法第68条の規定より近隣市町村等から災害応急措置実施のため応援の要請があった場合は、速やかに応援職員を選定し、派遣するものとする。

(イ) 前項により応援を命じられた職員は、応援先の市町村等の指揮のもとに行動する。

イ 職員の派遣

市長（本部長）は、災害応急対策実施のため職員の派遣を求める必要があるときは、地方自治法第252条の17、もしくは災害対策基本法第29条の規定により行い、また、派遣のあつせんを求める必要があるときは、災害対策基本法第30条の規定により行う。

ウ 職員の応援及び派遣に係る手続き

市長（本部長）は、災害対策基本法及び災害時における相互応援協定等に基づき、職員の応援及び派遣に係る手続きが迅速かつ円滑に行えるように、あらかじめ具体的に定めておく。

2 指定行政機関等の活動体制

主な担当	指定行政機関
------	--------

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

市の区域内の防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員の派遣

市長（本部長）は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

3 市災害対策本部と国・県及び防災関係機関との連携

主な担当	総務班
------	-----

災害の状況に応じ、市災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策実施に必要な連絡調整を行う。

また、県において現地災害対策本部を設置したとき、あるいは国において非常災害対策本部及び同現地対策本部、緊急災害対策本部及び同現地対策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

勝浦海上保安署は、保安署の施設が使用不能になった場合、又は、津波の来襲が予想され、施設が使用不能になることが予想される場合、「大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書」に基づき、市庁舎に必要資機材を搬入し、会議室等に対策室を設置する。

<資料6-4 各種協定一覧表>

4 災害救助法の適用手続等

主な担当	総務班
------	-----

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が50世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

イ 県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯が25世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

ウ 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであること。（法施行令第1条第1項第4号）

(イ) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(3) 救助の実施機関

ア 知事は、本市に災害救助法を適用する災害が発生した場合、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長（本部長）が行うこととすることができる。

ウ 市長（本部長）は、前記イにより市長（本部長）が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 学用品の給与

ク 埋葬

- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定基準

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。

(イ) 住家の半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の損害割合が住家全体の20%以上50%未満のものである。

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、前記(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

(イ) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。

災害救助法の適用基準表

人 口	被 害 世 帯 数	
	1 号	2 号
19,248 人	50	25

注1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（勝浦市の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同条同項第2号の災害（都道府県—千葉県は2,500世帯—と勝浦市の被災世帯数で判断）をいう。

2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1と換算する。

3 人口は国勢調査（平成27年10月1日）

(6) 災害救助法の適用手続

本市が行う災害救助法の適用手続は、次のとおりである。

- ア 災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（本部長）は、直ちにその旨を知事（県本部事務局）

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づいて行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、市長（本部長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

第2節 情報収集・伝達体制

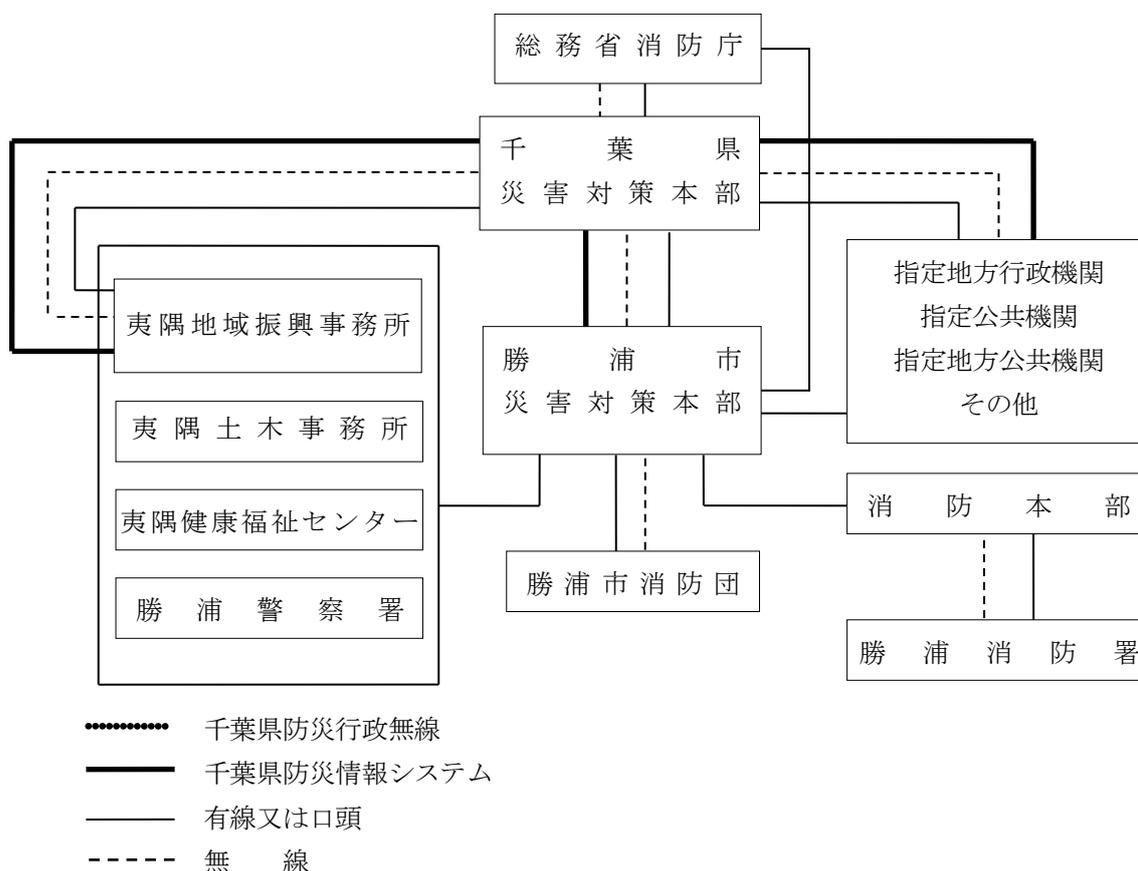
地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

1 通信体制

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



- (2) 市が所有する無線機等の運用
 災害時には、次の通信手段を活用する。

主な通信手段		主な通信先
有線	一般加入電話・FAX	市～防災関係機関・住民
	災害時優先電話	
無線	県防災行政無線	市～県・防災関係機関・他市町村
	市防災行政無線（同報系）	市～防災関係機関・住民
	衛星携帯電話	市～災害現場・避難所
	IP無線機	
	デジタル簡易無線機	
	特定小電力無線機	
口頭	広報車	市～住民

消防防災課（本部統括班）は発災後直ちに通信施設や機器の機能の確認を行う。

停電、機器の故障等で通信に支障がある場合は、自家発電装置の運転や外部発電装置との接続等の必要な措置をとる。

ア 配備基準

無線機の配分は、無線機の確保状況、各班からの調達請求、災害対策本部の実施状況等を勘案した上で総務班において配備計画を策定する。

イ 無線機の貸出

(ア) 無線機を必要とする場合は、無線機の種別、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、総務班に請求する。

(イ) 総務班は配備計画に基づき、各班へ無線機を引き渡すものとする。

ウ 無線機の調達

災害の規模や各班の使用状況等で無線機が不足する場合は、関東総合通信局に対して要請するものとする。

- (3) 各機関における通信連絡手段

区分	方法
市	1 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 3 保有する防災行政無線（同報系）等を中心に、市の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。
県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話㈱の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、孤立防止対策用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、総務省消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。

第2章 災害応急対策計画（第2節 情報収集・伝達体制）

勝浦警察署	警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消防本部	1 消防無線等を活用して消防署、消防団等各防災関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。
その他の 防災機関	1 それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(5) 通信施設が使用不能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 関東地方及び千葉県地区非常通信協議会の構成機関の無線局

- (ア) 警察通信施設（勝浦警察署）
- (イ) 海上保安庁通信施設（勝浦海上保安署）
- (ウ) 東日本電信電話(株)千葉事業部通信施設
- (エ) 日本赤十字社千葉県支部通信施設

イ 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

ウ 上記以外の機関又は個人の無線局（新勝浦市漁業協同組合無線局、アマチュア無線局など）

(6) 全ての通信施設が途絶した場合における措置

全ての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。

(7) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(8) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (カ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(9) 関東地方非常通信協議会

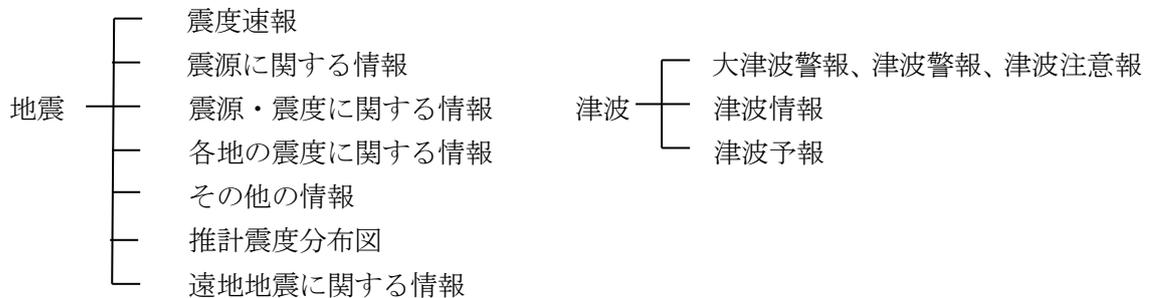
非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 情報等の種類



(2) 地震情報等の発表

ア 地震情報

(ア) 震度速報

地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。

千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

(イ) 震源に関する情報

震度 3 以上で発表する（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

(ウ) 震源・震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

- ・震度 3 以上
- ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時
- ・若干の海面変動が予想される場合
- ・緊急地震速報（警報）を発表した場合

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表する。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(エ) 各地の震度に関する情報

震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

(オ) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(カ) 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(キ) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

- ・マグニチュード7.0以上。
- ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。

(ク) 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（5ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（平成31年4月1日現在）。

(3) 津波に関する情報の発表

ア 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表される。

勝浦市は、「千葉県九十九里・外房」に属しており、気象庁本庁が担当する。

<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

* 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

イ 津波情報

津波警報を公表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを合わせて発表される。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 [*] や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 [*] この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を公表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜最大波の観測値の発表内容＞

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（全ての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が公表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、その旨が津波予報として発表される。

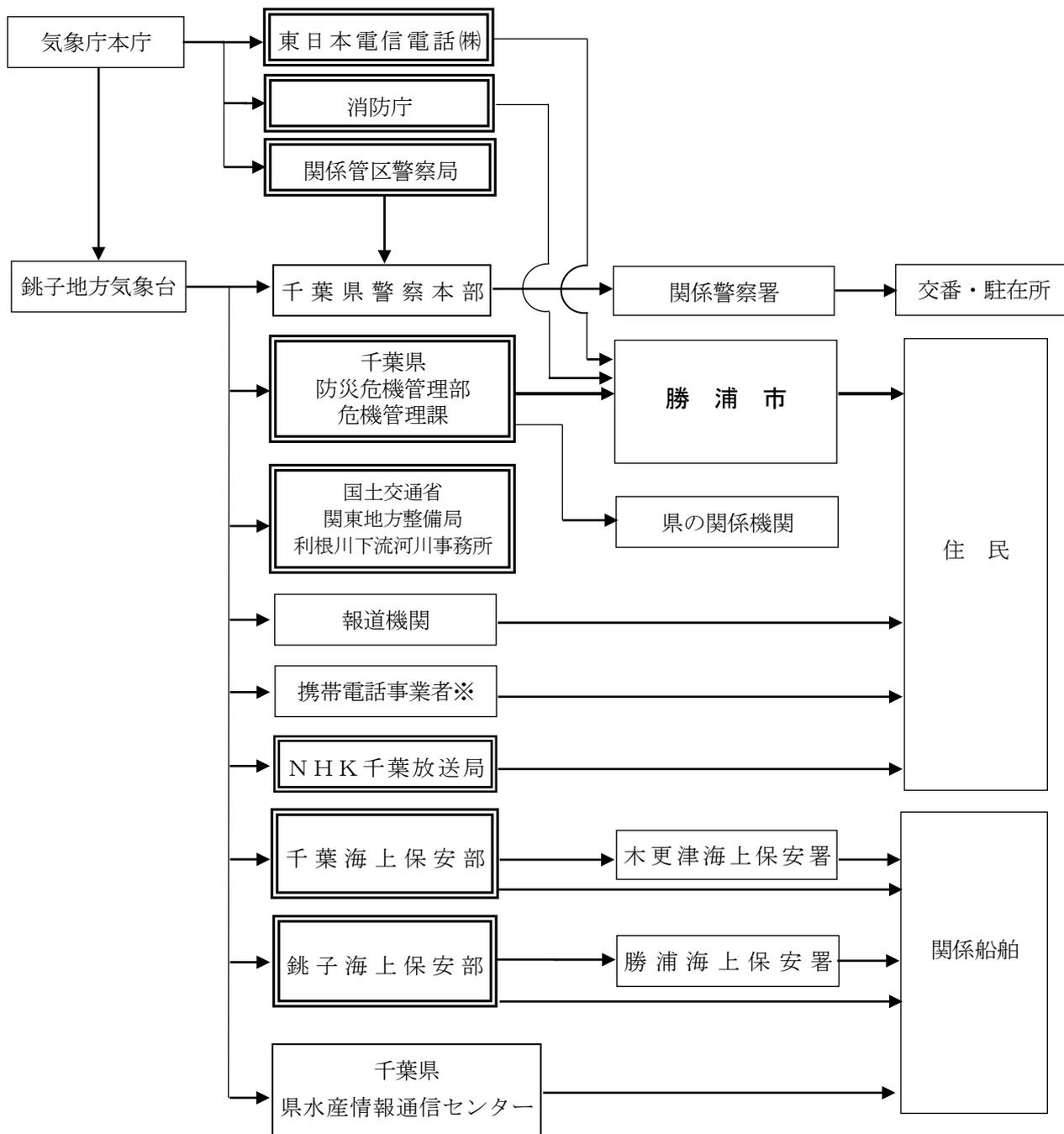
発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急でやむを得ないとき、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

(5) 受伝達系統等

津波警報等伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
 - 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びN T T公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

3 関係機関における措置

主な担当	総務班
------	-----

区分	内容
市	市は、災害原因に関する情報及び重要な注意報、警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から通知又は通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内のその他の公共団体等や自主防災組織等に通報する。住民もしくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報、警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通知又は通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
勝浦警察署	1 津波警報等の通報を受けた警察本部長は、勝浦警察署長を通じて市長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。 2 勝浦警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
消防本部	消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
関東地方測量部	関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、警察、NHK千葉放送局及び関係機関に通報する。
海上保安庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話㈱	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

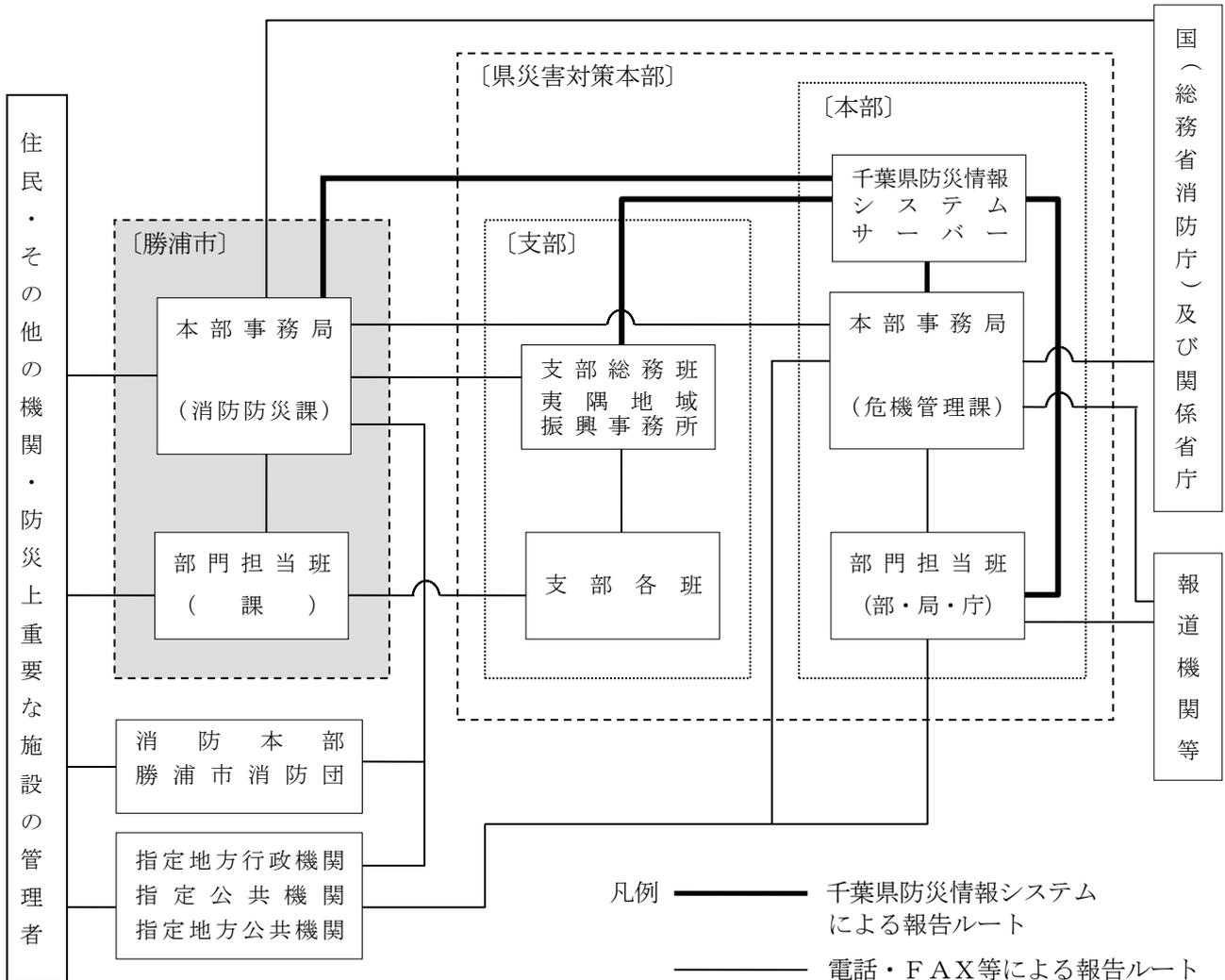
4 被害情報等収集・報告

主な担当	全班
------	----

被害情報等の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(2) 報告すべき事項

ア 報告基準

以下の(ア)から(キ)の基準に該当する災害の場合、県本部事務局（危機管理課）へ報告する。

- (ア) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (イ) 市内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。
- (ウ) 市内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。
- (エ) 市に災害対策本部が設置された場合。
- (オ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県本部事務局（危機管理課）が認めた場合。
- (カ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。
- (キ) 上記以外であって、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。

イ 報告の種別等

県本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報

共有要綱」に定めるところによる。

ウ 市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
 - (イ) 災害が発生した日時
 - (ウ) 災害が発生した場所又は地域
 - (エ) 被害の状況
 - (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
 - (カ) 災害による住民等の避難の状況
 - (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
 - (ク) その他必要な事項
- (3) 各機関が実施する情報収集・報告

ア 市

災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに千葉県総合防災情報システム及び電話、FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（平成24年5月31日改正）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と合わせて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と合わせて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(ア) 被害情報の収集

- a テレビ、ラジオ等により地震情報を収集する。
- b 県及び防災関係機関から災害情報等を収集する。
- c 各地区の被害状況を消防団、自主防災組織等から収集する。
- d 関係団体の協力を得て、被害状況を把握する。
- e 災害対策本部設置前にあつては、各課等の長は、関係施設の被害状況について消防防災課に報告する。災害対策本部設置後にあつては、対策本部各班長は、関係施設の被害調査を実施し速やかに情報収集・電話対応班へ報告を行う。

(イ) 県等への被害報告

イ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、市、県及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集にあつては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

ウ 県警察の情報収集・報告要領

(ア) 警察本部長及び勝浦警察署長は、市長（本部長）又は知事その他関係機関と緊密に連絡して、震災警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、概ね次の事項について行う。

- a 震災発生の日時、場所
- b 被害発生の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）
- c 避難者の状況
- d 交通規制及び緊急交通路の要否
- e ライフラインの状況
- f 治安状況及び警察関係被害
- g その他震災警備活動上必要な事項

(イ) 警察本部長及び勝浦警察署長は、必要に応じて、市長（本部長）又は知事その他関係機関に通報する。

(ロ) 警察本部長及び勝浦警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

(4) 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集にあたっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、消防団、区、自主防災組織等を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、速やかに県等に応援を求めて実施する。応援を要請する際には、できる限り応援要求内容を明確化する。

カ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(5) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者は、次のとおりとする。

	所掌事務	市
総括責任者	市、県及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	消防防災課長
取扱責任者	市、県及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取扱う。	防災管理監

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(7) 勤務時間内における県及び国への連絡方法

ア 夷隅地域振興事務所

(7) 県防災行政無線

電 話 508-721 (地上系) 012-508-721 (衛星系)
 508-723 (地上系) 012-508-723 (衛星系)
 F A X 508-722 (地上系)

(4) 一般加入電話

電 話 0470-82-2211
 F A X 0470-82-4164

イ 千葉県

(7) 県防災行政無線

電 話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) (県危機管理課)
 F A X 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) (")

(4) 一般加入電話

電 話 043-223-2175 (県危機管理課)
 F A X 043-222-1127 (")

ウ 総務省消防庁

(7) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系) (消防庁応急対策室)
 F A X 120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系) (")

(4) 一般加入電話

電 話 03-5253-7527 (消防庁応急対策室)
 F A X 03-5253-7537 (")

(8) 勤務時間外における県及び国への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、県（危機管理課）又は国（総務省消防庁）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 千葉県

(7) 県防災行政無線

電 話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) (県防災行政無線統制室)
 F A X 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) (")

(4) 一般加入電話

電 話 043-223-2178 (県防災行政無線統制室)
 F A X 043-222-5219 (")

イ 総務省消防庁

(7) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話 120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49102 (衛星系) (消防庁宿直室)
 F A X 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系) (")

(4) 一般加入電話

電 話 03-5253-7777 (消防庁宿直室)
 03-5253-7553 (")

5 災害時の広報

主な担当	総務班
------	-----

(1) 広報活動要領

市、県及び防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

(ウ) その他住民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 市外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

(ア) 防災行政無線、広報車等を利用した広報

巡回広報を行う場合は、広報要員の安全確保を図った上で実施する。

(イ) 広報誌、チラシ、ポスター、掲示板等を利用した広報

(ウ) テレビ、ラジオの広報番組を利用した広報

(エ) インターネット（市ホームページ、防災アプリ「かつうらメイト」など）を活用した広報

(オ) 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

災害等のため、市の保有する通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行う必要がある場合には、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて

要請する。

ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接要請できるものとする。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

報道機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会 千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)バイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

第3節 地震・火災避難計画

地震時には建物倒壊や延焼火災の拡大等の発生により、多くの地域で住民等の避難を要する可能性がある。このため、安全な場所へ避難するために必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命及び身体の安全の確保に努める。なかでも避難行動要支援者等の安全避難については特に留意する。

1 計画内容

主な担当	被災者救援班
------	--------

地震災害において、危険な地域の住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、避難者を、一時的に学校、集会所等の施設又は仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府防災担当 平成25年8月）、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成29年7月）、「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」（千葉県 令和2年6月）に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

2 実施機関

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長（本部長）を中心として、相互に連携をとり実施する。

- ア 市長（災害対策基本法第60条）
- イ 知事（災害対策基本法第60条）
- ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- エ 水防管理者（市長〔水防法第29条〕）
- オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- カ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や集会所等に避難所を設置する。

- ア 避難所の設置は、市長（本部長）が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告又は指示等

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 市長（本部長）の措置

市長（本部長）は、火災、がけ崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長（本部長）が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を当該市長（本部長）に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長（本部長）が措置をとることができないと認めるとき、又は市長（本部長）から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示するものとする。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に避難のための立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

市長（本部長）等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組合せるよう努める。

- (ア) 市防災行政無線（戸別受信機を含む）
- (イ) 広報車
- (ウ) サイレン又は警鐘
- (エ) ツイッター等のSNS
- (オ) 電話、FAX
- (カ) 登録制メール「かつうら防災行政メール」
- (キ) 防災アプリ「かつうらメイト」
- (ク) ラジオ放送（コミュニティFMを含む）
- (ケ) その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び第3管区海上保安本部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

4 避難誘導等

主な担当	被災者救援班、消防本部、消防団、警察
------	--------------------

市職員、警察官、消防職団員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導にあたっては、できるだけ区や自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「一時津波避難場所」「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等と合わせて避難所及び避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、区や自主防災組織等の市地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

5 避難所の開設と運営

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及

び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、ペット対策及び感染症対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

市長（本部長）は災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

避難所の開設が決定された場合は、施設管理者へ連絡し、開設のための職員を派遣する。派遣された職員は（以下「避難所職員」という。）施設管理者と協力して避難者の受入れの準備を行う。

市は、災害種別に応じた施設を避難所として開設する。避難所の受入能力が不足する場合は、野外テントや応急仮設住宅の設置、旅館やホテル等の借上げ等を検討し、多様な避難所の確保に努める。

住民は避難所へ避難する際は、居住地から最寄りの避難所へ避難する。

(2) 避難者の受入れ

避難所職員は施設管理者等と協力して、避難スペースの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、避難所職員は区や自主防災組織など地域団体ごとの受入れ、スペースの案内ができるよう配慮に努める。

各避難所の統括者（被災者支援班長）は避難者の状況及びニーズを把握して、必要に応じた措置をするとともに、その措置内容を記録する。

(3) 避難所の運営

住居の被災又は、危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、次のように避難所の運営を行う。

ア 避難所運営体制の確立

区や自主防災組織を中心として避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を立ち上げ、避難者自らが避難所の運営を行い、避難所職員及びボランティア等はこれの支援を行う。

また、運営にあたっては男性だけでなく、女性の参画を求めるとともに性別での役割の固定化や、役割分担に偏りがないように配慮する。

避難所職員は、県が策定した「災害時における避難所運営組織の手引き」、「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」及び「勝浦市避難所運営マニュアル」等に基づき、運営委員会の組織やルールづくり等を支援する。

なお、学校にあつては、教育活動が早期再開のため、「震災時における実動計画（実動マニュアル）」を参考とする。

○避難所の運営の役割分担

避難所職員	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部との連絡調整 ○避難者への広報 ○施設管理者との連絡調整 ○避難所記録の作成
避難所運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○運営方針や生活ルールの決定 ○避難世帯（者）の記録 ○食料・物資の配布

	○清掃 ○要望のとりまとめ
--	------------------

イ 避難所事務室の開設

避難所職員は、避難所に避難所事務室を開設し運営の支援の拠点とする。

ウ 避難者の記録

避難所職員は、運営委員会の協力を得て、避難世帯（者）の名簿等を作成し、避難者の把握を行う。

避難所の運営状況について、避難所の運営記録を作成し、1日1回災害対策本部へ報告する。病人の発生、その他特別な事情がある場合は、必要に応じてその都度、報告するものとする。

エ 健康管理

市は、避難者の健康を状態や避難所の衛生状態を保持するため、医療救護班を派遣し、健康管理等の指導を行う。

運営委員会はゴミ捨てや清掃のルールを定め、定期的に清掃を行う。

食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底する。

オ 避難所広報

避難所職員は、避難者への情報を掲示板への掲示やチラシの配布、館内放送等により行う。

カ 防犯対策

避難所職員は、避難所において外来者の受付を記録する。

運営委員会と協力して就寝場所やトイレ等の巡回警備を行う。必要に応じて警察官の派遣を要請し、警察官と連携して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

キ ペット対応

ペットは原則として避難所の居住スペースには入れない。運営委員会において受入れ場所を決めるとともに、飼い主が世話をし、他の避難者とトラブルにならないようルールを定める。

ク 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ケ 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

6 在宅避難者等への対応

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 在宅避難者

在宅避難者や、やむを得ない事情により避難所に滞在できず、車中やテント泊をしている避難者の所在地、ニーズの把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保険医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援を行う。

特に車中泊をしている避難者に深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のための健康相談や保健指導を実施する。

7 安否情報の提供

主な担当	被災者救援班、消防本部、警察
------	----------------

市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

- (1) 被災者の安否情報の照会があった場合には、照会者、照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別、照会理由を確認する。この際、照会者に対して運転免許証等により当該照会者が本人であることを確認する。
- (2) 当該照会が不当な目的によるものと認められる場合などを除き、照会者と当該被災者の間柄に応じて、避難者名簿、被災者台帳等に基づき、適当と認められる範囲の安否情報を提供することができる。
- (3) 上記にかかわらず、照会に係る被災者の同意がある場合には、照会に係る避難者の居所、死亡・負傷等の状況など情報を提供することができる。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

8 広域避難

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難所が多数で市内の避難所に収容できない場合は、近隣市町村及び県に対して市外への広域避難を要請し、受入先の自治体との調整及び移送方法について検討する。

9 避難所の集約及び避難所の解消等

主な担当	本部統括班、被災者救援班
------	--------------

避難生活の改善及び施設の本来の機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

第4節 津波避難計画

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。

住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等を実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

1 津波警報等の伝達

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市は、気象庁の津波警報等を覚知した場合もしくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示（緊急）の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。

また、住民等への津波注意報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意して行うものとする。

ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示（緊急）等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動にとりかかることができるよう工夫する。

イ 住民等が即座に避難行動にとりかかるため、あらゆる広報伝達媒体（防災行政無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達する。

ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行う。

エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示（緊急）等の伝達に努める。

(2) 河川・海岸地域では、市、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

(3) 海岸線付近の観光地、海水浴場等の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と協調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。

(4) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

2 住民等の避難行動

主な担当	被災者救援班
------	--------

住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

3 住民等の避難誘導

主な担当	被災者救援班、消防本部、消防団、警察
------	--------------------

(1) 市は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。また、住民等の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。

(2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。

(3) 住民等の避難誘導にあたる消防職員、警察官、市職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。

消防団員は、「勝浦市消防団安全管理マニュアル」に従い、自分の身の安全を最優先した上で、可能な範囲で避難誘導を行う。

また、区、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

(4) 避難施設

沿岸部の勝浦地区と興津地区において、指定避難所・避難場所以外に、宿泊施設や民間マンション等と津波避難ビルの協定を締結している。また、地域と共同で一時避難場所を定めている。

＜資料2-3 津波避難ビル一覧表＞

＜資料2-4 一時避難場所（津波避難場所）一覧表＞

第5節 要配慮者等の安全確保対策

地震時には、津波の発生や延焼火災の拡大等により、住民の避難を要する地域が数多く発生することが予想される。安全な場所への避難のために必要な措置をとり、被災者の生命及び身体への安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者については、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府 平成25年8月）等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難勧告等を発令した場合は、市と関係者が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講じる。

イ 危険な場所には、表示、縄張り等を行うほか、状況により誘導員を配置する。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者等は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による搬送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して搬送中の安全を期する。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば区や自主防災組織等の単位で行う。

オ 避難行動要支援者等の状態や特性に応じて適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織等による避難確認を行う。

(2) 避難順位

避難誘導は、移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりとする。

ア 介護を要する高齢者及び障害者

イ 病弱者

ウ 乳幼児及びその母親・妊婦

エ 高齢者・障害者

オ 児童生徒

(3) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

2 避難所の開設、要配慮者への対応

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 避難所の開設は、第3節の「地震・火災避難計画」による。

市及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、(公財) ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センターを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市町村から要請があったときは、(公財) ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

3 福祉避難所の設置

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、市長（本部長）が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

(2) 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難所における要配慮者等の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じ、福祉避難所への安全な移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難

所生活が困難な場合においても、福祉避難所への移送を検討する。

福祉避難所を設置する施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者等の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者等の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者等の避難支援や、避難所から福祉避難所への移送時の支援について働きかける。

<資料5-1 市有車両一覧表>

5 被災した要配慮者等の生活の確保

主な担当	医療救護班、被災者救援班、生活基盤対策班
------	----------------------

応急仮設住宅への入居については、要配慮者を優先して行うよう配慮するとともに、要配慮者等に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、災害によるショックや避難生活の長期化に対応するため、避難所等における社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による巡回相談等の実施に努める。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生に伴い、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び関係機関は、これらの災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするため全力を尽くす。

1 消防活動

主な担当	総務班、消防本部、消防団
------	--------------

(1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防ぎょ活動を消防本部、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

(2) 活動方針

震災時には、住民の生命及び身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施にあたり、常に安全に対する配慮を行いながら任務を遂行しなければならない。

また、津波による火災、消防拠点施設又は消防活動用資機材等の流出、がれき等による道路閉塞、浸水による消防車両の通行困難などの事態を想定し、対応を検討する。

(3) 活動の基本

ア 消防本部

(ア) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

(イ) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

(ロ) 消火の可能性が高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

(ハ) 市街地火災の優先

工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中した活動にあたる。

(ニ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(ホ) 要員の安全確保

イ 消防団

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対

し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

(イ) 消火活動

消防隊の出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防隊と協力して行う。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(エ) 避難誘導

避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、自らの安全を確保した上で、住民を安全に避難させる。

ウ 勝浦海上保安署

(ア) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助並びに消火活動を実施する。

(イ) 火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航又は処分等の措置を講じる。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、消防本部は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及びその具体的なマニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」（平成14年7月）に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

2 救助・救急

主な担当	総務班、消防本部、警察、海上保安署
------	-------------------

(1) 活動体制

消防本部、勝浦警察署及び勝浦海上保安署は、それぞれの活動方針に基づき、関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機 関 名	項 目	対 応 措 置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 (2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 (3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

第2章 災害応急対策計画（第6節 消防・救助救急・医療救護活動）

	救急搬送	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じて日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救急隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
勝浦警察署		<ol style="list-style-type: none"> 1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を利用して速やかに医療機関に収容する。
第三管区海上保安本部 勝浦海上保安署		<ol style="list-style-type: none"> 1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動

主な担当	本部統括班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	------------------------

震災発生時における水防上必要な事項は、風水害等編第2章第3節「水防計画」によるものとし、特に定めのない場合は、千葉県水防計画に準ずるものとする。

なお、水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるよう留意する。

4 危険物等の対策

主な担当	消防本部、危険物取扱事業者
------	---------------

(1) 石油類等危険物貯蔵所及び取扱所等の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(2) 危険物等輸送車両の応急対策
機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
消 防 本 部	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
勝 浦 警 察 署	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 勝 浦 海 上 保 安 署	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物取扱岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止
日 本 貨 物 鉄 道 株	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道株における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

5 医療救護

主な担当	医療救護班
------	-------

(1) 関係者とその役割

ア 住民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を的確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市

- (ア) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- (イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- (ウ) 発災時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

- (エ) 前記(ア)(イ)(ウ)のほか、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

救護班編成

編成区分	編成可能班数	1班の構成人員	
勝浦診療所	1個班	医師	1名
		看護師	1名
		事務員	1名
		運転者	1名

ウ 医療機関

- (ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
- (イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (ウ) 発災時においては、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、市、県、関係機関等と連携して活動する。
- (エ) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。

また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

- (オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

エ 関係団体

- (ア) 市及び県における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。
- (イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。
- (ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (エ) 発災時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、市、県、関係機関等と連携して活動する。

(2) 発災時の活動

ア 指揮と調整

- (ア) 県は災害医療本部を、市は救護本部を勝浦診療所に設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、夷隅健康福祉センターに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。
- (イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。
- (ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。

- (エ) 災害医療本部内にDMAT調整本部を置く。DMAT調整本部長は、千葉県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。
 - (オ) 災害医療本部内にDPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、夷隅健康福祉センター等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整を図る。
 - (カ) 県が対応するDMAT以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。
 - (キ) 市長（本部長）は、必要に応じて、夷隅健康福祉センターに対し、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。
- イ 医療救護の対象者
- 本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。
- (ア) 災害に起因する負傷者
 - (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
 - (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
 - (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者
- ウ 情報の収集と提供
- 市及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。
- (ア) 傷病者等の発生状況
 - (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
 - (ウ) 避難所及び医療救護所の設置状況
 - (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
 - (オ) 医療施設、医療救護所等への交通状況
 - (カ) その他医療救護活動に資する事項
- エ 医療救護活動の実施
- (ア) 市及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
 - (イ) 市長（本部長）は、市の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。
 - (ウ) 知事は、市長（本部長）からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は市の傷病者等に対する医療救護活動を行う。
- オ 医療機関の役割分担と患者受入先の確保
- (ア) 傷病者等の受入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受入先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受入れに努める。
 - (イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受入れる。
 - (ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。

(エ) 搬送先の確保を要請された市の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

(ア) 市は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

(イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

(ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市長（本部長）又は知事に要請する。

(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市が、医療救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

(オ) 住民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

(ア) 市長（本部長）は、必要に応じて、勝浦診療所の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講じる。

(イ) 知事は、必要に応じて、DMAT及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講じる。

ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として以下のとおりとする。

(ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。

(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

(ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の要請に応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。

(エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

ケ 血液製剤の確保

(ア) 血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

(イ) 県内での血液製剤の供給が不足する場合、千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社本社に供給を要請する。

コ 地域医療体制への支援

市又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本

部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

また、知事は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

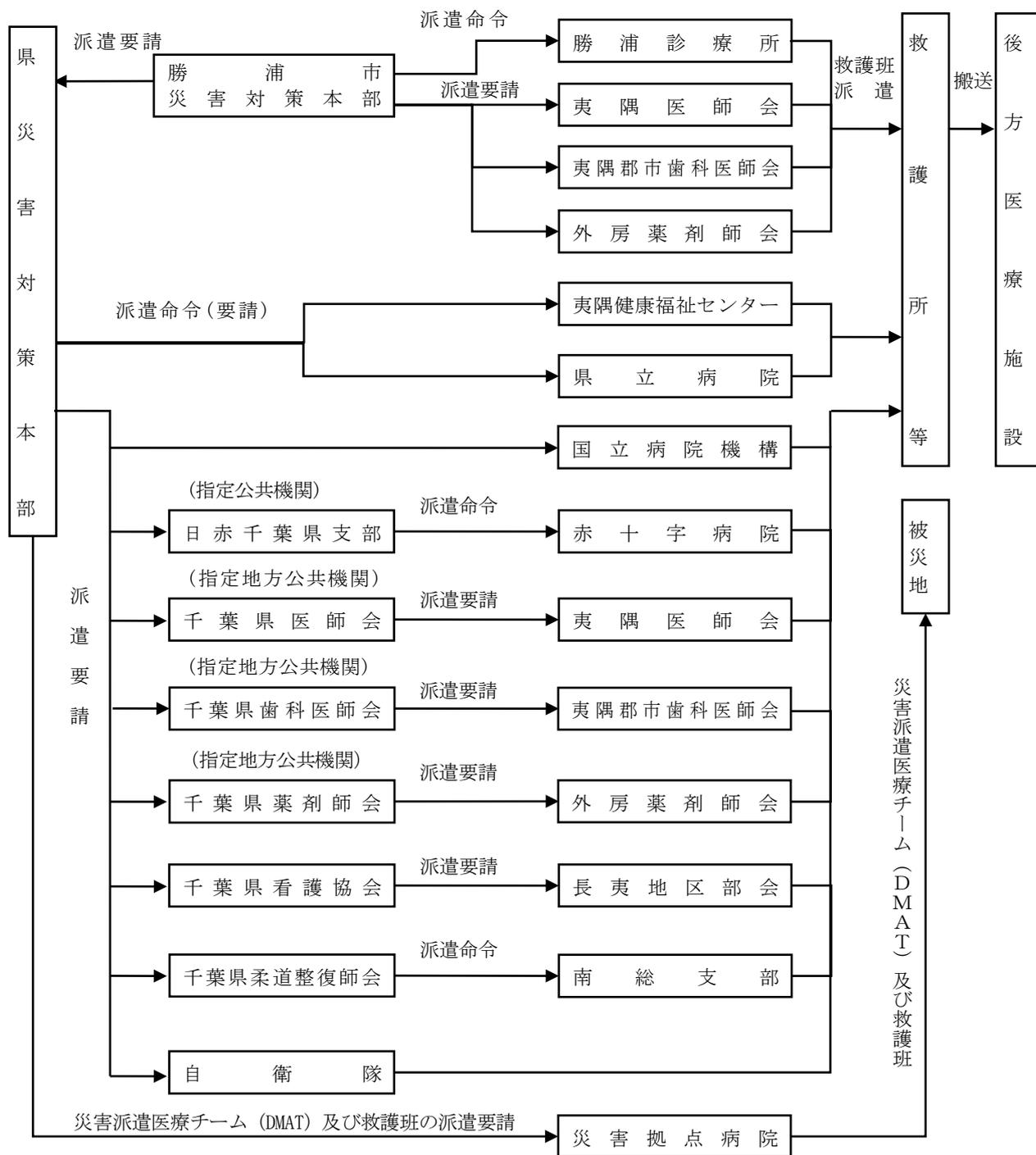
災害拠点病院

保健医療圏	機関名	種別	所在地	指定年月日
山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	地域	東金市	平成26年4月1日
安房	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	基幹	鴨川市	平成8年8月20日
〃	社会福祉法人太陽会安房地域医療センター	地域	館山市	平成20年4月1日
市原	千葉県循環器病センター	地域	市原市	平成8年8月20日
〃	帝京大学ちば総合医療センター	地域	〃	平成8年8月20日
〃	独立行政法人労働者安全機構千葉労災病院	地域	〃	平成29年4月1日
君津	国保直営総合病院君津中央病院	基幹	君津市	平成8年8月20日

<資料4-1 市内医療機関一覧表>

<資料4-2 市内薬局一覧表>

医療救護体制の体系図



第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

地震・津波災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について各関係機関は次の措置をとり、万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画

主な担当	警察
------	----

(1) 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

(2) 警備体制の発令

警察本部及び勝浦警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合及び東海地震注意情報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、複合災害が発生した場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

(3) 警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒線の設定

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、死体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

2 交通規制計画

主な担当	警察、消防本部、自衛隊
------	-------------

大規模な地震・津波災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制にかかる区域又は道路規制区間等の内容を、交通情報提供板等の活用及び道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(2) 勝浦警察署長の交通規制

勝浦警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生及びその他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等やむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記(1)イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項の規定により、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命じることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命じることができないときは、災害対策基本法第76条の3第2項の規定により、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他物件を破損することができる。

(4) 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記(3)イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を勝浦警察署

長に通知する。

3 交通規制の指針

主な担当	警察
------	----

- (1) 被災地域における交通の混乱を防止し、円滑な災害対応策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 交通規制の対象となる道路は、主として本節「4 緊急輸送」に定める「千葉県緊急輸送道路一次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- (3) 前記2(1)イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他幹線道路を優先して行う。
- (4) 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- (5) 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。
- (6) 直下型地震に対する交通規制計画
南房総地域における直下型地震が発生した場合の交通規制は、「南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画」に基づき行う。
- (7) 交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

4 緊急輸送

主な担当	総務班、被災者救援班
------	------------

県は、災害発生時の被災者の救援・救護活動及び緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、漁港、臨時ヘリポート等の輸送施設や輸送拠点を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めている。

市は、県の定めた緊急輸送ネットワークと有機的に連携できるよう災害対策拠点施設、備蓄物資集積拠点、避難所等を結ぶルートを経済時輸送ルートとして指定する。また、物資の集積拠点として屋根付の仮スペースの確保に努める。

(1) 緊急輸送道路

県は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等を一次路線と、また一次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等を二次路線と、あらかじめ千葉県緊急輸送道路を機能別に分類している。

市内における千葉県緊急輸送道路は、次のとおりである。

機能	路線種別	路線名	起 点	終 点	管 理 者	備 考
一次路線	国	一般国道 128 号	御宿町境	鴨川市境	県	
	国	一般国道 297 号	勝浦市墨名	大多喜町境	県	
二次路線	国	一般国道 128 号	勝浦市串浜	勝浦市部原	県	
	県	臨港道路	勝浦市墨名	勝浦市浜勝浦	県	
	市	市道墨名部原線	墨名	部原	市	

(2) 漁港

勝浦漁港は、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設・輸送拠点として定められている。

(3) 臨時離発着場適地

陸海による輸送をさらに強化するため、臨時ヘリポートを開設する。

- ア 勝浦市立勝浦中学校グラウンド [N 35.15382 E 140.31717]
- イ 元北中学校グラウンド [N 35.17956 E 140.26655]
- ウ 日本冶金工業(株)駐車場（夏季使用不可） [N 35.13974 E 140.26483]

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

5 緊急通行車両の確認等

主な担当	総務班
------	-----

(1) 緊急通行車両の確認

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。
- イ 前記アにより緊急通行車両に該当すると認められたものについては、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）が交付される。
- ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
- エ 届出に関する手続きは、別に定める。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア 市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- イ 前記アにより緊急通行車両に該当すると認められたものについては、公安委員会から届出済証が交付される。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書が交付される。
- エ 事前届出・確認に関する手続きは、消防防災課が実施する。

6 規制除外車両の確認等

主な担当	警察
------	----

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5(1)を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5(2)を準用する。

7 交通情報の収集及び提供

主な担当	警察
------	----

(1) 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

(2) 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用するとともに、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

8 震災発生時における運転者のとるべき措置

主な担当	総務班
------	-----

市及び関係機関は、震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

- ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させる。
- イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動する。
- ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

(2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

- ア 車両を道路外の場所に置く。
- イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動する。
- ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 避難行動要支援者等の避難等を除き、避難のために車両を使用しないこと。

9 道路管理者の通行の禁止又は制限

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

道路管理者は、管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊及びその他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

10 道路啓開

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

11 在港船舶対策計画

主な担当	総務班、海上保安署
------	-----------

在港船舶に対する災害防止対策は、次によるものとする。

(1) 市の対策

ア 広報媒体や漁業協同組合等を通じて予警報の周知徹底を図る。

- イ 関係機関と相互に情報を交換する。
- ウ 船舶乗組員に対し、情報伝達の必要がある場合、又は要請があった場合、市防災行政無線により通報する。
- (2) 勝浦海上保安署等の対策
 - ア 巡視船艇及び陸上職員による情報周知及び保船の指導を行う。
 - イ 津波等が襲来するおそれがあるときは、在港船の船長又は船舶所有者に対して海難防止対策を指導する。
 - ウ 在港船舶に対し、避難勧告等を周知する。
- (3) 避難場所（参考）
 - ア 船舶、雑種船 : 船溜
 - イ 小型船 : 勝浦漁港及び興津港内避泊
 - ウ 大型船 : 港外避泊
- (4) その他の対策
 - 港長権限に基づく港内整理
 - 勝浦海上保安署長は、特に必要と認める場合には、銚子海上保安部長と協議の上、港則法第10条に基づき在泊船に対し移動命令を実施する。

12 輸送計画

主な担当	総務班、被災者救援班
------	------------

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

市は、災害応急対策の実施にあたって、輸送手段として必要とする車両の調達、配分及び各機関へのあっせん又は供給等を行い、迅速かつ円滑な輸送体制を構築する。

- (1) 緊急車両の調達方針及び調達順位
 - ア 総務班は各班が災害応急対策活動のために使用する車両の配車や調達を行う。
なお、災害応急活動のために使用する車両については、必要に応じて本節の記載のとおり「緊急通行車両の確認等」により、標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。
 - イ 総務班は、各班からの車両調達の請求に基づき、外部からの調達が必要と認められるときは、市内の運送業者等から借上げ、同時に県及び防災関係機関等に対して応援を要請する。
 - ウ 総務班は災害の状況に応じて、あらかじめ運送事業者にも車両の待機を要請する。
- (2) 輸送手段の選定
 - 物資等の輸送にあたっては、陸上輸送を原則とするが、道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合等には、県等へ応援要請又は自衛隊に災害派遣要請を行うなど、海上輸送、航空輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。
 - また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。
- (3) 輸送方法の確保、配車手続き
 - ア 調達方法
 - 車両調達について、事前に事業者等と供給契約の締結に努めるものとし、外部から調達が必要と認められるときは、運送業者等との連携により輸送車両の確保を図る。

また、市が必要とする車両の調達が困難な場合は、県に対して、調達又は調達のあっせんを要請する。

車種別調達方法

乗用車	市が保有する公用車が不足する場合は、市職員の私有自動車及び市内タクシー業者等から借上げる
貨物自動車	市内の運送業者から借上げる
バス	市内を運行するバス会社から調達する。

イ 配車基準

車両の配分は、車両の確保状況、市各班からの車両調達請求、対策本部の実施状況等を勘案した上で総務班において配車計画を策定する。

ウ 配車手続き

(ア) 車両を必要とする場合は、車種、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、総務班に請求する。

(イ) 総務班は配車計画に基づき、各班へ車両を引き渡すものとする。

エ 借上料金

運送事業者等から借上げた車両の使用料金等は、協定等に基づくものとするが、協定等に料金が明示されていない場合や協定を締結していない事業者から借上げた場合は、可能な限り平常の料金となるよう協議する。

(4) 輸送方法

ア 避難者、傷病者等の輸送

(ア) 避難勧告等が発令された場合における住民等の輸送は原則として行わない。

ただし、要配慮者で自主避難が困難である特別な事情がある場合で、市長（本部長）が必要と認めた場合は市車両等により緊急輸送を行う。

イ 傷病者等の医療機関等への輸送は、本章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

ウ 福祉避難所への移送は、本章第5節「要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

(5) 資機材及び物資の輸送

ア 災害応急対策の実施に必要な人員、資機材の輸送は、それぞれの事務を所管する班が行う。車両が不足する場合は総務班へ調達請求を行う。

イ 県等へ資機材及び物資を要請した場合又は災害救助法の適用に基づく救援物資等の輸送は、県等が指定する場所から輸送する。

第8節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救援物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路の確保等を行う。

なお、県における救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請等に基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市役所機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとされている。

市は、大規模災害時において県及び国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水

主な担当	被災者救援班、生活基盤対策班
------	----------------

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

- ア 飲料水の供給は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。
- イ 市長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ウ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。
- エ 県、南房総広域水道企業団及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道事業体は、市が行う応急給水に対し積極的に協力する。
- オ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」によるものとする。
- カ 勝浦市管工事業協同組合との協力体制は、「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」によるものとする。

<資料6-4 各種協定一覧表>

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により、順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

<給水量の目安>

地震発生～3日	1人1日3リットル	生命維持のための最低限必要な水量
4日～10日	1人1日20リットル	簡単な炊事、洗面等最低限の生活を営むための水量
11日～21日	1人1日100リットル	浴用、洗濯等に必要水量
22日～28日	1人1日250リットル	平常時給水量

(3) 水道事業者による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

イ 広報

震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質、断水時間及び復旧見込みと停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、適切な広報活動を実施する。

(4) 水道施設の応急復旧

災害時は各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行う。

なお、本市限りで対応不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」に基づき応援を得て、応急復旧を行う。

ア 風水害

(ア) 浄水場内の上水池ポンプ等に汚水の進入を防止するため、常に水防対策を研究して非常時に備える。

(イ) 配電線等に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保に努める。

(ウ) 配水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲とし、応急復旧を行う。

イ 火災

水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上がり等であるので、指定給水装置工事事業者等の協力を求め、極力漏水を防止するとともに臨時給水栓を設置する。

ウ 落雷

落雷により浄水場等の配電線及び電気機器に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

<資料6-2 市内指定給水装置工事事業者一覧表>

2 食料・生活必需物資等の供給体制

主な担当	総務班、被災者救援班
------	------------

市が備蓄している非常食を配分するとともに応急炊き出しを行う。この際、学校給食共同調理場の施設の最大限の活用を図る。また、甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、物資の提供や調達に関する県への要請等により食料を確保し、迅速な供給を図る。

市及び県は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合には、県は、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給が実施されることになっている。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

ウ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、他都道府県等から支援物資を調達する。

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請する。

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(2) 政府所有米穀の調達方法

政府所有米穀の調達を要するときは、市長（本部長）が災害の発生に伴い給食に必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引渡要請を行う。

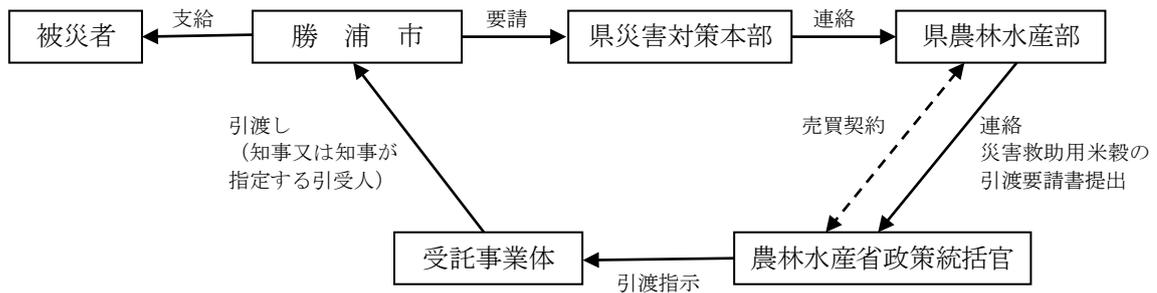
市が直接農林水産省政策統括官に連絡した場合は、事後、県に報告し、県はこれを受けて生産局に連絡を行う。

米穀販売業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるため、米穀販売業者等の精米機により精米し、供給する。

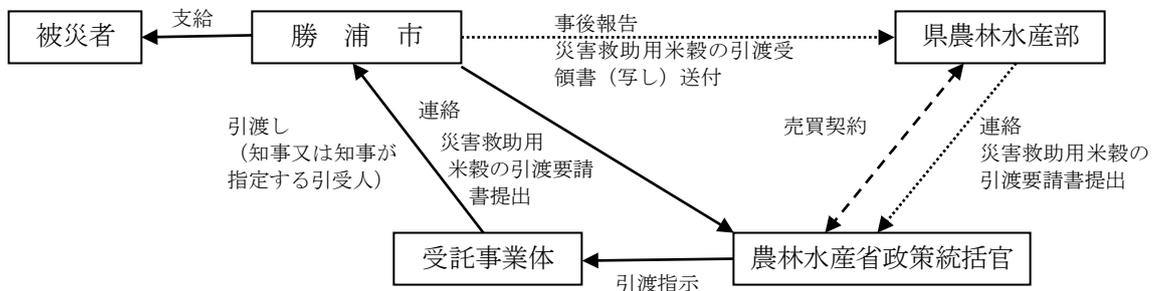
ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと政策統括官が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。

政府所有米穀の受渡し系統図

<市からの要請を受け、県が引渡要請する場合>



<市が直接要請する場合>



(3) 救援物資の供給体制の確保

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

ア 実施機関

- (ア) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。
- (イ) 市長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- (ロ) 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。
- (エ) 市及び県は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

イ 配布を受ける者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者

- (ア) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (イ) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ウ 生活必需品等の調達等

(ア) 内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(イ) 給与又は貸与の方法

全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

(ウ) 物資調達の方法等

調達については、原則として被災者救援班を経由する。

ただし、緊急の場合は、出先の各班において直接調達することも差し支えないが、事後その旨を被災者救援班に連絡するものとする。

エ 輸送車両等の確保

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 実施

市長（本部長）の指揮のもとに、災害応急対策実施責任者の要請により自動車・船舶・軌道・航空機輸送を実施する。

(イ) 自動車輸送

a 調達順序

第1位 公共機関所有車両

第2位 営業用車両

第3位 一般自家用車両

b 千葉県トラック協会等民間物流業者の協力

トラックを必要とする場合、県を通じ千葉県トラック協会等民間物流業者の協力を得て、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」（平成26年2月）に基づき、救援物資を輸送する。

<資料5-1 市有車両一覧表>

<資料5-2 旅客運送・貨物輸送業者一覧表>

(ウ) 船舶輸送

a 勝浦海上保安署等への要請

b 自衛隊への要請

オ 救援物資の受入れ・管理

(ア) 市は、受援計画に基づき、夷隅地域防災備蓄倉庫（大多喜町森宮）から物資の提供を受けるとともに、「災害支援ネットワーク基本計画」（千葉県 平成26年2月）に基づき、市外からの救援物資の受入体制を整える。

(イ) 市は被災状況に応じて避難所等への交通状況等を考慮して物資集積拠点を設定し、効率的に被災者に供給できる体制を整える。

(ウ) 集積した物資の仕分けや配分等については、ボランティアと連携して実施するとともに、避難所への運搬・輸送にあたっては、民間業者等との協定締結を推進する。

カ 労働力の確保

(ア) 求人の申込み

市長（本部長）は、災害応急措置の実施において、災害対策本部要員及び関係機関等の動員のみでは人員に不足が生じ、労務者等を必要とするときは、公共職業安定所（ハローワークいすみ）に対し、所定の申込書により求人の申込みを行う。

(イ) 求職者の紹介

求人を受理した公共職業安定所（ハローワークいすみ）は、即時に条件に該当する

求職者を検索し、最優先で紹介に努めるものとする。

該当する求職者が存在しない場合には、他の公共職業安定所（ハローワークいすみ）に対する依頼を含め、求職開拓を行うものとする。

(ウ) 費用の負担

労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とし、労働者の賃金は、本市における通常の実費とする。

3 燃料の調達

主な担当	総務班
------	-----

震災時の応急対策が燃料不足による支障が生じることを避けるため、庁舎の自家発電設備や公用車等の燃料について、石油類燃料の供給にかかわる協定の締結に努め、迅速な調達を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

4 電源車の要請

主な担当	本部統括班
------	-------

市は、大規模停電発生時には、直ちに県に電源車の要請を行えるよう、病院、社会福祉施設、避難所等の人命に関わる施設及び災害応急対策に関わる施設の非常用電源の設置状況等をあらかじめリスト化し、県へ提供する。

また、県は、電源車等の配備先の候補案を電気事業者等に提供し、電気事業者は電力復旧計画等を考慮の上、電源車等の配備先を決定する。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等の調整によるものとする。

第9節 広域応援要請計画

大規模地震時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独でこれに対応することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受入れについては、国、県の指導のもと体制整備に努める。

1 国に対する応援要請

主な担当	総務班
------	-----

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

応援を要求するに際しては、的確な被害状況把握により、早期に、要求内容を明確化して行うものとする。

2 千葉県大規模災害時応援受援計画

主な担当	総務班、千葉県
------	---------

大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れにあたっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

3 県に対する応援要請等

主な担当	総務班
------	-----

市長（本部長）は、災害応援措置の実施のため必要があるときは、知事に対し関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

災害により市が深刻な被災を受け、物流環境が十分に整わない場合は、市の要請を待たずに、県が主体的に被災自治体を支援する「プッシュ型」による物資の供給が行われる。

市は、県が行う「プッシュ型」支援で搬入される物資について、一時的であっても屋根付の仮スペースの確保に努め、必要最低限の水、食料、生活必需品等の供給に備える。

4 市町村間の相互応援

主な担当	総務班
------	-----

(1) 市長（本部長）は、応援措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月）や、

夷隅郡市2市2町（勝浦市、いすみ市、御宿町、大多喜町）で締結した「災害時における夷隅郡市市町間の相互応援に関する協定」（平成24年8月）及び県外の市（西東京市（東京都）、伊東市（静岡県））と締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

- (2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- ア 応援をすべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

- (3) 市長（本部長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

5 受援計画

主な担当	総務班
------	-----

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市地域防災計画に受援計画を位置付けるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

6 消防機関相互の応援

主な担当	消防本部
------	------

- (1) 市長（本部長）（消防の一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）に基づき、迅速な相互応援活動を実施する。

- (2) 知事は、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

- (3) 市域の被災を免れた場合で、被災市町村から応援要請を受けたとき、又は千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）並びに消防組織法第43条に基づき知事の指示による千葉県消防応援隊運用要綱に基づき、消防機関による応援の迅速か

つ円滑な実施に努める。

7 水道事業体等の相互応援

主な担当	総務班、生活基盤対策班
------	-------------

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」（平成7年11月）及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」（千葉県 平成17年10月）に基づき、県の調整のもとに他の事業体等に応援要請を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

8 資料の提供及び交換

主な担当	総務班
------	-----

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

9 経費の負担

主な担当	総務班
------	-----

(1) 国、県又は他市町村から市に職員派遣を受けた場合

国、県又は他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

10 民間団体等との協定等の活用

主な担当	総務班
------	-----

大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため必要と認めるときは、民間団体等に対し協力を要請する。

また、民間団体等との協定等の締結を推進する。

11 海外からの支援受入れ

主な担当	総務班
------	-----

海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認した上で、受入れを判断する。

- ア 協力の内容、期間、人員
- イ 入国上の問題点
- ウ 市、消防機関の意向

12 広域避難の支援要請及び受入れ

主な担当	総務班
------	-----

(1) 広域避難の支援要請

市長（本部長）は、広域避難を実施する必要が認められるときは、県及び相互応援協定締結市町村長に対し、避難者の受入れ支援要請を行う。

(2) 広域避難の受入れ

ア 市外からの広域避難者（滞留者）の受入れ

市外からの広域避難者（滞留者）の受入れが必要となる場合は、一時的に指定避難所に受入れる。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するために、広域避難者の受入れにあたっては、公営住宅、民間宿泊施設及び民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊の派遣要請を行う。

1 災害派遣の要請

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

知事は、地震災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市長（本部長）から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内に震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長（本部長）が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市長（本部長）は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請する暇がない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市長（本部長）から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。市長（本部長）が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

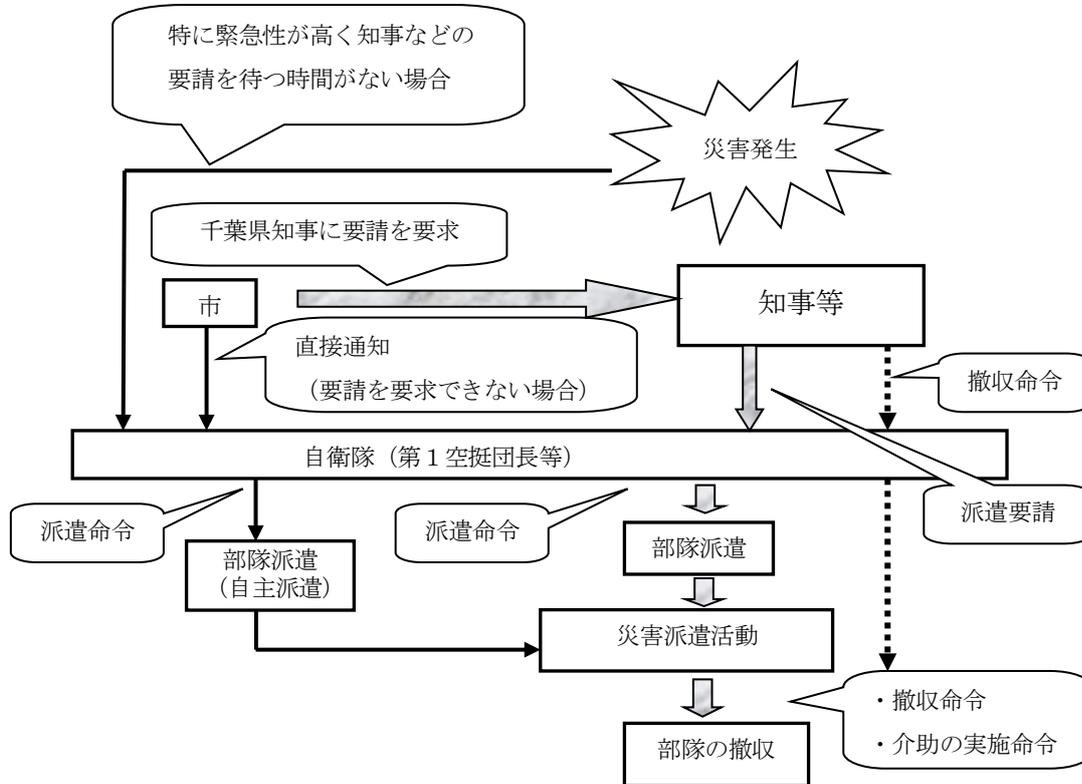
イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関す

- るものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 知事への災害派遣の要請の要求

主な担当	総務班
------	-----

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市長（本部長）が行う。
- (2) 市長（本部長）が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。
 - ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。
 - (ア) 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課
 - (イ) 提出部数 1部
 - (ウ) 記載事項
 - a 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - b 派遣を希望する期間
 - c 派遣を希望する区域、活動内容
 - d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

(3) 緊急の場合の連絡先

部隊名（駐屯地等名）		連絡責任者		電話番号 ()は時間外	県防災行政無線	
		時間内 (8:00~ 17:00)	時間外			
県	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218、236(302)	632-721 当) 632-725
		高射学校 (下志津)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 313、314(302)	500-9631 500-9634 当) 500-9633
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215(301)	633-721 633-723 当) 633-724
		需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 203(302)	636-721 当) 636-723
内	海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	沼南 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723 当) 636-721
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	沼南 04-7191-2321 内線 2213(2222)	635-721
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213(222)	634-723 当) 634-721

注 緊急の人命救助を必要とする場合には、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

ア 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

イ 海上自衛隊第21航空群（千葉県館山市）

(4) 市長（本部長）の通報

市長（本部長）は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない状態にある場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

4 災害派遣部隊の受入体制

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

(1) 他の災害救助復旧機関との競合又は重複の排除

市長（本部長）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長（本部長）は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。

非常時において、円滑に自衛隊の支援を受入れるために、平常時から受援計画を検討しておくものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び必要機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

市長（本部長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠

点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整等を実施し部隊に通報する。

(4) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機 種	必 要 地 積
OH-6J	約 30m× 30m
UH-1J	約 36m× 36m
UH-60JA	約 50m× 50m
CH-47	約 100m× 100m

(注) 四方向に障害物のない広場のとき

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

- ア 被害状況の把握
 - 車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助
 - 避難者の誘導、輸送等
- ウ 遭難者等の捜索救助
 - 行方不明者、負傷者等の捜索援助（緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施）
- エ 水防活動
 - 堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬
- オ 消防活動
 - 利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
- カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除
 - 施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、道路、線路上の車両、転覆した船舶、がけ崩れ等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
- キ 診察、防疫、病虫防除の支援
 - 大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市又は県が準備）
- ク 人員及び物資の緊急輸送
 - 緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- ケ 炊飯及び給水の支援
 - 緊急を要し、他に適当な手段がない場合
- コ 救難物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」による。(ただし、譲与は、市、県その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。)

サ 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。

シ 危険物の保安及び除去

能力上対処可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

ス 予防措置

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

セ その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

5 災害派遣部隊の撤収要請依頼

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

市長（本部長）は、災害派遣部隊の撤収要請を依頼する場合には、知事に対して文書（「自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書」）により行うものとするが、この場合、民心の安定及び民生の復興に支障が生じないように、知事及び派遣部隊の長と協議して行う。

6 経費負担区分

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、その活動が、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村の長と協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

7 自衛隊の即応態勢

主な担当	自衛隊
------	-----

- (1) 情報収集
震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。
- (2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保を図るとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障が生じた児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 市立小・中学校

ア 防災教育の一層の充実

東日本大震災等の災害教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）などについて、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

イ 事前準備

- (ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- (イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
 - b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法、引渡手順等を検討する。
 - c 教育委員会、警察署、消防団及び保護者への連絡網を確立する。
 - d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常召集の方法を定め、職員に周知させておく。

ウ 災害時の体制

各学校は、県が作成した「学校における地震防災マニュアル（平成24年3月）」を活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制の確立に努める。

- (ウ) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

津波警報又は大津波警報が発表されている場合は、迅速かつ円滑に高所への避難を行う。また、帰宅経路等の安全が確保できない場合は、原則として学校に留め置く。

児童生徒は直接保護者へ引渡す等、あらかじめ定めた確実な引渡しを行う。特に、小学生や障害等により特別な配慮を要する児童生徒については、保護者への直接引渡しを原則とする。

帰宅困難な児童生徒の発生に備え、食料、水、寝具類等の施設内備蓄を推進する。

- (イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。
- (ウ) 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、教育委員会へ報告する。
- (エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の

体制を確立する。

- (ハ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (ニ) 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

- (ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
 - (イ) 教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
 - (ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。
 - (エ) 教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けた必要な指導を行うとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を検討し、早期の授業再開を支援する。
- (2) 学用品の調達及び支給
- 災害により、学用品が喪失又はき損し、就学に支障が生じる小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

ア 実施機関

学用品の給与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

(3) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- (イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）
- (ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実施に必要なものに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用す

る教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

2 避難所開設への対応

主な担当	被災者救援班
------	--------

学校は避難所として指定されており、災害時には避難者を受入れ、避難生活を送る場として使用される。しかし、学校は教育施設であるため、基本的には教育活動の場であることに留意して、教育活動と避難所運営の両立に備えて、避難スペースとして利用しない管理エリアの設定など、教育委員会や学校とあらかじめ協議を整えておく。

避難所として指定された学校は、緊急的な避難を要する場合に備え、施設開放の手順や教職員の支援体制について、あらかじめ体制を整えておく。

3 授業料等の減免・育英補助の措置

主な担当	被災者救援班
------	--------

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

被災したことにより、勝浦市奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付を行う。また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予を行うことができる。

4 給食措置

主な担当	被災者救援班
------	--------

学校給食を再開するにあたっては、県に、指導、助言を要請する。

県は、市等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の応急対策

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 文化財の被害状況を把握し、県に報告する。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、県を経由して文化庁に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講じる。

イ 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、市・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講じる。

<資料7-1 市内文化財一覧表>

第12節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で混雑が発生し、集団転倒や、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

主な担当	被災者救援班
------	--------

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校などに対し、近隣の市町村及び県と連携し、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施する。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

主な担当	被災者救援班
------	--------

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、市や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

また、一時収容対策として、飲料水、食料の備蓄などの促進に努める。

3 集客施設や駅等における利用者保護

主な担当	被災者救援班
------	--------

集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び市や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等への情報提供

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

駅や幹線道路等の周辺における混乱を防止し、滞留者や幹線道路などを通して徒歩により移動する帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関への情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

市は、関係機関と連携して、地震・津波に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオやホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携して登録制メール、ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供について検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 一時滞在施設の開設

指定避難所や市所管の施設を、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。また、必要に応じて、市内の民間施設管理者に対し一時滞在施設開設の要請を行う。

一時滞在施設を開設した場合は、その状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、施設ごとにあらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受入れることとし、運営にあたっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。

その際、関係機関と連携し、施設管理者に対し、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

主な担当	被災者救援班
------	--------

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、市及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオやホームページなどを活用し提供する。また、関係機関と連携して、登録制メール、ポータルサイト・SNSなどを活用した情報提供についても検討を行う。

7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

主な担当	被災者救援班
------	--------

要配慮者等の自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震・津波等の災害による住民の保健衛生、感染症の予防、震災廃棄物の処理等について、市は関係機関と緊密に連絡をとりながら、被災者の医療救護に万全を期するものとする。

1 保健活動

主な担当	医療救護班
------	-------

市及び夷隅健康福祉センターは、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じる。

(1) 要配慮者の健康状態等の把握

要配慮者等の健康状態の安否・健康状態を把握し、市が把握する要配慮者等に関する情報との共有・交換を行う。

(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理

市は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

夷隅健康福祉センターは市が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

(3) 二次健康被害の予防

市及び夷隅健康福祉センターは、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(4) 活動体制の整備

市及び夷隅健康福祉センターは、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市は上記(1)から(3)を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を夷隅健康福祉センターに報告する。

2 飲料水の安全確保対策

主な担当	医療救護班
------	-------

災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、夷隅健康福祉センターに対し、飲料水の検水の実施及び飲料水の安全確保についての指導を要請する。また、夷隅健康福祉センターと協力して、被災者に対する適切な広報及び指導を行う。

3 防疫

主な担当	医療救護班、生活基盤対策班
------	---------------

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

市は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じる。

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき市及び県が実施し、本市の医療救護班及び生活基盤対策班がこれにあたる。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 予防及びまん延防止

夷隅健康福祉センターは、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。

また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行うほか、必要に応じて市や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

イ 防疫措置の強化

災害規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

ウ 広報活動の実施

住民の社会不安の防止を図るため、防疫情報等の広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

感染症法第27条の規定に基づき、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

オ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

カ 指定感染症に関する情報共有

夷隅健康福祉センターは、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市等と連携し情報共有を図る。

(4) 患者の入院

夷隅健康福祉センターは、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤及び井戸水消毒液、資器材等は、市内取扱い業者から直接調達する。市内で調達できないときは、県及び近隣市町村等に協力を要請し調達する。

(6) 報告

市長（本部長）は、警察、消防機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記事項について、所定の様式（災害防疫事務要領）により、患者の発生状況や防疫活動の状況等について、夷隅健康福祉センター長を経由して知事に報告する。

ア 被害の状況

イ 防疫活動状況

- ウ 災害防疫所要見込額
- エ その他

4 死体の搜索処理等

主な担当	医療救護班
------	-------

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときの死体の処理については知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。

イ 本市限りで処理不能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

なお、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」（千葉県 平成17年4月）に基づく死体の処理体制を構築するために、市、火葬場及び応援協定締結団体との間で、FAX等による応援要請、協力依頼等の連絡調整に関する訓練を随時実施する。

ウ ア及びイにより知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（死体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、市及び県が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

ア 市長（本部長）は、検案医師等について、必要に応じて勝浦診療所に出動を命じ、また、夷隅医師会長、夷隅郡市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図る。

(3) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

(ア) 死体を処理する場合

- a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、直ちに死体の居住地の市町村長に連絡して、遺族等の関係者による死体の引取りを依頼する。ただし、引

取るいとまのない場合においては、県に死体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、市が死体の処理を行う。

- c 警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察等当局から遺族又は市長（本部長）等の関係者に引渡された後の、必要な死体の処理をする場合

(i) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

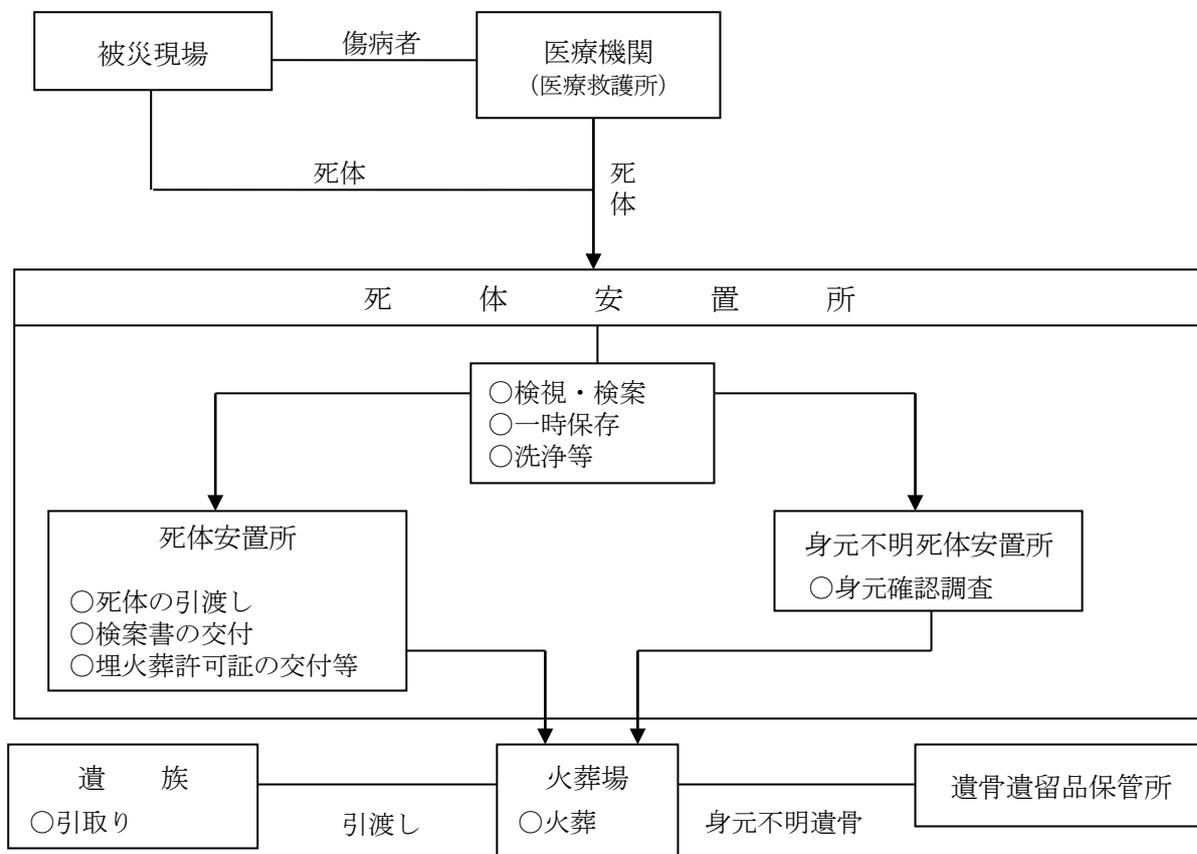
(i) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。
市の死体の安置所の予定地は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所から、本部会議を通じて決定する。被害の程度又は適地がなく私有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結する。

安置所予定地

- | | | |
|------|----------------|-----|
| 優先1位 | 元大原高校勝浦若潮キャンパス | 体育館 |
| 優先2位 | 廃校の体育館 | |
| 優先3位 | その他公共用地 | |

死体取扱いの流れ



(4) その他

ア 勝浦警察署における計画

(ア) 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、市長（本部長）又は知事と緊密に連絡し、市、県の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動と合わせて、関係機関が行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

イ 勝浦海上保安署における計画

(ア) 災害により勝浦漁港その他本市周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、関係機関と協力し、所属巡視船艇による捜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索にあたる。

る。

(ウ) 収容した死体は、市長（本部長）又は知事と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともに身元確認に努め、市長（本部長）又は知事が行う措置に協力する。

5 動物対策

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 被災地における動物の保護

夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物（ペット）が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

(2) 避難所における動物の保護

避難所を開設した場合、避難所管理者はペット同伴者の有無を確認し、適正な対応に努める。また、避難者のアレルギーの発症や衛生管理の観点から、一般の避難生活の場とは区別したスペースを確保する。

ペットの餌及び糞尿の処分等については、基本的に飼い主の責任で行う。

なお、夷隅健康福祉センターと協力して動物愛護及び環境衛生の維持に努める。

6 清掃及び障害物の除去

主な担当	医療救護班、生活基盤対策班
------	---------------

(1) 災害廃棄物処理計画

災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

(ア) 災害時における被害地帯の清掃は、市長（本部長）が行う。

(イ) 災害等による大量の廃棄物が発生し、本市限りで処理が困難な場合は、県が締結している「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」（千葉県 平成9年7月）に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

イ 廃棄物等の収集と処理

(ア) 組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必

要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。

(イ) 災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、一旦仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として市が最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 廃棄物処理量の算出基準

a ごみ処理算出基準

全壊（流出）	1戸につき	1 t
半壊	〃	0.5 t
床上浸水	〃	0.2 t

$$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数}) \times 1 + (\text{半壊戸数}) \times 0.5 + (\text{床上浸水戸数}) \times 0.2$$

=要総処理量

b し尿処理算出基準

$$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数} + \text{床上浸水戸数} + \text{床下浸水戸数}) \times 75 \text{ リットル} = \text{要総処理量}$$

(エ) 一時集積場所の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにしておく。

市の一次集積場所の予定地は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所から、本部会議を通じて決定する。被害の程度又は適地がなく民有地を使用する場合は、所有者と保障に関する契約を締結する。

一次集積場所予定地

優先1位	元大森粗大ごみ置場
優先2位	廃校のグラウンド
優先3位	その他公共用地

(オ) 仮設トイレの確保

仮設トイレは、備蓄や協定に基づき確保し、生活基盤対策班が立地条件を十分検討し設置する。

なお、撤去した後は、設置場所周辺の消毒を十分に実施する。

(カ) 災害廃棄物に関する啓発・広報

市において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

(キ) 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市長（本部長）は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

自動車・死体等の特殊なものを除き、道路の利用目的に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市の所有する関係機械器具、車両等をもって速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

(イ) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所とし、被害の程度又は適地がなく私有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結する。

(1) 機械器具の調達

障害物の除去に必要な機械器具等は、市の保有している機械器具等を用いるものとし、現有の機械器具等で処理不可能な場合は、関係業者の協力を求めて調達するものとする。

<資料6-1 市内建設関係業者等機械保有状況一覧表>

イ 河川・漁港関係障害物除去計画

(イ) 河川

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

(1) 漁港

a 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨海道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

b 勝浦海上保安署は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ又は勧告する。

ウ 住宅関係障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(イ) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

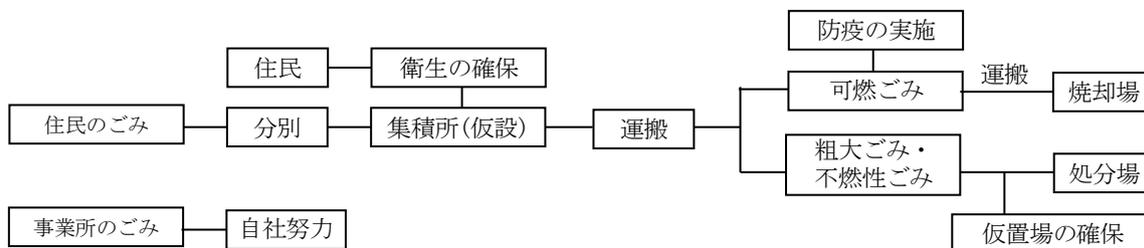
(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）。

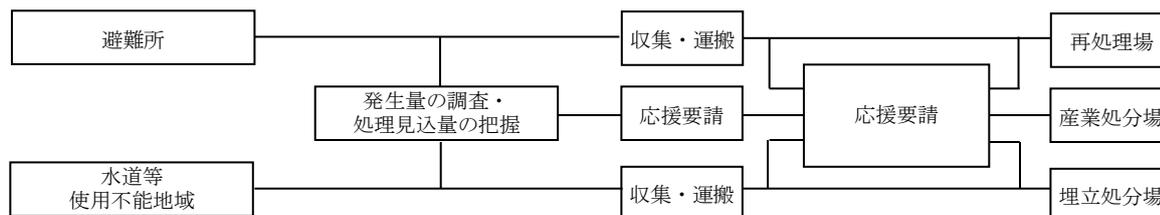
(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

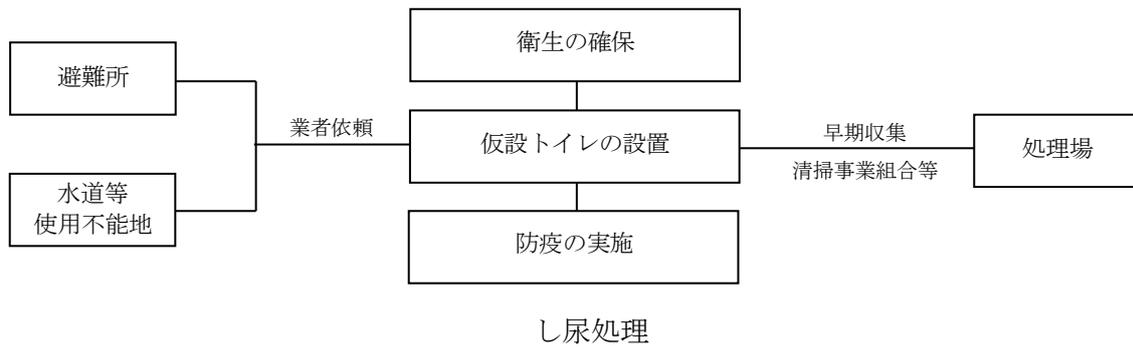
必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。



ごみ処理



がれき処理



第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

地震・津波災害時には、家屋の倒壊、津波、火災等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくる。このため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図るとともに、地震・津波災害による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の供与等

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 応急仮設住宅の供与

震災により住家が滅失し、又は自己の資力では住家の確保ができない者を收容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は市長（本部長）が行い、救助実施以外の市町村長は知事を補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

(イ) 本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

災害救助法が適用された場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

(イ) 民間賃貸住宅の借上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(ロ) 市営住宅

市営住宅について、台帳等を整備することで、空き家戸数を常に把握し、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め入居をあっせんする。その場合、要配慮者等の同居世帯を優先とする。

2 住宅の応急修理計画

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 計画方針

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

(2) 実施機関

ア 被災した住宅の応急修理は、市長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は市長（本部長）が行い、救助実施市以外の市町村の長は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、（一社）全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

3 建設資材の確保

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 市及び県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①（一社）プレハブ建築協会、②（一社）千葉県建設業協会、③（一社）全国木造建設事業協会のあつせんする業者を通じて確保する。

(2) 災害復旧用材の供給

ア 国有林材の供給

市長（本部長）は、市内に著しい災害が発生し、災害救助法が適用された場合、必要に応じ災害復旧用材の供給を関東森林管理局に対し要請する。

なお、この場合、被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。（緊急を要する場合には、口頭で申請し、事後に申請書を提出するものとする。）

イ 県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材の提供を知事に要請する。

4 被災建築物の応急危険度判定

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

(1) 応急危険度判定の実施

ア 実施機関

(ア) 被災建築物危険度判定は、市長（本部長）が行う。

(イ) 知事は、判定に必要な支援を行う。

(2) 応急危険度判定士の養成・登録

応急危険度判定士の養成・登録は、県が「千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」（平成7年10月制定 平成22年3月改正）に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理を行っている。

(3) 実施体制の準備

市は、被災建築物応急危険度判定の実施計画を策定する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

ア 応急危険度判定士の派遣要請及び受入れ

(ア) 応急危険度判定士の派遣要請

生活基盤対策班は、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(イ) 応急危険度判定士の受入れ

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

イ 応急危険度判定実施の広報

生活基盤対策班は、判定を実施するときは、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線、チラシ等により周知を図る。

ウ 判定による結果の表示

危険度の判定は、次の3区分で行う。判定結果については、被災建築物へ表示し、使用者等に注意を促す。

(ア) 危険

(イ) 要注意

(ウ) 調査済

5 被災宅地危険度判定

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

大規模な地震により、宅地が大規模又は広範に被災した場合、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。

また、震災時における、被災宅地危険度判定の迅速かつ的確な実施を図るため、体制の整備を図る。

(1) 活動体制

被災宅地危険度判定は、市長（本部長）が行う。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

被災宅地危険度判定士の養成・登録は、県が「千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」（平成15年3月制定 平成26年8月改正）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理を行っている。

(3) 実施体制の準備

市は、被災宅地危険度判定の実施計画を策定する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

ア 被災宅地危険度判定士の派遣要請及び受入れ

(ア) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

生活基盤対策班は、被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

(イ) 応急危険度判定士の受入れ

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

イ 被災宅地危険度判定実施の広報

生活基盤対策班は、被災宅地危険度判定を実施する際には、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等について、防災行政無線、チラシ等を用いて周知を図る。

6 罹災証明書の交付

主な担当	情報収集・電話対応班
------	------------

市長（本部長）は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

被災時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務について、県が主催する説明会に出席する。さらに、被害の規模が大きく、住家被害の調査等にかかる人員が不足する場合は、県に対し、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整の要請を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

上水道、電気、ガス、通信、交通等のライフライン施設が地震・津波災害により液状化などの被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

また、ライフライン機能に支障が生じた場合に備えて、早期における代替策をとり得る体制の整備に努める。

1 水道施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

地震・津波災害時において、生活基盤対策班は、生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業者等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」に基づき県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行う。

(1) 地震・津波災害時の活動体制

地震・津波災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水及び浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、災害時応援協定を締結している資機材の供給団体に対し、速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

水道事業者間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 被害発生の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認の上、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

<資料6-4 各種協定一覧表>

2 電力施設

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動が行えるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。

ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド(株)の双方で調整を図る。

（重要施設）

- (1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- (2) 指定避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中核機能となる市の災害対策本部が存在する施設
- (4) 上下水道施設などライフライン施設

3 ガス施設

主な担当	（一社）千葉県LPガス協会
------	---------------

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先する。

(イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ、ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された場所に出動する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、又は、大津波警報が発表された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各支部間の流用

(ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

市内各ガス事業所は工作車を保有しており、常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車両には、無線を搭載している。

(3) 災害時の広報

災害時には、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、市、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 地震発生時には

(ア) ガスの栓を全部閉めること。

(イ) ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。

(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・ボンベバルブを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

(エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメーター（前面にランプもしくは液晶があるメーター）が作動してガスが出ない場合

(ア) グレーのメーターの場合は、マイナスインドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。

(イ) クリーム色のメーターの場合は、左上又は右上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

(ウ) 操作終了後3分間は、マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

(ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。

(イ) ガス栓の供給が再開される際には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

(4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車両の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(5) 事業継続計画の策定・発動（東京ガス株）

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しな

なければならない以下の業務を最優先する。

- ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- イ ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務
- ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務
事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命じる。

4 通信施設

主な担当	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本郵便(株)
------	--

(1) 東日本電信電話(株)千葉事業部

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 震災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

地震・津波災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通信回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 回線の応急復旧
- g 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) ㈱NTTドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- b 移動電源車、発動発電機等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- d 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の設置
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車・ラジオ・テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項

d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

a 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI(株)

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら、各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備を行う。

通信に輻輳が発生した場合には、輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡をとりながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便(株)（勝浦郵便局）

応急措置は、以下のとおりとする。

ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった場合、仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

また、災害特別事務取扱、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合は取扱う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

5 放送機関

主な担当	日本放送協会
------	--------

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震・津波情報、災害の状況、

防災活動等を迅速・正確・適切に発信し、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、市及び県の要請による防災情報の伝達にあたる。

6 道路・橋梁

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など、利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

機関名	応急措置						
県	<p>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン関係占用者、(一社)千葉県建設業協会及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により(一社)千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。</p> <p>ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。</p>						
関東地方整備局	<p>被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。</p>						
東日本高速道路(株)	<p>1 地震発生後、次の基準にしたがって警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>計測震度値</th> <th>通行規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合</td> <td>速度規制</td> </tr> <tr> <td>計測震度4.5以上又は5.0以上</td> <td>通行止</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震災点検を行う。</p> <p>3 災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止めを実施しているときは、上下車線が分離されている道路にあたっては、少なくとも上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあたっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。</p>	計測震度値	通行規制内容	計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合	速度規制	計測震度4.5以上又は5.0以上	通行止
計測震度値	通行規制内容						
計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合	速度規制						
計測震度4.5以上又は5.0以上	通行止						
首都高速道路(株)	<p>地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。</p> <p>1 震度5強以上の大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、都県公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する</p> <p>2 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。</p> <p>3 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。</p> <p>4 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じるものとする。</p>						

(2) 応急復旧対策

機関名	応急復旧対策
県	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に（一社）千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。
関東地方整備局	パトロール等による調査結果等をもとに、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

7 交通施設

主な担当	東日本旅客鉄道(株)
------	------------

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

地震・津波災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 発災時の初動措置

東日本旅客鉄道(株)の初動措置は次のとおりである。

ア 運転規制の内容

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

(ア) 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S I 値（カイン）による。

(イ) 運転規則区間は、一般区間と落石区間に分ける。

(ウ) S I 値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。

(エ) S I 値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35 km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

イ 乗務員の対応

(ア) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

(ウ) 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡をとり、その指示を受ける。

ウ その他の措置

(ア) 旅客誘導のための案内放送

(イ) 駅員の配置手配

(ウ) 救出、救護手配

(エ) 出火防止

(オ) 防災機器の操作

(カ) 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導方法

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。

(イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

(ア) 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。

(イ) 列車が駅間の途中で停車した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

a 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。

b 特に高齢者や子供、妊婦等は、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

c 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

8 その他公共施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

地震が発生した場合、河川、海岸、港湾、漁港及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各関係機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(3) 港湾施設

地震、津波等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(5) 急傾斜地崩壊防止施設

地震により、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(6) 都市公園施設

地震・津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第16節 ボランティアの協力

大規模な地震・津波災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

1 災害ボランティアセンターの設置

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

(1) 市災害ボランティアセンターの設置

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、社会福祉協議会が行うことができる。

市災害ボランティアセンターの設置予定場所

元大原高等学校勝浦若潮キャンパス 校舎

(2) 県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティアの派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

(3) 広域ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない場合に、それを代替えるため、県はボランティアセンターを被災地域の近辺に設置する。

なお、当該ボランティアセンターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域ボランティアセンターの設置場所

名称	支援対象地域	設置場所
いすみ広域ボランティアセンター	夷隅	大多喜町B&G海洋センター

2 ボランティアの活動分野

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報

- カ 被災者への心理治療
 - キ 要配慮者の看護、情報提供
 - ク その他専門的知識、技能を要する活動等
- (2) 一般分野
- ア 避難所の運営補助
 - イ 炊き出し、食料等の配布
 - ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
 - エ 要配慮者の支援
 - オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
 - カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
 - キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

- (1) 個人
- ア 被災地周辺の住民等
 - イ 被災建築物応急危険度判定士
 - ウ 被災宅地危険度判定士
 - エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
 - オ その他
- (2) 団体
- ア 日本赤十字社千葉県支部
 - イ 勝浦市社会福祉協議会
 - ウ その他ボランティア活動団体、NPO法人 等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

平常時から災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。合わせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練の実施を支援し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう、日頃から連

携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ちば県民活動PR」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性について、住民の活動への参加促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、社会福祉協議会が運営する市災害ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部等の関係団体を通じて広く参加を呼びかけるとともに、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内各市町村に支援を依頼する。

なお、東日本大震災においては、ホームページやブログなどを用いて情報を公開したことで、電話等による問合せを抑制する効果が見られたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

災害の状況に応じて、より実情に即したボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、社会福祉協議会は、市、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 市災害ボランティアセンターによる登録

社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンター受付窓口を設置し、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を調整の上、派遣する。

災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、受付や登録に関しては、市災害ボランティアセンター受付窓口にて対応する。

(2) 専門ボランティアの派遣要請

専門分野での活動を希望する個人及び団体の登録は、県が中心となって対応する。

ボランティアの需要状況をもとに、必要な活動分野及び派遣人員等を把握し、県に派遣を要請、調整等の支援を受ける。

専門ボランティアについては、市の関係部署と連携して活動を支援する。

<専門ボランティアの活動分野等>

活動分野	個人・団体
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士
高齢者支援	支援団体
障害者支援	支援団体
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー ボランティア通訳 災害時外国人サポーター
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部

(3) 被災現地における受付

被災地域内の住民ボランティア希望者や被災地周辺市町村による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、社会福祉協議会が設置した市災害ボランティアセンターにおいて受付を行い、災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市社会福祉協議会は、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

また、県災害ボランティアセンターは、市災害ボランティアセンターと連絡を密にし、情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

市社会福祉協議会は、日本赤十字社千葉県支部や市及び県、県災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援を実施し、密接な連携のもとに各種救援救護策を進める。

(6) 感染症対策について

市災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6 ボランティア受入体制

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
-------------	-----------------------

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアの食事や宿泊場所は、自己調達を原則とする。

(2) 市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターや活動拠点については、運営主体である社会福祉協議会と市が協議の上、確保・提供する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受入れる市が負担する。なお、ボランティア活動に必要な資機材は、市社会福祉協議会において、あらかじめ用意するものとする。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 ボランティアリーダーの養成

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
-------------	-----------------------

一般分野のボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から防災ボランティアリーダーの養成を進め

る。

また、発災時に迅速な受入れができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

市社会福祉協議会は、災害ボランティア講座を開催し、災害ボランティアセンターの運営スタッフの養成に努める。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活安定のための支援

- 1 被災者に関する支援の情報の提供等 (震-3-1)
- 2 被災者生活再建支援金 (震-3-1)
- 3 公営住宅の建設等 (震-3-2)
- 4 災害援護資金 (震-3-3)
- 5 生活福祉資金 (震-3-4)
- 6 市税の徴収猶予及び減免等 (震-3-4)
- 7 生活相談 (震-3-5)
- 8 雇用の維持に向けた事業主への支援 (震-3-5)
- 9 職業のあっせん (震-3-6)
- 10 義援金品の配布 (震-3-6)
- 11 その他の生活確保 (震-3-7)
- 12 市災害見舞 (震-3-7)
- 13 中小企業への融資 (震-3-7)
- 14 農林漁業者への融資 (震-3-9)

第2節 津波災害復旧対策

- 1 河川、海岸、港湾施設 (震-3-11)
- 2 林地荒廃防止施設 (震-3-11)
- 3 漁港施設 (震-3-12)
- 4 津波災害廃棄物処理 (震-3-12)

第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

- 1 水道施設 (震-3-13)
- 2 電力施設 (震-3-13)
- 3 ガス施設 (震-3-14)
- 4 通信施設 (震-3-15)
- 5 農林・水産業施設 (震-3-15)
- 6 公共土木施設 (震-3-16)

第4節 激甚災害の指定

- 1 激甚災害に関する調査 (震-3-18)
- 2 特別財政援助額の交付手続き等 (震-3-18)

第5節 災害復興

- 1 体制の整備 (震-3-19)
- 2 災害からの復興に関する基本的な考え方 (震-3-19)
- 3 想定される復興準備計画 (震-3-19)
- 4 復興対策の研究、検討 (震-3-20)

第1節 被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらにこころのケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者に関する支援の情報の提供等

主な担当	被災者救援班
------	--------

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等、被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施にあたっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。

また、県は市及び国と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

2 被災者生活再建支援金

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額になる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
全壊・解体・長期避難・大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

(5) 支援支給手続き

被災者は支給申請を市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、とりまとめて県へ提出する。

県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは交付決定等を行う。

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業による支援

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにもかかわらず、上記(2)の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市とする。（県から市への補助方式：補助率 10/10）

ウ 支援金の支給額は上記(4)と同等とする。

3 公営住宅の建設等

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は市営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

市が行う災害公営住宅の建設等に対し、知事は適切に指導・支援を実施する。

(2) 市営住宅の空き家の活用

市営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存市営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

4 災害援護資金

主な担当	被災者救援班
------	--------

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付けの対象となる被害

(ア) 世帯主が療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である負傷を負った場合

(イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合

(ア) 家財等の損害がない場合 150万円

(イ) 家財の1/3以上の損害 250万円

(ウ) 住居の半壊 270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を

とり壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円

(エ) 住居の全壊 350万円

イ 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合

(ア) 家財の1/3以上の損害 150万円

(イ) 住居の半壊 170万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を

とり壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円

(ウ) 住居の全壊（エを除く） 250万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を

とり壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円

(エ) 住居の全体が滅失もしくは流失 350万円

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）

- イ 据置期間 3年（特別な場合5年）
- ウ 利子 年3%以内で市が条例で定める率（据置期間中は無利子）
- エ 保証人 連帯保証人になること
- (4) 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還
- (5) 申込方法 市役所

5 生活福祉資金

主な担当	被災者救援班
------	--------

- (1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護資金）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
- (2) 貸付金額 一世帯 150万円以内
- (3) 貸付条件
 - ア 据置期間 6ヶ月以内
 - イ 償還期間 据置期間経過後7年以内
 - ウ 利子
 - 保証人あり 無利子
 - 保証人なし 年1.5%
 - エ 保証人
 - (ア) 連帯保証人となること
 - (イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
 - (ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者
 - (エ) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
 - (オ) 申込方法 市が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ社会福祉協議会へ申し込む。

6 市税の徴収猶予及び減免等

主な担当	情報収集・電話対応班
------	------------

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法、勝浦市税条例により、市税の災害救済措置として、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じる。

- (1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長する。

 - ア 災害が広範囲にわたる場合

市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。
 - イ その他の場合

納税義務者等の申請により、市長が、災害のやんだ日から納税義務者については2ヶ月以内、特別納税義務者については30日以内において期日を指定する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対して、該当する各税目について減免及び納入義務の免除等を行う。

なお、県税の徴収猶予及び減免等については、千葉県地域防災計画 地震・津波編 第4章 第1節「被災者生活安定のための支援」による。

- ア 個人の市民税
- イ 固定資産税
- ウ 国民健康保険税
- エ 介護保険料

7 生活相談

主な担当	情報収集・電話対応班、千葉県、警察
------	-------------------

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
勝 浦 市	市役所庁内に被災者のための総合相談窓口を設置するとともに税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等に個別相談窓口を設置し、それぞれ課の分掌事務の解決を図る。
千 葉 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市と緊密な連携を図る。
勝 浦 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 警察活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

8 雇用の維持に向けた事業主への支援

主な担当	被災者救援班
------	--------

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

9 職業のあっせん

主な担当	被災者救援班、労働局
------	------------

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、被災状況等を勘案の上、公共職業安定所（ハローワークいすみ）と緊密な連絡をとりながら速やかにそのあっせんを図る。
- (2) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、公共職業安定所（ハローワークいすみ）を通じ、次の措置を講じる。
 - ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - イ 巡回職業相談の実施

10 義援金品の配布

主な担当	総務班、被災者救援班、日本赤十字社
------	-------------------

- (1) 方針

被災者にあて寄託された義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、輸送方法、事務分担等について、県、日本赤十字社千葉県支部及び市の三者で総合的な計画を樹立する。
- (2) 義援金品の受付
 - ア 義援金品の受付

受付窓口は、被災者救援班に設置し、義援金品の受付を行う。

ただし、災害の状況によっては、臨時に場所を設けるものとする。

被災者救援班は、県及び日本赤十字社を含む様々な受入れルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。
 - イ 受領書の発行

義援金品を受領したときは、「義援金品受領書」に従い、寄託者に受領書等を発行する。
- (3) 義援金品の配分
 - ア 被災者に対する義援金品の配分は、被害状況の確定後、市長（本部長）が決定する。
 - イ 総務班は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案の上、配分計画を立て、世帯及び人員を単位として配分する。

なお、被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、公平に配分する。
- (4) 義援金品の保管場所

寄託された義援金品について、被災者に配布するまでの間、会計課の金庫等に保管を依頼する。

義援品の保管については、住民その他から直接寄託されたもの、県及び日本赤十字社より配分を受けた物資を合わせて倉庫等に保管するものとするが、災害の状況によっては、臨時に集積所を定めて保管する。

11 その他の生活確保

主な担当	日本郵便(株)、労働局、日本放送協会
------	--------------------

機 関 名	生活確保の取扱い
日本郵便(株)	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等、被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵便関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。 2 災害時における窓口業務の維持 3 (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所等との緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあせをを図るものとする。 2 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 巡回職業相談の実施 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。
N H K	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

12 市災害見舞

主な担当	被災者救援班
------	--------

災害救助法の適用を受けない災害については、勝浦市災害見舞規程により見舞金を支給する。

13 中小企業への融資

主な担当	被災者救援班
------	--------

千葉県制度融資による経営安定資金の融資対策を講じる。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

- (ア) 激甚災害により被害を受けた者
- (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

- イ 融資使途
設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額
1 中小企業者 8,000 万円以内
 - エ 融資期間
設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内
 - オ 融資利率
年 1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）
- (2) 一般枠
- ア 融資対象者
知事が指定する災害により被害を受けた者
 - イ 融資使途
設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額
1 中小企業者 8,000 万円以内
 - エ 融資期間
設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内
 - オ 融資利率
年 1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）
- (3) 激甚災害枠
- ア 融資対象者
激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方
 - イ 融資使途
設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額
1 中小企業者 8,000 万円以内
 - エ 融資期間
設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内
 - オ 融資利率
年 1.0%～1.4（融資期間により異なる。）
- (4) 高度化融資（災害復旧貸付）
- 既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、又は、災害による被害を受けた施設を復旧するにあたって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用
- ア 貸付期間
最長 20 年（うち据置期間 3 年以内）
 - イ 貸付金利
無利子
 - ウ 貸付割合
貸付対象事業費の 90%以内

14 農林漁業者への融資

主な担当	被災者救援班
------	--------

令和2年8月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等 （個人） ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) （法人） ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)	
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等 原則5年以内)
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））

第3章 災害復旧・復興計画（第1節 被災者生活安定のための支援）

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県単 漁業 災害 対策 資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））
（株） 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 （毎月見直し）	25年 （据置10年以内）
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円（特認年間経営費等の3/12以内）		10年 （据置3年以内）
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内	変動 （毎月見直し）	30年（据置20年以内） 20年（据置3年以内） 15年（据置5年以内）
		災害による林道の復旧	80%以内		
	災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内			
漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内			
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設あたり300万円（特認600万円、漁船1,000万円～11億円）又は負担する額の80%のいずれか低い額	15年 （据置3年以内） 果樹の改植補償は25年（据置10年）		
（共同利用施設）	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内	20年 （据置3年以内）		

第2節 津波災害復旧対策

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要がある。また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業の支障となる。

1 河川、海岸、港湾施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

河川、海岸、港湾施設管理者は、管理する施設が津波によって被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊又は破堤のおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床止め、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 港湾施設

- ア 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外郭の施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

2 林地荒廃防止施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

林地荒廃防止施設管理者は、海岸部に設置した施設（砂丘を含む。）が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に、防潮堤、護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるものについては、緊急に復旧を行う必要がある。

3 漁港施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

漁港施設管理者は、管理する施設が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に漁港施設は、公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要がある。

(1) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外郭施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

4 津波災害廃棄物処理

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

津波災害廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。

災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等の都市施設、農林業用施設、また、道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

ア 取水・導水・上水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。

イ 施設の耐震化を図る。

ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。

エ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

ア 漏水調査を実施する。

イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

(ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

(イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮・住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 電力施設

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害時に防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、市及び東京電力パワーグリッド(株)は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動が行えるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下の3つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。

- (1) 「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」
停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等並びに予防措置（予防伐採）に関して規定
- (2) 「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」
それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定
- (3) 「災害時における電源車の配備に関する覚書」
長時間の停電が発生し、又は発生のおそれがある場合の電源車配備について規定

■災害時における電気に関する広報事項

広報事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと。 2 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。 3 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。 4 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。 5 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。
------	--

3 ガス施設

主な担当	（一社）千葉県LPガス協会
------	---------------

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

- (1) 被害状況の調査と復旧計画の作成
復旧計画作成のため、次の設備について被害調査を行う。
 - ア 供給設備
 - イ 需要家のガス施設
これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。
- (2) 復旧措置に関する広報
復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
- (3) 復旧作業
需要家設備の復旧作業を、次のとおり実施する。
 - ア 閉栓確認作業
 - イ 点火・燃焼試験
 - ウ 開栓
- (4) 再供給時事故防止措置
 - ア 供給施設
ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

イ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 通信施設

主な担当	東日本電信電話株
------	----------

(1) 東日本電信電話株における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

回線の復旧順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる。）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

【電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等】

5 農林・水産業施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 取水施設や用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路等護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ 貯水施設

(ア) ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
 - (イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの
 - (ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
- (2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは、次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると林業生産基盤の役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設等

漁港施設管理者は、管理する施設が地震・津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 海岸保全施設

(ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

(イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(ウ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

(ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(エ) 外郭施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 共同利用施設

(ア) 事務所、倉庫等の倒壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(イ) 荷捌場の破壊、陥没等で水揚げや漁業生産物の出荷、供給に重大な支障を与えているもの

6 公共土木施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。復旧にあたっては、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。

また、緊急車両の通行を確保する必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令するほか、路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

(2) 河川、海岸、港湾及び急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾及び急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の決壊、護岸・天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防護岸等の決壊又はその破堤のおそれのあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止め、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はその破堤のおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸・水門の全壊等で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 港湾施設

- (ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外郭の施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第4節 激甚災害の指定

市及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1 激甚災害に関する調査

主な担当	本部統括班
------	-------

市長（本部長）は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 特別財政援助額の交付手続き等

主な担当	総務班
------	-----

市長（本部長）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第5節 災害復興

1 体制の整備

主な担当	本部統括班
------	-------

市は、住民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を図る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

なお、市は、災害復旧・復興本部の役割等について研究する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

主な担当	全班
------	----

市は、県及び関係機関等と連携し、行政の施策（公助）や自分の身は自ら守ること（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携すること（共助）など、地域・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、県では、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性をとりまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こり得る首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市は、それぞれの役割分担のもと、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

3 想定される復興準備計画

主な担当	全班
------	----

復興計画を実効性ある内容とし、よりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対するこころのケアの重要性の認識など健康・

福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性和地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

地域特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力で住宅再建できるよう、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討

主な担当	全班
------	----

今後起こり得る大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、こころのケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

- (4) 農林水産業の再生と発展
 - ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
 - イ 千葉県産農林水産物の魅力発信
 - ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
 - エ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生と発展
 - ア 商工業の再生及び成長支援
 - イ 観光業の再生
 - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
 - ア 安全なまちづくりの推進
 - イ 公共土木施設の防災機能の強化
 - ウ 交通ネットワークの機能強化
 - エ 上水道施設等ライフラインの機能強化

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

- 1 推進計画の目的 (震-4- 1)
- 2 定義 (震-4- 1)

第2節 推進地域及び特別強化地域 (震-4- 1)

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (震-4- 2)

第4節 関係者との連携協力の確保

- 1 物資等の調達手配 (震-4- 2)
- 2 広域応援の要請 (震-4- 2)
- 3 帰宅困難者への対応 (震-4- 2)

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 1 津波からの防護 (震-4- 3)
- 2 津波に関する情報の伝達 (震-4- 3)
- 3 避難対策等 (震-4- 3)
- 4 消防機関等の活動 (震-4- 3)
- 5 ライフライン及び通信関係 (震-4- 4)
- 6 交通 (震-4- 4)
- 7 市が管理又は運営する施設に関する対策 (震-4- 4)
- 8 迅速な救助 (震-4- 5)

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (震-4- 6)
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (震-4- 6)
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (震-4- 9)

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備 (震-4-11)
- 2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 (震-4-11)
- 3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路 (震-4-11)
- 4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備 (震-4-11)
- 5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等 (震-4-11)
- 6 共同溝、電線共同溝等 (震-4-11)
- 7 海岸保全施設等 (震-4-11)
- 8 砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等 (震-4-11)
- 9 医療機関、社会福祉施設、学校等 (震-4-11)
- 10 ため池 (震-4-11)
- 11 ダム (震-4-12)
- 12 地域防災拠点施設 (震-4-12)
- 13 防災行政無線施設 (震-4-12)
- 14 備蓄施設等 (震-4-12)
- 15 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備 (震-4-12)

第8節	防災訓練計画	(震-4-12)
第9節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	
1	市、県及び防災関係機関の職員に対する教育	(震-4-12)
2	地域住民等に対する教育及び広報	(震-4-13)
第10節	南海トラフ地震防災対策計画	
1	津波からの円滑な避難の確保に関する事項	(震-4-13)
2	時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項	(震-4-14)
3	防災訓練に関する事項	(震-4-16)
4	地震防災上必要な教育及び広報	(震-4-16)

第1節 総則

1 推進計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）以下、この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定めることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波編によるものとする。

2 定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(5) 時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

第2節 推進地域及び特別強化地域

法第3条第1項の規定により、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定するものであり、勝浦市は、平成26

年3月31日内閣府告示第21号により指定を受けた。

中央防災会議が発表した「南海トラフの巨大地震の被害想定」(平成25年3月18日)によれば、勝浦市の最大震度は5弱であるが、想定ケース⑥(駿河湾～紀伊半島沖が主震源の場合)において、最大津波高6.6mの津波の到達が予想される。これは、千葉県津波浸水想定(平成18年)の最大津波高6.3mを上回る規模であり大きな被害の発生が予想される。

さらに、東日本の広範囲が同時に被害を受けることから市外からの救援が期待できないことも予期して平素から減災対策を推進する。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、防災関係機関等の処理すべき事務又は大綱については、第1編第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第4節 関係者との連携協力の確保

1 物資等の調達手配

物資等の供給体制については、第2編第2章第8節「救援物資供給活動」によるものとする。

2 広域応援の要請

被害が広域にわたり市単独で対処することが困難な場合には、広域応援要請を行う。広域応援要請に関する事項は、第2編第2章第9節「広域応援要請計画」によるものとする。

また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第2編第2章第10節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

3 帰宅困難者への対応

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、観光客を含む帰宅困難者等への速やかな情報提供、一時滞在支援、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第2編第2章第12節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

内閣府が発表した南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定によれば、ケース⑥（駿河湾～紀伊半島沖が主震源の場合）において、勝浦市に最大津波高6.6mの津波の到達が予想されるため、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。防災施設等の整備については、第2編第1章第11節「防災施設の整備」によるものとする。

また、津波により孤立が懸念される地域にあつては、ヘリコプターの役割が重要であることから、運用体制について検討する。

2 津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、第2編第2章第4節「津波避難計画」によるものとする。

また、被害情報等の収集・報告の方法については、第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

3 避難対策等

住民等の自主的な避難行動については、第2編第1章第2節「津波災害予防対策」及び同編第2章第4節「津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、第2編第2章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、第2編第2章第5節「要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

また、津波広報、教育、訓練については、第2編第1章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

4 消防機関等の活動

(1) 市は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 消防及び水防活動を迅速かつ円滑に行うための県から下記の支援を受ける。

- ア 県防災行政無線による津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等の提供
- イ 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の提供

(3) 水防管理団体等は、地震が発生した場合、安全を確保しつつ、次の措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検、配備

5 ライフライン及び通信関係

(1) 水道施設

各水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとする。なお、市営水道については、第2編第2章第15節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第2編第2章第15節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

6 交通

(1) 道路

勝浦警察署及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

(2) 船舶

在港船舶対策計画については、第2編第2章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

(3) 鉄道

東日本旅客鉄道(株)は、津波の襲来により危険度が高いと予想される外房線区間における運行の停止等の運行上の措置を講じるとともに、駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

(4) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

7 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。

なお、具体的な措置については、施設ごとに第10節「南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。

この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達にあたっては、市の作成する津波ハザードマップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。

- a 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を合わせて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警

報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

- (イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ロ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (ハ) 出火防止措置
- (ニ) 水、食料等の備蓄
- (ホ) 消火用設備の点検、整備
- (ヘ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院等

重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校等

学校等が市の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置（学校等に保護が必要な児童生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置）

(ロ) 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

8 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、第2編第2章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達するものとし、その経路及び方法は第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

イ 市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を合わせて示すこと等に配慮するものとする。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項については、第2編第2章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。

エ 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。この場合における周知については、第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。

イ 市が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、防災行政無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共の団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

ウ 市は、地域住民等からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」に準じるものとする。

エ 市は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア 市は、災害応急対策の実施状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達及び報告等については、第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。

イ 市は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法については、第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。

ウ 市は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う班、報告等の対象となる事項等を具体的に明示するものとする。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明示するものとする。

(5) 避難対策等

ア 住民の避難行動等

(7) 国から指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前対象地域のうち全ての地域住民が後発自身の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は、次の別表のとおりとする。

別表 事前対象地域及び高齢者等事前避難対象地域

○勝浦地区

勝浦区、浜勝浦区、墨名区（ニュー黒潮台、若潮台を除く）、新官区、沢倉区、川津区、出水区、部原区、松部区（松部山田を除く）、串浜区（串浜新田を除く）

○興津地区

大沢区（上大沢を除く）、浜行川区（広畑を除く）、興津区（興津久保山台を除く）、守谷区、鵜原区、吉尾区

別表 住民事前避難対象地域

指定なし

- (イ) 後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、一時的な避難実施に係る対策については、第2編第2章第4節「津波避難計画」に定めるところによる。
 - (ウ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報等に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。
 - (エ) 市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう周知するものとする。
 - (オ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の住民等（要配慮者を除く。）に対し、日頃からの地震への備えを再確認するよう周知するものとする。
- (6) 関係機関のとりべき措置
- ア 消防機関等の活動

市等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講じる措置につき、次の事項を重点とし、その対策は第2編第2章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

 - (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (イ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保
 - イ 警備対策

勝浦警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第2編第2章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講じる。
 - ウ 水道

市及び県は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、第2編第2章第8節「救援物資供給活動」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。
 - エ 交通
 - (ア) 道路
 - a 勝浦警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとりべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。
 - b 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。この場合における周知については、第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。

c 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法については、第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

(イ) 船舶及び港湾

a 市は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、第2編第2章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

b 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、検討するものとする。

オ 市及び県が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(ア) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講じる道路管理上の措置について、第2編第2章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。この場合において、市は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(イ) 市は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置について検討するものとする。この場合において、市は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について検討するものとする。

(ロ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために講じる措置について検討するものとする。この場合において、市及び県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について検討するものとする。

(7) 関係者との連携協力の確保

ア 滞留旅客等に対する措置

(ア) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容については、第2編第2章第12節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

(イ) 市以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置については、本章第10節2(2)に準ずるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

イ 市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達については、第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。

この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を合わせて示すこと等に配慮するものとする。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項については、第2編第2章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。

エ 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 市及び県のとるべき措置

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第2章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。

イ 市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等

緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

6 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備について検討する。

7 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

8 砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備等の整備に努める。

9 医療機関、社会福祉施設、学校等

勝浦診療所その他の病院、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

10 ため池

老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

11 ダム

地震により勝浦ダムの堤壁が損傷した場合を想定し、警報伝達体制と避難場所・避難経路を設定し、被害の軽減に努める。

12 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

13 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

14 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

15 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。

また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第8節 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。

防災訓練の実施については、第2編第1章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第2編第1章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

1 市、県及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第10節 南海トラフ地震防災対策計画

第2節に定める推進地域に指定された地域内で、津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努めるものとする。

1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

- (1) 各計画において共通して定める事項
 - ア 津波に関する情報の伝達等
 - イ 避難対策
 - ウ 応急対策の実施要員の確保等
- (2) 個別の計画において定める事項
 - ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - (ア) 津波警報等の顧客等への伝達
 - (イ) 顧客等の避難のための措置
 - (ウ) 施設の安全性を踏まえた措置
 - イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填

作業、移し替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施。

ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

(ア) 津波警報等の旅客等への伝達

(イ) 運行等に関する措置

エ 学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

第5節5に準ずるものとする。

2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

(ア) 災害応急対策をとるべき期間等

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

(ロ) 工事中建築物等における安全確保上講じるべき措置

イ 個別の計画において定める事項

(ア) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

a 病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。

b 当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。

c 病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。

(イ) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

a 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。

b この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した

十分な実行可能性を有するものとする。

- c 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を合わせて伝達するよう事前に十分検討するものとする。
- (ウ) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
 - a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達
 - b 運行等に関する措置
 - a、bの結果生じる滞留旅客等に対する措置
- (エ) 学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - a 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。
 - b 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあたって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。
 - c 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。
- (オ) 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係
 - a 水道
 - 水道事業については、本章第6節2(6)ウに準ずるものとする。
 - b 電気
 - 電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。
 - c ガス
 - (a) ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。
 - (b) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講じる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。
 - d 通信
 - 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の

措置の内容を対策計画に明示するものとする。

e 放送

(a) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示するものとする。

(b) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組み等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供にあたっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

(ア) 災害応急対策をとるべき期間等

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等

(ウ) 関係機関のとるべき措置

3 防災訓練に関する事項

4 地震防災上必要な教育及び広報

第2編 地震・津波編—附編

東海地震に係る周辺
地域としての対応計画

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総則

第1節 地震・津波編の附編としての位置付け

- 1 計画の内容 (附-1- 1)
- 2 計画の範囲 (附-1- 1)
- 3 前提条件 (附-1- 1)
- 4 計画の実施 (附-1- 1)
- 5 計画の位置付け (附-1- 1)

第2章 防災機関の業務 (附-2- 1)

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項 (附-3- 1)

第2節 事業所に対する指導・要請

- 1 防災上重要な事業所に対する指導、協力要請 (附-3- 3)
- 2 生活関連事業所に対する指導・要請 (附-3- 4)

第3節 広報及び教育

- 1 広報 (附-3- 5)
- 2 市職員に対する教育 (附-3- 6)
- 3 児童生徒等に対する教育 (附-3- 6)

第4節 地震防災訓練

- 1 市総合防災訓練 (附-3- 7)
- 2 防災関係機関の訓練 (附-3- 7)
- 3 住民等が実施する訓練 (附-3- 7)

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 東海地震注意情報の伝達

- 1 伝達系統及び伝達手段 (附-4- 1)
- 2 伝達体制 (附-4- 3)
- 3 伝達事項 (附-4- 3)

第2節 活動体制の準備等 (附-4- 4)

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報 (附-4- 5)

第4節 混乱防止の措置 (附-4- 7)

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

- 1 市の活動体制 (附-5- 1)
- 2 市、各防災機関の活動体制 (附-5- 2)

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

- 1 警戒宣言の伝達 (附-5- 4)
- 2 警戒宣言時の広報 (附-5- 7)
- 3 警戒宣言発令時等の広報文 (附-5- 8)

第3節	警備対策	
1	基本的な活動	(附-5-11)
2	東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	(附-5-11)
第4節	水防・消防等対策	
1	市	(附-5-12)
2	水防管理団体	(附-5-12)
第5節	公共輸送対策	
1	東日本旅客鉄道(株)の措置	(附-5-13)
2	バス、タクシー等対策	(附-5-14)
第6節	交通対策	
1	道路交通対策	(附-5-15)
2	海上交通(漁船)対策	(附-5-16)
第7節	上水道・電気・通信対策	
1	上水道対策	(附-5-17)
2	電気対策	(附-5-17)
3	通信対策	(附-5-18)
第8節	学校・病院・社会福祉施設対策	
1	学校対策	(附-5-21)
2	病院対策	(附-5-21)
3	社会福祉施設対策	(附-5-21)
第9節	避難対策	
1	警戒宣言時の措置	(附-5-23)
2	事前の措置	(附-5-23)
第10節	救護救援・防疫対策	
1	救護救援対策	(附-5-25)
2	防疫対策	(附-5-25)
3	保健活動	(附-5-25)
第11節	その他の対策	
1	食料、医薬品の確保	(附-5-26)
2	緊急輸送の実施準備	(附-5-26)
3	市が管理、運営する施設対策	(附-5-26)
4	市税の申告・納付等に関する措置	(附-5-26)
5	その他(特定動物の逸走防止)	(附-5-27)
第6章	住民等のとるべき防災措置	(附-6- 1)
第1節	住民のとるべき防災措置と対応	(附-6- 2)
第2節	自主防災組織のとるべき措置	(附-6- 4)
第3節	事業所のとるべき措置	(附-6- 5)

第1章 総 則

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに地震・津波編の附編としての位置付けとして、以下に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第1節 地震・津波編の附編としての位置付け

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
 - (2) 東海地震発生にあたっては被害を最小限にとどめるために必要な措置
- 等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧・復興対策は、地震・津波編で対処する。

3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置付け

本計画は、「勝浦市地域防災計画（地震・津波編）附編」として位置付ける。

第2章 防災機関の業務

本市の地域における防災関係機関が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

【市】

機 関 名	業 務 大 綱
勝 浦 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の防災会議及び市災害対策本部の設置、運営に関する事。 2 東海地震対策の連絡調整に関する事。 3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事。 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事。 5 広報、教育、防災訓練に関する事。 6 消防、水防対策に関する事。 7 市が管理又は運営する施設対策に関する事。 8 例外措置としての住民避難に関する事。

【県関係機関】

機 関 名	業 務 大 綱
夷隅地域振興事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部内の連絡調整に関する事。 2 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関する事。 3 市町の指導及び連絡調整に関する事。
勝浦水産事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業金融の指導に関する事。 2 漁業団体に対する指導に関する事。 3 農林水産部所属船舶の保全に関する事。 4 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関する事。 5 漁業無線による通信手段の確保に関する事。 6 漁業漁港施設の保全に関する事。
夷隅健康福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設に対する指導に関する事。 2 医療、助産及び救護の指導、協力に関する事。 3 保健衛生に関する事。 4 防疫に関する事。 5 食品衛生及び飲料水に関する事。 6 医薬品及び毒物、劇薬等取扱事業所の指導に関する事。 7 危険動物の逃走防止に関する事。 8 災害救助についての応援に関する事。
勝浦警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備本部の設置、運営に関する事。 2 各種情報の収集、伝達に関する事。 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 4 交通の混乱等の防止に関する事。

【指定地方行政機関】

機 関 名	業 務 大 綱
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関する事。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。

第2章 防災機関の業務

	5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
東京管区気象台 銚子地方気象台	1 東海地震注意情報及び東海地震予備情報の県知事への連絡に関すること。 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること。 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること。
勝浦海上保安署	1 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること。 2 船艇及び航空機の出動、派遣等に関すること。 3 情報の収集、海上交通安全の確保に関すること。 4 治安の維持、緊急輸送に関すること。 5 海難救助、排出油防除の準備に関すること。

【自衛隊】

機 関 名	業 務 大 綱
陸 上 自 衛 隊	1 県との連絡・調整に関すること。 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること。 3 災害発生時における救援活動の実施に関すること。

【指定公共機関】

機 関 名	業 務 大 綱
東日本旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 鉄道輸送の確保に関すること。 3 旅客の混乱防止に関すること。
東日本電信電話(株)	電報、電話の通信の確保に関すること。
(株)NTTドコモ	携帯電話等の通信の確保に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	電話等の通信の確保に関すること。
KDDI(株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること。
ソフトバンク(株)	電話、携帯電話等の通信の確保に関すること。
日本赤十字社 千葉県支部	1 救護班の編成及び医療、助産、死体処理（一時保管を除く。）に関すること。 2 災害救護に関すること。 3 日赤医療施設の保全に関すること。 4 血液センター施設の保全に関すること。
日本放送協会	1 東海地震予知情報等の放送に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
日本通運(株)	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関すること。
東京電力 パワーグリッド(株)	1 電力施設等の保全に関すること。 2 電力の供給に関すること。
東京ガス(株)	1 ガスの供給に関すること。 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること。

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるためには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため「勝浦市地域防災計画（地震・津波編）」においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

機 関 名	内 容
情報伝達手段の整備 消 防 防 災 課	<p>防災行政無線の整備</p> <p>(1) 防災行政無線 住民に対して、地震情報等を迅速かつ的確に伝達するため、既設の防災行政無線の高度化方策等について検討を進め整備を促進していく。</p> <p>(2) 他通信施設の利用 市及び防災機関は、非常時、通信の輻輳、あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制を確立する。</p>
建築物・構造物の耐震対策 都 市 建 設 課 生 活 環 境 課 学 校 教 育 課	<p>1 既存建築物の耐震対策 地震時における建築物の安全を期するため、防災上重要な公共施設を対象に耐震診断の実施及びそれに基づく耐震改修の促進を図るほか、建築基準法による防災構造上の審査及び適切な指導を行うとともに、住民に対してもパンフレット等により耐震化の促進に努める。</p> <p>2 ブロック塀等の倒壊防止 昭和62年12月17日に発生した千葉県東方沖地震によるブロック塀等による被害は、幸いにして発生しなかったが、今後も「広報かつうら」によるPR、リーフレットの配布、点検パトロールの指導強化を図るほか、施工業者、住民を対象とした講習会の開催による正しいブロック等の施工方法の周知徹底、コンクリートブロック塀等の制限を建築協定事項とするための助言、その他、住民に理解しやすい啓蒙活動等を行い、効果的な指導を行っていく。</p> <p>3 建築物の窓ガラス落下防止 昭和60年4月に建築物の窓ガラス、屋外突出物等の落下物による災害の防止に関する国の指導指針に従い、新設の建築物について建築確認申請時に落下防止のための設計、施工方法を指導強化する。</p>
道路、河川等の対策 都 市 建 設 課	<p>施設等の点検整備 道路、橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。</p>
夷隅土木事務所 都 市 建 設 課 農 林 水 産 課	<p>1 河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。</p> <p>2 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p>

第3章 事前の措置（第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項）

<p>鉄道対策の強化</p>	<p>東日本旅客鉄道(株)</p>	<p>1 地震防災体制の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。</p> <p>2 旅客の避難対策 駅長は、県及び市が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導体制を確立する。</p> <p>3 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。</p> <p>4 食料、飲料水の調査 (1) 駅長は、発災に備え、駅周辺の飲食店等の関係業者と食事のあっせんについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。 (2) 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。</p> <p>5 復旧資機材の調査及び整備 (1) 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所や員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 (2) 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。</p>
<p>食料確保の計画</p>	<p>学校教育課 (学校給食 共同調理場)</p>	<p>災害応急食料の精米計画 発災時における応急食料の配給において、米穀小売業者から調達する米穀は、精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、市内の小売業者又は卸売業者等と精米計画を策定する。</p>
<p>学校・病院 社会福祉施設の耐震性の強化</p>	<p>学校教育課</p>	<p>公立学校に対する指導 (1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全職員が点検確認すると同時に、その取扱いを熟知しておく。 (2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は倒壊しないよう固定する。 (3) 避難経路となる廊下、階段及び出入口には避難障害となる戸棚、本箱等を置かない。 (4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。 (5) 万年壷、バックネット、国旗掲揚搭、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 (6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。</p>
<p>夷隅健康福祉センター 市民課</p>	<p>一般病院、診療所、助産所等に対し、市及び夷隅医師会の協力を得て、次の事項を指導する。 (1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策 (2) 医薬品及び危険物等の安全対策 (3) 飲料水、薬品等の備蓄 (4) 発電機の整備 (5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 (6) 発災後72時間の事業継続が可能な非常用電源の整備</p>	
<p>高齢者支援課</p>	<p>老人保健施設等における対策 (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p>	
<p>福祉課</p>	<p>精神障害者社会復帰施設及び社会福祉施設等における対策 (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p>	

第2節 事業所に対する指導・要請

警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等について、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項等について定めるものとする。

1 防災上重要な事業所に対する指導、協力要請

機 関 名	指 導 事 項 等
消 防 防 災 課	<p>本計画に基づき市内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規定に定めるよう、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）に指導を要請する。</p> <p>(1) 対象事業所 消防法第8条第1項もしくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規定を作成すべき事業所</p> <p>(2) 計画策定上の指導事項 ア 消防計画 (ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>イ 予防規定 (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>ウ 指導方法 (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種業界の集会 (エ) 消防行政執行時、その他</p>
夷 隅 健 康 福 祉 セ ン タ ー	<p>警戒宣言発令時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して、次により指導を行う。</p> <p>(1) 施設等の緊急点検、巡回 (2) 充填作業、移し換え作業等の自粛 (3) 施設の損壊防止措置</p>

2 生活関連事業所に対する指導・要請

機 関 名	指 導 事 項 等
観 光 商 工 課 会 計 課	<p>1 食料品、生活物資等を扱う事業所</p> <p>(1) 生鮮食品の安定供給を確保するため、市内卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。</p> <p>(2) 食料品及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、市内卸売業者等に対し売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会等を通じて要請する。</p> <p>(3) これらの指導、要請については県の指示に基づき行う。</p> <p>2 金融機関の業務確保</p> <p>警戒宣言が発令された場合、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため県の指示に従い次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>(1) 金融機関の業務対応</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常通り営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形交換、為替業務の取扱いについては停止する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置を講じる。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。</p> <p>イ 警戒宣言の発令に伴い、金融機関のとるべき業務態様については、平常時より周知徹底を図る。</p> <p>3 住民に対する指導</p> <p>警戒宣言発令中における貯金等の引出しについては、社会的混乱を防止するため、急いで貯金引出しの必要のないことを指導する。</p>
税 務 課	<p>市税の対応措置</p> <p>(1) 警戒宣言発令による混乱が発生し、市税の申告、納税が困難な場合にはその期限の延長等について弾力的に対処する。</p> <p>(2) 警戒宣言発令中において市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。</p>

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災上適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、住民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、住民、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、警戒宣言が発令された場合等において、住民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報及び教育活動の徹底を期するものとする。

1 広 報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また、地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災関係機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、市は平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は住民、事業所等が理解しやすい簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

(2) 広報の内容

広報すべき事項は概ね次のとおりとする。

なお、広報は、特に住民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点をおく。

ア 東海地震に関する一般的知識

(ア) 大規模地震対策特別措置法の概要及び法律運用上のシステム等

(イ) 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

(ウ) 地震が発生した場合の本市域への影響度等

イ 警戒宣言発令時に防災関係機関のとるべき措置

ウ 住民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

エ その他必要な事項

(3) 広報の方法

県に準じて地域の実情に即した広報活動を実施する。また、各防災関係機関はそれぞれ所管する業務に係る事項を中心に、広域的、現場的広報を実施する。（各防災関係機関の広報内容及び手段等については本計画に定めるとおり）

広報の方法は、「広報かつうら」及びその他の印刷物等によるほか、ホームページを通じて実施する。

2 市職員に対する教育

市は、市災害対策本部要員に、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が迅速かつ円滑に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を含める。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとるべき措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 市職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

- ア 防災教育は、原則として一般的事項については、消防防災課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。
- イ 教育の方法は、研修会、講習会等によるほか、手引書、パンフレット等印刷物の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

3 児童生徒等に対する教育

教育委員会は、公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を含む地震全般について正しく認識させるとともに、地震災害等から身体の安全等を確保するために、必要な知識、技能、態度の教育を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

(1) 教育内容

- ア 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- イ 地震・津波に関する情報の活用
- ウ 地震・津波に対する備えについての理解

(2) 教育の方法、手段等

防災教育の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事のなかで取扱う。

- ア 内容の選択及び指導にあたって、地域及び学校の立地条件を十分に考慮する。
- イ 指導内容を精選し、その指導を通して、他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震を含む地震全般に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- エ 訓練の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連づけ、防災指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加できるよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 市総合防災訓練

市内における各防災関係機関の協力を得て、例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立を目的として、地震予知対応型の訓練を実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 防災関係機関の訓練

市内における各防災関係機関は、上記の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施にあたっては、必要に応じ他機関の協力を得るほか、住民及び事業所等と密接に関連性を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3 住民等が実施する訓練

市、防災機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令 までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置は、原則として警戒宣言が発令された時点をもって行うこととなるが、本章では、東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定めるものとする。

第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。また、各防災関係機関は、市から東海地震に関連する情報を受けたとき又は報道機関の報道に接したときは、円滑な連絡体制により防災措置が講じられるように、機関内部並びに出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

2 伝達体制

機 関 名	業 務 大 綱
勝 浦 市	<p>1 消防防災課は、県危機管理課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を各課（所・局・館）、教育委員会（以下「各課等」という。）及び防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対して伝達する。</p> <p>なお、勤務時間外においては、警備員（当直）が県危機管理課からの通報を受信（領）し、消防防災課長に伝達する。</p> <p>2 各課等は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、出先機関及び所管業務上必要な関係団体に伝達する。</p>
勝 浦 警 察 署	<p>勝浦警察署は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を一斉指令電話、無線通信により署内各課、各交番・駐在所に伝達する。</p>
防 災 関 係 機 関	<p>各防災関係機関は、東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関、必要な関係機関、団体等に伝達する。</p>

3 伝達事項

- (1) 市及び防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備等

市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。

機 関 名	内 容
消 防 防 災 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動体制 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。 2 職員の動員 職員の動員は、地震・津波編第2章第1節「災害対策本部活動」の職員の動員配備に基づき参集するものとする。 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、消防防災課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のため必要な措置 (3) 県及び防災関係機関との連絡調整
消 防 本 部 (勝 浦 消 防 署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の動員 (1) 消防長は、東海地震注意情報が発表されたとき、全消防職員の動員を行う。 (2) 消防職員は、東海地震注意情報が発表されたとき、あらかじめ定められた場所へ参集するものとする。 2 警戒隊等の編成 各所属長は、東海地震注意情報が発表されたとき、警戒隊等の編成を行うものとする。 3 関係機関との連絡体制の確立
消 防 団	消防団は、本編第5章第4節「水防・消防等対策」に定める活動体制の準備を行うものとする。
勝 浦 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警備対策室の設置 勝浦警察署に災害警備対策室を設置し、指揮体制を確立する。 2 要員の動員 東海地震注意情報が発表されたとき、災害警備対策室要員は参集するものとする。
東 日 本 電 信 電 話 株 千 葉 事 業 部	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
(株) N T T ド コ モ 千 葉 支 店	<p>東海地震注意情報の発表を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 支社長（運転指令）から東海地震注意情報発表の情報を受領した場合 駅長は緊急事態の対処に必要な人員を確保するため、あらかじめ定められた伝達網により社員を非常招集する。 2 夜間等勤務時間外又は休日等の場合は、当直助役が前項の措置を行う。 3 全旅客列車の運転規制を準備する。
その他の防災関係機関	東海地震注意情報の発表を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において混乱が予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市（消防防災課）、消防本部、勝浦警察署等へ緊急連絡を行う。連絡を受けた防災関係機関は、必要な情報等を速やかに住民等に広報する。

機 関 名	内 容
日本放送協会千葉放送局	<p>1 放送体制</p> <p>(1) 東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。 なお、千葉FM放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。千葉FM放送の周波数は次のとおり。 千葉周辺 80.7MHz 館山地区 79.0MHz 白浜地区 82.9MHz 勝浦地区 83.7MHz 銚子地区 83.9MHz</p> <p>2 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報の内容 (2) 強化地域、観測データの解説 (3) 混乱防止の呼びかけ (4) 防災知識の紹介</p>
株式会社ニッポン放送	<p>広報計画</p> <p>(1) 気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統にしたがって、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p>(2) 連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。</p> <p>(3) 地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。</p> <p>(4) 東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。</p>
千葉テレビ放送株式会社	<p>広報計画</p> <p>東海地震注意情報発表後、報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統にしたがって、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。 報道制作担当局長は、非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置を するとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。</p>
株式会社ベイエフエム	<p>1 放送体制</p> <p>(1) 東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。 なお、ベイエフエムでは、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。ベイエフエムの周波数は次のとおり。 千葉周辺 78.0MHz 館山地区 77.7MHz</p>

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置
(第3節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報)

	<p>白浜地区 79.7MHz 勝浦地区 87.4MHz 銚子地区 79.3MHz</p> <p>2 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報の機能の解説 (2) 強化地域、観測データの解説 (3) 混乱防止の呼びかけ (4) 防災知識の紹介</p>
--	--

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止するため、市及び各防災機関は、次により対応策を講じる。

機 関 名	内 容
勝 浦 市	各防災関係機関の協力を得て、次により対処する。 1 混乱防止に必要な情報を収集し、防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項
勝 浦 警 察 署	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 1 住民からの問合せ等に適切に対処するため、公聴及び広報体制を整備する。 2 東海地震注意情報情報の正確な内容及び住民、自動車運転者のとるべき措置等を的確に広報するとともに、警戒警備等所要の措置を講じる。
東日本電信電話(株) 千葉事業部	東海地震注意情報発表の報道に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 1 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 2 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
(株)NTTドコモ 千葉支店	東海地震注意情報発表の情報に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 1 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 2 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。
KDDI株式会社	東海地震注意情報が発令された場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。 ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。
東日本旅客鉄道(株)	東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 1 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表し得る体制を整備するものとする。 (1) 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に進入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (2) 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (3) 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への進入を規制する。 (4) 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 (5) 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合わせ又は抑止等の手配をとる。 2 支社社員を派遣するなど、客扱い要員の増強を図る。 3 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 4 階段止め等の入場制限等の実施と合わせ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 5 状況により警察官の応援要請をする。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、市及び防災関係機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第1節 活動体制

1 市の活動体制

- (1) 警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに、災害対策本部を設置する。
- (2) 本部の設置場所
災害対策本部は、市本庁舎4階大会議室又は3階会議室に設置し、総合的な指揮機能を有する。
- (3) 本部組織
災害対策本部の組織は、次のとおりである。

組織編成

[本部室]			
本 部	本部長	市長	
	副本部長	副市長 教育長	
	本部員	消防防災課長 総務課長 企画課長 財政課長 税務課長 市民課長 高齢者支援課長 福祉課長 生活環境課長	都市建設課長 農林水産課長 観光商工課長 水道課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 議会事務局長 本部長の指名する者
	本部連絡員	本部長の指名する者	
本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を 求める者		
		事務局	事務局 事務局次長 本部事務局員
			消防防災課長 総務課長 本部統括班 総務班 情報収集・電話対 応班 医療救護班 被災者救援班 生活基盤対策班

- (4) 本部の所掌事務
 - ア 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
 - イ 各防災関係機関に係る連絡調整
 - ウ 社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施業務
 - エ 報道機関等への情報提供
 - オ その他必要な対応事項
- (5) 配備体制

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置（第1節 活動体制）

地震・津波編第2章第1節「災害対策本部活動」に定める災害対策本部第1配備体制をとるものとする。

2 市、各防災機関の活動体制

機 関 名	内 容
市	市は、警戒宣言が発せられた場合、県の活動体制に準じた体制をとるものとする。
県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
千葉海上保安部 銚子海上保安部	(1) 地震災害対策本部の設置 第三管区地震災害対策本部規則により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 (2) 地震災害対策本部の組織及び運営 管区地震災害対策本部の組織及び運営は、第三管区地震災害対策本部規則に定めるところによる。 (3) 所掌業務 ア 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること。 イ 対策本部船舶の運用に関すること。 ウ 関係機関との連絡、協議及び協力に関すること。
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社	(1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話（株）千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社NTTドコモ 千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 （株）NTTドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
KDDI株式会社	(1) 対策本部の設置 KDDI（株）は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。 (2) 要員の参集 KDDI（株）は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部もしくは事前に定める拠点に参集する。
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 (3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置（第1節 活動体制）

	<p>現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p>
<p>東日本高速道路株式会社 関東支社</p>	<p>東海地震警戒本部を設置。情報収集・連絡、道路交通状況把握、道路応急班等を組織し、災害情報連絡活動・災害応急対策を実施する。</p>
<p>首都高速道路株式会社</p>	<p>警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。</p>
<p>その他の防災関係機関</p>	<p>(1) 各防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、市及び県が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災関係機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>

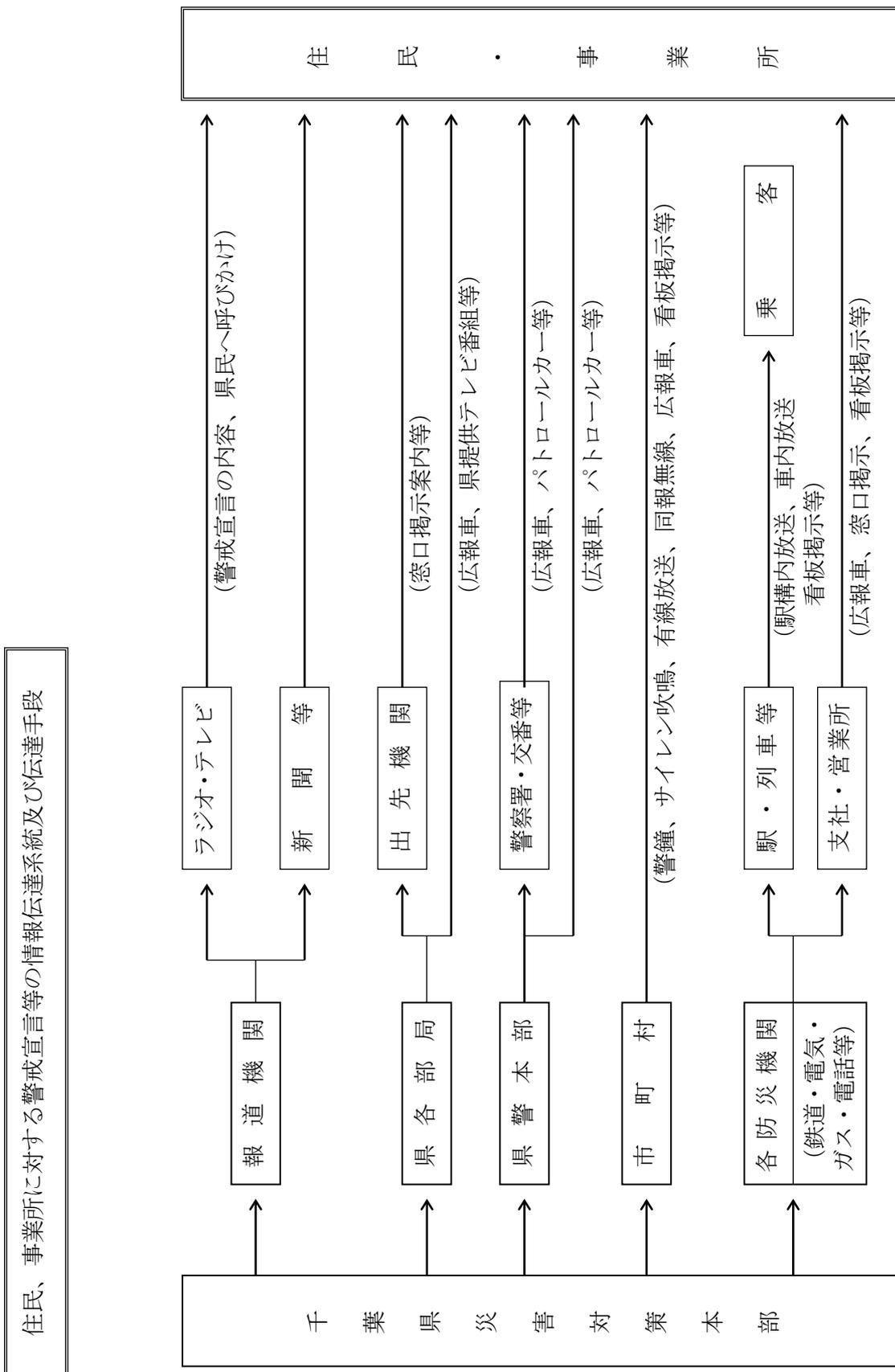
第2節 警戒宣言の伝達及び広報

警戒宣言が発令された場合の対応措置を円滑に実施するため、市及び各防災関係機関は警戒宣言の発令に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民等に対する広報を実施する。

1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



(2) 伝達体制

機 関 名	内 容						
県	<p>(1) 県は、警戒宣言及び東海地震予知情報等について、総務省消防庁から通報を受けたときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、一般加入電話等によりその旨を庁内、各部、局、出先機関、市町村、各防災関係機関等へ伝達する。</p> <p>(2) 県各部局等は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な防災関係機関等に対し伝達する。</p>						
市	<p>(1) 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。</p> <p>(2) 住民に対しては、各消防署（団）の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、広報無線等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">警 鐘</td> <td style="text-align: center;">(5点) ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サイ レ ン</td> <td style="text-align: center;">(約45秒) (約45秒) ●————— ●————— (間隔約15秒)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備 考</td> <td> <p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p> </td> </tr> </table>	警 鐘	(5点) ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●	サイ レ ン	(約45秒) (約45秒) ●————— ●————— (間隔約15秒)	備 考	<p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>
警 鐘	(5点) ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●						
サイ レ ン	(約45秒) (約45秒) ●————— ●————— (間隔約15秒)						
備 考	<p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>						
県 警 察	警戒宣言の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達するとともに、住民に対し、航空機及び警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。						
そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	県から情報を受けたときは、直ちに機関内部、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関、団体、事業所等に周知する。						

(3) 伝達事項

警戒宣言が発令された際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言等の内容
- イ 本市への影響予想
- ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他の必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市、県、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

(1) 市における広報

住民に対して行う広報は、県に準じて行うこととし、特に重要な広報は広報例文をあらかじめ定める。

ア 広報の項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 防災措置の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報実施方法

情報の迅速かつ的確な収集、伝達において、次の無線通信連絡網の効果的利用を図る。

- (ア) 勝浦市防災行政無線
地震情報の伝達、通報を行う。
 - (イ) 千葉県防災行政無線
県と市間の情報収集、予警報の伝達を行う。
 - (ウ) アマチュア無線
市と地域内の情報収集の不足を補助する。
- (2) 情報伝達員の派遣
一般加入電話の輻輳等により、連絡手段として使用困難な場合においては、防災関係機関へ職員を派遣し、情報の収集、伝達にあたるものとする。

3 警戒宣言発令時等の広報文

(1) 警戒宣言発令について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今のサイレンは警戒宣言が発令されたことを知らせるサイレンです。
これから東海地震に係る警戒宣言発令についてお知らせしますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
月 日 時 分内閣総理大臣から地震災害に関する警戒宣言が発令されました。
予想される地震の規模は、マグニチュード（ ）震源地は（ ）周辺で、 日以内に発生するとのことであります。
この地震が発生すると、市内では震度（ ）程度の地震になると予想されます。
市民の皆様には、次のことに注意し、地震に備え冷静に行動してください。
まず第1は、テレビ、ラジオ等の正確な情報を注意して聞いてください。
第2は、火気の使用について、火の元に十分注意してください。
第3は、当面必要な食料、飲料水、医療品等を準備してください。
第4は、自動車、電話等の使用を自粛してください。
第5は、いざというときの避難場所を確認してください。
繰り返しお願いします。市民の皆様は正しい情報を聞いて冷静に行動してください。

(2) 警戒宣言発令解除について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今から東海地震に係る警戒宣言発令解除についてお知らせします。
(2回繰り返す)
月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、
月 日 時 分に解除されました。
予想されました地震発生のおそれはなくなりました。

(3) 本市への影響に関する事項について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今から東海地震に係る警戒宣言関連情報をお知らせしますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は引き続き発令中です。予想される地震の規模は、マグニチュード（ ）震源地は（ ）周辺で、 日以内に発生するとのことであります。
この地震が発生すると、市内では震度（ ）程度の地震になると予想されます。
市民の皆様は、引き続き今後のテレビ、ラジオ等の報道に十分注意してください。
なお、詳しい情報は、その都度お知らせいたしますので、落ち着いて行動してください。

(4) 住民等のとるべき防災措置等について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今から東海地震の警戒宣言発令に伴う防災措置並びに注意事項についてお知らせしますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
テレビ、ラジオ等で報道されておりますように、現在、東海地域に地震災害警戒宣言が発令されております。
このため、勝浦市でも万一に備え、防災体制を整えております。市民の皆様も万一に備え次のことに注意して、冷静な行動をとってください。
まず第1は、火気の使用を自粛してください。
第2は、家具類等の転倒防止に努めてください。
第3は、当面必要な食料、飲料水、医療品等を準備してください。
第4は、まさかのときの避難場所を確認してください。
第5は、この地震が発生しますと、特に急ながけや、施工方法の悪いブロック塀などが崩れやすくなり、大変危険ですので、これらの付近には近寄らないようにしてください。
繰り返しお願いいたします。市民の皆様は正しい情報を聞いて、落ち着いて行動してください。

(5) 避難勧告及び指示について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今から（ ）地区の皆様には避難のお知らせをしますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
（ ）地区の（ ）では地震による（ ）のおそれがあります。
速やかに市の指定避難所（ ）又は安全な場所へ避難してください。
なお、避難するときは、火の始末、ガスの元栓を確かめ、歩いて避難してください。

(6) 水道、電気、ガス等の生活関連情報について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今、東海地震の警戒宣言が発令されております。
これから、水道、電気の供給及びガスの取扱いについてお知らせします。
まず、水道の状況についてお知らせします。
水道は地震が発生すると断水することがあります。必要な水はポリタンクや風呂場などに汲み置きしてください。
次に電気の状況についてお知らせします。
電気は、地震が起こるまで停電することはありません。停電に備え、懐中電灯はあらかじめ用意してください。
また、プロパンガスを使う場合は、火のそばからはなれないでください。

第3節 警備対策

県警察は、警戒宣言が発令された場合は、警戒体制を発令し、災害警備本部を設置する。
なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

1 基本的な活動

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広 報

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

- (1) 警備部隊の事前配置
 - ア 主要駅等人的の集中が予想される場所
 - イ 交通規制・迂回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - ウ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
 - エ 災害危険場所
 - オ その他必要と認める場所
- (2) 広 報

広報内容	ア 警戒宣言の内容及び関連する情報 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置 ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 エ その他民心の安定を図るため必要な情報
広報手段	ア パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報 ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報 エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防等対策

1 市

市は、警戒宣言が発令された場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。また、地震・津波編第2章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」及び風水害等編第2章第3節「水防計画」を準用する。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水害等防除のための警戒
- (3) 津波浸水想定地域、土砂災害危険箇所等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

2 水防管理団体

水防管理団体は、次の対応措置を講じる。

- (1) 要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防ぎよし、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発令された場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

1 東日本旅客鉄道㈱の措置

(1) 警戒宣言の伝達

ア 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

イ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

ウ 旅客等への伝達は次による。

(ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

(イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

ア 東日本旅客鉄道㈱の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道㈱本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

(3) 列車の運転規制

ア 警戒宣言が発令されたときの千葉県内の線区の列車の運転規制は次による。

規制速度	線名	区間	距離
65km/h	外房	千葉～御宿	65.4 km
45km/h	外房	御宿～安房鴨川	27.9km

イ 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 主要駅の対応措置

ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。

イ 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。

(イ) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。

- (ウ) 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。
- (5) 乗車券の取扱い
- ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、全ての乗車券類の発売を停止する。
- ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。
- (6) 現業機関の長のとるべき措置
- ア 出火防止措置
- (ア) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、やむを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。
- (イ) 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。
- イ 建築物設備の点検措置
- 建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。
- ウ 食料及び飲料水の確保
- (ア) あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料のあっせん及び非常用食料の確認をする。
- (イ) 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2 バス、タクシー等対策

(一社)千葉県バス協会、(一社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1 道路交通対策

(1) 警察のとり交通対策

ア 警戒宣言が発令されたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

(ア) 強化地域への一般車両流入抑制広報

(イ) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

(ウ) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務

イ 上記アの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者のとり措置

ア 国土交通省関東地方整備局

(ア) 道路施設に関する対策

a 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

b 地震発生危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴う必要な補強、落下防止等の保全処置に努める。

(イ) 道路交通対策

a 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討しておくものとする。

b 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

c 警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその周囲の地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行う。

(ウ) 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行う。

イ 県

警戒宣言が発令された場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じて事前策を講じるとともに、防災関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

(ア) 危険箇所の点検

警戒宣言が発令された場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(イ) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

ウ 市

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じて事前策を講じるとともに、防災関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努

める。

(7) 危険箇所の点検

警戒宣言が発令された場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(4) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

2 海上交通（漁船）対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では3mを超えることが想定される。

警戒宣言が発令された場合、市は、漁港管理者、漁業協同組合等と相互に協調を図り、漁港、船舶等へ操業安全指導及び海域内における操業指導を行う。

また、漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるものとする。

- (1) 非常用発電機の点検と始動待機
- (2) 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対する無線等による救急周知
- (3) 空中線の点検、補強と切断対策の実施
- (4) 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
- (5) 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼出し聴取

第7節 上水道・電気・通信対策

1 上水道対策

(1) 基本方針

警戒宣言が発令された場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、災害協定締結団体等との連絡協力体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発令された場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発令された場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	<p>(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること。</p> <p>(2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。</p> <p>ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。</p> <p>イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。</p> <p>(3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</p>
広報手段	<p>(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼</p> <p>(2) 広報車による広報</p> <p>(3) 水道工事店の店頭掲示</p> <p>(4) ホームページによる広報等</p>

2 電気対策

(1) 基本方針

東京電力パワーグリッド(株)は、警戒宣言が発令された場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発令された場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、緊急復旧資機材の確保に努める。

(3) 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講じる。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

ア 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと。

イ 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

ウ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

エ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。

オ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。

3 通信対策

【東日本電信電話株】

警戒宣言の発令にあたっては、情報が正確かつ迅速に伝達され防災対策上有効に機能するよう、防災関係機関等の重要通信を確保するとともに、住民に大きな支障が生じないことを基本として、次のとおり対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

なお、情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（エム・ベイポイント幕張8F）

電話番号：043-211-8652（代）

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発令された場合、次の措置をとる。

ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検・確認

イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全措置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び住民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っており、かかりにくくなっております。防災関係機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

【(株)NTTドコモ千葉支店】

警戒宣言が発令された場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話(株)千葉支店に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関による重要な情報連絡及び住民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

【KDDI株式会社】

警戒宣言が発令された場合、次の対策を講じる。

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部及び現地対策室を設置する。

(2) 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部もしくは参集拠点に参集する。

(3) 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検・確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検・確認を行う。

なお、警戒宣言が発令された際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策をとるものとする。

(4) 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

第8節 学校・病院・社会福祉施設対策

1 学校対策

教育委員会は、警戒宣言が発令された場合、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により児童生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容にしたがって対処する。
- (4) 保護者への連絡は、通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 病院対策

警戒宣言が発令された場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては、夷隅医師会等を通じて勝浦診療所に準じた対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

3 社会福祉施設対策

各社会福祉施設及び老人保健施設は、迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

- (1) 情報の受伝達
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

- (2) 施設の防災点検
応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等
- (3) 出火防止
消火器等の点検、緊急貯水等
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保
応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、
救護運搬用具等の確認
- (5) 要保護者の引取り方法及び引取りがない場合の措置
- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- (7) その他必要な事項

第9節 避難対策

警戒宣言発令時においては、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあつては、市長（本部長）は住民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。また、警戒宣言が発令された場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

1 警戒宣言時の措置

(1) 避難勧告・指示

市長（本部長）は、各防災関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。

(2) 避難所の確認

- ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- イ 防災設備等を確認する。
- ウ 給食、給水用資機材を確認する。
- エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 防災関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに県及び防災関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する支援

要配慮者等に対して必要な支援を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して給食活動を行う。

(8) 生活必需物資の給与

衣料、寝具等生活必需物資の不足する者に対して給与活動を行う。

(9) その他

避難完了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

防災関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、土砂災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、集会所等を避難所として指定する。

(3) 避難勧告・指示体制の確立

防災行政無線、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。

- (4) 情報伝達体制の確立
避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。
- (5) 要配慮者に対する支援体制の確立
要配慮者等の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。
- (6) 住民等に対する周知
避難対象地区の住民等に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第10節 救護救援・防疫対策

1 救護救援対策

医療関係機関に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応等の準備を要請する。

2 防疫対策

夷隅健康福祉センターの指示により、次の体制を整える。

- (1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。
- (2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

3 保健活動

災害による健康被害を最小限にとどめ早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

(1) 避難者等の健康管理、二次健康被害の予防

市は、夷隅健康福祉センターと連携し、要配慮者の健康状態等の把握、避難所等巡回による被災者の健康管理、二次健康被害の予防の保健活動を行う。

(2) 体制整備

夷隅健康福祉センターと市は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対応等について協議を行う。

第11節 その他の対策

1 食料、医薬品の確保

市及び夷隅健康福祉センターは、警戒宣言が発令された場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 食料の確保

ア 米穀の確保にあたっては、県に対し災害応急食料割当て申請を行えるよう準備体制をとる。

イ 市、業者間の協力体制を確立し、運搬車両及び人員の手配を指示する。

ウ 米穀小売業者又は卸売業者等へ精米準備体制をとるよう指示する。

エ その他の食料の確保にあたっては、市内小売販売業者等に対し、在庫の確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

(2) 医薬品の確保

市内の薬局より調達するため、医薬品の供給準備体制をとるよう協力を依頼する。

2 緊急輸送の実施準備

警戒宣言が発令された場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、次の措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

地震・津波編第2章第8節「救援物資供給活動」の「2(3)エ 輸送車両等の確保」による。

(2) 緊急輸送車両の確認

地震・津波編第2章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」の「5 緊急通行車両の確認等」による。

(3) 関係団体による協力

トラックを必要とする場合、県を通じて（一社）千葉県トラック協会に協力を依頼する。

3 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する施設については原則として開館、開催、供用を自粛するものとする。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

該当施設

市立図書館、勝浦集会所、興津集会所、上野集会所、総野集会所、市営荒川テニスコート、芸術文化交流センター（キュステ）

4 市税の申告・納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における市税の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

(2) 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について、適切な措置を講じる。

5 その他（特定動物の逸走防止）

市は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。
- (2) 動物が施設から逸走した場合には、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第16条及び第17条により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。
- (3) 市は、前項(2)の通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、防災行政無線及び広報車等により住民に注意を呼びかけ、危険な動物による住民の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する。

第6章 住民等のとるべき防災措置

本市は、背後に山がせまった25 km余の海岸線を有し、ここに多くの人家が集中しており、津波やがけ崩れの影響を受けやすい状況であることから、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

このため、国、県及び市をはじめとする防災関係機関は、一体となって防災対策を講じるが、防災対策は単に防災関係機関だけでは対応できず、住民、区自主防災組織及び各事業所がそれぞれの立場で自主的に防災活動を行うことが重要な役割を果たし、被害を軽減することとなる。

本章では平常時、東海地震注意情報発表時（報道開始時）、警戒宣言発令時から地震発生時において、それぞれのとるべき防災措置の基準を示すものとする。

第1節 住民のとるべき防災措置と対応

区 分	とるべき措置
平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 家や塀の耐震化を促進する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 (2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (4) 火気使用場所周辺に、易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 4 消火器、消火用水の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (2) 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 5 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度を準備しておく（1人1日分の飲料水 約2～3リットル）。 (2) 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾めん、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など）を「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。また、乳幼児、高齢者及びアレルギー体質の家族のいる世帯のために、個々に応じた食料等も準備する。 6 救急医薬品の準備をする。 <p style="margin-left: 20px;">傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾等を救急箱等に入れて準備をしておく。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、処方箋のコピーやお薬手帳を用意しておく。</p> 7 生活必需品の準備をする。 <p style="margin-left: 20px;">簡易トイレ、カセットコンロ、多目の生活用品（トイレトーパー、食用品ラップ、ゴミ袋など）</p> 8 防災用品の準備をする。 <p style="margin-left: 20px;">ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、金槌、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> 9 非常持出品の準備をする。 <p style="margin-left: 20px;">非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。</p> <p style="margin-left: 20px;">例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など</p> 10 防災講習会、研修会、防災訓練に参加する。 <p style="margin-left: 20px;">市役所、消防本部（署）、区、自主防災組織が行う防災講習会、研修会、防災訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> 11 家族で対応措置の話し合いをする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2) 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3) 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 12 市の指定避難所のうち最寄りの避難所を2箇所以上確認しておく。 13 自主防災組織に積極的に参加する。

第6章 住民等のとるべき防災措置（第1節 住民のとるべき防災措置と対応）

<p>東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2 電話の使用を自粛する。 3 自家用車の使用を自粛する。 4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5 不要な預貯金の引出しを自粛する。
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言情報を入手する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市の防災信号（サイレン）、防災行政無線の放送等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 (2) 県、市、警察署、消防本部等、防災関係機関の関連情報に注意する。 2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家具、棚等の上の重い物をおろす。 (2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 (3) ベランダの置物をかたづける。 3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気の使用を最小限にし、いつでも消火できるようにする。 (2) ガス器具等の安全設備を確認する。 (3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓をする。 4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。 6 非常用飲料水、食料を確認する。 7 救急医薬品を確認する。 8 生活必需品を確認する。 9 防災用品を確認する。 10 電話の使用を自粛する。 県、市、警察署、消防本部等、防災関係機関に対する電話による問合せは控える。 11 自家用車の使用を自粛する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 路上に駐車中の車両は、空地や駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12 児童生徒や要配慮者の安全を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。 (2) 幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により対応措置をとる。 13 エレベーターの使用を避ける。 14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15 不要な預貯金の引出しを自粛する。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織の編成と各班の役割を明確にする。 2 防災知識の普及活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3) 地域内の消防水利を把握する。 (4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 3 防災訓練を行う。 <p>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。</p> 4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。 5 防災資機材等の整備をする。 <p>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。</p> 6 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、消防署等、防災関係機関から伝達された情報を、迅速かつ正確に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の活動体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市、消防署等、防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、迅速かつ正確に地域住民に対して周知する。 3 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。 4 防災資機材等を確認する。 5 児童生徒と要配慮者の安全確保を呼びかける。 6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が結成されていない区にあつては、区がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においてもあらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたる者）を定め、防災計画を作成し対応を図るものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2) 組織の役割分担の明確化 2 教育及び広報活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 従業員の防災に関する知識の向上 (2) 従業員の安否確認方法 (3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (4) 従業員の帰宅対策 3 防災訓練 <p>災害に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> 4 危険防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備の定期点検 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 5 出火防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2) 消防水利、機材の整備点検 (3) 商品の整備点検 (4) 易・可燃性物品の管理点検 6 防災資機材等の整備 <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等の整備</p> 7 情報の収集、伝達体制確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、消防署等、防災関係機関から伝達された情報を、迅速かつ正確に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 (2) 事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2 自衛防災体制を準備、確認する。 3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災組織の活動体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災組織本部を設置する。 (3) 自衛防災組織の役割分担を確認する。 2 情報の収集、伝達体制をとる。 <p>市、消防署等、防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、迅速かつ正確に顧客、従業員に対して伝達する。</p> 3 危険防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備を確認する。 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 4 出火防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (2) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (3) 消防水利、機材を確認する。 (4) 易・可燃性物品を確認する。

第6章 住民等のとるべき防災措置（第3節 事業所のとるべき措置）

	<p>5 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>6 食料品等生活必需物資の販売（取扱い）事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>7 不特定かつ多数の者が出入りするホテル、旅館及び店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>11 電話の使用を自粛する。 県、市、消防署等、防災関係機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>12 不要な預貯金の引出しを自粛する。</p>
--	--

第3編 風水害等編

第1章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上	
1 防災教育	(風-1- 1)
2 過去の災害教訓の伝承	(風-1- 1)
3 防災広報の充実	(風-1- 2)
4 自主防災体制の強化	(風-1- 3)
5 防災訓練の充実	(風-1- 5)
第2節 水害予防対策	
1 水害予防計画	(風-1- 7)
2 高潮予防計画	(風-1-11)
3 ダム・ため池災害対策	(風-1-12)
第3節 土砂災害予防対策	
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	(風-1-14)
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	(風-1-15)
3 防災知識の普及啓発	(風-1-16)
4 市土保全事業の推進	(風-1-17)
5 孤立集落対策	(風-1-19)
第4節 風害予防対策	
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	(風-1-20)
2 農作物等の風害防止対策	(風-1-21)
3 電力施設風害防止対策	(風-1-23)
4 通信施設風害防止対策	(風-1-23)
5 水道施設の風害による停電対策	(風-1-23)
6 共同溝・電線共同溝等の整備	(風-1-24)
第5節 雪害予防対策	
1 道路雪害防止対策	(風-1-25)
2 農作物等の雪害防止対策	(風-1-25)
3 電力施設雪害防止対策	(風-1-27)
4 通信施設雪害防止対策	(風-1-27)
第6節 火災予防対策	
1 火災予防に係る立入検査	(風-1-28)
2 住宅防火対策	(風-1-28)
3 火災予防についての啓発	(風-1-29)
第7節 消防計画	
1 消防体制・施設の強化	(風-1-30)
2 消防職員及び消防団員等の教育訓練	(風-1-31)
3 市町村相互の応援体制	(風-1-31)
4 広域航空消防応援体制	(風-1-32)
5 消防思想の普及	(風-1-32)
6 市の消防計画及びその推進	(風-1-32)
7 消防施設の整備	(風-1-33)

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

- 1 避難行動要支援者への対応 (風-1-35)
- 2 要配慮者全般への対応 (風-1-37)
- 3 社会福祉施設等における防災対策 (風-1-38)
- 4 災害危険区域に立地する要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備 (風-1-39)
- 5 外国人への対応 (風-1-39)

第9節 情報連絡体制の整備

- 1 防災情報システム (風-1-41)
- 2 市における災害通信施設の整備 (風-1-41)
- 3 警察における災害通信網の整備 (風-1-42)
- 4 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備 (風-1-42)
- 5 東日本電信電話(株)千葉事業部における被害通信施設の整備 (風-1-42)
- 6 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 (風-1-43)
- 7 KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備 (風-1-43)
- 8 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備 (風-1-43)
- 9 非常通信体制の充実強化 (風-1-43)
- 10 アマチュア無線等の活用 (風-1-44)
- 11 その他通信網の整備 (風-1-44)

第10節 備蓄・物流計画

- 1 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 (風-1-45)
- 2 災害用備蓄倉庫の整備 (風-1-47)
- 3 備蓄品の管理 (風-1-47)
- 4 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (風-1-47)
- 5 水防用資機材の整備 (風-1-48)

第11節 防災施設の整備

- 1 災害対策拠点の整備 (風-1-49)
- 2 消防施設等の整備 (風-1-49)
- 3 河川への消火用水確保施設の整備 (風-1-49)
- 4 指定避難所・指定緊急避難場所の整備 (風-1-49)

第12節 帰宅困難者等対策

- 1 一斉帰宅の抑制 (風-1-52)
- 2 情報連絡体制の整備 (風-1-52)
- 3 帰宅困難者等への情報提供 (風-1-52)
- 4 鉄道事業者の取組み (風-1-53)
- 5 観光客に対する対応 (風-1-53)

第13節 防災体制の整備

- 1 市の防災体制の整備 (風-1-54)
- 2 県、市及び防災関係機関の連携の強化 (風-1-54)
- 3 災害対策本部の活動体制 (風-1-54)
- 4 受援体制の整備 (風-1-54)
- 5 広域避難者の受入体制の整備 (風-1-54)
- 6 避難勧告等の発令基準等の整備 (風-1-55)

- | | | |
|----|-----------------------|----------|
| 7 | 事業者との連携 | (風-1-55) |
| 8 | 非常用電源の設置状況等の収集・整理 | (風-1-55) |
| 9 | 燃料の供給体制の整備 | (風-1-55) |
| 10 | 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 | (風-1-55) |
| 11 | 業務継続計画（BCP）の改定 | (風-1-56) |

第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためには、市の防災対策の推進に合わせて、住民一人ひとりが災害についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に沈着に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。

このためには、防災教育を推進するとともに、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災・減災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災・減災意識の向上を図る。

また、各地域における自主防災組織の設立や、各事業所の防災体制づくりの促進・充実を図り、災害時に住民、事業所等が円滑かつ的確に活動できるよう、平常時から実践に即した防災訓練を積極的に実施するよう支援を行う。

なお、防災・減災意識の向上施策にあたっては、要配慮者等への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育

主な担当	消防防災課、学校教育課
------	-------------

(1) 住民への防災教育

市及び防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体のかかわりのなかで防災教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

教育機関においては、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。なお、防災教育の推進にあたっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行う。

また、地域や自主防災組織、各種団体等に対しては、防災士等を活用した防災教育の支援を行う。

(2) 職員への防災教育

災害発生時には、職員の多くが災害対応にあたらなければならないため、災害に関する基本的な知識について、防災関連の計画やマニュアルなどを備え、適切な対応ができるよう訓練等を通じて指導する。

2 過去の災害教訓の伝承

主な担当	消防防災課
------	-------

過去に発生した大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開する。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加し、防災・減災意識の向上に努める。

3 防災広報の充実

主な担当	全庁
------	----

自助・共助の取組みを強化するため、住民一人ひとりが正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけられるよう、様々な広報媒体を活用し防災広報の充実を図る。

(1) 広報すべき内容

防災知識の普及にあたっては、特に市職員及び住民や自主防災組織に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は概ね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯で承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- (ア) 避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報や 5 段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (オ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (カ) 避難予定場所と経路等
- (キ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ク) 被災世帯の心得ておくべき事項
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報などを逐次公表する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 勝浦市地域防災計画の概要

災害対策基本法第 42 条第 4 項に基づく「勝浦市地域防災計画」の趣旨の公表は、勝浦市防災会議が「勝浦市地域防災計画」を作成し、又は修正したときにその概要について行う。

(2) 実施方法

ア 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、放送台本等の放送を随時行う。

イ 広報紙

防災に関する知識を深めるため、市内全世帯に配布される「広報かつうら」を通じ

て、防災知識に関する事項を掲載して関心を高める。

ウ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会及び座談会を開催して、防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時住民、市職員及びその他関係者を対象として実施する。

エ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の高揚を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

オ インターネットの活用

「勝浦市ホームページ」を活用し、防災知識の普及を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道にあたり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うにあたり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化

主な担当	消防防災課
------	-------

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図るため「勝浦市防災資機材等交付要綱」及び「勝浦市自主防災組織補助金交付要綱」により、防災備品、備蓄品購入等を支援する。また、市は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進める。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備や点検に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者支援対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発 災 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救助・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

(2) 地区防災計画の策定

自主防災組織、事業者など地区居住者等は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の防災活動における計画を地区防災計画として定め、市防災会議に提案することができる。

(3) 防災リーダーの育成（養成）

市は、自主防災組織等の機能強化を図るため、「勝浦市防災士育成事業補助金交付要綱」により、防災士の資格取得に対する支援を行う。

令和2年に発足した勝浦市防災士会は、当該事業で防災士になったものを中心に組織され、地域における防災教育や災害時における行政との連絡・調整、避難所運営等へ助言を行う。

(4) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、夷隅郡広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、ホテル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防本部は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

ウ 中小企業の事業継続

災害等に対する危険管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について普及啓発し、取組みの促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会が市と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

(5) ボランティアセンター

勝浦市社会福祉協議会ボランティアセンターは、市内在住者を対象にしたボランティア講座の開設や登録ボランティア（個人・団体）の連絡協議会など、ボランティア活動に関する相談、広報・啓発、情報提供を行う。

5 防災訓練の充実

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合防災訓練や各個別の訓練を、次のとおり実施する。

実施にあたっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるような実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 市の訓練

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市が中心となり、消防機関、住民、自主防災組織、NPO、ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平常時から運営体制を構築し、避難者、住民、市職員等の役割分担を明確化する。

また、災害時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

ア 災害対策本部訓練

職員の非常参集、被害情報の収集、伝達、防災関係機関への連絡等、災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

イ 災害対策本部非常参集訓練

初動体制の早期確立を図るため、職員の非常参集訓練を実施する。

ウ 総合防災訓練

防災関係機関との緊密な連携協力のもとに総合的な防災訓練を実施し、住民及び自主防災組織等の関係団体と一体となり、災害時における消防活動や救助活動、情報受伝達等の防災活動を行うことにより、防災に関する協力と理解を深め、防災体制の強化を図る。

エ 各課個別訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、課ごとに訓練を実施する。

オ 図上演習訓練

第1章 災害予防計画（第1節 防災意識の向上）

災害時における対応能力の向上を図るため、図上演習訓練を実施する。

カ 各施設における避難訓練

市内保育所、こども園、小中学校、市庁舎及び市の各施設において、幼児、児童生徒及び施設の利用者等を、災害から迅速かつ円滑に避難させるための避難訓練を実施する。

キ 教育訓練及び研修会の参加

市及び消防機関は、消防職員、市職員及び消防団員等を消防大学校や県消防学校等において実施される教育訓練及び各種研修会へ積極的に参加させ、災害時における消火活動や救助活動、その他の防災活動に関する能力向上を図る。

ク 避難所運営訓練

発災時に住民が主体となって運営できるよう、運営者、住民、市職員等の役割分担に基づき、避難所の運営訓練を行う。

(2) 各関係機関の訓練

防災関係機関の協力によって災害予防の万全を期するため、次に掲げる訓練を単独又は共同して随時実施する。

ア 図上訓練

イ 実地訓練

ウ 通信訓練

エ 水防訓練

オ 消防訓練

カ 災害救助訓練

キ 水難訓練

ク 救護訓練

ケ 災害応急復旧訓練

コ その他の防災訓練

(3) 地域・自主防災組織の防災訓練

地域及び自主防災組織は、地域のイベント時や防災の日などに、初期消火訓練、避難訓練、応急手当訓練、非常時焚き出し訓練、要配慮者安否確認・支援及び避難誘導等の訓練を通じて防災知識の充実に努めるとともに、災害に対する地域の防災力の向上を図る。

(4) 事業所等の防災訓練

危険物取扱事業所等は、市及び消防本部の助言・指導を得て、避難路の確保・誘導、防災機器の整備・操作訓練、従業員のとるべき行動等について防災知識の周知を図るとともに、訓練の実施を通じて、各事業所等における防災体制の強化を図る。

第2節 水害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し、防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

1 水害予防計画

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

(1) 森林の水源かん養機能等をも高める整備

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能を持っている。このため、森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能をも高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の復旧並びに防止、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能をも高めるよう努めることとしている。保安林整備は、森林法及び地すべり等防止法に基づく治山事業により推進しており、今後も対策を進めていく。

また、地下水かん養機能の低下が一因とされる都市型水害予防のため、市街化地域の地下水かん養機能をも高める対策を進める。

(2) 溪流・山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民の生命、身体及び財産を保全するとともに、水源のかん養等をも図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

(3) 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫し、田畑を浸したり、洪水によって流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると大別して二つになる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

ア 水害の気象的条件

雨による災害の発生は、総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

(ア) 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、河川の急な増水などが多発する。

(イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

(ウ) 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。また、土石流、山・がけ崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

イ 水害に対する恒久的な防ぎ方

(ア) 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農林経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れた上で、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

(イ) 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つになる。

第1は水害直前の対策、第2は水害発生中ないし直後の対策である。なお、具体的な技術対策については、「農林業災害対策資料（千葉県農林水産部作成）」を参照のこと。

(ア) 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムでの放流などを行い、洪水の調節に努める。

また、被災物を外に移動することも有効であるが、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害が予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

(イ) 水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物の除去や、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて株元を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものはとり片付ける、弱っている作物に補強用の肥料をやる、といったことが必要である。また、逆に窒素肥料は、水稲の水害を大きくするため、控えるといった注意も必要である。

エ 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設について事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

<資料3-5 水害危険区域一覧表>

<資料5-4 橋梁一覧表>

(4) 河川改修等の治水事業

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がいまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや、主として内水排除

施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

ア 河川の整備

時間雨量 50 mm（概ね 10 年に 1 回の降雨）に対して、安全な河川整備を進める。

河川法により、河川管理者は水系ごとに河川整備基本方針を定め、また、計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を定めることとなっており、河川整備の推進を図る。

イ 雨水排水の流出抑制

県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきた。さらに、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を平成 15 年に策定した。市は、同手引きに基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

(5) 浸水想定区域等の作成及び公表

ア 浸水予想区域の調査

市は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

(ア) 洪水浸水想定区域等の作成及び公表

洪水浸水想定区域は、水防法第 14 条第 1 項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものであったが、平成 27 年の水防法の改定により対象降雨が「計画の基本となる降雨」から「想定最大規模降雨」へ変更となり、県管理の一・二級河川、湖沼等は、降雨の規模を想定最大規模降雨とし、水位周知河川及びその支川については浸水想定区域図を令和 2 年 5 月までに作成・公表されたところであり、その他の河川についても氾濫推定図を作成・公表し、順次拡充に努めるものとする。

(イ) 浸水想定区域等に基づいた洪水ハザードマップ作成

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水想定区域図等に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として市が作成、公表して地域住民への周知を図るものであり、浸水情報や避難場所等を記載したものである。

県は、洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や浸水想定区域図等については市に対して、情報提供するとともに、インターネット等を通じて浸水想定区域図等の積極的公表に努める。その際、水位周知河川における河川等の近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示している。

(ウ) 要配慮者利用施設の避難確保計画等について

市は水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域内に工場等、又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法等を定めるものとする。

なお、水防法第 15 条の 3 に基づき、第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は当該施設の

利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、報告しなければならない。

(6) 道路災害による事故防止

ア 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」によりパトロールの実施徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときには、県の「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。

<資料3-6 道路の路肩決壊・法面崩落による危険箇所一覧表>

<資料3-7 道路の冠水による危険箇所一覧表>

(7) 気象（降水量）河川流量等の観測

ア 雨量観測所

千葉県水防テレメーター雨量観測所は、県庁局ほか99か所に設置しており、勝浦市内に大森観測所が設置されている。

大森観測所……………勝浦市赤羽根字山の神国有林12ハ小班

イ 水位観測所

千葉県水防テレメーター水位観測所は矢作局ほか108か所に設置しており、勝浦市内には杉戸観測所が設置されている。

杉戸観測所……………勝浦市杉戸字深水1243-6

ウ 気象台関係の観測（風水害等編第2章第2節3「気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備」による）

エ 部外観測所

東日本旅客鉄道(株)千葉支社が、部外観測所として勝浦駅（勝浦市墨名281番地）に転倒マス型雨量計を設置している。

(8) 電力施設洪水対策

洪水対策は次のとおりであるが、これは洪水により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

イ 防災施設の現況

(ア) 送電設備

高潮対策に準じる。

(イ) 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(ロ) 配電設備

高潮対策に準じる。

(エ) 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ 防災事業計画

全般計画、実施計画とも、上記イに準じ実施するよう努める。

(9) 通信施設水害防止対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講じるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

2 高潮予防計画

主な担当	消防防災課、農林水産課
------	-------------

(1) 海岸高潮対策

本市の海岸線総延長は25.7kmであるが、清澄山系よりつながる山裾は、太平洋に突出して入江をつくっているため波浪による侵食がはげしく、したがって高潮、津波を受ける環境にあるので、今後、防災関係機関の指導と協力を得ながら海岸の防災や保全対策を進めていくものとする。

(2) 海岸侵食対策

国土交通省、農林水産省により、侵食対策事業が進められている。

(3) 避難港

市内港湾において、興津港は避難港の指定を受けている。

(4) 保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）

森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）を実施する。

なお、実施にあたっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を造成して、それぞれの持つ防災機能効果の促進を期する。

(5) 高潮の防止対策

昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施することになったが、その概要は次のとおりである。

ア 海岸保全区域

市域における国土交通省所管海岸保全区域及び国土交通省所管の海岸は、興津港海岸である。

イ 高潮等により被害を受ける危険のある区域

国土交通省所管海岸及び農林水産省所管海岸の危険区域は、勝浦漁港海岸及び鶴原漁港海岸である。

(6) 電力施設高潮対策

高潮対策は次のとおりであるが、これは高潮により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

(ア) 送電設備 A. P + 4.7m

(イ) 変電設備 A. P + 4.7m

(ウ) 配電設備 A. P + 4.0m

イ 防災施設の現況

(ア) 送変電設備

最高潮位 A. P + 5.0m を目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を実施している。

(イ) 配電設備

A. P + 4.0m 以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

ウ 防災事業計画

(ア) 送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

(イ) 変電設備

原則として計画高水位以上に設置し、やむを得ない場合は浸水しても影響のない構造とするか、防護施設を設ける。合わせて、排水設備を設ける等の対策を行う。

(ウ) 配電設備

A. P + 4.0m 以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

(エ) 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(7) 勝浦市防災行政無線災害予防対策

水害、風害、雪害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集、復旧に対処する。

(8) 高潮浸水想定区域の指定等

県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。

市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。

3 ダム・ため池災害対策

主な担当	農林水産課
------	-------

(1) 勝浦ダムについては、勝浦市土地改良区勝浦ダム管理規定に基づきダム管理責任者と連携

と連携して、必要な警報伝達等を行う。

(2) ため池等災害対策

老朽化、降雨等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

第3節 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努めるものとする。

市、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

主な担当	消防防災課、都市建設課
------	-------------

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限を行うこと等を趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り以下の手続きを推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等の公表

県は、土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等を市のホームページで公表する。さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(2) 基礎調査の推進

県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

市は、県が行う基礎調査に協力する。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定

「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、土砂災害防止法に基づく基礎調査を踏まえ、県により指定される。

ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものである。

イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物の損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものである。

(4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 土砂災害から住民等の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物が構造的に安全であることについて確認を行う。

ウ 土砂災害特別警戒区域内において、住宅宅地分譲や、要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 土砂災害特別警戒区域内において、著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対して、移転等の勧告をすることができる。

また、勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講じるように努める。

オ ハザードマップの作成

カ 避難訓練

<資料3-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表>

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課
------	-------------

(1) 土砂災害に関する情報の収集

市及び県は、平常時から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等による大雨が予測される時は、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

ア 市は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

イ 市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を

参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等を発令する。

特に避難準備・高齢者等避難開始は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、市は、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市に対して避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平常時から、気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

ウ 市は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

<資料3-9 要配慮者施設一覧表>

エ 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。なお、市は、気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの市域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

オ 市は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

カ 市は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

3 防災知識の普及啓発

主な担当	消防防災課、都市建設課
------	-------------

(1) 土砂災害に関する知識、防災意識の向上

市及び県は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、住民を交えた情報伝達及び避難訓練等を実施する。

(2) 土砂災害警戒区域の周知及び普及啓発

県は、土砂災害警戒区域等の指定箇所及び土砂災害が発生するおそれのある箇所の基礎調査結果を公表する。

また、市は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

4 市土保全事業の推進

主な担当	都市建設課、農林水産課
------	-------------

土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するものである。その防止については、科学的調査により地形・地質・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し、土砂災害の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定促進

県が指定した土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に要配慮者関連施設や避難所、避難経路に係る危険箇所及びがけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

市は、急傾斜地崩壊危険箇所などの崩壊危険地のうち、危険度が高く急傾斜地の指定に適合するものについて、県と協議の上、地域住民の協力を得て「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続きを行う。また、この指定区域に含まれない危険箇所についても、当該箇所及び周辺の状態に応じ、区域指定の促進を県に働きかける。

<資料3-2 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表>

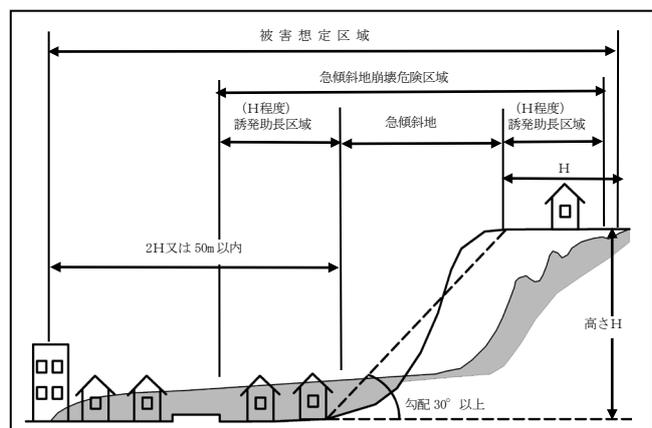
「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- (ア) 急傾斜地の勾配が 30 度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが 5m以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危険が生じるおそれがある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生じるおそれがあるもの

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。



また、急傾斜地崩壊危険区域内の居室を有する建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、市が行う防止工事に対し県費助成を行い、災害の未然防止に努めるものとする。

エ 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

(2) 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

これらの渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため、県に対して砂防指定の促進を働きかけるとともに、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事の実施を働きかけていく。

<資料3-4 土石流危険渓流一覧表>

(3) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

これら危険地区については、降雨等による崩壊の可能性が高く、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、予防対策を必要とする箇所から計画的に治山事業を実施する。

<資料3-3 山地災害危険地区一覧表>

(4) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、県は、大規模盛土造成地の安全性の把握及び耐震化を実施できるように市に対し技術支援を行う。

ア 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業等の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

イ 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。

(7) 災害危険区域（建築基準法第39条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(イ) 宅地造成により生じる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の保護措置を講じる。

(ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講じる。

(5) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

(6) ダム・ため池等災害対策

降雨、地震等により、災害の発生するおそれのある農業用ダム・ため池については、管理者と連携して計画的に対策を行うものとする。

5 孤立集落対策

主な担当	消防防災課、農林水産課、都市建設課
------	-------------------

孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の孤立集落対策を実施する。

第4節 風害予防対策

台風や冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。また、農作物等の風害を防止又は軽減し、合わせて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

主な担当	消防防災課
------	-------

市及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	<p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風が発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p>
雷注意報	<p>積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風が発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>

竜巻発生確度ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測される。</p> <p>平常時を含めて常時10分毎に発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>
--------------	--

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るために、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策

主な担当	農林水産課
------	-------

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 風害の恒久的対策

ア 多目的防災網の設置

多目的防災網は、風だけでなく、降ひょう、害虫、鳥など多目的な効果が得られる。強風害及び降ひょうを伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

イ 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、また、できるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、

スギ、ヒノキのほか、カシ類、シイ類、ヤブツバキ、マサキなどがある。

(ア) 設置場所

通年的に平地では北方（冬期の季節風）や南西又は南東方に（暴風雨、台風対策のため）、傾斜地では山背風の流入を防ぐために設置するが、両側面に設置すればより効果的である。

(イ) 幅員及び樹高

通常 20～30m幅が望ましい。樹高は一般に高い方が防風効果も高い。

(ウ) 樹種と選定条件

防風林用の樹種としては、その土地に適し、成長が早く枝条や葉が密生する樹種、耐風性があるほか、耐寒性等の伴う樹種が望ましい。

最適＝スギ、サワラ、ヒノキ、カシ類、イヌマキ、クロマツ、アカマツ

適＝クス、タブ、ツバキ、クヌギ、シイ類、サンゴジュ

防風林の防風効果

防風林からの距離	10倍	15倍	20倍	25倍	30倍
密閉度 約 30%	75	85	90	95	100
50	25	50	60	75	100
100	65	80	85	95	100

防風林からの距離は樹高倍数、表中の数字は防風林からの距離が30倍の地点における値に対する比である。

防風林の効果範囲

種類	効果範囲	備考
国有保安林	13倍～15倍	樹高12m、林の幅72m、クロマツ14
耕地防風林	10倍	樹高4m、2列植 14
耕地防風林	20倍	樹高7m、3列植 14
うつぎ防風林	20倍	樹高1.8m 15
ヤチダモ・ヤナギの植列	12倍～15倍	樹高4m 15
カラマツ防風林	20倍以上	樹高約9m 15

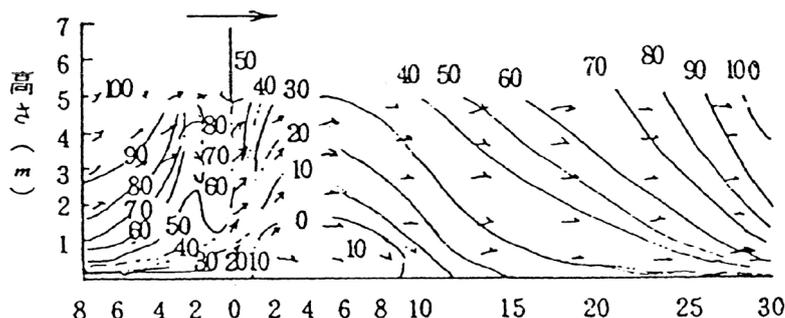
表中の数字は樹高倍数

ウ 防風垣及び防風ネットの設置

(ア) 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、防風垣の場合は養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

(イ) 幅員及び高さ

一列植とし 1～1.5m幅で高さは一定しないが 3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため、栽植距離やその他管理に万全を尽くすこと。



防風垣による風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）

3 電力施設風害防止対策

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド(株)は、各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分に考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

4 通信施設風害防止対策

主な担当	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)
------	------------------------------

(1) 強風対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

エ 予防保全等のための連携

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、平常時における計画的な樹木伐採による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

(2) 塩害対策

本市は、塩害を被りやすい地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は塩害防止対策を施している。

5 水道施設の風害による停電対策

主な担当	水道課
------	-----

台風などの強風による水道施設の停電被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 非常用発電設備の整備

水道事業者は、水道施設の非常用発電設備や連絡管を計画的に整備する。

整備にあたっては、様々な状況への対応を想定して、複数燃料を使用できる発電機や可搬式発電機を含めた多様な方式の非常用発電設備の導入、近隣水道事業者間を含めた連絡管の整備について検討する。

(2) 非常用発電設備の燃料の確保

平成30年度に新設された国の補助制度では、燃料の貯蔵量は72時間分を限度とされたことから、水道事業者においては補助制度を活用することなどにより、燃料備蓄量の増量を図る。

燃料調達に関する協定について、近隣地域の事業者との協定の締結や、燃料調達に係る契約書に、優先供給に係る事項を盛り込むことを検討する。

6 共同溝・電線共同溝等の整備

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

災害時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝等の整備を検討する。

- (1) 共同溝について、国が管理する国道等において整備を進める。
- (2) 電線共同溝等については、災害時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上等、電線類の無電柱化を図るため整備に努める。

第5節 雪害予防対策

本市は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることなどを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策

主な担当	都市建設課
------	-------

(1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に対策を講じる。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

ア 除雪作業

土木事務所等の機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施にあたっては、隣接する土木事務所等や他道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される場合は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

2 農作物等の雪害防止対策

主な担当	農林水産課
------	-------

農作物が雪害を被る場合は様々であり、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの5つに大別することができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生じる冷水害などがあげられる。

(1) 野菜について

ア 事前対策

(ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、なかでも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

(イ) ビニールハウスは、積雪 20 cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に努めると同時に、暖房器具の設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

イ 事後対策

(ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

(イ) 露地野菜も降雪による凍害を受けやすいので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について

ア 事前対策

(ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林・防風網の設置及び整備を行うこと。

イ 事後対策

(ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、くん灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋まった幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって冷害を受けるので注意する。

(イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こりやすいので溝を掘って排水をよくする。

(ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

ア 事前対策

(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。

特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

(イ) ハウス屋根の積雪は 20 cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

(ウ) 暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して、加温調整を行う。

(エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

イ 事後対策

(ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、日覆をして直射光線による害から守り、融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

(イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めると共に、合わせて、湿害から守る。

3 電力施設雪害防止対策

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド(株)は、送電設備、配電設備とも、電線への難着雪対策等必要な措置を講じる。

4 通信施設雪害防止対策

主な担当	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)
------	------------------------------

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第6節 火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第5編大規模火災等編に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

1 火災予防に係る立入検査

主な担当	消防本部
------	------

3月1日から7日間の春季及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）が、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「条例」という。）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) コンロ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 公衆集会所での裸火の使用等について、条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物・指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は、関係団体等と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、普及促進するとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、防災関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

3 火災予防についての啓発

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

(1) 火災予防運動

毎年3月1日から3月7日を春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までを秋季火災予防運動期間とし、火災予防思想の普及のため市内全域で次のような啓発活動を実施する。

ア 防災行政無線、広報誌、消防団による啓発

イ 消防団による消防演習の実施

- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- (3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- (4) 商店街、小学校、保育所、病院等の消火・避難訓練

第7節 消防計画

大規模災害や特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材等消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 消防体制・施設の強化

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

(1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を最大限有効に活用するために、訓練等の徹底に努め、体制を図るとともに、消防力の増強を図る。

また、県は大規模災害の発生に対処するために、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため、財政支援を行う。

(2) 消防団員の充実・強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

ア 活動基準の整備

火災の被害予想に対応し、作戦計画を確立して消防活動基準を整備し、団員の教育訓練、発災時の活動要領の習熟を図る。

イ 参集体制の整備

団員の個人装備を充実し、参集体制の確保を図り、家族の安全対策の指導を強化する。

ウ 地域総合消防体制の育成

事業所及び住民の自主防災体制との連携を図り、地域配備消火施設等による総合的な消火体制を育成する。

また、消防本部、消防団間の連絡を密にして活動体制を整備し、消防力の強化を図る。

エ 消防団員の住民指導能力の向上

法制上の公的機関としての認識の向上を図り、地域における指導的位置の確認、活動任務の明確化を図る。

(ア) 市が行う総合防災訓練に際しては、各分団詰所等を拠点とし、住民に対し地域に密着した訓練を行い、連携度の向上を図る。

(イ) 団本部教養訓練年度計画の立案に際しては、総合訓練、幹部訓練のなかに住民に対する防災指導の強化をとり入れる等、指導力の向上を図る。

オ 消防団員確保のための市の留意すべき事項

市は、消防団員の確保にあたっては、次に掲げる事項について配慮する。

(ア) 消防団に関する住民意識の高揚

(イ) 処遇の改善

(ウ) 消防団の施設・装備の改善

(エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

(オ) 機能別団員・分団の採用の推進

2 消防職員及び消防団員等の教育訓練

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

消防職員及び消防団員等は、県消防学校等において消防に係る知識・技能の習得及び向上のため、教育訓練を受ける。

(1) 消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

(2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

ア 消防職員

(ア) 初任教育

(イ) 専科教育

(ウ) 幹部教育

(エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大 2 行為追加講習、水難救助科、高度救助科）

イ 消防団員

(ア) 基礎教育（新任科）

(イ) 専科教育（警防科）

(ウ) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

(エ) 特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

3 市町村相互の応援体制

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているため、運営の推進を図るとともに、市においては、他市町村との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

4 広域航空消防応援体制

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び市の事前計画に基づき、消防本部を通じて要請し、当該応援が迅速かつ円滑に実施されるよう的確な対応を図る。

5 消防思想の普及

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) 消防大会、操法大会に参加して、消防団員等の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 下記関係機関と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。
 - ア （公財）千葉県消防協会
 - イ （一社）千葉県危険物安全協会連合会
 - ウ 千葉県少年婦人防火委員会
 - エ （一社）千葉県消防設備協会
 - オ 消防本部
 - カ 勝浦消防署

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

6 市の消防計画及びその推進

主な担当	消防防災課、総務課、消防本部
------	----------------

- 特に次の項目について推進を図る。
- (1) 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
 - (2) 消防施設整備計画
 - (3) 火災等の予警報計画
 - (4) 消防職員及び消防団員等招集計画
 - (5) 出動計画
 - (6) 応援部隊受入誘導計画
 - (7) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画

- (エ) 重要建物、施設の計画
- (オ) 高層建物の計画
- (カ) 地下構造物及び施設の計画
- (キ) その他
 - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
 - ウ 港湾等沿岸地域の計画
 - エ 急傾斜地域の計画
 - オ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防ぎょ訓練
 - ケ 車両火災防ぎょ訓練
 - コ 船舶火災防ぎょ訓練
 - サ 航空機火災防ぎょ訓練
 - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
 - ス 災害応急対策訓練
 - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

7 消防施設の整備

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

市内消防施設の強化を図る。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

(2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

救命率の向上のため、高規格救急自動車の整備に努める。

イ 消防施設・設備の整備

地域における消防力強化を図るために、消防施設・設備の整備に努める。

ウ 消防ポンプ自動車

国の示す「消防力の整備指針」に応じて年次計画に基づき整備する。

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車については経年等を勘案し順次更新する。

市の財政状況その他必要に応じ、消防防災施設強化事業補助金（県費）及び緊急防災・減災事業債等により整備促進する。

エ 消防水利

国の示す「消防水利の基準」を満たすため、不足分について年次計画に基づき整備する。

市の財政状況その他必要に応じ、国及び県の助成により整備を促進する。

オ その他の消防設備

市の実情に応じ、整備する。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、市及び県は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難の支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

1 避難行動要支援者への対応

主な担当	消防防災課、福祉課
------	-----------

市は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市の取組みを支援する。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定める。

その上で、地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

(ア) 日常業務のなかで、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかとりまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している福祉課、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握しておく必要がある。

(ロ) 所在把握には、区など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

(ハ) 県は、市から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市への情報提供に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲

- a 75歳以上で一人暮らしの者、75歳以上のみの世帯の者
 - b 介護保険要介護認定者(要介護3以上)
 - c 身体障害者(身体障害者手帳1～3級の者及び身体障害者手帳4～6級の者のうち視覚・聴覚に障害があるもので単身者又は同一障害者のみの世帯の者)
 - d 知的障害者(療育手帳A判定)
 - e 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)
 - f 常時特別の医療等を必要とする在宅療養者
 - g 難病患者
 - h その他
- (イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項
- a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他の連絡先
 - f 避難支援等を必要とする事由
 - g その他、避難支援等の実施に必要な事項
- ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ
- 災害時に避難行動要支援者名簿データが使用不能となることのないよう、データのバックアップを複数の手段により行うとともに、紙媒体による保管も行うものとする。
- エ 情報の適正管理
- 避難行動要支援者名簿の管理にあたっては「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省 令和2年12月）に基づき適正に管理する。
- オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
- 避難行動要支援者の同意を得た上で、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、社会福祉協議会、消防団、区や自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。
- また、名簿情報を提供された避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏えい防止について必要な措置を講じる。
- カ 名簿の更新と情報の共有
- (ア) 避難行動要支援者名簿の更新
- 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
- (イ) 避難行動要支援者情報の共有
- 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。
- また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。
- キ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- ク 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡がとれないときの対応などを、地域の実情に応じて記載する。

2 要配慮者全般への対応

主な担当	消防防災課、福祉課、高齢者支援課
------	------------------

(1) 支援体制の整備

- ア 自主防災組織及び社会福祉施設等と、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。
- イ 消防団及び自主防災組織等との協働により、防災活動だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて、人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに配慮する。
- ウ 自主防災組織等との協働により、病院、福祉サービス提供施設、近隣ビルの高所等の一時的な避難場所の活用等を検討し、要配慮者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を図る。
- エ 地域における支援体制整備にあたっては、女性の意見を取り入れ、救助体制のなかに女性を位置づけることを検討する。

(2) 避難勧告等の情報伝達

避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、緊急速報メール（エリアメール）を活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難勧告等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

一人暮らしの高齢者や障害者、寝たきり高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及、登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、の登録促進に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用火災警報器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるものとする。

(4) 避難施設等の整備及び周知

市は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、市及び県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市域を越えて受入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

要配慮者及びその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや、夷隅健康福祉センター、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

市及び県は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策

主な担当	福祉課、高齢者支援課
------	------------

社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設管理者等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等に必要の非常用自家発電機等の防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的な計画を作成する。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者等が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した危機的状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 災害危険区域に立地する要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

主な担当	消防防災課、福祉課、高齢者支援課、学校教育課、市民課
------	----------------------------

要配慮者利用施設の防災面での立地条件を把握するとともに、災害の危険性のある対象施設に対しては、その旨の周知を行い、情報連絡窓口等の確認を行う。

対象施設の管理者等は「土砂災害防止法」、「水防法」、「津波防災地域づくり法」に定める必要な措置を講じなければならない。

(1) 避難確保計画の作成

次の掲げる要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難計画を作成し、もしくは変更した場合は、遅延なく市長に報告しなければならない。

市は、対象施設の管理者に対し、避難確保計画の策定や計画に定めた訓練の実施について、必要な指示を行う。

ア 対象施設

避難確保計画の策定の対象となる要配慮者施設の一覧は資料編に掲げる。その対象となる施設の立地条件は次のとおりである。

(ア) 土砂災害のおそれがある要配慮者利用施設

土砂災害防止法に基づく「土砂災害（特別）警戒区域」内にあって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれのある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

(イ) 洪水及び高潮のおそれがある要配慮者利用施設

水防法に基づく「洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域」内にあって、その利用者の洪水及び高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

(ウ) 津波のおそれがある要配慮者利用施設

津波防災地域づくり法に基づく「津波災害警戒区域」内にあって、その利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

<資料3-9 要配慮者施設一覧表>

5 外国人への対応

主な担当	消防防災課、福祉課
------	-----------

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人への対応

市は県と連携して、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、迅速な派遣要請が可能となるよう、平常時から派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

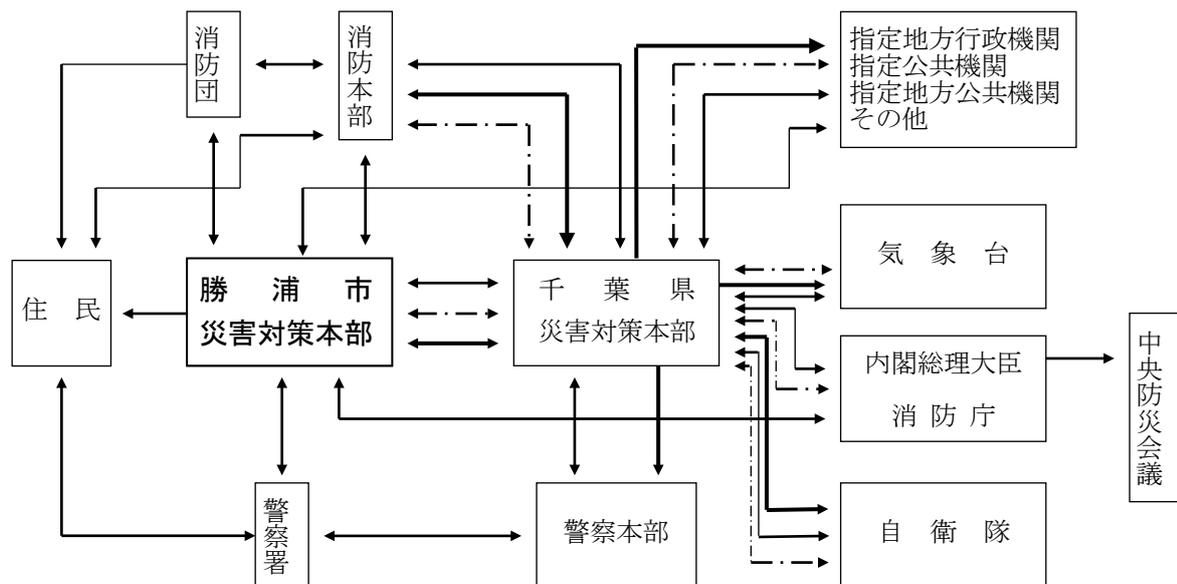
また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

第9節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、無線及び有線を利用した防災通信網の整備充実を図り、災害発生時における情報伝達を迅速かつ円滑に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

通信連絡系統



千葉県 防災情報 システム	——	有線 又は口頭	——	千葉県防災 行政無線等	-----
---------------------	----	------------	----	----------------	-------

1 防災情報システム

主な担当	消防防災課
------	-------

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報や措置情報の収集・処置の迅速化及び共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を防災関係機関や住民に提供し、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災ポータルサイト」を整備運用している。市は、同システムを有効活用し、防災情報の迅速かつ的確な収集・伝達・処理を図る。

2 市における災害通信施設の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充を図る。

(1) 市防災行政無線網の整備

市防災行政無線網を昭和60年度から昭和63年度まで4か年継続事業によりその整備を完了し、平成10年度に更新したところである。

今後既存設備は、計画的な設備のデジタル化更新を行うとともに、災害時における情報伝達がより迅速かつ確実に伝えるための情報伝達体制の充実、強化を図っていく。

(2) 防災アプリの利活用

防災行政無線による情報の伝達には、戸外の騒音、密閉遮音式家屋の増加、各住宅内の雑音、風の方向等により情報の内容が十分に伝達されないことがある。

この短所をカバーし、住民に情報が正確に伝達されるよう平成30年度に導入した防災アプリ「かつうらメイト」の利活用を推奨している。

(3) 県防災行政無線

地上系通信回線として、県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方气象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

衛星系通信回線として、県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

(4) その他の通信手段

衛星携帯電話、I P無線機、デジタル簡易無線、Lアラート（災害情報共有システム）等による災害時の通信手段の確保に努める。

3 警察における災害通信網の整備

主な担当	警察
------	----

警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮し、千葉県警察本部によりその整備が進められている。

知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長が、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できることから、非常時の活用について検討を行う。

4 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

主な担当	東日本電信電話(株)
------	------------

第1章 災害予防計画（第9節 情報連絡体制の整備）

東日本電信電話(株)千葉事業部では、市内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

主な担当	(株)NTTドコモ
------	-----------

(株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信の確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

7 KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備

主な担当	KDDI(株)
------	---------

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、通信設備の分散化や伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要な設備については、予備電源を設置している。

8 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備

主な担当	ソフトバンク(株)
------	-----------

ソフトバンク(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また、平常時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

9 非常通信体制の充実強化

主な担当	消防防災課
------	-------

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

10 アマチュア無線等の活用

主な担当	消防防災課
------	-------

アマチュア無線等による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として期待できる。そのため、市は、アマチュア無線等による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてもアマチュア無線等の円滑な活用が図ることができるよう平常時から関係団体と連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

11 その他通信網の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

インターネット、登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における通信手段の代替性の確保及び多様な通信連絡網の整備充実を推進する。

第10節 備蓄・物流計画

住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。」「自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方にに基づき、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかける。また、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して迅速かつ円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達・物流に係る体制の整備を図る。

合わせて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するため、必要な資機材・物資等の計画的な備蓄・整備を図る。

1 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課、福祉課
------	---------------

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等に対し、最低3日推奨1週間分の食料、飲料水、その他生活必需物資の備蓄の推進を働きかけ、家庭や事業所等における備蓄意識の高揚を図るとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材の整備を促進する。

(2) 市における備蓄・調達体制の整備

自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、様々な事態に的確に対応できるよう、防災備蓄センターを中核として計画的な備蓄を行うとともに、調達体制の整備を進めていく。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・常備薬・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保及び物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者支援に係る備蓄

帰宅困難者などを一定期間受入れるため、一次滞在施設を指定するとともに、受入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(4) 市の備蓄目標

市における備蓄目標は、風水害で想定される避難者よりも、地震・津波で想定される避難者の方が多いことから、地震・津波編 第1章 第10節「備蓄・物流計画」に準じるものとする。

また、風水害は地震や津波とは異なり、一定の予測が可能なことから、避難者は毛布やマット、食料、飲料水は可能な限り持参することとし、公的備蓄は、避難所運営が長期化する場合にのみ使用するものとする。

市の備蓄目標

備蓄割合	市備蓄 50% 住民持参 30% その他（県・協定先など） 20% = 100%
食料	避難者：7,308人×2食/日×3日分=43,848食 帰宅困難者：2,866人×2食/日×1日分=5,732食 避難者用43,848食+帰宅困難者用5,732食≒約50,000食（必要備蓄量） 約50,000食×50%=25,000食（市の備蓄量）
飲料水	避難者：7,308人×2ℓ/日×3日分=43,848ℓ 帰宅困難者：2,866人×2ℓ/日×1日分=5,732ℓ 避難者用43,848ℓ+帰宅困難者用5,732ℓ≒約50,000ℓ（必要備蓄量） 約50,000ℓ×50%=25,000ℓ（市の備蓄量）

(5) 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、市及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

県からの物資は県が手配して市に届けることが前提となっているが、県の輸送が滞っている場合、市は、直接県物資の輸送にあたる。

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。

市では、大量な物資の受入れや仕分けができる施設に限りがあることから、物資を受入れる拠点を一次集積拠点、物資の仕分けや避難所への輸送を行う拠点を地域集積拠点と定め、避難所等には最寄りの地域集積拠点から輸送することとする。

一次集積拠点は、津波の影響が及ばないかつ市内各地域へのアクセスがよい場所を選定し、支援物資等の受入れを一括して行う。その際、物資の受入先や輸送先、数量を記録するとともに各地域集積拠点へ配分を行う。

地域集積拠点では、一次集積拠点から輸送された物資の仕分けを行い、各避難所のニーズに合わせて詳細な配分を行う。その際、配分した物資の数量を記録するとともに、物資の状態や使い方などを確認し、必要に応じて避難所に派遣されている職員や避難者に注意事項等を説明する。

一次集積拠点	総野地区	防災備蓄センター
地域集積拠点	勝浦地区	勝浦中学校
	興津地区	元興津中学校（興津集会所）
	上野地区	上野集会所
	総野地区	総野集会所

また、市は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するにあたっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者

の管理する物流倉庫も検討する。

2 災害用備蓄倉庫の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

災害応急活動を円滑に実施するため、防災備蓄センターを中核として備蓄倉庫を配備するほか、各指定避難所に災害用資機材・物資を備蓄するための倉庫機能の整備を推進する。

また、防災備蓄センターは、大規模災害時においても輸送路の確保ができ、かつ、支援物資の受入拠点の機能を有するよう整備に努める。

備蓄供給体制の整備方針は、次のとおりである。

- (1) 大規模な災害に備え、必要備蓄量の算定、拠点備蓄と流通備蓄の利点等を調査し、備蓄にあたっての基本的な指針を策定する。
- (2) 防災備蓄センターを中核として各指定避難所の近傍に防災備蓄倉庫を設置し、効果的な供給体制の整備を進める。
- (3) スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者の在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。

3 備蓄品の管理

主な担当	消防防災課
------	-------

(1) 備蓄品の記録

備蓄の数量、備蓄場所等については「勝浦市備蓄品台帳」及び内閣府が整備した「物資調達・輸送調整等支援システム」により行う。備蓄の数量、備蓄場所に変更があった場合は台帳やシステムを更新し適正に管理するよう努める。

また、備蓄品を使用した場合は、台帳やシステムを更新する必要があるため、使用した備蓄品の名称、数量、使用目的、使用場所等を消防防災課に報告しなければならない。

(2) 備蓄品の処分

消費期限のある備蓄物資については、消費期限が残り1年になった時点より、防災行事等で参加者に配布するなど防災教育に活用し、廃棄処分することがないよう努める。

また、消費期限切れや経年劣化により使用できなくなった備蓄物資については、処分するものとする。

4 医薬品及び応急医療資機材等の整備

主な担当	市民課
------	-----

(1) 災害用医薬品等の備蓄

県と連携し、災害発生時の医薬品等の供給を円滑に行うために、災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対応できる体制の整備に努める。

(2) 応急医療資機材の備蓄

県と連携し、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るために、医療救護活動

に必要な応急医療資機材の整備に努める。

5 水防用資機材の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課、消防本部、消防団
------	----------------------------

水防計画に基づき、水防活動に必要となる資機材の水防用倉庫等への整備・備蓄を推進する。

第11節 防災施設の整備

1 災害対策拠点の整備

主な担当	消防防災課、総務課、市民課、税務課、水道課、生涯学習課
------	-----------------------------

災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実を図るとともに、市庁舎が被災した場合を想定した災害対策拠点の代替施設を検討し、災害時においても、安全かつ確実に災害対策業務を実施できるよう施設及び設備の整備を推進する。

整備にあたっては、市庁舎の各種整備等における防災対策に係る施設改修等をはじめ、情報通信機器の機能確保及び多様化、停電時に使用可能な非常用電源や燃料、給排水機能の確保、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄等に留意する。また、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、これらのデータを喪失しないようなバックアップ体制についても、合わせて整備を図る。

2 消防施設等の整備

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

消防力の現況を調査、把握するとともに、県が行っている「消防防災施設強化事業補助金」等の補助金を活用して、市域の消防施設・設備の整備を推進し、消防力の充実・強化を図る。

3 河川への消火用水確保施設の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課、消防本部
------	------------------

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能をあわせ持っている。

このため、調整池等の利活用等を含め、河川等の改修・改良時には取水ピット及び揚水場所の整備に努める。

4 指定避難所・指定緊急避難場所の整備

主な担当	消防防災課、福祉課、水道課、学校教育課、生涯学習課
------	---------------------------

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別し災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月）、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成29年7月）により避難所等の整備を行う。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、あらかじめ施設管理者の同意を得た上で指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、風水害に伴う土砂災害、洪水及び高潮に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

市は、指定緊急避難場所を指定又はとり消したときには、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

市及び県は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、指定避難所を指定又はとり消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意する。

- (ア) 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるため必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
- (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮

がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（概ね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。

(ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(コ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

(カ) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(シ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組みを進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討するよう努める。

(3) 避難路の整備

避難場所に安全に避難できるよう避難路の整備を進めるとともに、住民及び自主防災組織等と協働し避難路の安全点検及び保全を行う。

また、避難誘導標識等の設置を行い、住民等の迅速・的確な避難誘導に努める。

(4) ヘリコプター臨時離発着場の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、臨時離発着場の確保に努める。

臨時離発着場を確保する際、特に混雑が予想される避難所等においては、避難者の安全性等を十分に考慮する必要があることから、避難場所と臨時離発着場を区別するなど、所要の措置を講じる。

また、関係機関等の支援を円滑に受け入れられるよう、各防災拠点等との輸送・搬送経路についても整備に努める。

<資料2-1 指定避難所一覧表>

<資料2-2 指定緊急避難場所一覧表>

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

第12節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

1 一斉帰宅の抑制

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が続けている場合は、移動行動そのものが困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組みを実施していく。

2 情報連絡体制の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が続けている状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、市が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会の活用を通じ、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3 帰宅困難者等への情報提供

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動をとるためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市及び県は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、緊急速報メール（エリアメール）、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

4 鉄道事業者の取組み

主な担当	東日本旅客鉄道(株)
------	------------

鉄道事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

5 観光客に対する対応

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、都市建設課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------------

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

通常期の居住人口より多くの来訪者がある場合において、観光客の避難対策、帰宅困難者対策など災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努める。

- ア 市及び観光協会、観光客宿泊施設管理者などによる広報の充実
- イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の明確化
- ウ 観光客宿泊施設を含めた防災訓練・防災教育

(2) 避難所等における対応

海水浴客や観光客等場合によっては受入れ可能数を超える避難者が避難所を利用する可能性もあることから、避難所等の運営方法や備蓄提供のあり方について検討する。

また、多くの帰宅困難者が発生すると予想されるときに道路情報などの情報提供手段と広報のあり方を確立し、早期に帰宅困難な状況が解消されるようなシステムを構築する。

なお、観光客等の中に要配慮者が含まれる場合の対応は、本編第2章第5節「要配慮者等の安全確保対策」に準じる。

第13節 防災体制の整備

1 市の防災体制の整備

主な担当	全庁
------	----

市はプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに日頃から、国、県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

2 県、市及び防災関係機関の連携の強化

主な担当	全庁
------	----

県、市及び防災関係機関は、日頃から、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

3 災害対策本部の活動体制

主な担当	全庁
------	----

大規模災害に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備するため、災害対策本部の活動体制を整備する。また、災害対策本部設置訓練や図上訓練を通じて、災害対策本部活動の習熟に努めるとともに、訓練の結果を検証し、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

4 受援体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

災害時において、国、県、他市町村、自衛隊、その他の防災関係機関及び民間ボランティア等の応援を迅速かつ円滑に受けられるよう、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネート、受援先の指定、受援に関する連絡・要請手順、災害対策本部との役割分担、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について定めた「受援計画」の作成に努める。

5 広域避難者の受入体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課、福祉課
------	---------------

広域避難者の受入れ等について、県等からの要請に対し迅速に対応できるよう体制の整備に努める。

6 避難勧告等の発令基準等の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

人命の安全の確保を最重点とする地震・津波災害対策に万全を期すため、過去の災害の記録等に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年8月）により、避難勧告等の発令基準等を設定した「勝浦市避難勧告等判断マニュアル」を作成した。今後、国の基準等の見直しに伴い、マニュアルの修正を行う。

7 事業者との連携

主な担当	消防防災課
------	-------

円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、地域社会の迅速な復旧を図るため、県内のライフライン事業者と県で構成する千葉県ライフライン対策連絡協議会において、災害時の連携体制の確認等を行うものとする。

8 非常用電源の設置状況等の収集・整理

主な担当	消防防災課
------	-------

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

9 燃料の供給体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

市及び県は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

10 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

主な担当	消防防災課、企画課
------	-----------

市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。

11 業務継続計画（BCP）の改定

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

大規模地震等が発生した場合においても、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、業務継続計画（BCP）について、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

なお、業務継続計画には、特に以下の主要6要素について定めるものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料品等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

- 1 市の活動体制 (風-2-1)
- 2 指定行政機関等の活動体制 (風-2-9)
- 3 市災害対策本部と国・県及び防災関係機関との連携 (風-2-9)
- 4 災害救助法の適用手続等 (風-2-10)

第2節 情報収集・伝達体制

- 1 通信体制 (風-2-13)
- 2 通信計画 (風-2-14)
- 3 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (風-2-17)
- 4 被害情報等収集・報告 (風-2-26)
- 5 災害時の広報 (風-2-30)

第3節 水防計画

- 1 計画方針 (風-2-32)
- 2 水防の責任 (風-2-32)
- 3 安全配慮 (風-2-32)
- 4 水防機関 (風-2-33)
- 5 水防本部 (風-2-34)
- 6 水防本部の組織及び事務分掌 (風-2-35)
- 7 水防本部の配備体制 (風-2-35)
- 8 水防活動 (風-2-36)
- 9 協力応援 (風-2-37)
- 10 津波に関する水防警報の種類と活動内容 (風-2-38)
- 11 津波における留意事項 (風-2-38)
- 12 施設管理者の措置 (風-2-39)

第4節 避難計画

- 1 計画方針 (風-2-40)
- 2 実施機関 (風-2-40)
- 3 避難の勧告又は指示等 (風-2-41)
- 4 避難誘導等 (風-2-43)
- 5 避難所の開設・運営 (風-2-43)
- 6 安否情報の提供 (風-2-44)

第5節 要配慮者等の安全確保対策

- 1 避難誘導等 (風-2-46)
- 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (風-2-47)
- 3 福祉避難所の設置 (風-2-47)
- 4 避難所から福祉避難所への移送 (風-2-47)
- 5 被災した要配慮者等の生活の確保 (風-2-48)

第6節 救助救急・医療救護活動

- 1 救助・救急 (風-2-49)
- 2 水防活動 (風-2-50)
- 3 危険物等の対策 (風-2-50)
- 4 医療救護 (風-2-51)

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

- 1 災害警備計画 (風-2-56)
- 2 交通対策計画 (風-2-57)
- 3 在港船舶対策計画 (風-2-60)
- 4 緊急輸送 (風-2-60)
- 5 輸送計画 (風-2-61)

第8節 救援物資供給活動

- 1 応急給水 (風-2-64)
- 2 食料・生活必需物資等の供給体制 (風-2-66)
- 3 燃料の調達 (風-2-69)
- 4 電源車の要請 (風-2-69)

第9節 広域応援要請計画

- 1 国に対する応援要請 (風-2-70)
- 2 千葉県大規模災害時応援受援計画 (風-2-70)
- 3 県に対する応援要請等 (風-2-70)
- 4 市町村間の相互応援 (風-2-70)
- 5 受援計画 (風-2-71)
- 6 消防機関相互の応援 (風-2-71)
- 7 水道事業体等の相互応援 (風-2-72)
- 8 資料の提供及び交換 (風-2-72)
- 9 経費の負担 (風-2-72)
- 10 民間団体等との協定等の活用 (風-2-72)
- 11 海外からの支援受入れ (風-2-72)
- 12 広域避難の支援要請及び受入れ (風-2-73)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

- 1 災害派遣の要請 (風-2-74)
- 2 災害派遣の方法 (風-2-74)
- 3 知事への災害派遣の要請の要求 (風-2-75)
- 4 災害派遣部隊の受入体制 (風-2-76)
- 5 災害派遣部隊の撤収要請依頼 (風-2-78)
- 6 経費負担区分 (風-2-78)
- 7 自衛隊の即応態勢 (風-2-78)

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

- 1 防災体制の確立 (風-2-80)
- 2 避難所開設への対応 (風-2-82)
- 3 授業料等の減免・育英補助の措置 (風-2-82)
- 4 給食措置 (風-2-82)
- 5 文化財の応急対策 (風-2-82)

第12節 帰宅困難者等対策

- 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ (風-2-84)
- 2 企業、学校など関係機関における施設内待機 (風-2-84)
- 3 集客施設や駅等における利用者保護 (風-2-84)
- 4 帰宅困難者等への情報提供 (風-2-84)
- 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 (風-2-85)

6	徒歩帰宅支援	(風-2-85)
7	帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	(風-2-85)
第 13 節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	
1	保健活動	(風-2-86)
2	飲料水の安全確保対策	(風-2-86)
3	防疫	(風-2-87)
4	死体の捜索処理等	(風-2-88)
5	動物対策	(風-2-91)
6	清掃及び障害物の除去	(風-2-91)
第 14 節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	
1	応急仮設住宅の供与等	(風-2-96)
2	住宅の応急修理計画	(風-2-96)
3	建設資材の確保	(風-2-97)
4	被災建築物の応急危険度判定	(風-2-97)
5	被災宅地危険度判定	(風-2-98)
6	罹災証明書 of 交付	(風-2-99)
第 15 節	ライフライン関連施設等の応急復旧	
1	水道施設	(風-2-100)
2	電力施設	(風-2-100)
3	ガス施設	(風-2-101)
4	通信施設	(風-2-101)
第 16 節	ボランティアの協力	
1	災害ボランティアセンターの設置	(風-2-105)
2	ボランティアの活動分野	(風-2-105)
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	(風-2-106)
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	(風-2-106)
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	(風-2-107)
6	ボランティア受入体制	(風-2-108)
7	ボランティアリーダーの養成	(風-2-108)

第1節 災害対策本部活動

1 市の活動体制

主な担当	全庁
------	----

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令、本計画及び県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、その他防災関係機関及び住民の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を実施する。

その際、全職員は、以下のプロアクティブの原則を基本理念とし、危機意識を共有して行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りには許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、勝浦市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「勝浦市災害時職員初動マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報収集体制

市内に大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報が1つ以上発表されたとき、又は深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき、その他、被害の発生が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき、消防防災課は次の措置を講じる。

- (ア) 気象に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 被害状況の把握及び報告

イ 災害即応体制

市内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は、「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき、又は気象警報（波浪を除く）が発表され、かつ市が暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき、又は、深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき、その他、大きな被害の発生が予想され、消防防災課長が認めたとき

ウ 消防防災課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに市長に報告する。

また、必要に応じ、防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

エ 上記アからウについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 市災害対策本部

ア 市長（本部長）は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれがあるときは、必要に応じて上位の災害対策本部体制を指示することができる。

なお、災害対策本部を設置した後において、災害の発生するおそれが解消し、又は災

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

害応急対策が概ね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止する

- (7) 大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮特別警報の1つ以上が発表されたとき
 (イ) 次のa～cのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講じるため市長（本部長）が必要と認めたとき。

- a 市の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予想されるとき
 b 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 c 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれたとき
 (ウ) 市全域が暴風域に入ることが確実と予想されるとき

イ 災害対策本部の設置又は廃止の通報及び発表

市長（本部長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事に通報するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、市長（本部長）は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を報道機関に発表する。

- (7) 指定地方行政機関及び指定公共機関の長又は代表者
 (イ) 隣接市町長
 (ウ) 防災会議
 (エ) 区および自主防災組織
 (オ) 市議会

ウ 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織編成については、「勝浦市災害対策本部条例」及び「勝浦市災害対策本部規則」の定めるところにより、災害応急対策に関する基本方針を審議策定する。

その概要は、次のとおりである。

組 織 編 成

[本部室]

本 部	本部長	市長	本 部 事 務 局	事務局長	消防防災課長
	副本部長	副市長 教育長		事務局次長	総務課長
	本部員	消防防災課長 総務課長 企画課長 財政課長 税務課長 市民課長 高齢者支援課長 福祉課長 生活環境課長		都市建設課長 農林水産課長 観光商工課長 水道課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 議会事務局長 本部長の指名する者	本部統括班 総務班 情報収集・電話対応班 医療救護班 被災者救援班 生活基盤対策班
	本部連絡員	本部長の指名する者			
本部派遣職員		自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を 求める者			

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

エ 勝浦市災害対策本部の班長及び各班の分掌事務

勝浦市災害対策本部の班長及び各班の分掌事務

班（長・副）	担当課等	事務区分	事務分掌
本部統括班 班長 消防防災課長 副班長 防災管理監	消防防災課	本部統括事務	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 3 避難勧告等の発令及び解除に関すること 4 災害対策本部会議の総括及び記録に関すること 5 総合的な災害対策を行うための情報分析に関すること 6 災害に関する通信情報の総括整理に関すること
		その他事務	1 防犯対策に関すること
総務班 班長 総務課長 副班長 財政課長	総務課 財政課 会計課 議会事務局 監査委員事務局	総務事務	1 災害情報の広報に関すること 2 報道機関からの問合せ対応及び報道機関への情報発信依頼の窓口業務に関すること 3 職員の安否確認及び公務災害補償に関すること 4 職員の動員及び配備並びに各班をまたいだ応援の調整に関すること 5 職員の給食、仮眠・待機場所及び健康管理（メンタルヘルス含む）並びに勤務時間管理及び給与（時間外手当含む）に関すること 6 業務継続計画及び職員の受援に関すること
		連絡調整事務	1 千葉県災害対策本部との連絡調整に関すること 2 消防本部、自衛隊及びその他の関係機関との連絡調整に関すること 3 消防団に関すること 4 災害救助法の適用申請及びこれに必要な事務に関すること
		施設等管理事務	1 災害対策用資機材の調達及び物資の購入に関すること 2 緊急車両通行証明書に関すること 3 ヘリポートの開設に関すること 4 応援職員、国・県から派遣される災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、自衛隊災害派遣部隊等の活動基盤の確保に関すること 5 車両の配車計画及び車両の借上げに関すること
		財務・出納事務	1 災害関係予算の編成及び執行並びに災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること
		渉外事務	1 議会との連絡調整に関すること
		その他事務	1 その他いずれにも属さない事務に関すること
		情報収集・電話対応班 班長 企画課長 副班長 税務課長	企画課 税務課
電話対応事務	1 電話の受付窓口（コールセンター）の開設及び運営に関すること		
市民相談事務	1 家屋被害認定調査及び罹災証明に関すること 2 市税の徴収猶予及び減免等に関すること 3 その他の相談に関すること		
その他事務	1 その他情報収集及び電話対応全般に関すること		
医療救護班 班長 高齢者支援課長 副班長 市民課長	市民課 高齢者支援課 勝浦診療所 医療職/各課	医療救護事務	1 避難所における感染症対策及び要配慮者に関すること 2 住民の健康管理に関すること 3 医療救護所の設置に関すること 4 医療機関及び医師会等との連絡調整及び応援要請に関すること 5 夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）との連絡調整に関すること 6 傷病者の調査、報告等に関すること
		行方不明者等事務	1 死者及び行方不明者に関すること 2 死体搬送及び死体収容場所の設置に関すること 3 身元不明死体に関すること 4 埋・火葬の許可発行等の諸手続に関すること
		その他事務	1 防疫及び消毒に関すること 2 外国人への対応に関すること

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

			3 その他医療救護全般に関すること
被災者救援班 班長 福祉課長 副班長 観光商工課長	福祉課 観光商工課 学校教育課 生涯学習課 芸術文化交流センター 図書館 学校給食共同調理場 (避難所勤務員/ 各課)	避難支援事務	1 避難所及び福祉避難所の開設、運営に関すること 2 要配慮者の支援に関すること 3 避難者情報の収集及び整理に関すること 4 災害対応物資に関すること 5 救援物資に関すること 6 義援金及び見舞金に関すること
		連絡調整事務	1 勝浦市社会福祉協議会との連絡調整に関すること 2 ボランティアセンターの設置及び運営支援に関すること 3 日本赤十字社千葉県支部との連絡調整に関すること
		教育・保育事務	1 児童生徒の安全確保に関すること 2 応急教育・保育事務に要する資材、教材、施設及び給食の確保に関すること
		帰宅困難者等 対策事務	1 帰宅困難者等に関すること
		その他事務	1 その他被災者救援全般に関すること
生活基盤対策班 班長 都市建設課長 副班長 農林水産課長	生活環境課 都市建設課 農林水産課 水道課 清掃センター 農業委員会	環境衛生事務	1 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 2 ごみの収集及び処理に関すること 3 感染性廃棄物等の取扱いに関すること 4 防疫及び消毒の応援に関すること 5 油流出対処に関すること 6 仮設トイレに関すること 7 じん芥、し尿の収集及び処理に関すること 8 飼育動物の保護に関すること 9 飼育・野生動物の死骸の収集及び処理に関すること
		土木施設事務	1 災害危険区域の巡視及び応急措置に関すること 2 災害時の道路通行制限に関すること 3 道路、橋梁等の障害物除去、被害状況の調査及び報告に関すること 4 道路、橋梁等の応急修理及び復旧に関すること 5 土木関係機関との連絡調整に関すること
		住宅事務	1 災害復旧に係る応急処置及び建築関連工事に関すること 2 倒壊家屋の解体撤去及び住宅地の障害物除去に関すること 3 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関すること 4 応急仮設住宅の建設及び入・退去に関すること 5 災害復興に係る都市計画に関すること 6 市営住宅の点検、整備及び復旧に関すること
		農林水産事務	1 農林水産関係施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2 農林水産関係施設の応急修理及び復旧に関すること
		上水道事務	1 水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2 水道施設の応急修理及び復旧に関すること 3 応急給水に関すること
		その他事務	1 その他生活基盤対策全般に関すること

オ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市本庁舎4階大会議室又は3階会議室に設置するものとし、市本庁舎及び周辺地域の被災状況等によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる施設に設置する。

- | | |
|------|------------------|
| 優先1位 | 芸術文化交流センター（キュステ） |
| 優先2位 | 市役所分館（水道課） |

なお、災害対策本部を設置した場合は、「勝浦市災害対策本部」の標識を掲示するものとする。

カ 本部長及び副本部長の代替順位

本部長が登庁できない場合には、次に掲げる順位で職務を代行する。

	優先1位	優先2位	優先3位
本部長	市長	副市長	教育長
副本部長	副市長・教育長	消防防災課長	総務課長

キ 災害対策本部会議

市長（本部長）は市の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- (ア) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- (イ) その他重要事項に関すること。

ク 災害対策本部事務局及び災害対策本部連絡員

- (ア) 本部事務局は、災害対策に関する命令伝達等を行う。
- (イ) 本部連絡員は、本部長が指名し、本部事務局に勤務する。

ケ 現地災害対策本部

(ア) 設置

市長（本部長）が災害の現地における応急対策を推進する上で必要であると認めたときは、現地災害対策本部（以下、本編において「現地本部」という。）を設置する。

(イ) 組織編成

現地本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから市長（本部長）が指名する者をもって充てる。

(ウ) 所掌事務

現地本部の所掌事務は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施するほか、次のとおりとする。

- a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- b 現地班の役割分担及び調整に関する業務
- c 市長（本部長）の指示による応急対策の推進
- d その他緊急を要する連絡方法

コ 本部室、各班への連絡方法

- (ア) 市長（本部長）の命令あるいは本部室で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各班に連絡する。
- (イ) 各班で聴取した情報、あるいは各班で決定処理した事項のうち、本部室あるいは他の各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じ、事務局長を経由して市長（本部長）に報告する。

(3) 職員の動員配備

ア 初動体制の確立

各課（所・局・館）長（以下「各課長」という。）は、常に気象状況その他の災害現象に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておく。各課長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておく。

また、発災直後の災害情報の収集や災害対策の調整を行うため、市役所及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 災害対策本部設置前の配備

風水害に対処する本部設置前の配備は、次のとおりとする。

(ア) 災害対策本部設置前の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	1 市内に以下の気象等の警報が発表されたとき（自動配備） (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 (6) 高潮警報 2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき 3 その他、被害の発生が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	消防防災課
災害即応体制	1 市内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は、「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき（自動配備） 2 気象警報（波浪を除く）が発表され、かつ市が暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確立が70%以上）とき 3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき 4 その他、大きな被害の発生が予想され、消防防災課長が認めたとき	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。なお、各課間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催することができる。	消防防災課 総務課 都市建設課 農林水産課 水道課 福祉課 市民課 学校教育課 生涯学習課 千葉県 （夷隅地域振興事務所）
※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 市長は、災害の発生が局地的で活動の必要がないと認めるとき、又は、活動の必要がなくなったと認めるときは当該課の配備の指令をしないこと、又は配備を解くことができる。 3 その他、各課の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとする。			
※議会事務局には、連絡のみ行う。			

ウ 災害対策本部設置後の配備

風水害に対処する本部設置後の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

(ア) 災害対策本部設置後の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部第1配備	1 市内に以下の気象等の警報が発表されたとき（波浪を除く）（自動配備） (1) 大雨特別警報 (2) 洪水特別警報 (3) 暴風特別警報 (4) 暴風雪特別警報 (5) 大雪特別警報 (6) 高潮特別警報 2 以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講じるため、市長（本部長）が認めたとき (1) 市の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予想されるとき (2) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対応活動が行い得る体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各班長が定める。	本部を構成する全ての市の機関

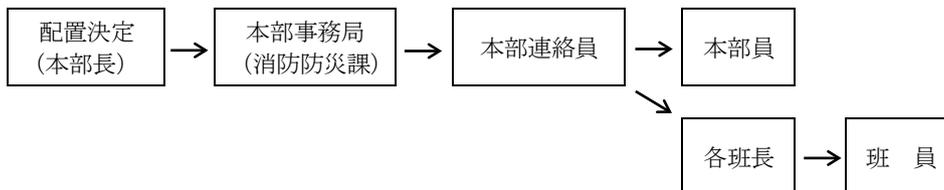
第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

	<p>(3) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれたとき</p> <p>3 市全域が台風の暴風域に入ることが確実と予想されるとき</p> <p>※市域が暴風域に入るまでに配備するものとする</p>		
災害対策本部 第2配備	<p>以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき</p> <p>(1) 広範囲にわたる災害が発生したとき</p> <p>(2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき</p> <p>(3) 大規模の災害発生を免れないと予想される時</p>	<p>災害対策本部第1 配備体制を強化し対処する体制としその所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各班長が定める。</p>	<p>本部を構成する全ての市の機関</p>
災害対策本部 第3配備	<p>以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、市長(本部長)が全庁をあげて災害対応が必要と認めたとき</p> <p>(1) 広範囲にわたる災害が発生したとき</p> <p>(2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき</p> <p>(3) 大規模の災害発生を免れないと予想される時</p>	<p>市全ての組織及び機能をあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p>	<p>本部を構成する全ての市の機関</p>
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると市長(本部長)が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 市長(本部長)は、災害の発生が局地的で活動の必要がないと認めるとき、又は、活動の必要がなくなったと認めるときは当該班長の意見を聴いての配備の指令をしないこと、又は配備を解くことができる。</p> <p>3 班長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講じる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、市長(本部長)の承認を得て、当該班の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。</p>			

(イ) 本部要員の動員方法

a 動員の伝達の系統

本部が設置された場合の本部長指令に基づく配備の伝達系統は次のとおりとする。



b 動員の伝達方法

市長(本部長)の配備決定に基づく職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

(a) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、職員参集メール「かつうら防災行政メール」、口頭により行う。

(b) 勤務時間外

電話、防災行政無線、職員参集メール「かつうら防災行政メール」により行う。

(c) 動員の指令を受けた職員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、できるだけ速やかに登庁しなければならない。

c 自主登庁又は自主参集

(a) 自主登庁

勤務時間外に災害が発生し、上記による伝達が不可能な場合で、テレビ、ラジオ

等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置の参集基準に該当すると判断される場合は、速やかに自主登庁する。

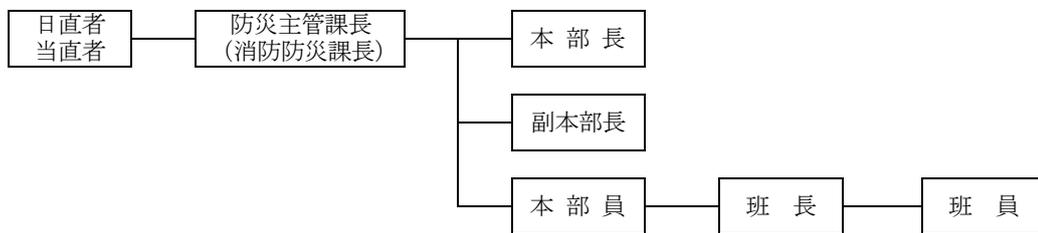
職員は市役所への参集を原則とするが、交通手段の途絶や道路等の被害状況により、登庁することが困難な場合は、最寄りの避難所等の施設に参集し、施設管理者と協力して災害対応に従事するとともに、所属長等に状況を報告し、その後の対応について指示を仰ぐ

(b) 日直者、当直者の心得

日直者（市職員）、当直者（警備員）は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに消防防災課長にその旨を伝達する。

- ① 災害発生のおそれがある気象情報が関係機関から通報されたとき。
- ② 災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(c) 消防防災課長は、日直者（市職員）、当直者（警備員）から情報の伝達を受けたときは、情報の内容その他の状況等を分析判断し、速やかに職員の動員等の措置を講じる。



(4) 職員の服務

全ての職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したときは、所属課長と連絡をとり、災害対策本部が設置されたときは、次の事項を遵守し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。

- ア 常に災害に関する情報及び災害対策本部の指示に注意すること。
- イ 自らの言動によって住民に不安を与え、住民に誤解を招き、又は災害対策本部活動に支障が生じることのないよう厳重に注意しなければならない。
- ウ 配備体制が指令されたときは、万難を排して登庁すること。
- エ 常に所在を明確にしておき、正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁してはならない。

(5) 職員の応援・派遣

ア 市町村等への応援

(ア) 市長（本部長）は、災害対策基本法第68条の規定より近隣市町村等から災害応急措置実施のため応援の要請があった場合は、速やかに応援職員を選定し、派遣するものとする。

(イ) 前項により応援を命じられた職員は、応援先の市町村等の指揮のもとに行動する。

イ 職員の派遣

市長（本部長）は、災害応急対策実施のため職員の派遣を求める必要があるときは、地方自治法第252条の17、もしくは災害対策基本法第29条の規定により行い、また、派遣のあっせんを求める必要があるときは、災害対策基本法第30条の規定により行う。

ウ 職員の応援及び派遣に係る手続き

市長（本部長）は、災害対策基本法及び災害時における相互応援協定等に基づき、職

員の応援及び派遣に係る手続きが迅速かつ円滑に行えるように、あらかじめ具体的に定めておく。

2 指定行政機関等の活動体制

主な担当	指定行政機関
------	--------

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

市の区域内の防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員の派遣

市長（本部長）は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

3 市災害対策本部と国・県及び防災関係機関との連携

主な担当	総務班
------	-----

災害の状況に応じ、市災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策実施に必要な連絡調整を行う。

また、県において現地災害対策本部を設置したとき、あるいは国において非常災害対策本部及び同現地対策本部、緊急災害対策本部及び同現地対策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

<資料6-4 各種協定一覧表>

4 災害救助法の適用手続等

主な担当	総務班
------	-----

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は次のとおりである。

- ア 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が50世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）
- イ 県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯が25世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）
- ウ 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであること。（法施行令第1条第1項第4号）
 - (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - (イ) 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(3) 救助の実施機関

- ア 知事は、本市に災害救助法を適用する災害が発生した場合、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長（本部長）が行うこととすることができる。
- ウ 市長（本部長）は、前記イにより市長（本部長）が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の給与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬

ケ 死体の捜索及び処理

コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定基準

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。

(イ) 住家の半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の損害割合が住家全体の20%以上50%未満のものである。

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、前記(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

(イ) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。

災害救助法の適用基準表

人 口	被 害 世 帯 数	
	1 号	2 号
19,248 人	50	25

注1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（勝浦市の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同条同項第2号の災害（都道府県—千葉県は2,500世帯—と勝浦市の被災世帯数で判断）をいう。

2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1と換算する。

3 人口は国勢調査（平成27年10月1日）

(6) 災害救助法の適用手続

本市が行う災害救助法の適用手続は、次のとおりである。

ア 災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（本部長）は、直ちにその旨を知事（県本部事務局）

に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づいて行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、市長（本部長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

- (2) 市が所有する無線機等の運用
災害時には、次の通信手段を活用する。

主な通信手段		主な通信先
有線	一般加入電話・FAX	市～防災関係機関・住民
	災害時優先電話	
無線	県防災行政無線	市～県・防災関係機関・他市町村
	市防災行政無線（同報系）	市～防災関係機関・住民
	衛星携帯電話	市～災害現場・避難所
	IP無線機	
	デジタル簡易無線機	
	特定小電力無線機	
口頭	広報車	市～住民

消防防災課（本部統括班）は発災後直ちに通信施設や機器の機能の確認を行う。

停電、機器の故障等で通信に支障がある場合は、自家発電装置の運転や外部発電装置との接続等の必要な措置をとる。

ア 配備基準

無線機の配分は、無線機の確保状況、各班からの調達請求、災害対策本部の実施状況等を勘案した上で総務班において配備計画を策定する。

イ 無線機の貸出

(ア) 無線機を必要とする場合は、無線機の種別、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、総務班に請求する。

(イ) 総務班は配備計画に基づき、各班へ無線機を引き渡すものとする。

ウ 無線機の調達

災害の規模や各班の使用状況等で無線機が不足する場合は、関東総合通信局に対して要請するものとする。

2 通信計画

主な担当	総務班
------	-----

(1) 通信連絡手段

ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達

本節「3(1) 気象注意報・警報等の伝達」に基づき、警報等を県から市長（本部長）その他関係機関の長に緊急に伝達する場合の通信施設は、下記によるものとする。

(ア) 市

市長（本部長）は、伝達された警報等を下記により住民等に周知徹底する。

a 防災行政無線

b 広報車

c 電話、FAX、登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、SNS

d その他速やかに住民等に周知できる方法

(イ) 県（本庁）

危機管理課長が本庁関係課長、地域振興事務所長、市長（本部長）及び消防長に伝達する場合の通信施設は、次のとおりである。

a 千葉県防災行政無線

b 一般加入電話

イ 被害報告及び災害情報

本節「4(1) 被害情報等の収集報告系統」に基づき、被害報告等を市から県の出先機関に報告する場合の通信手段は、次による。

(ア) 千葉県防災情報システム

(イ) 千葉県防災行政無線

(ウ) 一般加入電話、FAX

(エ) 電報

(2) 災害時における勝浦市防災行政無線の災害広報の優先

災害時の広報は、災害用広報を最優先するものとし、その他の広報は、これを阻害しない範囲で行う。

(3) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、市及び県は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておく。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(4) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 関東地方及び千葉県地区非常通信協議会の構成機関の無線局

(ア) 警察通信施設（勝浦警察署）

(イ) 海上保安庁通信施設（勝浦海上保安署）

(ウ) 東日本電信電話(株)千葉事業部通信施設

(エ) 日本赤十字社千葉県支部通信施設

イ 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

ウ 上記以外の機関又は個人の無線局（新勝浦市漁業協同組合無線局、アマチュア無線局など）

(5) 全ての通信施設が途絶した場合における措置

全ての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。

(6) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(7) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条第1項実施の指令及びその他の指令に関するもの。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の見書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」、電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の見書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(8) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

3 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

主な担当	本部統括班、警察、海上保安署
------	----------------

(1) 気象注意報・警報等の伝達

ア 知事の伝達

知事に通報された注意報・警報等は、危機管理課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市長（本部長）及び消防（局）長に連絡する。

イ 警察本部長の伝達

津波注意報・警報を受けた警察本部長は、勝浦警察署長を通じて市長（本部長）に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市長（本部長）に伝達する。

ウ 市長（本部長）の伝達

市長（本部長）は、受領した注意報・警報等を住民等に周知を図る。

エ その他機関の伝達

気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

オ 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

カ 異常現象発見の際の手続き

- (ア) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（本部長）又は警察官もしくは海上保安官に通報する。
- (イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長（本部長）に通報する。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた市長（本部長）は、直ちに次の機関に通報する。
 - a 銚子地方気象台
 - b その他災害に関係のある近隣市町村
 - c 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

キ 警察本部の伝達計画

- (ア) 警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、市の体制等を勘案して、必要に応じ、市長（本部長）の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。
- (イ) 警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び市長（本部長）等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して遺憾のないよう措置しておく。
- (ウ) 警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立しておく。
- (エ) 警察官及び海上保安官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記カの(イ)により市長（本部長）に通報するほか、警察署長に報

告する。

前項の報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

(2) 気象通報組織の整備

ア 警戒レベル

避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも合わせて提供される。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（千葉中央、印旛、東葛飾、香取・海匝、山武・長生、君津、夷隅・安房）を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

第2章 災害応急対策計画（第2節 情報収集・伝達体制）

警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表	

第2章 災害応急対策計画（第2節 情報収集・伝達体制）

	される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、

特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

キ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組合せた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

ク 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、次のとおりである。

(ア) 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

(イ) 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

（注）基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は15m/s以上）

ケ 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間に交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

(ア) 気象警報

(イ) 気象注意報

(ウ) 気象情報

(エ) 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

(ア) 鉄道気象観測報

(イ) 鉄道災害報

コ 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合わせ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、次の情報を提供するものである。

千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

(ア) 雷雨に関する情報

- (イ) 台風、大雨等気象現象に関する情報
- (ウ) 雨及び雪に関する情報
- (エ) その他必要とする事項

サ 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報している。

- (ア) 波浪予報
- (イ) 気象、波浪、高潮の注意報及び警報
- (ウ) 地方海上警報
- (エ) 気象概況及び気象実況
- (オ) 気象情報及び台風情報
- (カ) 津波予報及び情報
- (キ) 漁船からの気象照会に対する応答

シ 大気汚染気象通報

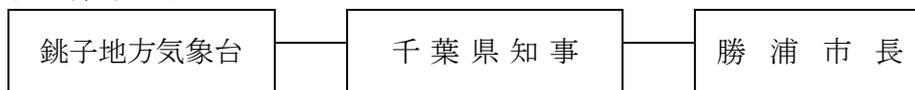
この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

- (ア) 大気汚染気象予報
- (イ) スモッグ気象情報

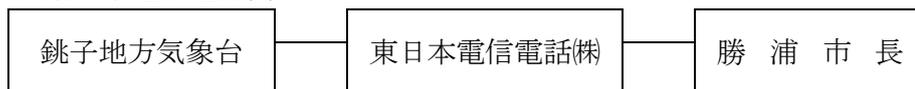
ス 気象警報通報

この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条に基づき、気象警報を住民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

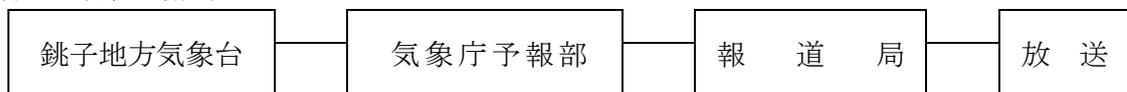
- (ア) 千葉県知事



- (イ) 東日本電信電話(株)



- (ウ) 日本放送協会



- (エ) その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

(3) 気象観測網の整備

ア 気象庁観測所

県内には、銚子地方気象台、成田航空地方気象台の気象官署がある。また、特別地域観測所として館山、勝浦及び千葉、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川及び坂畑が、更に地域雨量観測所として鋸南、大多喜及び東庄がある。

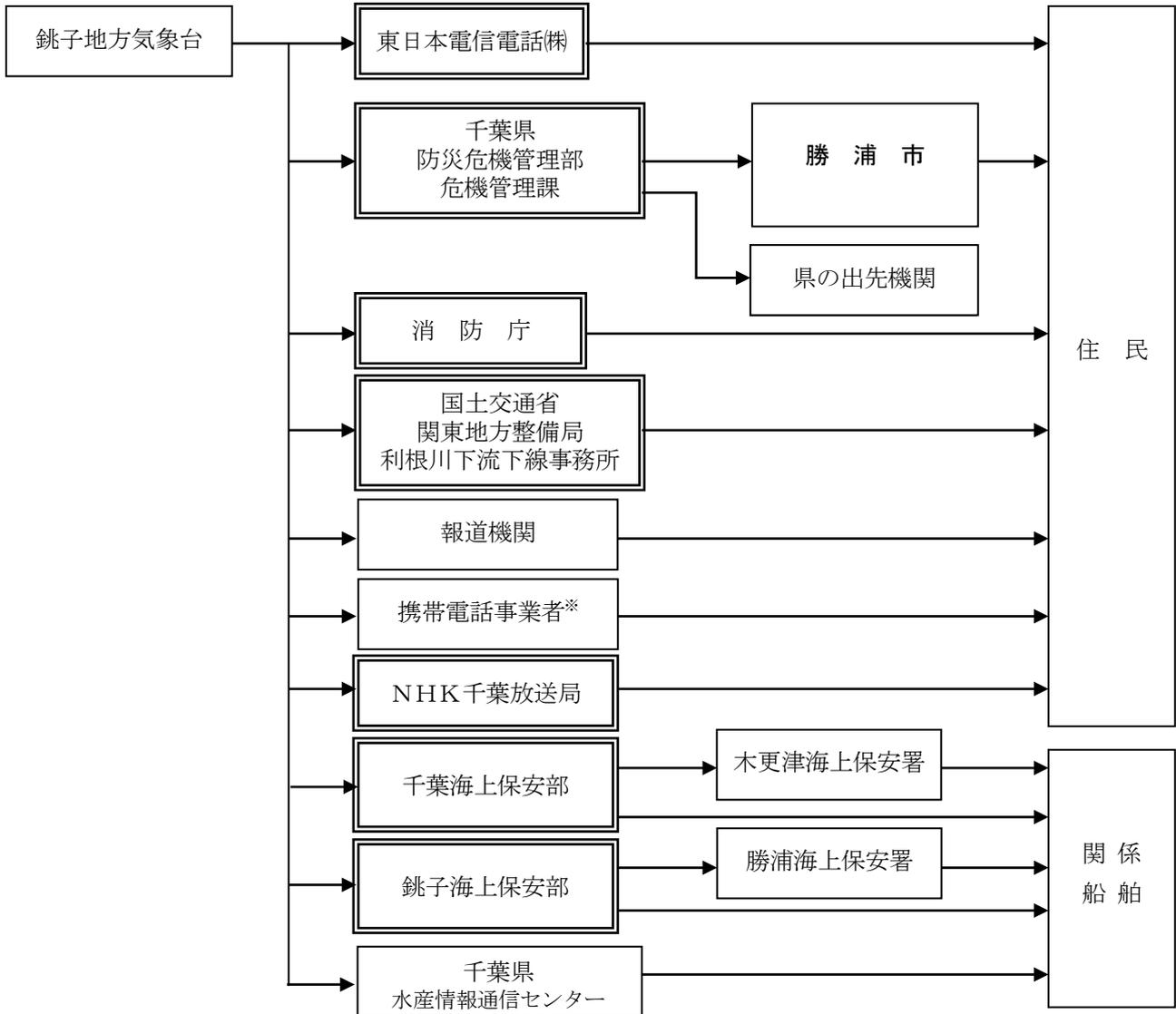
イ 防災関係機関の観測所

東日本旅客鉄道(株)千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。県では、雨量テレメーター観測所及び河川の水位テレメーター観測所を整備している。

(4) 気象観測機材の保守・点検

災害を防止するために必要な観測器は、平常時、異常気象時においても必要な観測を継続するため、気象官署においては上級官署と緊密な連携のもとに保守点検を行い、その機能維持に努める。

ア 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
- 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

第2章 災害応急対策計画（第2節 情報収集・伝達体制）

(5) 注意報・警報・特別警報実施基準

ア 気象官署が発表する注意報の基準（令和2年8月6日現在 銚子地方気象台）

発表官署	銚子地方気象台
予報区	千葉県
一次細分区域	南部
市町村等をまとめた地域	夷隅・安房
強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速 陸上 13m/s ※以上 海上 15m/s 以上
風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速 陸上 13m/s ※以上 雪を伴う 海上 15m/s 以上 雪を伴う
波浪	風浪、うねりなどによって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、2.5m以上
高潮	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 潮位がTP上1.5m以上（夷隅・安房：館山市布良）
大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 （浸水害）表面雨量指数基準 13 （土砂災害）土壌雨量指数基準 107
洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 夷隅川流域=16.9 新戸川流域=8 市野川流域=6.4 複合基準 夷隅川流域= (9, 16.9) 新戸川流域= (6, 8)
大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、5cm以上
雷	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度30% [*] で、実効湿度60% [*] 以下
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上100m、又は海上500m以下
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合。 4月1日～5月31日の期間に最低気温3度以下
低温	夏季に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。

注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

注3 *印を付した要素は、気象官署の値であることを示す。

第2章 災害応急対策計画（第2節 情報収集・伝達体制）

イ 気象官署が発表する警報の基準（令和2年8月6日現在 銚子地方気象台）

発表官署	銚子地方気象台
担当地域 注意報名	南部（夷隅・安房）
暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s ※以上 海上 25m/s 以上
暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s ※以上 雪を伴う 海上 25m/s 以上 雪を伴う
波浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、6.0m以上
高潮	台風等による海面の上昇について、重大な災害が起こるおそれがある場合。 潮位がTP上1.8m以上（夷隅・安房：館山市布良）
大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 （浸水害）表面雨量指数基準 21 （土砂災害）土壌雨量指数基準 131
洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 夷隅川流域=21.2 新戸川流域=10 市野川流域=8 複合基準 夷隅川流域=（10,19） 雨量基準 平坦地 1時間雨量 60mm以上 平坦地以外 1時間雨量 70mm以上 流域雨量指数基準 夷隅川流域=14
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが、20cm以上

注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

ウ 気象官署が発表する特別警報の基準

(ア) 気象に関する特別警報の発表基準

特別警報の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

エ 記録的短時間大雨情報

数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

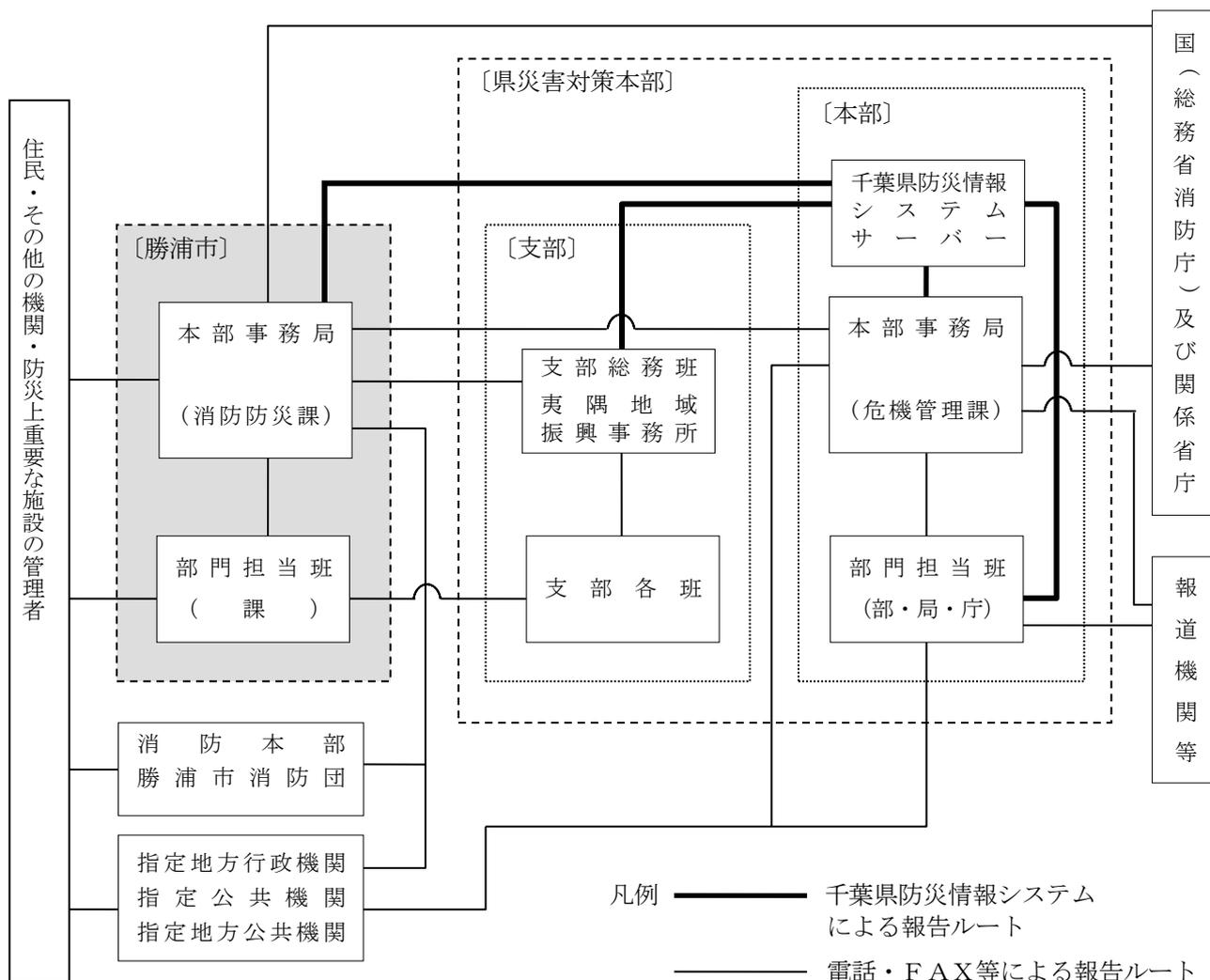
4 被害情報等収集・報告

主な担当	全班
------	----

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。
 このため、市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(2) 報告すべき事項

ア 報告基準

以下の(イ)から(キ)の基準に該当する災害の場合、県本部事務局（危機管理課）へ報告する。

- (イ) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (イ) 市内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。

- (ウ) 市内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。
- (エ) 市に災害対策本部が設置された場合。
- (オ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県本部事務局（危機管理課）が認めた場合。
- (カ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。
- (キ) 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。

イ 報告の種別等

県本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に定めるところによる。

ウ 市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とらうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集・報告

ア 市

災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに千葉県総合防災情報システム及び電話、FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災、災害等については「火災・災害等速報要領（平成24年5月31日改正）」により、第1報については県と合わせて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と合わせて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(ア) 被害情報の収集

- a テレビ、ラジオ等により地震情報を収集する。
- b 県及び防災関係機関から災害情報等を収集する。
- c 各地区の被害状況を消防団、自主防災組織等から収集する。
- d 関係団体の協力を得て、被害状況を把握する。
- e 災害対策本部設置前にあつては、各課等の長は、関係施設の被害状況について消防

防災課に報告する。災害対策本部設置後にあつては、対策本部各班長は、関係施設の被害調査を実施し速やかに情報収集・電話対応班へ報告を行う。

(4) 県等への被害報告

イ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、市及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集にあつては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

ウ 県警察の情報収集・報告要領

(ア) 警察本部長及び勝浦警察署長は、市長（本部長）又は知事その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、概ね次の事項について行う。

- a 災害の種別、発生日時及び場所
- b 被害概要（人命、建物、道路、交通機関）
- c 避難者の状況
- d 交通規制の要否
- e 治安状況及び警察関係被害
- f その他災害警備活動上必要な事項

(イ) 警察本部長及び勝浦警察署長は、必要に応じて市長（本部長）、知事その他関係機関に通報する。

(ウ) 警察本部長及び勝浦警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

(4) 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

イ 被害等の調査・報告にあつては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

ウ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、消防団、区、自主防災組織等を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、速やかに県等に応援を求めて実施する。応援を要請する際には、できる限り応援要求内容を明確化する。

オ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあつては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(5) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者は、次のとおりとする。

	所掌事務	市
総括責任者	市、県及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	消防防災課長
取扱責任者	市、県及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取扱う。	防災管理監

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(7) 勤務時間内における県及び国への連絡方法

ア 夷隅地域振興事務所

(ア) 県防災行政無線

電 話	508-721 (地上系)	012-508-721 (衛星系)
	508-723 (地上系)	012-508-723 (衛星系)
F A X	508-722 (地上系)	

(イ) 一般加入電話

電 話	0470-82-2211
F A X	0470-82-4164

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電 話	500-7320 (地上系)	012-500-7320 (衛星系)	(県危機管理課)
F A X	500-7298 (地上系)	012-500-7298 (衛星系)	(")

(イ) 一般加入電話

電 話	043-223-2175	(県危機管理課)
F A X	043-222-1127	(")

ウ 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話	120-90-49013 (地上系)	048-500-90-49013 (衛星系)	(消防庁応急対策室)
F A X	120-90-49033 (地上系)	048-500-90-49033 (衛星系)	(")

(イ) 一般加入電話

電 話	03-5253-7527	(消防庁応急対策室)
F A X	03-5253-7537	(")

(8) 勤務時間外における県及び国への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、県（危機管理課）又は国（総務省消防庁）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電 話	500-7225 (地上系)	012-500-7225 (衛星系)	(県防災行政無線統制室)
F A X	500-7110 (地上系)	012-500-7110 (衛星系)	(")

(イ) 一般加入電話

電 話	043-223-2178	(県防災行政無線統制室)
F A X	043-222-5219	(")

イ 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話	120-90-49102 (地上系)	048-500-90-49102 (衛星系)	(消防庁宿直室)
F A X	120-90-49036 (地上系)	048-500-90-49036 (衛星系)	(")

(イ) 一般加入電話

電 話	03-5253-7777	(消防庁宿直室)
	03-5253-7553	(")

5 災害時の広報

主な担当	総務班
------	-----

(1) 広報活動要領

市、県及び防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

(ウ) その他住民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 市外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

(ア) 防災行政無線、広報車等を利用した広報

巡回広報を行う場合は、広報要員の安全確保を図った上で実施する。

(イ) 広報誌、チラシ、ポスター、掲示板等を利用した広報

(ウ) テレビ、ラジオの広報番組を利用した広報

(エ) インターネット（市ホームページ、防災アプリ「かつうらメイト」など）を活用した広報

(オ) 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

災害等のため、市の保有する通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行う必要がある場合には、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて

要請する。

ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接要請できるものとする。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

報道機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会 千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

第3節 水防計画

1 計画方針

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課、消防団
------	-----------------------

千葉県水防計画に基づき、洪水、津波、又は高潮等による水災を警戒し、防御、これによる被害を軽減する目的をもって、各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

なお、洪水、津波又は高潮とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含む。

2 水防の責任

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

(1) 市（水防管理団体）

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 県

県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるようにすべき責任を有する。

なお、知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生じるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(3) 住民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害の発生が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防活動に協力しなければならない。

3 安全配慮

主な担当	消防防災課、消防団
------	-----------

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も安全を確保しなければならない。

(1) 消防団自身の安全確保のために配慮すべき事項

ア 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

ウ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

エ 水防活動は、原則として複数人で行う。

4 水防機関

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課、消防本部、消防団
------	----------------------------

消防防災課、都市建設課、農林水産課、消防本部及び消防団をもって水防事務を処理するものとし、水防活動のため必要があるときは、その他の関係機関及び市内の建設業者等の協力を求めるものとする。

水防活動にあたる者は自らの安全を確保した上で、住民の避難及び被災者の救出に重点をおき、水防活動にあたる。

(1) 活動内容

ア 市

水防管理者は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備体制をとる。

(ア) 水防作業に必要な技術上の指導を行う。

(イ) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。

(ウ) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者を作業に従事させることができる。

イ 消防団

(ア) 消防団の水防区域

消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

(イ) 通報

a 消防団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じて団本部に通報しなければならない。

b 団本部は、消防団員からの通報を受けた場合は、直ちに水防管理者に通報する。

(ウ) 出動の指示

a 消防団長は、水防管理者から指示があったとき、又は分団から通報を受けたときは、水防管理者と協議し、必要な消防団員に出動を指示する。

b 分団長は、気象状況等から判断してから分団区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、又は被害が発生したときは、その状況に応じた消防団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

(エ) 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。

(オ) 有線途絶の場合の連絡

団本部は、伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合、分団に対して無線又は連絡車を派遣し、連絡等を保つものとする。

(カ) 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力する。

(キ) 消防団出動態勢

水災現場活動の出動態勢は、次のとおりとする。

a 待機：団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに出動できる態勢

b 準備：水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備点検等の出動を準備する態勢

- c 出動：消防団が被害現場に出動する態勢
- d 解除：水防活動を必要とする状況が解消し、消防団出動態勢を終了する

(ク) 出動の要領

分団長は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に被害発生のおそれ認められたとき、又は被害が発生した場合は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。

この場合、分団長は、出動ごとに出勤した場所及び出勤団員数を団本部に報告しなければならない。

(ケ) 監視及び警戒

分団長は、気象状況等により、分団管轄区域内が水防上危険であると認められるときは、所属する団員に監視及び警戒を命じるなど事態に即応した措置を講じる。

(コ) 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告する。

ウ 県（夷隅土木事務所）

(ア) 水防の責任

県（夷隅土木事務所）は、その管内における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与える。

(イ) 防資機材

市は、水防資機材を要請する場合、県（夷隅土木事務所）に電話（後日文書にて処理）にて要請するものとし、水防資機材は、水防倉庫から払い出す。

5 水防本部

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

市長（水防管理者）は、水防に関する予報、注意報又は警報等により水害が発生すると予想されるとき、又は水害が発生したときは、この計画により水防対策本部を市役所内に設置する。

ただし、水防本部の組織では処理不可能と市長（水防管理者）が判断したときは、本地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、同本部が設置されたときは、その組織に統合される。

なお、水防本部設置と同時に消防本部及び勝浦消防署へ設置した旨を伝達し、協力を要請するものとする。

6 水防本部の組織及び事務分掌

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

(1) 水防本部の組織は、次のとおりとする。

水防本部の編成

本 部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	消防防災課 農林水産課 都市建設課

(2) 事務分掌については、災害対策本部における本部統括班、総務班及び生活基盤対策班に準じるものとする。

7 水防本部の配備体制

主な担当	総務班、生活基盤対策班
------	-------------

(1) 水防配備

ア 水防配備指令による配備

県水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。

ただし、状況により緊急の場合は現地指導班長（夷隅土木事務所長）がその管内の配備体制をとることができる。

イ ダム洪水警戒体制発令による配備

ダム管理事務所が洪水警戒体制をとったときは、必要に応じ配備体制をとることとする。この場合、速やかに指揮監（県河川環境課長）にその旨を報告するものとする。

(2) 水防配備体制

水防対策本部が設置された場合の水防配備体制は、次のとおりとする。

昼夜間の体制別 配備体制	昼間の体制	夜間の体制
水 防 準 備 体 制	若干名（2～3名）で水防事務にあたる	左に同じ人員とする
水 防 注 意 体 制	1/10の人員で水防事務にあたる	左に同じ人員とする
水 防 警 戒 体 制	1/3の人員で水防事務にあたる	左に同じ人員とする
水 防 非 常 第 1 体 制	2/3の人員で水防事務にあたる	左に同じ人員とする
水 防 非 常 第 2 体 制	全員で水防事務にあたり必要に応じ予備班を招集する	左に同じ人員とする

注 1 水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予測されるときは、情報収集を行い、出動準備を行うものとする。

2 配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機しなければならない。

3 非常勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはいけない。

4 その他交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障が生じないようにしなければならない。

5 水防配備指令発令後においては、水防業務を一般業務に優先して行なわなければならない。

8 水防活動

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	----------------------

(1) 巡視（平常時）

市及び消防機関は、管轄する区域内の河川、海岸堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該施設管理者に連絡して必要な措置を求める。

水防管理者は次の場合、直ちに消防機関に出動準備をさせ、又は出動させ、警戒配置につかせるものとする。この場合、直ちに現地指導班（夷隅土木事務所）に報告する。

ア 出動準備

- (ア) 水防巡視により、待機又は出動準備の警告があったとき。
- (イ) 気象状況等により高潮の危険が予知されるとき。
- (ウ) 上記のほか、水防管理者が水防上必要であると認めたとき。

イ 出動

- (ア) 水防警報により出動の指令が発表されたとき。
- (イ) 潮位が上昇して被害のおそれのあるとき。
- (ウ) 上記のほか、水防管理者が水防上必要であると認めたとき。

(2) 警戒（出水時）

ア 洪水

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意して異常を発見した場合は、直ちに現地指導班（夷隅土木事務所）に報告するとともに、水防活動を開始する。

- (ア) 堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (イ) 防斜面の川側で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (ウ) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防から水があふれる状況
- (オ) 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異常

イ 高潮

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意して異常を発見した場合は、直ちに現地指導班（夷隅土木事務所）に報告するとともに、水防活動を開始する。

- (ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- (イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (ウ) 海側又は川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (エ) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (オ) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異常

(3) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者及び水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を

通行することができる。

(4) 指定警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があった場合、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(5) 避難のための立退き

洪水又は高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる場合、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示する。

なお、この場合、遅滞なく勝浦警察署長に、その旨を通知しなければならない。

(6) 決壊時の処置並びに決壊時の処置

水防法第25条に基づき、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む）は、水防管理者、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(7) 水防配備の解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班（夷隅土木事務所）を通じ、県水防本部指令班（県河川環境課）に報告するものとする。

9 協力応援

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団、警察、自衛隊
------	-----------------------------

(1) 応急対策に関する協力要請

水防管理者は、水防法第23条に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長、消防長に対しに対して応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄のもとで行動する。

(2) 警察官への援助要請

水防管理者は、水防法第22条に基づき、水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等の必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

また、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、警察署及び道路管理者等と密接な連絡をとって、車両の移動等の措置命令、強制措置等を行う。

なお、消防機関は、警察官がいない場合に限りこのような措置を講じることができる。

ア 水防管理者から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難水防管理者から、避難誘導、人命救助等誘導、基礎的警備活動に支障のない限り警備本隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動する。

イ 水防現場においては、水防管理者及び消防機関等と緊密な連絡調整を行い、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努

める。

ウ 水防機関及び消防機関等で水防現場に向かう者の通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。

エ 被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

(4) 国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣要請

水防管理者は、国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣を要請することができる。

10 津波に関する水防警報の種類と活動内容

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	----------------------

知事は、海岸・河川における津波への対応について必要と認めるとき水防警報を発表するが水防活動に従事する者は津波情報と現地の状況を把握した上で総合的に判断して行動するものとする。

水防警報種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 津波警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

11 津波における留意事項

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	----------------------

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防活動従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。

しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間が掛かる場合は、水防活動従事者自身の避難以外の行動がとれないことが多い。したがって、あくまでも水防活動従事者自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

12 施設管理者の措置

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	----------------------

堤防、水門等の管理者は、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、自らの安全を確保した上で、施設の巡回、点検を行い必要な措置をするとともに、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する。

第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

1 計画方針

主な担当	被災者救援班
------	--------

災害に際し、危険な地域の住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所等の施設又は仮設したテント等に収容し、保護する。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府防災担当 平成25年8月）」、「災害時における避難所運営の手引き（千葉県 平成29年7月）」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～（千葉県 令和2年6月）」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告を発すべき権限のある者として第一義的な実施責任者である市長（本部長）が実施する。

また、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第60条）

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長（本部長）を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 市長（災害対策基本法第60条）

イ 知事（災害対策基本法第60条6項）

ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

エ 水防管理者（市長〔水防法第29条〕）

オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

カ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官、海上保安官がいない場合に限る。《自衛隊法第94条》）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や集会所等に避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告又は指示等

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行う。

ア 市長（本部長）の措置

(ア) 市長（本部長）は、火災、がけ崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、洪水等、土砂災害、高潮については、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

市長（本部長）は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市長（本部長）は、避難の勧告又は指示等を行う場合、气象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を当該市長（本部長）に代わって実施する。

(イ) 市長（本部長）は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。

(ウ) 市長（本部長）は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告・避難指示（緊急）等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

市は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がと

れるように努める。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長（本部長）が措置をとることができないと認めるとき、又は市長（本部長）から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立退きを指示する。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立退きを指示する。

なお、立退きを指示した場合は、直ちに市長（本部長）へ通知する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立退きを指示する。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

市長（本部長）等が避難準備・高齢者等避難開始の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組合せるよう努める。

(ア) 市防災行政無線（戸別受信機を含む）

(イ) 広報車

(ウ) サイレン又は警鐘

(エ) ツイッター等のSNS

(オ) 電話、FAX

(カ) 登録制メール「かつうら防災行政メール」

(キ) 防災アプリ「かつうらメイト」

(ク) ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

(ケ) その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び第3管区海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

4 避難誘導等

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難措置の実施者は、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導にあたっては、できるだけ区、自主防災組織等ごとの集団避難を促し、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意等を得た上で、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、区や自主防災組織等の関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

5 避難所の開設・運営

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、ペット対策及び感染症対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- (1) 市は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 市は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成にあたっては、施設管理者と協議するものとする。

- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的

な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

- (4) 市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営にあたっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

- (5) 市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。
- (6) 市は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- (7) 市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。
- (8) 市は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。
- また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- (9) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (10) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

6 安否情報の提供

主な担当	被災者救援班、消防本部、警察
------	----------------

市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

- (1) 被災者の安否情報の照会があった場合には、照会者、照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別、照会理由を確認する。この際、照会者に対して運転免許証等により当該照会者が本人であることを確認する。
- (2) 当該照会が不当な目的によるものと認められる場合などを除き、照会者と当該被災者の間柄に応じて、避難者名簿、被災者台帳等に基づき、適当と認められる範囲の安否情報を提供することができる。
- (3) 上記にかかわらず、照会に係る被災者の同意がある場合には、照会に係る避難者の居所、

第2章 災害応急対策計画（第4節 避難計画）

死亡・負傷等の状況など情報を提供することができる。

- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者については、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府 平成25年8月）等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難勧告等を発令した場合は、市と関係者が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講じる。
- イ 危険な場所には、表示、縄張り等を行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者等は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による搬送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して搬送中の安全を期する。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば区や自主防災組織等の単位で行う。
- オ 避難行動要支援者等の状態や特性に応じて適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織等による避難確認を行う。

(2) 避難順位

避難誘導は、移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりとする。

- ア 介護を要する高齢者及び障害者
- イ 病弱者
- ウ 乳幼児及びその母親・妊婦
- エ 高齢者・障害者
- オ 児童生徒

(3) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

2 避難所の開設、要配慮者への対応

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 避難所の開設は、第4節の「避難計画」による。

市及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、(公財)ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センターを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市から要請があったときは、(公財)ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

3 福祉避難所の設置

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、市長（本部長）が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

(2) 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難所における要配慮者等の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じ、福祉避難所への安全な移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難

所生活が困難な場合においても、福祉避難所への移送を検討する。

福祉避難所を設置する施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者等の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者等の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者等の避難支援や、避難所から福祉避難所への移送時の支援について働きかける。

<資料5-1 市有車両一覧表>

5 被災した要配慮者等の生活の確保

主な担当	医療救護班、被災者救援班、生活基盤対策班
------	----------------------

応急仮設住宅への入居については、要配慮者を優先して行うよう配慮するとともに、要配慮者等に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、災害によるショックや避難生活の長期化に対応するため、避難所等における社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による巡回相談等の実施に努める。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 救助救急・医療救護活動

消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び関係機関は、これらの災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするため全力を尽くす。

1 救助・救急

主な担当	総務班、消防本部、警察、海上保安署
------	-------------------

(1) 活動体制

消防本部、勝浦警察署及び勝浦海上保安署は、それぞれの活動方針に基づき、関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機 関 名	項 目	対 応 措 置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (2) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとで行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救急隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
勝浦警察署		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を利用して速やかに医療機関に収容する。
第三管区海上保安本部 勝浦海上保安署		1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2 水防活動

主な担当	総務班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	----------------------

災害時における水防上必要な事項は、本編第2章第3節「水防計画」によるものとし、特に定めのない場合は、千葉県水防計画に準ずるものとする。

なお、水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように留意する。

3 危険物等の対策

主な担当	消防本部、危険物取扱事業者
------	---------------

(1) 石油類等危険物貯蔵所及び取扱所等の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

(2) 危険物等輸送車両の応急対策

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
消 防 本 部	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
勝 浦 警 察 署	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 勝 浦 海 上 保 安 署	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物取扱岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物搭載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止
日 本 貨 物 鉄 道 (株)	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道(株)における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

4 医療救護

主な担当	医療救護班
------	-------

(1) 関係者とその役割

ア 住民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を的確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市

- (ア) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- (イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- (ウ) 発災時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (エ) 前記(ア)(イ)(ウ)のほか、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

救護班編成

編成区分	編成可能班数	1班の構成人員	
勝浦診療所	1個班	医師	1名
		看護師	1名
		事務員	1名
		運転者	1名

ウ 医療機関

- (ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
- (イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (ウ) 発災時には、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、市、県、関係機関等と連携して活動する。
- (エ) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。
また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。
- (オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の

中核として活動する。

エ 関係団体

- (ア) 市及び県における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。
- (イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。
- (ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (エ) 発災時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、市、県、関係機関等と連携して活動する。

(2) 発災時の活動

ア 指揮と調整

- (ア) 県は災害医療本部を、市は救護本部を勝浦診療所に設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、夷隅健康福祉センターに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。
- (イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。
- (ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。
- (エ) 災害医療本部内にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。
- (オ) 災害医療本部内にD P A T調整本部を置く。D P A T調整本部長は、千葉県内で活動するD P A Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、夷隅健康福祉センター等にD P A T活動拠点本部等を設置してD P A Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてD P A Tや他の医療救護班との調整を図る。
- (カ) 県が対応するDMA T以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。
- (キ) 市長（本部長）は、必要に応じて、夷隅健康福祉センターに対し、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- (ア) 災害に起因する負傷者
- (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

市及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

- (ウ) 避難所及び医療救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、医療救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

- (ア) 市及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
- (イ) 市長（本部長）は、市の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (ウ) 知事は、市長（本部長）からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は市の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

オ 医療機関の役割分担と患者受入れ先の確保

- (ア) 傷病者等の受入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受入れ先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受入れに努める。
- (イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受入れる。
- (ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (エ) 搬送先の確保を要請された市の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (ア) 市は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市長（本部長）又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市が、医療救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (オ) 住民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

- (ア) 市長（本部長）は、必要に応じて、勝浦診療所の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講じる。
- (イ) 知事は、必要に応じて、DMAT及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請

するほか、連絡調整その他必要な措置を講じる。

ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として以下のとおりとする。

- (ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。
- (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。
- (ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の要請に応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。
- (エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

ケ 血液製剤の確保

- (ア) 血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。
- (イ) 県内での血液製剤の供給が不足する場合、千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社本社に供給を要請する。

コ 地域医療体制への支援

市又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

また、知事は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

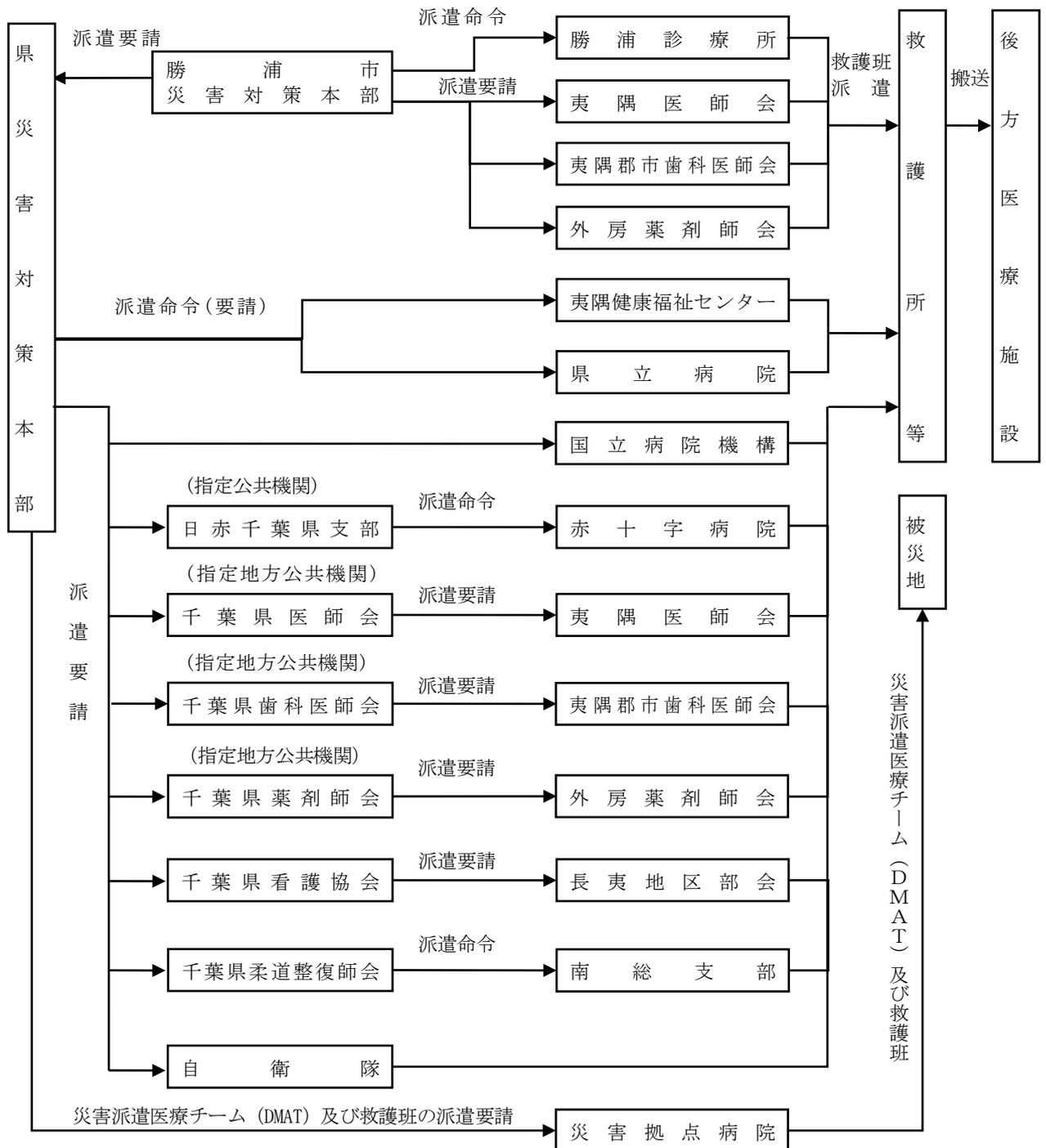
災害拠点病院

保健医療圏	機関名	種別	所在地	指定年月日
山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	地域	東金市	平成26年4月1日
安房	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	基幹	鴨川市	平成8年8月20日
〃	社会福祉法人太陽会安房地域医療センター	地域	館山市	平成20年4月1日
市原	千葉県循環器病センター	地域	市原市	平成8年8月20日
〃	帝京大学ちば総合医療センター	地域	〃	平成8年8月20日
〃	独立行政法人労働者安全機構千葉労災病院	地域	〃	平成29年4月1日
君津	国保直営総合病院君津中央病院	基幹	君津市	平成8年8月20日

<資料4-1 市内医療機関一覧表>

<資料4-2 市内薬局一覧表>

医療救護体制の体系図



第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について各関係機関は次の措置をとり、万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画

主な担当	警察、海上保安署
------	----------

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

(2) 警備体制の発令

警察本部及び勝浦警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

ウ 災害警備連絡室

県内に大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(3) 警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、死体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

(4) 海上保安署非常配備等計画

- ア 大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。
- イ 警戒配備（注意体制）

大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。
- ウ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。
- エ 警備要領

海上における治安の確保及び海難救助は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣巡視船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が巡視船艇に直接乗船して救護にあたる。

2 交通対策計画

主な担当	総務班、生活基盤対策班、警察、消防本部、海上保安署、自衛隊
------	-------------------------------

(1) 被災施設の応急対策方法

- ア 交通支障箇所の調査

市は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。
- イ 調査及び報告

市は、調査の結果、支障箇所を発見した場合は、次の要領により報告する。

 - (ア) 速やかにその路線名、箇所、被害拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を市長（本部長）に報告する。
 - (イ) 市長（本部長）は、(ア)による報告を受けたときは、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に報告する。

(2) 交通規制

- ア 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊及びその他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- イ 公安委員会の交通規制

(ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

- (イ) 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。
- (ウ) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

ウ 勝浦警察署長の交通規制

勝浦警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

エ 警察官の交通規制等

- (ア) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生及びその他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- (イ) 警察官は、通行禁止区域等（前記イ(イ)により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命じることができる。この場合、警察官の命令に従わないとき、又は、運転者等が現場にいないために命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他物件を破損することができる。

オ 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等

- (ア) 自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記エ(イ)の職務の執行について行うことができる。
- (イ) 自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を勝浦警察署長に通知する。

カ 勝浦海上保安署の海上交通規制

- (ア) 港内及び航路付近の障害物の状況及び船舶交通の輻輳状況に応じ、必要のある場合には航行制限を実施するものとする。
- (イ) 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生都度、水路通報又は管区航行警報のほか、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

(3) 道路啓開

道路管理者又は港湾管理者、漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要が

あるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

(ア) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

イ 土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

ウ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

(4) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めすることができる。

(イ) 前記(ア)により確認をしたときは、知事又は公安委員会から、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び確認証明書が交付される。

(ウ) 前記(イ)により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(エ) 届出に関する手続は、別に定める。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

(ア) 市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 前記(ア)により緊急通行車両に該当すると認められたものについては、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）が交付される。

(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記ア(ア)の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記ア(イ)の標章及び確認証明書が交付される。

(エ) 事前届出・確認に関する手続きは、消防防災課が実施する。

(5) 規制除外車両の確認等

ア 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。

イ 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記(4)アを準用する。

ウ 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記(4)イを準用する。

(6) 交通情報の収集及び提供

ア 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用するとともに、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

3 在港船舶対策計画

主な担当	総務班、海上保安署
------	-----------

在港船舶に対する災害防止対策は、次によるものとする。

(1) 市の対策

- ア 広報媒体や漁業協同組合等を通じて予警報の周知徹底を図る。
- イ 関係機関と相互に情報を交換する。
- ウ 船舶乗組員に対し、情報伝達の必要がある場合、又は要請があった場合、市防災行政無線により通報する。

(2) 勝浦海上保安署等の対策

- ア 巡視船艇及び陸上職員による情報周知及び保船の指導を行う。
- イ 台風が本市に接近し、又は来襲のおそれがあるときは、在港船の海難防止対策を実施する。
- ウ 在港船舶に対し、避難勧告等を周知する。

(3) 避難場所（参考）

- ア 船舶、雑種船 : 船溜
- イ 小型船 : 勝浦漁港及び興津港内避泊
- ウ 大型船 : 港外避泊

(4) その他の対策

港長権限に基づく港内整理

勝浦海上保安署長は、特に必要と認める場合には、銚子海上保安部長と協議の上、港則法第10条に基づき在泊船に対し移動命令を実施する。

4 緊急輸送

主な担当	総務班、被災者救援班
------	------------

県は、災害発生時の被災者の救援・救護活動及び緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、漁港、臨時ヘリポート等の輸送施設や輸送拠点を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めている。

市は、県の定めた緊急輸送ネットワークと有機的に連携できるよう災害対策拠点施設、備蓄物資集積拠点、避難所等を結ぶルートを経済時輸送ルートとして指定する。また、物資の集積拠点として屋根付の仮スペースの確保に努める。

(1) 緊急輸送道路

県は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等を一次路線と、また一次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等を二次路線と、あらかじめ千葉県緊急輸送道路を機能別に分類している。

市内における千葉県緊急輸送道路は、次のとおりである。

機能	路線種別	路線名	起点	終点	管理者	備考
一次路線	国	一般国道128号	御宿町境	鴨川市境	県	
	国	一般国道297号	勝浦市墨名	大多喜町境	県	
二次路線	国	一般国道128号	勝浦市串浜	勝浦市部原	県	
	県	臨港道路	勝浦市墨名	勝浦市浜勝浦	県	
	市	市道墨名部原線	墨名	部原	市	

(2) 漁港

勝浦漁港は、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設・輸送拠点として定められている。

(3) 臨時離発着場適地

陸海による輸送をさらに強化するため、臨時ヘリポートを開設する。

- ア 勝浦市立勝浦中学校グラウンド [N 35.15382 E 140.31717]
- イ 元北中学校グラウンド [N 35.17956 E 140.26655]
- ウ 日本冶金工業(株)駐車場（夏季使用不可） [N 35.13974 E 140.26483]

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

5 輸送計画

主な担当	総務班、被災者救援班
------	------------

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

市は、災害応急対策の実施にあたって、輸送手段として必要とする車両の調達、配分及び各機関へのあっせん又は供給等を行い、迅速かつ円滑な輸送体制を構築する。

(1) 緊急車両の調達方針及び調達順位

ア 総務班は各班が災害応急対策活動のために使用する車両の配車や調達を行う。

なお、災害応急活動のために使用する車両については、必要に応じて本節の記載のとおり「緊急通行車両の確認等」により、標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。

イ 総務班は、各班からの車両調達の請求に基づき、外部からの調達が必要と認められ

るときは、市内の運送業者等から借上げ、同時に県及び防災関係機関等に対して応援を要請する。

ウ 総務班は災害の状況に応じて、あらかじめ運送事業者に車両の待機を要請する。

(2) 輸送手段の選定

物資等の輸送にあたっては、陸上輸送を原則とするが、道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合等には、県等へ応援要請又は自衛隊に災害派遣要請を行うなど、海上輸送、航空輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(3) 輸送方法の確保、配車手続き

ア 調達方法

車両調達について、事前に事業者等と供給契約の締結に努めるものとし、外部から調達が必要と認められるときは、運送業者等との連携により輸送車両の確保を図る。

また、市が必要とする車両の調達が困難な場合は、県に対して、調達又は調達のあっせんを要請する。

車種別調達方法

乗用車	市が保有する公用車が不足する場合は、市職員の私有自動車及び市内タクシー業者等から借上げる
貨物自動車	市内の運送業者から借上げる
バス	市内を運行するバス会社から調達する。

イ 配車基準

車両の配分は、車両の確保状況、市各班からの車両調達請求、対策本部の実施状況等を勘案した上で総務班において配車計画を策定する。

ウ 配車手続き

(ア) 車両を必要とする場合は、車種、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、総務班に請求する。

(イ) 総務班は配車計画に基づき、各班へ車両を引き渡すものとする。

エ 借上料金

運送事業者等から借上げた車両の使用料金等は、協定等に基づくものとするが、協定等に料金が明示されていない場合や協定を締結していない事業者から借上げた場合は、可能な限り平常の料金となるよう協議する。

(4) 輸送方法

ア 避難者、傷病者等の輸送

(ア) 避難勧告等が発令された場合における住民等の輸送は原則として行わない。

ただし、要配慮者で自主避難が困難である特別な事情がある場合で、市長（本部長）が必要と認めた場合は市車両等により緊急輸送を行う。

イ 傷病者等の医療機関等への輸送は、本章「第6節 救助救急・医療救護活動」によるものとする。

ウ 福祉避難所への移送は、本章「第5節 要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

(5) 資機材及び物資の輸送

第2章 災害応急対策計画（第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策）

- ア 災害応急対策の実施に必要な人員、資機材の輸送は、それぞれの事務を所管する班が行う。車両が不足する場合は総務班へ調達請求を行う。
- イ 県等へ資機材及び物資を要請した場合又は災害救助法の適用に基づく救援物資等の輸送は、県等が指定する場所から輸送する。

第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路の確保等を行う。

なお、県における救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請等に基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市役所機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとされている。

市は、大規模災害時において県及び国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水

主な担当	被災者救援班、生活基盤対策班
------	----------------

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

- ア 飲料水の供給は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。
- イ 市長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ウ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。
- エ 県、南房総広域水道企業団及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道事業体は、市が行う応急給水に対し積極的に協力する。
- オ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」によるものとする。
- カ 勝浦市管工事業協同組合との協力体制は、「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」によるものとする。

<資料6-4 各種協定一覧表>

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により、順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

<給水量の目安>

地震発生～3日	1人1日 3リットル	生命維持のための最低限必要な水量
4日～10日	1人1日 20リットル	簡単な炊事、洗面等最低限の生活を営むための水量
11日～21日	1人1日 100リットル	浴用、洗濯等に必要水量
22日～28日	1人1日 250リットル	平常時給水量

(3) 水道事業体による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

イ 広報

災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質、断水時間及び復旧見込みと停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、適切な広報活動を実施する。

(4) 水道施設の応急復旧

災害時は各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行う。

なお、本市限りで対応不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」に基づき応援を得て、応急復旧を行う。

ア 風水害

(ア) 浄水場内の上水池ポンプ等に汚水の進入を防止するため、常に水防対策を研究して非常時に備える。

(イ) 配電線等に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保に努める。

(ウ) 配水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲とし、応急復旧を行う。

イ 火災

水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上がり等であるので、指定給水装置工事事業者等の協力を求め、極力漏水を防止するとともに臨時給水栓を設置する。

ウ 落雷

落雷により浄水場等の配電線及び電気機器に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

<資料6-2 市内指定給水装置工事事業者一覧表>

2 食料・生活必需物資等の供給体制

主な担当	総務班、被災者救援班
------	------------

市が備蓄している非常食を配分するとともに応急炊き出しを行う。この際、学校給食共同調理場の施設の最大限の活用を図る。また、甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、物資の提供や調達に関する県への要請等により食料を確保し、迅速な供給を図る。

市及び県は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合には、県は、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を実施することとする。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

ウ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、他都道府県等から支援物資を調達する。

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請する。

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(2) 政府所有米穀の調達方法

政府所有米穀の調達を要するときは、市長（本部長）が災害の発生に伴い給食に必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引渡要請を行う。

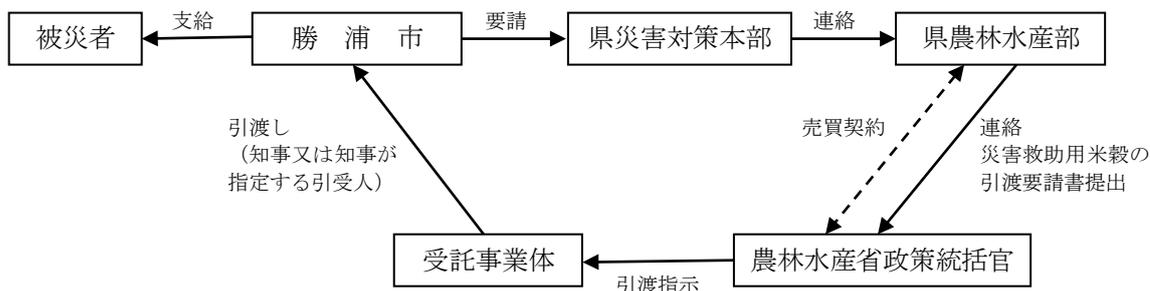
市が直接農林水産省政策統括官に連絡した場合は、事後、県に報告し、県はこれを受けて生産局に連絡を行う。

米穀販売業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるため、米穀販売業者等の精米機により精米し、供給する。

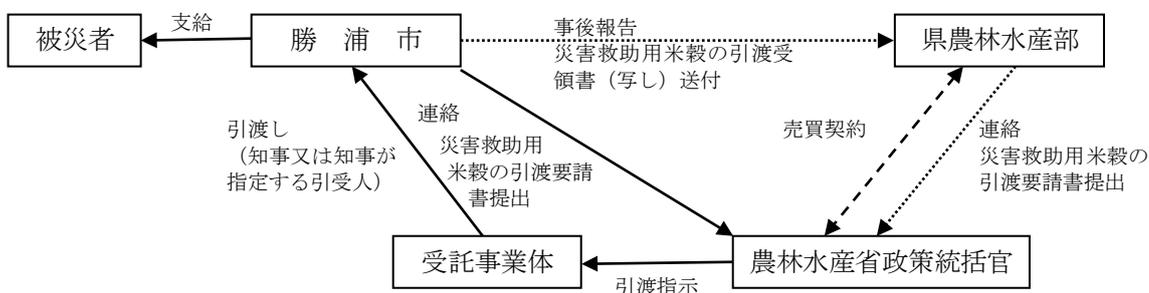
ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと政策統括官が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。

政府所有米穀の受渡し系統図

<市からの要請を受け、県が引渡要請する場合>



<市が直接要請する場合>



(3) 救援物資の供給体制の確保

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

ア 実施機関

- (ア) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。
- (イ) 市長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- (ウ) 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。
- (エ) 市及び県は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

イ 配布を受ける者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者

- (ア) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (イ) 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ウ 生活必需品等の調達等

(ア) 内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(イ) 給与又は貸与の方法

全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

(ウ) 物資調達の方法等

調達については、原則として被災者救援班を経由する。

ただし、緊急の場合は、出先の各班において直接調達することも差し支えないが、事後その旨を被災者救援班に連絡するものとする。

エ 輸送車両等の確保

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 実施

市長（本部長）の指揮のもとに、災害応急対策実施責任者の要請により自動車・船舶・軌道・航空機輸送を実施する。

(イ) 自動車輸送

a 調達順序

第1位 公共機関所有車両

第2位 営業用車両

第3位 一般自家用車両

b 千葉県トラック協会等民間物流業者の協力

トラックを必要とする場合、県を通じ千葉県トラック協会等民間物流業者の協力を得て、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」（平成26年2月）に基づき、救援物資を輸送する。

<資料5-1 市有車両一覧表>

<資料5-2 旅客運送・貨物輸送業者一覧表>

(ウ) 船舶輸送

a 勝浦海上保安署等への要請

b 自衛隊への要請

オ 救援物資の受入れ・管理

(ア) 市は、受援計画に基づき、夷隅地域防災備蓄倉庫（大多喜町森宮）から物資の提供を受けるとともに、「災害支援ネットワーク基本計画」（千葉県 平成26年2月）に基づき、市外からの救援物資の受入体制を整える。

(イ) 市は被災状況に応じて避難所等への交通状況等を考慮して物資集積拠点を設定し、効率的に被災者に供給できる体制を整える。

(ウ) 集積した物資の仕分けや配分等については、ボランティアと連携して実施するとともに、避難所への運搬・輸送にあたっては、民間業者等との協定締結を推進する。

カ 労働力の確保

(ア) 求人の申込み

市長（本部長）は、災害応急措置の実施において、災害対策本部要員及び関係機関等の動員のみでは人員に不足が生じ、労務者等を必要とするときは、公共職業安定所（ハローワークいすみ）に対し、所定の申込書により求人の申込みを行う。

(イ) 求職者の紹介

求人を受理した公共職業安定所（ハローワークいすみ）は、即時に条件に該当する

求職者を検索し、最優先で紹介に努めるものとする。

該当する求職者が存在しない場合には、他の公共職業安定所（ハローワークいすみ）に対する依頼を含め、求職開拓を行うものとする。

(ウ) 費用の負担

労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とし、労働者の賃金は、本市における通常の実費とする。

3 燃料の調達

主な担当	総務班
------	-----

災害時の応急対策が燃料不足による支障が生じることを避けるため、庁舎の自家発電設備や公用車等の燃料について、石油類燃料の供給にかかわる協定の締結に努め、迅速な調達を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

4 電源車の要請

主な担当	本部統括班
------	-------

市は、大規模停電発生時には、直ちに県に電源車の要請を行えるよう、病院、社会福祉施設、避難所等の人命に関わる施設及び災害応急対策に関わる施設の非常用電源の設置状況等をあらかじめリスト化し、県へ提供する。

また、県は、電源車等の配備先の候補案を電気事業者等に提供し、電気事業者は電力復旧計画等を考慮の上、電源車等の配備先を決定する。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等の調整によるものとする。

第9節 広域応援要請計画

大規模災害時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独でこれに対応することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受入れについては、国、県の指導のもと体制整備に努める。

1 国に対する応援要請

主な担当	総務班
------	-----

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

応援を要求するに際しては、的確な被害状況把握により、早期に、要求内容を明確化して行うものとする。

2 千葉県大規模災害時応援受援計画

主な担当	総務班、千葉県
------	---------

大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れにあたっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

3 県に対する応援要請等

主な担当	総務班
------	-----

市長（本部長）は、災害応援措置の実施のため必要があるときは、知事に対し関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

災害により市が深刻な被災を受け、物流環境が十分に整わない場合は、市の要請を待たずに、県が主体的に被災自治体を支援する「プッシュ型」による物資の供給が行われる。

市は、県が行う「プッシュ型」支援で搬入される物資について、一時的であっても屋根付の仮スペースの確保に努め、必要最低限の水、食料、生活必需品等の供給に備える。

4 市町村間の相互応援

主な担当	総務班
------	-----

(1) 市長（本部長）は、応援措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月）や、

夷隅郡市2市2町（勝浦市、いすみ市、御宿町、大多喜町）で締結した「災害時における夷隅郡市市町間の相互応援に関する協定」（平成24年8月）及び県外の市（西東京市（東京都）、伊東市（静岡県））と締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

- (2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- ア 応援をすべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

- (3) 市長（本部長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

5 受援計画

主な担当	総務班
------	-----

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市地域防災計画に受援計画を位置付けるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

6 消防機関相互の応援

主な担当	消防本部
------	------

- (1) 市長（本部長）（消防の一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）に基づき、迅速な相互応援活動を実施する。

- (2) 知事は、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

- (3) 市域の被災を免れた場合で、被災市町村から応援要請を受けたとき、又は千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）並びに消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防応援隊運用要綱に基づき、消防機関による応援の迅速か

つ円滑な実施に努める。

7 水道事業体等の相互応援

主な担当	総務班、生活基盤対策班
------	-------------

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」（平成7年11月）及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」（千葉県 平成17年10月）に基づき、県の調整のもとに他の事業体等に応援要請を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

8 資料の提供及び交換

主な担当	総務班
------	-----

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

9 経費の負担

主な担当	総務班
------	-----

(1) 国、県又は他市町村から市に職員派遣を受けた場合

国、県又は他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

10 民間団体等との協定等の活用

主な担当	総務班
------	-----

大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため必要と認めるときは、民間団体等に対し協力を要請する。

また、民間団体等との協定等の締結を推進する。

11 海外からの支援受入れ

主な担当	総務班
------	-----

海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認した上で、受入れを判断する。

- ア 協力の内容、期間、人員
- イ 入国上の問題点
- ウ 市、消防機関の意向

12 広域避難の支援要請及び受入れ

主な担当	総務班
------	-----

(1) 広域避難の支援要請

市長（本部長）は、広域避難を実施する必要が認められるときは、県及び相互応援協定締結市町村長に対し、避難者の受入れ支援要請を行う。

(2) 広域避難の受入れ

ア 市外からの広域避難者（滞留者）の受入れ

市外からの広域避難者（滞留者）の受入れが必要となる場合は、一時的に指定避難所に受入れる。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するために、広域避難者の受入れにあたっては、公営住宅、民間宿泊施設及び民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊の派遣要請を行う。

1 災害派遣の要請

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市長（本部長）から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長（本部長）が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市長（本部長）は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請する暇がない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市長（本部長）から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。市長（本部長）が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

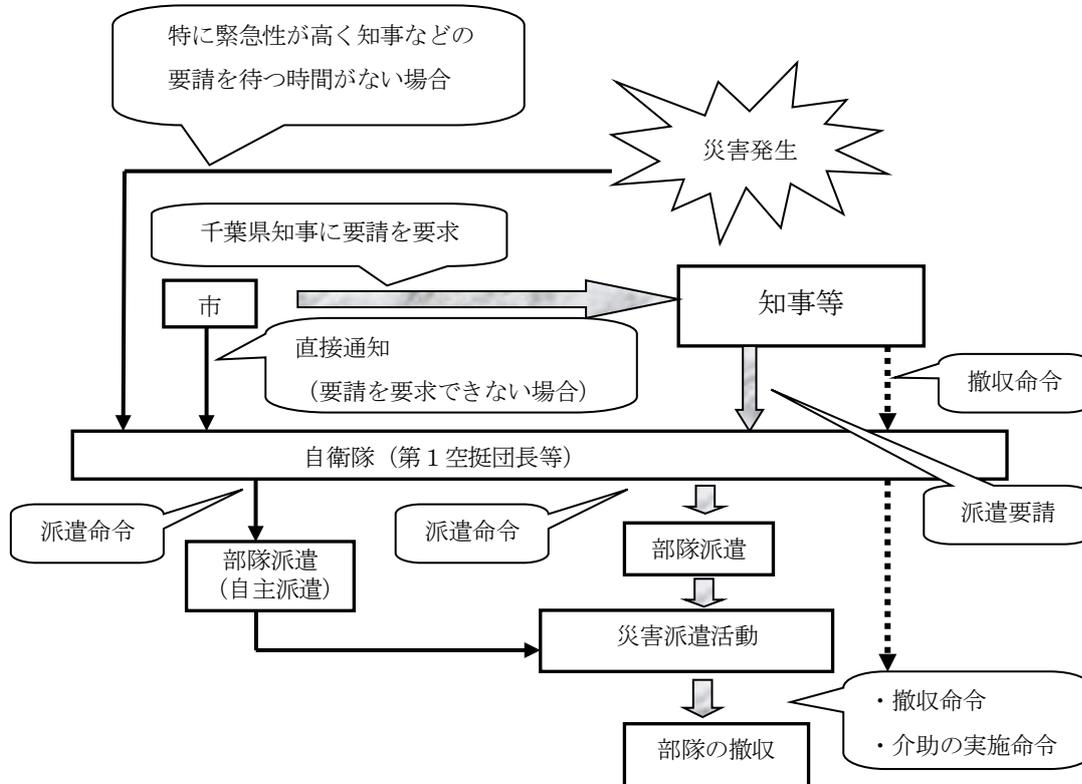
エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が

自主的に派遣する。

カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 知事への災害派遣の要請の要求

主な担当	総務班
------	-----

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市長（本部長）が行う。
- (2) 市長（本部長）が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課
- (イ) 提出部数 1部
- (ウ) 記載事項
 - a 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - b 派遣を希望する期間
 - c 派遣を希望する区域、活動内容
 - d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

(3) 緊急の場合の連絡先

部隊名（駐屯地等名）		連絡責任者		電話番号 ()は時間外	県防災行政無線	
		時間内 (8:00～ 17:00)	時間外			
県	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218、236(302)	632-721 当) 632-725
		高射学校 (下志津)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 313、314(302)	500-9631 500-9634 当) 500-9633
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215(301)	633-721 633-723 当) 633-724
		需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 203(302)	636-721 当) 636-723
内	海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	沼南 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723 当) 636-721
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	沼南 04-7191-2321 内線 2213(2222)	635-721
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213(222)	634-723 当) 634-721

注 緊急の人命救助を必要とする場合には、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

ア 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

イ 海上自衛隊第21航空群（千葉県館山市）

(4) 市長（本部長）の通報

市長（本部長）は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない状態にある場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

4 災害派遣部隊の受入体制

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

(1) 他の災害救助復旧機関との競合又は重複の排除

市長（本部長）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長（本部長）は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。

非常時において、円滑に自衛隊の支援を受入れるために、平常時から受援計画を検討しておくものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び必要機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

市長（本部長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠

点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整等を実施し部隊に通報する。

(4) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機 種	必 要 地 積
OH-6J	約 30m× 30m
UH-1J	約 36m× 36m
UH-60JA	約 50m× 50m
CH-47	約 100m× 100m

(注) 四方向に障害物のない広場のとき

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

- ア 被害状況の把握
 - 車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助
 - 避難者の誘導、輸送等
- ウ 遭難者等の捜索救助
 - 行方不明者、負傷者等の捜索援助（緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施）
- エ 水防活動
 - 堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬
- オ 消防活動
 - 利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
- カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除
 - 施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、道路、線路上の車両、転覆した船舶、がけ崩れ等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
- キ 診察、防疫、病虫防除の支援
 - 大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市又は県が準備）
- ク 人員及び物資の緊急輸送
 - 緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- ケ 炊飯及び給水の支援
 - 緊急を要し、他に適当な手段がない場合
- コ 救難物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」による。(ただし、譲与は、市、県その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。)

サ 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。

シ 危険物の保安及び除去

能力上対処可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

ス 予防措置

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

ソ その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

5 災害派遣部隊の撤収要請依頼

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

市長（本部長）は、災害派遣部隊の撤収要請を依頼する場合には、知事に対して文書（「自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書」）により行うものとするが、この場合、民心の安定及び民生の復興に支障が生じないように、知事及び派遣部隊の長と協議して行う。

6 経費負担区分

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、その活動が、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村の長と協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

7 自衛隊の即応態勢

主な担当	自衛隊
------	-----

(1) 情報収集

千葉県内で気象警報（大雨、洪水及び津波）が発令され被害が予想又は情報入手が必要な場合、利根川、江戸川水域での避難判断水位到達時、千葉県内で突発的災害発生時、情報収

集が必要と判断される事態が生じた場合、情報収集態勢を強化する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保を図るとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障が生じた児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 市立小・中学校

ア 防災教育の一層の充実

東日本大震災等の災害教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）などについて、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

イ 事前準備

(ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法、引渡手順等を検討する。

c 教育委員会、警察署、消防団及び保護者への連絡網を確立する。

d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

ウ 災害時の体制

(ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、教育委員会へ報告する。

(エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

(オ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

(カ) 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

(ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

- (イ) 教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
 - (ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。
 - (エ) 教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けた必要な指導を行うとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を検討し、早期の授業再開を支援する。
- (2) 学用品の調達及び支給
- 災害により、学用品が喪失又はき損し、就学に支障が生じる小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。
- ア 実施機関
- 学用品の給与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。
- なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。
- (3) 学用品の給与
- ア 学用品の給与を受ける者
- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
 - (イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）
 - (ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。
- イ 学用品給与の方法
- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
 - (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
 - (ウ) 実施に必要なものに限り支給する。
 - (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。
- ウ 学用品の品目
- (ア) 教科書及び教材
 - 小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。
 - (イ) 文房具
 - ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
 - (ウ) 通学用品
 - 運動靴、傘、カバン、長靴等

2 避難所開設への対応

主な担当	被災者救援班
------	--------

学校は避難所として指定されており、災害時には避難者を受入れ、避難生活を送る場として使用される。しかし、学校は教育施設であるため、基本的には教育活動の場であることに留意して、教育活動と避難所運営の両立に備えて、避難スペースとして利用しない管理エリアの設定など、教育委員会や学校とあらかじめ協議を整えておく。

避難所として指定された学校は、緊急的な避難を要する場合に備え、施設開放の手順や教職員の支援体制について、あらかじめ体制を整えておく。

3 授業料等の減免・育英補助の措置

主な担当	被災者救援班
------	--------

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

被災したことにより、勝浦市奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付を行う。また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予を行うことができる。

4 給食措置

主な担当	被災者救援班
------	--------

学校給食を再開するにあたっては、県に、指導、助言を要請する。

県は、市等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の応急対策

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 文化財の被害状況を把握し、県に報告する。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、県を経由して文化庁に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講じる。

イ 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、市・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講じる。

<資料7-1 市内文化財一覧表>

第12節 帰宅困難者等対策

台風等による風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者等に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

主な担当	被災者救援班
------	--------

風水害は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合は、一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校など関係機関に対し、周辺の市町村、都県と連携し、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施する。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

主な担当	被災者救援班
------	--------

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、市や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

また、一時収容対策として、飲料水、食料の備蓄などの促進に努める。

3 集客施設や駅等における利用者保護

主な担当	被災者救援班
------	--------

集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び市や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等への情報提供

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

駅や幹線道路等の周辺における混乱を防止し、滞留者や幹線道路などを通して徒歩により移動する帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関への情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

市は、関係機関と連携して、台風など風水害に関する情報、広域的な被害情報、家族等と

の安否確認方法などについて、テレビ・ラジオやホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携して登録制メール、ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供について検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 一時滞在施設の開設

指定避難所や市所管の施設を、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。また、必要に応じて、市内の民間施設管理者に対し一時滞在施設開設の要請を行う。

一時滞在施設を開設した場合は、その状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、施設ごとにあらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受入れることとし、運営にあたっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。

その際、関係機関と連携し、施設管理者に対し、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

主な担当	被災者救援班
------	--------

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、市及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオやホームページなどを活用し提供する。また、関係機関と連携して、登録制メール、ポータルサイト・SNSなどを活用した情報提供についても検討を行う。

7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

主な担当	被災者救援班
------	--------

要配慮者等の自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害による住民の保健衛生、感染症の予防、災害廃棄物の処理等について、市は関係機関と緊密に連絡をとりながら、被災者の医療救護に万全を期するものとする。

1 保健活動

主な担当	医療救護班
------	-------

市及び夷隅健康福祉センターは、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じる。

(1) 要配慮者の健康状態等の把握

要配慮者等の健康状態の安否・健康状態を把握し、市が把握する要配慮者等に関する情報との共有・交換を行う。

(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理

市は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

夷隅健康福祉センターは、市が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

(3) 二次健康被害の予防

夷隅健康福祉センター及び市は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(4) 活動体制の整備

市及び夷隅健康福祉センターは、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市は上記(1)から(3)を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を夷隅健康福祉センターに報告する。

2 飲料水の安全確保対策

主な担当	医療救護班
------	-------

災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、夷隅健康福祉センターに対し、飲料水の検水の実施及び飲料水の安全確保についての指導を要請する。また、夷隅健康福祉センターと協力して、被災者に対する適切な広報及び指導を行う。

3 防疫

主な担当	医療救護班、生活基盤対策班
------	---------------

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

市は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じる。

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき市及び県が実施し、本市の医療救護班及び生活基盤対策班がこれにあたる。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 予防及びまん延防止

夷隅健康福祉センターは、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。

また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行うほか、必要に応じて市や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

イ 防疫措置の強化

災害規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

ウ 広報活動の実施

住民の社会不安の防止を図るため、防疫情報等の広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

感染症法第27条の規定に基づき、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

オ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

カ 指定感染症に関する情報共有

夷隅健康福祉センターは、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市等と連携し情報共有を図る。

(4) 患者の入院

夷隅健康福祉センターは、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤及び井戸水消毒液、資器材等は、市内取扱い業者から直接調達する。市内で調達できないときは、県及び近隣市町村等に協力を要請し調達する。

(6) 報告

市長（本部長）は、警察、消防機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記事項について、所定の様式（災害防疫事務要領）により、患者の発生状況や防疫活動の状況等について、夷隅健康福祉センター長を経由して知事に報告する。

ア 被害の状況

イ 防疫活動状況

- ウ 災害防疫所要見込額
- エ その他

4 死体の搜索処理等

主な担当	医療救護班
------	-------

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときの死体の処理については知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。

イ 本市限りで処理不能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

なお、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」（千葉県 平成17年4月）に基づく死体の処理体制を構築するために、市、火葬場及び応援協定締結団体との間で、FAX等による応援要請、協力依頼等の連絡調整に関する訓練を随時実施する。

ウ ア及びイにより知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（死体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、市及び県が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

ア 市長（本部長）は、検案医師等について、必要に応じて勝浦診療所に出動を命じ、また、夷隅医師会長、夷隅郡市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図る。

(3) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

(ア) 死体を処理する場合

- a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、直ちに死体の居住地の市町村長に連絡して、遺族等の関係者による死体の引取りを依頼する。ただし、引

取るいとまのない場合においては、県に死体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、市が死体の処理を行う。

- c 警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察等当局から遺族又は市長（本部長）等の関係者に引渡された後の、必要な死体の処理をする場合

(i) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

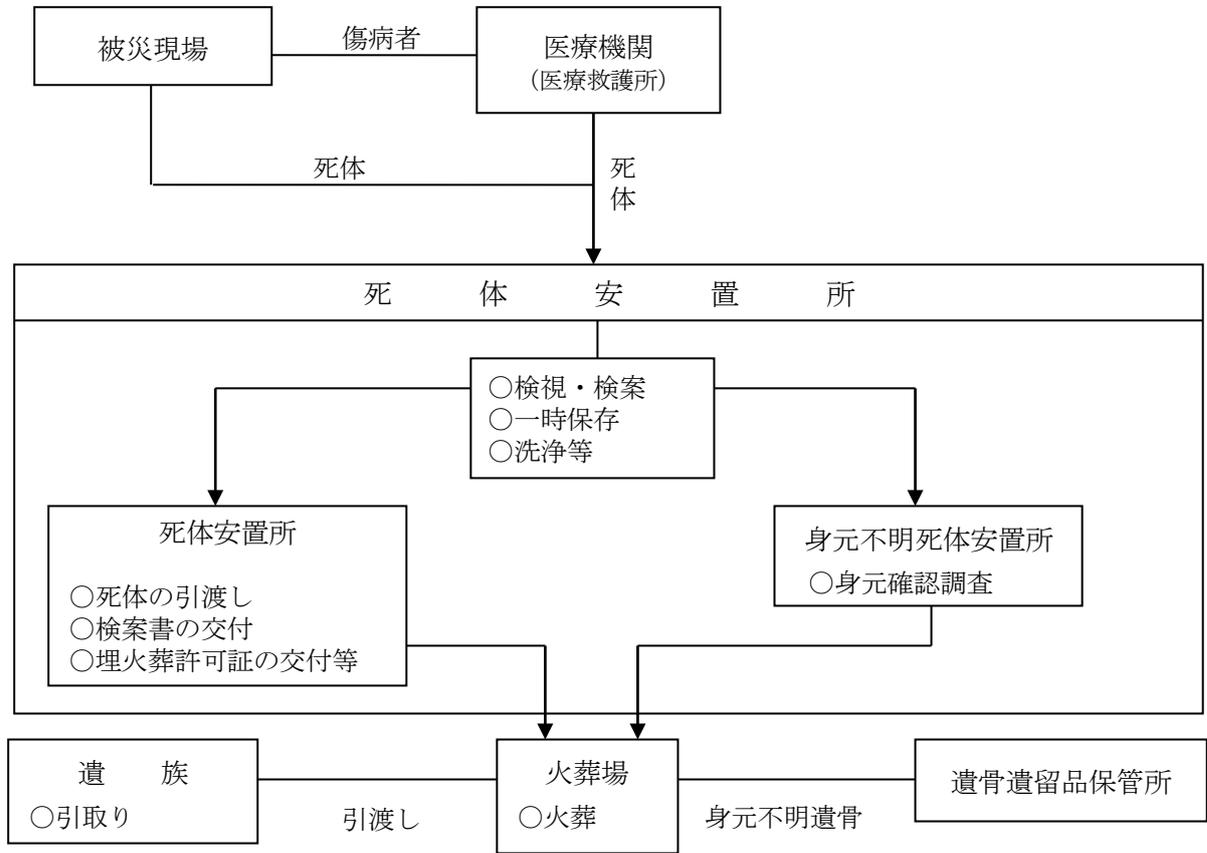
(i) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。
市の死体の安置所の予定地は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所から、本部会議を通じて決定する。被害の程度又は適地がなく私有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結する。

安置所予定地

- | | | |
|------|----------------|-----|
| 優先1位 | 元大原高校勝浦若潮キャンパス | 体育館 |
| 優先2位 | 廃校の体育館 | |
| 優先3位 | その他公共用地 | |

死体取扱いの流れ



(4) その他

ア 勝浦警察署における計画

(ア) 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、市長（本部長）又は知事と緊密に連絡し、市、県の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動と合わせて、関係機関が行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

イ 勝浦海上保安署における計画

(ア) 災害により勝浦漁港その他本市周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、関係機関と協力し、所属巡視船艇による捜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索にあたる。

る。

(ウ) 収容した死体は、市長（本部長）又は知事と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともに身元確認に努め、市長（本部長）又は知事が行う措置に協力する。

5 動物対策

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 被災地における動物の保護

夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物（ペット）が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

(2) 避難所における動物の保護

避難所を開設した場合、避難所管理者はペット同伴者の有無を確認し、適正な対応に努める。また、避難者のアレルギーの発症や衛生管理の観点から、一般の避難生活の場とは区別したスペースを確保する。

ペットの餌及び糞尿の処分等については、基本的に飼い主の責任で行う。

なお、夷隅健康福祉センターと協力して動物愛護及び環境衛生の維持に努める。

6 清掃及び障害物の除去

主な担課	医療救護班、生活基盤対策班
------	---------------

(1) 災害廃棄物処理計画

災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

(ア) 災害時における被害地帯の清掃は、市長（本部長）が行う。

(イ) 災害等による大量の廃棄物が発生し、本市限りで処理が困難な場合は、県が締結している「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」（千葉県 平成9年7月）に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

イ 廃棄物等の収集と処理

(ア) 組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必

要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。

(イ) 災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、一旦仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として市が最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 廃棄物処理量の算出基準

a ごみ処理算出基準

全壊（流出）	1戸につき	1 t
半壊	〃	0.5 t
床上浸水	〃	0.2 t

$$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数}) \times 1 + (\text{半壊戸数}) \times 0.5 + (\text{床上浸水戸数}) \times 0.2$$

＝要総処理量

b し尿処理算出基準

$$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数} + \text{床上浸水戸数} + \text{床下浸水戸数}) \times 75 \text{ リットル} = \text{要総処理量}$$

(エ) 一時集積場所の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにしておく。

市の一次集積場所の予定地は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所から、本部会議を通じて決定する。被害の程度又は適地がなく民有地を使用する場合は、所有者と保障に関する契約を締結する。

一次集積場所予定地

優先1位	元大森粗大ごみ置場
優先2位	廃校のグラウンド
優先3位	その他公共用地

(オ) 仮設トイレの確保

仮設トイレは、備蓄や協定に基づき確保し、立地条件を十分検討し設置する。

なお、撤去した後は、設置場所周辺の消毒を十分に実施する。

(カ) 災害廃棄物に関する啓発・広報

市において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

(キ) 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市長（本部長）は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

自動車・死体等の特殊なものを除き、道路の利用目的に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市の所有する関係機械器具、車両等をもって速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

(イ) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所とし、被害の程度又は適地がなく私有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結する。

(ロ) 機械器具の調達

障害物の除去に必要な機械器具等は、市の保有している機械器具等を用いるものとし、現有の機械器具等で処理不可能な場合は、関係業者の協力を求めて調達するものとする。

<資料6-1 市内建設関係業者等機械保有状況一覧表>

イ 河川・漁港関係障害物除去計画

(イ) 河川

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

(ロ) 漁港

a 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨海道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

b 勝浦海上保安署は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ又は勧告する。

ウ 住宅関係障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(イ) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長（本部長）が実施し、生活基盤対策班がこれにあたる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

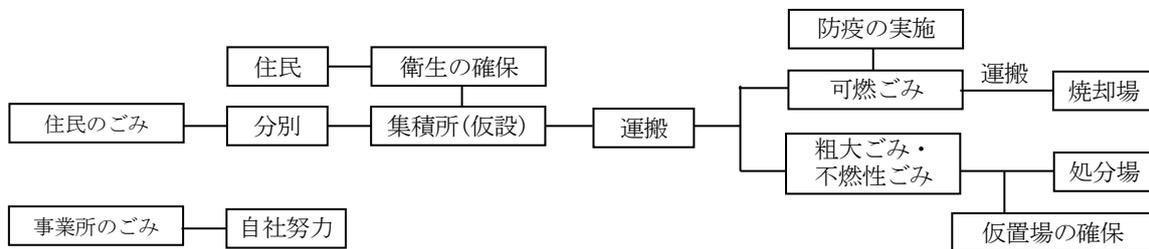
(ロ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）。

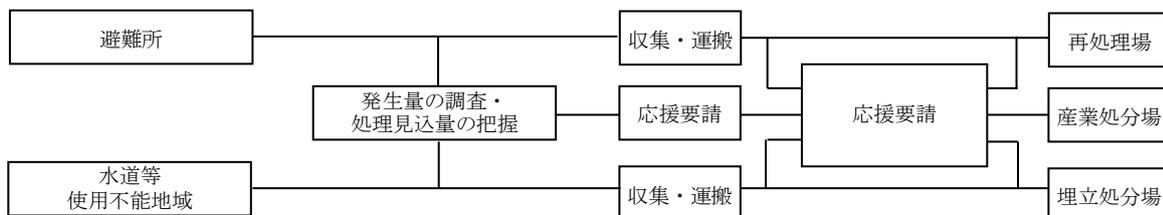
(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

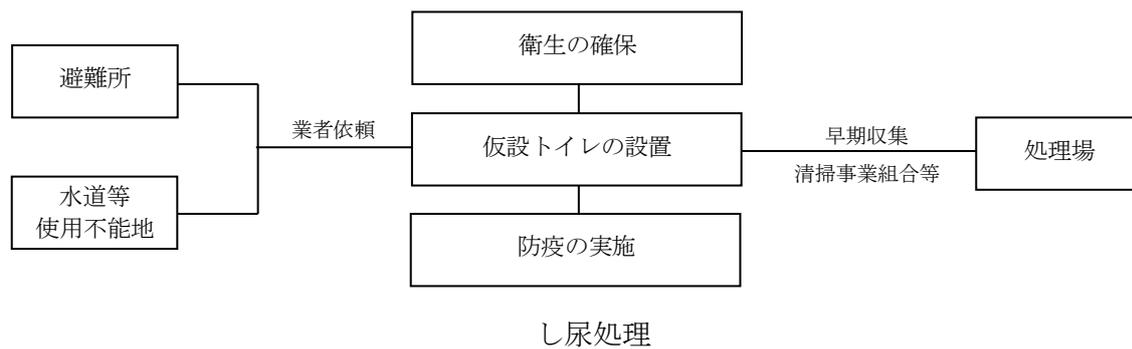


ごみ処理



がれき処理

第2章 災害応急対策計画（第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策）



第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し、又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の供与等

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失し、又は自己の資力では住家の確保ができない者を收容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は市長（本部長）が行い、救助実施以外の市町村長は知事を補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

(イ) 本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

災害救助法が適用された場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

(イ) 民間賃貸住宅の借上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(ウ) 市営住宅

市営住宅について、台帳等を整備することで、空き家戸数を常に把握し、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め入居をあっせんする。その場合、要配慮者等の同居世帯を優先とする。

2 住宅の応急修理計画

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 計画方針

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で

は応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

(2) 実施機関

ア 被災した住宅の応急修理は、市長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は市長（本部長）が行い、救助実施市以外の市町村の長は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、（一社）全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

3 建設資材の確保

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 市及び県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①（一社）プレハブ建築協会、②（一社）千葉県建設業協会、③（一社）全国木造建設事業協会のあつせんする業者を通じて確保する。

(2) 災害復旧用材の供給

ア 国有林材の供給

市長（本部長）は、市内に著しい災害が発生し、災害救助法が適用された場合、必要に応じ災害復旧用材の供給を関東森林管理局に対し要請する。

なお、この場合、被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。（緊急を要する場合には、口頭で申請し、事後に申請書を提出するものとする。）

イ 県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材の提供を知事に要請する。

4 被災建築物の応急危険度判定

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範に被災した場合、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。

(1) 応急危険度判定の実施

ア 実施機関

(ア) 被災建築物危険度判定は、市長（本部長）が行う。

- (1) 知事は、判定に必要な支援を行う。
- (2) 応急危険度判定士の養成・登録
 - 応急危険度判定士の養成・登録は、県が「千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」（平成7年10月制定 平成22年3月改正）に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理を行っている。
- (3) 実施体制の準備
 - 市は、被災建築物応急危険度判定の実施計画を策定する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。
 - ア 応急危険度判定士の派遣要請及び受入れ
 - (ア) 応急危険度判定士の派遣要請
 - 生活基盤対策班は、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
 - (イ) 応急危険度判定士の受入れ
 - 判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。
 - イ 応急危険度判定実施の広報
 - 生活基盤対策班は、判定を実施するときは、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線、チラシ等により周知を図る。
 - ウ 判定による結果の表示
 - 危険度の判定は、次の3区分で行う。判定結果については、被災建築物へ表示し、使用者等に注意を促す。
 - (ア) 危険
 - (イ) 要注意
 - (ウ) 調査済

5 被災宅地危険度判定

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

豪雨等により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。

また、震災時における、被災宅地危険度判定の迅速かつ的確な実施を図るため、体制の整備を図る。

- (1) 活動体制
 - 被災宅地危険度判定は、市長（本部長）が行う。
- (2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録
 - 被災宅地危険度判定士の養成・登録は、県が「千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」（平成15年3月制定 平成26年8月改正）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理を行っている。
- (3) 実施体制の準備
 - 市は、被災宅地危険度判定の実施計画を策定する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

ア 被災宅地危険度判定士の派遣要請及び受入れ

(ア) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

生活基盤対策班は、被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

(イ) 応急危険度判定士の受入れ

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

イ 被災宅地危険度判定実施の広報

生活基盤対策班は、被災宅地危険度判定を実施する際には、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等について、防災行政無線、チラシ等を用いて周知を図る。

6 罹災証明書の交付

主な担当	情報収集・電話対応班
------	------------

市長（本部長）は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

被災時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務について、県が主催する説明会に出席する。さらに、被害の規模が大きく、住家被害の調査等にかかる人員が不足する場合は、県に対し、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整の要請を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

1 水道施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

災害時において、生活基盤対策班は、生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業者等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」に基づき県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行う。

(1) 災害時の活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水及び浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、災害時応援協定を締結している資機材の供給団体に対し、速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

水道事業者間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 被害発生時の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認の上、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

<資料6-4 各種協定一覧表>

2 電力施設

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動が行えるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。

ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド(株)の双方で調整を図る。

- (1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- (2) 指定避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中核機能となる市の災害対策本部が存在する施設
- (4) 上下水道施設などライフライン施設

3 ガス施設

主な担当	(一社) 千葉県LPガス協会
------	----------------

- (1) 動員、配備体制

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、非常災害体制を確立する。
- (2) 情報収集、連絡体制
 - ア 各行政、消防、警察等の防災機関との連絡を密にし、必要に応じて連絡員の派遣を行う。
 - イ 災害に際しては、各事業所とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡を行う。
- (3) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況・災害・復旧の現状と見通し等について適切に広報及び連絡を行い、周知に努める。

また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、広報車による巡回のほか、市、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費施設機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

4 通信施設

主な担当	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本郵便
------	---

- (1) 東日本電信電話(株)千葉事業部
 - ア 災害時の活動体制
 - (ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。
 - (イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。
 - イ 発災時の応急措置
 - (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

 - a 電源の確保
 - b 災害対策用無線機装置類の発動準備

- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通信回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 回線の応急復旧
- g 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) ㈱NTTドコモ

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- b 移動電源車、発動発電機等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検

- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- d 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の設置
- e 回線の応急復旧

(ロ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車・ラジオ・テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- a 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI(株)

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら、各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備を行う。

通信に輻輳が発生した場合には、輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便(株)（勝浦郵便局）

応急措置は、以下のとおりとする。

ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった場合、仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

また、災害特別事務取扱、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合は取扱う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

第16節 ボランティアの協力

大規模な災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

1 災害ボランティアセンターの設置

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

(1) 市災害ボランティアセンターの設置

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、社会福祉協議会が行うことができる。

市災害ボランティアセンターの設置予定場所

元大原高等学校勝浦若潮キャンパス 校舎

(2) 県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティアの派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

(3) 広域ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない場合に、それを代替するため、県はボランティアセンターを被災地域の近辺に設置する。

なお、当該ボランティアセンターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域ボランティアセンターの設置場所

名称	支援対象地域	設置場所
いすみ広域ボランティアセンター	夷隅	大多喜町B&G海洋センター

2 ボランティアの活動分野

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報

- カ 被災者への心理治療
 - キ 要配慮者の看護、情報提供
 - ク その他専門的知識、技能を要する活動等
- (2) 一般分野
- ア 避難所の運営補助
 - イ 炊き出し、食料等の配布
 - ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
 - エ 要配慮者の支援
 - オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
 - カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
 - キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

- (1) 個人
- ア 被災地周辺の住民等
 - イ 被災建築物応急危険度判定士
 - ウ 被災宅地危険度判定士
 - エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
 - オ その他
- (2) 団体
- ア 日本赤十字社千葉県支部
 - イ 勝浦市社会福祉協議会
 - ウ その他ボランティア活動団体、NPO法人 等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

平常時から災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。合わせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練の実施を支援し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう、日頃から連

携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ちば県民活動PR」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性について、住民の活動への参加促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、社会福祉協議会が運営する市災害ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部等の関係団体を通じて広く参加を呼びかけるとともに、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内各市町村に支援を依頼する。

なお、東日本大震災においては、ホームページやブログなどを用いて情報を公開したことで、電話等による問合せを抑制する効果が見られたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

災害の状況に応じて、より実情に即したボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、社会福祉協議会は、市、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 市災害ボランティアセンターによる登録

社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンター受付窓口を設置し、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を調整の上、派遣する。

災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、受付や登録に関しては、市災害ボランティアセンター受付窓口にて対応する。

(2) 専門ボランティアの派遣要請

専門分野での活動を希望する個人及び団体の登録は、県が中心となって対応する。

ボランティアの需要状況をもとに、必要な活動分野及び派遣人員等を把握し、県に派遣を要請、調整等の支援を受ける。

専門ボランティアについては、市の関係部署と連携して活動を支援する。

<専門ボランティアの活動分野等>

活動分野	個人・団体
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士
高齢者支援	支援団体
障害者支援	支援団体
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財) ちば国際コンベンションビューロー ボランティア通訳 災害時外国人サポーター
通信、情報連絡	(一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や被災地周辺市町村による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、社会福祉協議会が設置した市災害ボランティアセンターにおいて受付を行い、災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市社会福祉協議会は、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

また、県災害ボランティアセンターは、市災害ボランティアセンターと連絡を密にし、情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

市社会福祉協議会は、日本赤十字社千葉県支部や市及び県、県災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援を実施し、密接な連携のもとに各種救援救護策を進める。

(6) 感染症対策について

市災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6 ボランティア受入体制

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアの食事や宿泊場所は、自己調達を原則とする。

(2) 市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターや活動拠点については、運営主体である社会福祉協議会と市が協議の上、確保・提供する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受入れる市が負担する。なお、ボランティア活動に必要な資機材は、市社会福祉協議会において、あらかじめ用意するものとする。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 ボランティアリーダーの養成

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

一般分野のボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から防災ボランティアリーダーの養成を進め

る。

また、発災時に迅速な受入れができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

市社会福祉協議会は、災害ボランティア講座を開催し、災害ボランティアセンターの運営スタッフの養成に努める。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活安定のための支援

- 1 被災者に関する支援の情報の提供等 (風-3-1)
- 2 被災者生活再建支援金 (風-3-1)
- 3 公営住宅の建設等 (風-3-2)
- 4 災害援護資金 (風-3-3)
- 5 生活福祉資金 (風-3-4)
- 6 市税の徴収猶予及び減免等 (風-3-4)
- 7 生活相談 (風-3-5)
- 8 雇用の維持に向けた事業主への支援 (風-3-5)
- 9 職業のあっせん (風-3-6)
- 10 義援金品の配布 (風-3-6)
- 11 その他の生活確保 (風-3-7)
- 12 市災害見舞 (風-3-7)
- 13 中小企業への融資 (風-3-7)
- 14 農林漁業者への融資 (風-3-9)

第2節 ライフライン関連施設等の復旧対策

- 1 水道施設 (風-3-11)
- 2 電力施設 (風-3-11)
- 3 ガス施設 (風-3-12)
- 4 通信施設 (風-3-13)
- 5 農林・水産業施設 (風-3-13)
- 6 公共土木施設 (風-3-14)

第3節 激甚災害の指定

- 1 激甚災害に関する調査 (風-3-16)
- 2 特別財政援助額の交付手続き等 (風-3-16)

第4節 災害復興

- 1 体制の整備 (風-3-17)
- 2 災害からの復興に関する基本的な考え方 (風-3-17)
- 3 想定される復興準備計画 (風-3-17)
- 4 復興対策の研究、検討 (風-3-18)

第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらにこころのケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者に関する支援の情報の提供等

主な担当	被災者救援班
------	--------

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等、被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施にあたっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。

また、県は市及び国と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

2 被災者生活再建支援金

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額になる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
全壊・解体・長期避難・大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

(5) 支援支給手続き

被災者は支給申請を市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、とりまとめて県へ提出する。

県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは交付決定等を行う。

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業による支援

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにもかかわらず、上記(2)の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市とする。（県から市への補助方式：補助率 10/10）

ウ 支援金の支給額は上記(4)と同等とする。

3 公営住宅の建設等

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は市営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸するために借り上げる。

市が行う災害公営住宅の建設等に対し、知事は適切に指導・支援を実施する。

(2) 市営住宅の空き家の活用

市営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存市営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

4 災害援護資金

主な担当	被災者救援班
------	--------

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付けの対象となる被害

- (ア) 世帯主が療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である負傷を負った場合
- (イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合

- (ア) 家財等の損害がない場合 150万円
- (イ) 家財の1/3以上の損害 250万円
- (ウ) 住居の半壊 270万円
- ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分をとり壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円
- (エ) 住居の全壊 350万円

イ 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合

- (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円
- (イ) 住居の半壊 170万円
- ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分をとり壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円
- (ウ) 住居の全壊（エを除く） 250万円
- ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分をとり壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円
- (エ) 住居の全体が滅失もしくは流失 350万円

(3) 貸付条件

- ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）

- イ 据置期間 3年（特別な場合5年）
- ウ 利子 年3%以内で市が条例で定める率（据置期間中は無利子）
- エ 保証人 連帯保証人になること
- (4) 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還
- (5) 申込方法 市役所

5 生活福祉資金

主な担当	被災者救援班
------	--------

- (1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護資金）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
- (2) 貸付金額 一世帯 150万円以内
- (3) 貸付条件
 - ア 据置期間 6ヶ月以内
 - イ 償還期間 据置期間経過後7年以内
 - ウ 利子
 - 保証人あり 無利子
 - 保証人なし 年1.5%
 - エ 保証人
 - (ア) 連帯保証人となること
 - (イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
 - (ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者
 - (エ) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
 - (オ) 申込方法 市が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ社会福祉協議会へ申し込む。

6 市税の徴収猶予及び減免等

主な担当	情報収集・電話対応班
------	------------

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法、勝浦市税条例により、市税の災害救済措置として、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じる。

- (1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長する。

 - ア 災害が広範囲にわたる場合

市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。
 - イ その他の場合

納税義務者等の申請により、市長が、災害のやんだ日から納税義務者については2ヶ月以内、特別納税義務者については30日以内において期日を指定する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対して、該当する各税目について減免及び納入義務の免除等を行う。

なお、県税の徴収猶予及び減免等については、千葉県地域防災計画 地震・津波編 第4章 第1節「被災者生活安定のための支援」による。

- ア 個人の市民税
- イ 固定資産税
- ウ 国民健康保険税
- エ 介護保険料

7 生活相談

主な担当	情報収集・電話対応班、千葉県、警察
------	-------------------

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
勝 浦 市	市役所庁内に被災者のための総合相談窓口を設置するとともに税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等に個別相談窓口を設置し、それぞれ課の分掌事務の解決を図る。
千 葉 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市と緊密な連携を図る。
勝 浦 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 警察活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

8 雇用の維持に向けた事業主への支援

主な担当	被災者救援班
------	--------

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

9 職業のあっせん

主な担当	被災者救援班、労働局
------	------------

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、被災状況等を勘案の上、公共職業安定所（ハローワークいすみ）と緊密な連絡をとりながら速やかにそのあっせんを図る。
- (2) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、公共職業安定所（ハローワークいすみ）を通じ、次の措置を講じる。
 - ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - イ 巡回職業相談の実施

10 義援金品の配布

主な担当	総務班、被災者救援班、日本赤十字社
------	-------------------

- (1) 方針

被災者にあて寄託された義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、輸送方法、事務分担等について、県、日本赤十字社千葉県支部及び市の三者で総合的な計画を樹立する。
- (2) 義援金品の受付
 - ア 義援金品の受付

受付窓口は、被災者救援班に設置し、義援金品の受付を行う。

ただし、災害の状況によっては、臨時に場所を設けるものとする。

被災者救援班は、県及び日本赤十字社を含む様々な受入れルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。
 - イ 受領書の発行

義援金品を受領したときは、「義援金品受領書」に従い、寄託者に受領書等を発行する。
- (3) 義援金品の配分
 - ア 被災者に対する義援金品の配分は、被害状況の確定後、市長（本部長）が決定する。
 - イ 総務班は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案の上、配分計画を立て、世帯及び人員を単位として配分する。

なお、被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、公平に配分する。
- (4) 義援金品の保管場所

寄託された義援金品について、被災者に配布するまでの間、会計課の金庫等に保管を依頼する。

義援品の保管については、住民その他から直接寄託されたもの、県及び日本赤十字社より配分を受けた物資を合わせて倉庫等に保管するものとするが、災害の状況によっては、臨時に集積所を定めて保管する。

11 その他の生活確保

主な担当	日本郵便(株)、労働局、日本放送協会
------	--------------------

機 関 名	生活確保の取扱い
日本郵便(株)	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等、被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵便関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。 2 災害時における窓口業務の維持 3 (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所等との緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあせをを図るものとする。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 巡回職業相談の実施 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。
N H K	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

12 市災害見舞

主な担当	被災者救援班
------	--------

災害救助法の適用を受けない災害については、勝浦市災害見舞規程により見舞金を支給する。

13 中小企業への融資

主な担当	被災者救援班
------	--------

千葉県融資制度による経営安定資金の融資対策を講じる。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

- (ア) 激甚災害により被害を受けた者
- (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

- イ 融資用途
設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額
1 中小企業者 8,000 万円以内
 - エ 融資期間
設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内
 - オ 融資利率
年 1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）
- (2) 一般枠
- ア 融資対象者
知事が指定する災害により被害を受けた者
 - イ 融資用途
設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額
1 中小企業者 8,000 万円以内
 - エ 融資期間
設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内
 - オ 融資利率
年 1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）
- (3) 激甚災害枠
- ア 融資対象者
激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方
 - イ 融資用途
設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額
1 中小企業者 8,000 万円以内
 - エ 融資期間
設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内
 - オ 融資利率
年 1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）
- (4) 高度化融資（災害復旧貸付）
- 既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、又は、災害による被害を受けた施設を復旧するにあたって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用
- ア 貸付期間
最長 20 年（うち据置期間 3 年以内）
 - イ 貸付金利
無利子
 - ウ 貸付割合
貸付対象事業費の 90%以内

14 農林漁業者への融資

主な担当	被災者救援班
------	--------

令和2年8月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
天 災 資 金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円)	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)	
		〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置			
		5.5%以内資金			〃
6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等 原則5年以内)	
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））

第3章 災害復旧・復興計画（第1節 被災者生活安定のための支援）

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県単 漁業 災害 対策 資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））
（株） 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 （毎月見直し）	25年 （据置10年以内）
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円（特認年間経営費等の3/12以内）		10年 （据置3年以内）
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内	変動 （毎月見直し）	30年（据置20年以内） 20年（据置3年以内） 15年（据置5年以内）
		災害による林道の復旧	80%以内		
	災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内			
漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内	20年 （据置3年以内）		
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） （共同利用施設）	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植 農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	1施設あたり300万円（特認600万円、漁船1,000万円～11億円）又は負担する額の80%のいずれか低い額 80%以内	15年（据置3年以内） 果樹の改植補償は25年（据置10年） 20年（据置3年以内）		

第2節 ライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等の都市施設、農林業用施設、また、道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

ア 取水・導水・上水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。

イ 施設の耐震化を図る。

ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。

エ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

ア 漏水調査を実施する。

イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

(ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

(イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮・住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 電力施設

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害に防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害時に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、市及び東京電力パワーグリッド(株)は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動が行えるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下の3つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。

- (1) 「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」
停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等並びに予防措置（予防伐採）に関して規定
- (2) 「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」
それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定
- (3) 「災害時における電源車の配備に関する覚書」
長時間の停電が発生し、又は発生のおそれがある場合の電源車配備について規定

■災害時における電気に関する広報事項

広報事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと。 2 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。 3 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。 4 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。 5 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。
------	--

3 ガス施設

主な担当	（一社）千葉県LPガス協会
------	---------------

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

- (1) 被害状況の調査と復旧計画の作成
復旧計画作成のため、次の設備について被害調査を行う。
 - ア 供給設備
 - イ 需要家のガス施設
これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。
- (2) 復旧措置に関する広報
復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
- (3) 復旧作業
需要家設備の復旧作業を、次のとおり実施する。
 - ア 閉栓確認作業
 - イ 点火・燃焼試験
 - ウ 開栓
- (4) 再供給時事故防止措置
 - ア 供給施設
ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

イ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 通信施設

主な担当	東日本電信電話株
------	----------

(1) 東日本電信電話株における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

回線の復旧順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる。）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

【電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等】

5 農林・水産業施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 取水施設や用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路等護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ 貯水施設

(ア) ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
 - (イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの
 - (ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
- (2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは、次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると林業生産基盤の役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設等

漁港施設管理者は、管理する施設が地震・津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 海岸保全施設

(ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

(イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(ウ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

(ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(エ) 外郭施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 共同利用施設

(ア) 事務所、倉庫等の倒壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(イ) 荷捌場の破壊、陥没等で水揚げや漁業生産物の出荷、供給に重大な支障を与えているもの

6 公共土木施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。復旧にあたっては、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。

また、緊急車両の通行を確保する必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令するほか、路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

(2) 河川、海岸、港湾及び急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾及び急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保の上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の決壊、護岸・天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防護岸等の決壊又はその破堤のおそれのあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止め、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はその破堤のおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸・水門の全壊等で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 港湾施設

- (ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外郭の施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定

市及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1 激甚災害に関する調査

主な担当	本部統括班
------	-------

市長（本部長）は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 特別財政援助額の交付手続き等

主な担当	総務班
------	-----

市長（本部長）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第4節 災害復興

1 体制の整備

主な担当	本部統括班
------	-------

市は、住民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

なお、市は、災害復旧・復興本部の役割等について研究する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

主な担当	全班
------	----

市は、県及び関係機関等と連携し、行政の施策（公助）や自分の身は自ら守ること（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携すること（共助）など、地域・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、県では、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性をとりまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こり得る首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市は、それぞれの役割分担のもと、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

3 想定される復興準備計画

主な担当	全班
------	----

復興計画を実効性ある内容とし、よりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対するこころのケアの重要性の認識など健康・

福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要と地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

地域特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力で住宅再建できるよう、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討

主な担当	全班
------	----

今後起こり得る大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、こころのケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

- (4) 農林水産業の再生と発展
 - ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
 - イ 千葉県産農林水産物の魅力発信
 - ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
 - エ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生と発展
 - ア 商工業の再生及び成長支援
 - イ 観光業の再生
 - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
 - ア 安全なまちづくりの推進
 - イ 公共土木施設の防災機能の強化
 - ウ 交通ネットワークの機能強化
 - エ 上水道施設等ライフラインの機能強化

第4編 放射性物質事故編

第4編 放射性物質事故編

第1章 基本方針	(放- 1)
第2章 放射性物質事故の想定	(放- 2)
第3章 放射性物質事故予防対策	
1 市内の放射性物質取扱事業所の把握	(放- 3)
2 情報の収集・連絡体制の整備	(放- 3)
3 通信手段の確保	(放- 3)
4 応急活動体制の整備	(放- 3)
5 緊急時被ばく医療体制の把握	(放- 3)
6 退避誘導體制の整備	(放- 4)
7 広報相談活動体制の整備	(放- 4)
8 防災教育・防災訓練の実施	(放- 4)
9 訓練の実施	(放- 4)
第4章 放射性物質事故応急対策	
1 情報の収集・連絡	(放- 5)
2 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施	(放- 5)
3 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置	(放- 5)
4 避難等の防護対策	(放- 5)
5 緊急輸送	(放- 5)
6 緊急時被ばく医療対策	(放- 5)
7 広報相談活動	(放- 6)
8 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等	(放- 6)
9 消防活動	(放- 6)
10 広域避難	(放- 6)
第5章 放射性物質事故復旧対策	
1 汚染された土壌等の除染等の措置	(放-11)
2 各種制限措置等の解除	(放-11)
3 被災住民の健康管理	(放-11)
4 風評被害対策	(放-11)
5 廃棄物等の適正な処理	(放-11)

第1章 基本方針

千葉県には「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、市及び県は、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」において、県外の原子力事業所の「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には含まれていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質もしくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性に鑑み、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

第2章 放射性物質事故の想定

市内及び県内の放射性物質取扱事業所で取扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第3章 放射性物質事故予防対策

主な担当	消防防災課、生活環境課、消防本部、警察、夷隅健康福祉センター
------	--------------------------------

1 市内の放射性物質取扱事業所の把握

市及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

市及び県は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

3 通信手段の確保

市及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

4 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また、事故の状況によっては、消火活動などにおいて放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、専門家の助言が得られるよう、国及び県、その他の関係機関との連携を図るものとする。

(3) 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、広域応援体制を検討するものとする。

(4) 防護資機材等の整備

市、県、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

5 緊急時被ばく医療体制の把握

放射性物質事故の発生時に、放射線被ばくによる障害の専門的治療が可能な医療施設・設備についてあらかじめ把握しておくとともに、緊急時の搬送体制を検討するものとする。

6 退避誘導體制の整備

市は、放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、退避誘導體制の整備を検討するものとする。避難行動要支援者等や、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

7 広報相談活動体制の整備

市は、放射性物質事故発生時に、住民等からの問合せに係る窓口の設置や広報相談活動体制を検討する。

8 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

市及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

(2) 住民に対する知識の普及

市及び県は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

(3) 訓練の実施

市及び県は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

9 訓練の実施

専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練の実施について検討するものとする。

第4章 放射性物質事故応急対策

主な担当	全班、消防本部、消防団、警察、夷隅健康福祉センター
------	---------------------------

1 情報の収集・連絡

市は、放射性物質の漏洩等の事故、運搬中の事故等が発生した場合、情報を収集し、速やかに以下の事項について、県、警察、消防機関及び関係機関等に通報するものとする。

- (1) 事故発生の時刻
- (2) 事故発生の場所及び施設
- (3) 事故の状況
- (4) 放射性物質の放出に関する情報
- (5) 予想される被害の範囲、程度等
- (6) その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁に報告するとともに、合わせて文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、所在市町村など関係機関等と対応策を協議するものとする。

また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、必要に応じ、環境放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。

2 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、環境放射線緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握することとされており、市は、県の実施する環境放射線モニタリング等活動に協力するものとする。

3 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

市は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。

4 避難等の防護対策

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講じるものとする。

5 緊急輸送

市は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携の上、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応するものとする。

6 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。

7 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問合せに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

- (1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、ホームページ、千葉県防災ポータルサイト等により行うものとする。
- (2) 住民等（外国人を含む）からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。

また、市は、地域住民が必要とする環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努めるものとする。

8 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

市及び県は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲 料 水	10 ベクレル／キログラム
牛 乳	50 ベクレル／キログラム
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム
一 般 食 品	100 ベクレル／キログラム

9 消防活動

市内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

10 広域避難

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、受入先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、県は運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受入れた場合、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意に取得し、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

広域避難者を受入れる場合、公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

参考 原子力災害対策指針「表3 O I L と防護措置について」

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要														
緊急防護措置	O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を用途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)														
	O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。														
早期防護措置	O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を用途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。														
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を用途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。														
	O I L 6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	<table border="1"> <tr> <td>核種^{※7}</td> <td>飲料水 牛乳・乳製品</td> <td>野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他</td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg^{※8}</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </table>	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他															
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}															
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg															
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg															
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg															

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G - 2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 I A E Aでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【別表】

1 配備基準

		放射性物質事故
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部（本部長：生活環境課長） ※生活環境課長が必要と認めたとき
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（生活環境課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 生活環境課 消防防災課
		関係機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
（災害対策本部第1〜第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき
	配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長（生活環境課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 市長（生活環境課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 関係機関においては、市の要請に基づき配備につく。 		
<p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第5章 放射性物質事故復旧対策

主な担当	全班、夷隅健康福祉センター
------	---------------

1 汚染された土壌等の除染等の措置

市及び県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。放射性物質取扱事業所の事業者等は、市、県、国及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

2 各種制限措置等の解除

市及び県等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

3 被災住民の健康管理

市及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談やこころのケアを実施するものとする。

4 風評被害対策

市は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

5 廃棄物等の適正な処理

市は、国、県等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第 5 編 大規模火災等編

第5編 大規模火災等編

第1章 大規模火災対策

第1節 基本方針 (大-1)

第2節 予防計画

- 1 建築物不燃化の促進 (大-2)
- 2 防災空間の整備・拡大 (大-2)
- 3 市街地の整備 (大-2)
- 4 火災に係る立入検査 (大-2)
- 5 住宅防火対策 (大-3)
- 6 多数の者を収容する建築物の防火対策 (大-3)
- 7 大規模・高層建築物の防火対策 (大-4)
- 8 文化財の防火対策 (大-4)
- 9 消防組織及び施設の整備充実 (大-4)

第3節 応急対策計画

- 1 応急活動体制 (大-5)
- 2 情報収集・伝達体制 (大-5)
- 3 災害救助法の適用 (大-5)
- 4 消防活動 (大-5)
- 5 救助・救急計画 (大-6)
- 6 交通規制計画 (大-6)
- 7 避難計画 (大-6)
- 8 救援・救護計画 (大-6)

第2章 林野火災対策

第1節 基本方針 (大-9)

第2節 予防計画

- 1 広報宣伝 (大-10)
- 2 法令による規制 (大-10)
- 3 予防施設の設置 (大-10)
- 4 消火施設の設置 (大-10)
- 5 林野等の整備 (大-10)

第3節 応急対策計画

- 1 市の応急活動体制 (大-11)
- 2 消防計画の樹立 (大-11)
- 3 総合的消防体制の確立 (大-11)
- 4 避難計画 (大-12)
- 5 立入禁止区域の設定等 (大-12)
- 6 その他 (大-12)

第3章 危険物等災害対策

第1節 基本方針

- 1 危険物 (大-15)
- 2 火薬類 (大-15)
- 3 毒物劇物 (大-15)

第2節 予防計画

- 1 危険物 (大-16)
- 2 火薬類 (大-17)
- 3 毒物劇物 (大-17)

第3節 応急対策計画

- 1 市の応急活動体制 (大-19)
- 2 危険物 (大-19)
- 3 火薬類 (大-20)
- 4 毒物劇物 (大-20)

第4章 油等海上流出災害対策

第1節 基本方針

- 1 対象災害 (大-23)
- 2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱 (大-23)
- 3 事故原因者等の責務 (大-25)

第2節 予防計画

- 1 航行の安全確保 (大-26)
- 2 広域的な活動体制 (大-26)
- 3 災害応急対策への備え (大-26)
- 4 訓練 (大-27)

第3節 応急対策計画

- 1 市の応急活動体制 (大-28)
- 2 防除方針 (大-28)
- 3 情報連絡活動 (大-28)
- 4 流出油等の防除措置 (大-28)
- 5 広報広聴活動 (大-30)
- 6 環境保全等に関する対策 (大-30)
- 7 油等回収作業実施者の健康対策 (大-30)
- 8 その他 (大-30)

第1章 大規模火災対策

第1節 基本方針

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

主な担当	消防防災課、都市建設課、生涯学習課、消防本部
------	------------------------

1 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

市及び県は、市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 本市には、防火地域に指定されている地域はないが、準防火地域に指定されている地域が 15.4ha 存在する。

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条の規定による屋根不燃化区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定の範囲の建築物の不燃化を促進する。

2 防災空間の整備・拡大

(1) 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能の他に、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして、防災上の役割も非常に高い。

市は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、合わせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努める。

(2) 都市における街路は、人や物を輸送する交通機関のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道建築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに大きな貢献をすることができ

る。

市及び県は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については危険性の高いものから整備を図る。

3 市街地の整備

市は、面的な都市基盤施設の整備と合わせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

4 火災に係る立入検査

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第 4 条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

予防査察の主眼点

- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているとともに、消火設備・警報設備・避難設備・防火用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されていること。
- ② 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「条例」という。）で定める基準どおり確保されていること。
- ③ こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、条例どおり確保されていること。
- ④ イベント等の公衆集合場所での裸火の使用等について、条例に違反していないこと。
- ⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が、条例に違反していないこと。
- ⑥ その他残り火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されていること。

5 住宅防火対策

県内の火災による死者（放火自殺者を除く。）の大多数を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市及び消防本部は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、下記に例示する住宅等防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

6 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

消防機関は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、消防機関は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記6「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

(2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

8 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い文化財が残され、指定文化財として保護されているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備に努める。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火管理者を定め、防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成するなど、消火活動体制の整備に努める。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもと、文化財建造物の消火訓練を行うよう努める。

9 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

消防本部は消防職員の確保に努め、市は消防団員の確保に努める。

県は消防本部及び市の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

(2) 消防施設等の整備充実

県は、消防本部及び市が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため、指導又は支援する。

- ア 消防ポンプ自動車等の整備計画
- イ 消防水利の整備計画
- ウ 消防庁舎等の整備計画

第3節 応急対策計画

主な担当	全班、消防本部、消防団、警察
------	----------------

1 応急活動体制

- (1) 市及び県は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 市及び県は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- (3) 市における配備基準は別表のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに勝浦消防署又は消防本部及び県へ報告する。

また、「火災・災害等即報要領」の「直接即報」に該当する火災・災害等を覚知したときは、消防本部は第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編第2章第1節4「災害救助法の適用手続等」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 消防活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- (2) 市及び消防本部は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。
- (3) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出動を発災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。
- (4) 市は、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5 救助・救急計画

- (1) 市、消防本部及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 市、消防本部及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制計画

勝浦警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなどの確な交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 市及び勝浦警察署等は人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて避難所を開設する。

8 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画及び医療救護に関する計画については、地震・津波編第2章第6節「消防・救助救急・医療救援活動」及び同章第8節「救援物資供給活動」に定めるところによる。

【別表】

1 配備基準

		大規模火災
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	大規模火災応急対策本部（本部長：消防防災課長） ※消防防災課長が必要と認めたとき設置
	配備基準	大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（消防防災課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 消防防災課
		関係機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 勝浦消防署 勝浦市消防団 夷隅地域振興事務所 夷隅健康福祉センター（保健所） その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
（災害対策本部第1〜第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき設置
	配備基準	大規模火災により重大な被害が発生し、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※ 配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長（消防防災課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 市長（消防防災課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 関係機関においては、市の要請に基づき配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要

があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第2章 林野火災対策

第1節 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が多くなり、林野火災の発生も懸念される場所である。

また、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

第2節 予防計画

主な担当	消防防災課、農林水産課、観光商工課、学校教育課、消防本部
------	------------------------------

1 広報宣伝

- (1) 各種広報などによる注意
 広報紙、インターネット、回覧板、ポスター、チラシ等を利用し、住民の注意を喚起する。
- (2) 学校教育による指導
 児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のため、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。
- (3) 山火事予防運動の実施
 市、県及び森林組合は、山火事予防運動期間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

2 法令による規制

- (1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）
 夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例で定める禁止事項の周知徹底を図る。
- (2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）
 火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。
- (3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）
 市は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3 予防施設の設置

- (1) すいがら入れの保持
 市、県及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。
- (2) 立看板等の設置
 市、県及び森林組合は、キャンプ場等の人の集まるところに立て看板を設置する。

4 消火施設の設置

- (1) 水槽の設置（自然水利の活用）
 市、県及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

5 林野等の整備

- (1) 林業経営
 森林所有者は造林にあたっては、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、森林の育成に資する。
- (2) 林道
 市及び県は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。
- (3) 防火線
 市、県及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

第3節 応急対策計画

主な担当	全班、消防本部、消防団、警察
------	----------------

1 市の応急活動体制

市における配備基準は別表のとおりとする。

2 消防計画の樹立

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易度等の調査図の作成

市は、県の指導のもと、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成させ、消防団等にあらかじめ配布しておく。

(2) 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議しておく。

(3) 重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点的に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

(4) モデル地区の設置

モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

(5) 消防計画図の作成

市の消防計画のなかにも、林野火災消防計画図を取り入れる。

3 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑かつ適切に連絡できるようその体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は、応援を要請した市長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防ぎよ機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防ぎよ機器等を整備、点検しておくよう指導する。

(4) 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないため、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

管理委託先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場

(8) 救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

4 避難計画

市及び勝浦警察署は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。

5 立入禁止区域の設定等

勝浦警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に交通規制を行うものとする。

6 その他

(1) 林地荒廃を防止する治山工事の施工、森林復旧の造林事業の実施

県及び森林所有者は、保安林改良事業等を導入することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに、災害復旧造林を推進する。

(2) 森林保険の加入

県は、未加入森林の加入を推進する。

【別表】

1 配備基準

		林野火災
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	林野火災応急対策本部（本部長：消防防災課長） ※消防防災課長が必要と認めたとき設置
	配備基準	林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（消防防災課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 消防防災課 農林水産課
		関係機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 勝浦消防署 勝浦市消防団 夷隅地域振興事務所 夷隅健康福祉センター（保健所） 南部林業事務所 上野林業事務所 その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
（災害対策本部第1〜第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき設置
	配備基準	林野火災により重大な被害が発生し、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※ 配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長（消防防災課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 市長（消防防災課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 関係機関においては、市の要請に基づき配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第3章 危険物等災害対策

第1節 基本方針

本章は、石油等の危険物や火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、第6編第3節「道路事故災害対策」の定めるところによる。

1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策及び応急対策について定める。

2 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策及び応急対策について定める。

3 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2節 予防計画

主な担当	消防防災課、生活環境課、市民課、消防本部、危険物取扱事業所
------	-------------------------------

1 危険物

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所、取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危険物の規制に関する政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 市、県及び消防本部

ア 市、県及び消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 市、県及び消防本部は、監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

常に、危険物施設及び貯蔵・取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防本部は、各事業所の火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

2 火薬類

(1) 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

1つの事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

(3) 原因の究明

市、県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

3 毒物劇物

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故

の未然防止にあたる。

エ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記(ア)から(ウ)により危害防止に努める。

(2) 夷隅健康福祉センター

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

第3節 応急対策計画

主な担当	全班、消防本部、消防団、警察、海上保安署、危険物取扱事業所
------	-------------------------------

1 市の応急活動体制

市における配備基準は別表のとおりとする。

2 危険物

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、発災時に直ちに119番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて近隣住民並びに近隣企業に通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関に通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業の定めた計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 市、県及びその他関係機関

災害の規模、態様に応じ、市及び県地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の緊密な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、市、県及びその他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防本部、市、県及び医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。勝浦警察署、勝浦海上保安署及びその他の関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市長は、勝浦警察署と協力し、避難の勧告又は指示並びに避難所の開設及び収容を行う。

オ 警備

勝浦警察署及び勝浦海上保安署は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、勝浦警察署及び勝浦海上保安署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域が海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

県、労働局、消防機関及び学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

3 火薬類

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じる。

(2) 市、県及びその他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(イ) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(ロ) 市は、必要に応じ避難の勧告又は指示を行う。

(ハ) 勝浦警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

市、県、労働局、消防機関及び学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

4 毒物劇物

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、夷隅健康福祉センター、勝浦警察署及び消防本部へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のための漏出防止、除害等の応急措置を講じる。

(2) 市、県その他関係機関

ア 緊急通報

夷隅健康福祉センター、勝浦警察署及び消防本部は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

夷隅健康福祉センター、勝浦警察署及び消防本部は、大量流出事故等には、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

夷隅健康福祉センターは、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

市は、県及び関係機関と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

【別表】

1 配備基準

		危険物等災害
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	危険物等事故応急対策本部（本部長：生活環境課長） ※生活環境課長が必要と認めたとき設置
	配備基準	危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（生活環境課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 生活環境課 消防防災課 市民課
		関係機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 勝浦消防署 夷隅地域振興事務所 夷隅健康福祉センター（保健所） その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
（災害対策本部第1〜第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき設置
	配備基準	危険物等事故により重大な被害が発生し、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※ 配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長（生活環境課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 市長（生活環境課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 関係機関においては、市が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第4章 油等海上流出災害対策

第1節 基本方針

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

1 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の座礁、接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、概ね次のとおりとする。

(1) 勝浦海上保安署

- ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- イ 連絡調整本部の設置
- ウ 勝浦管内排出油等防除協議会の的確な運営
- エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- オ 人の生命及び身体並びに財産の保護
- カ 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油等の応急防除措置の指導又は命令
- キ 流出油等の応急防除措置の実施
- ク 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- サ 油防除資機材の整備
- シ 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油等の防除措置の指示
- ス 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- セ 治安の維持
- ソ 防災関係機関との協力体制の確立
- タ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

(2) 市

- ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- イ 防災関係機関及び住民への情報提供
- ウ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- エ 漂着油等の除去作業等
- オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動

- カ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
 - キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告・指示
 - ク 県又は他の市町村等に対する応援要請
 - ケ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
 - コ 油防除資機材の整備
 - サ 回収油等の一時保管場所等の調査協力
 - シ 漁業者等の復旧支援
- (3) 県
- ア 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
 - イ 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
 - ウ 関係排出油等防除協議会との連絡調整
 - エ 国、近隣都縣市等関係機関及び各種団体との連絡調整
 - オ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
 - カ 自衛隊法に基づく災害派遣要請
 - キ 市町村が行う漂着油等の除去作業等の支援
 - ク 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油等の防除活動への協力
 - ケ 油防除資機材の整備
 - コ 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
 - サ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
 - シ 回収油等の一時保管場所及び処分先等の調査協力
 - ス 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
 - セ 野生生物及び史跡等の保護・保全
 - ソ 漁業者等の復旧支援
 - タ 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等
- (4) 消防本部
- ア 事故状況の実態把握と情報収集
 - イ 人命の救助及び救急活動
 - ウ 出火防止対策（漂着油、排出油周辺及び回収油保管場所周辺）
 - エ 漂着油、排出油等の防除活動
 - オ 関係機関との相互情報提供
- (5) 自衛隊
- 自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。
- ア 航空機等による流出油等の情報収集
 - イ 油等の拡散防止及び回収等の応急活動
 - ウ 応援要員及び救援物資等の搬送
- (6) 漁業協同組合等
- ア 漁業被害の防止対策
 - イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施
- (7) （一財）海上災害防止センター
- ア 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
 - イ 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施

- ウ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
 - エ 海上防災のために措置に関する訓練、研修の実施
 - オ 防災関係者への指導助言の実施
- (8) 石油連盟
- ア 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
 - イ 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん
- (9) 勝浦管内排出油等防除協議会
- ア 排出油等の防除に関する自主基準の作成
 - イ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
 - ウ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
 - エ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
 - オ 各機関が行う防除活動の調整

3 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。

- (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- (5) 被害者の損害等に対する補償

第2節 予防計画

主な担当	消防防災課、生活環境課、農林水産課、消防本部、海上保安署、勝浦管内排出油等防除協議会
------	--

1 航行の安全確保

- (1) 勝浦海上保安署等は、港内等船舶の輻輳する海域における情報の提供等の体制整備に努める。
- (2) 勝浦海上保安署等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

2 広域的な活動体制

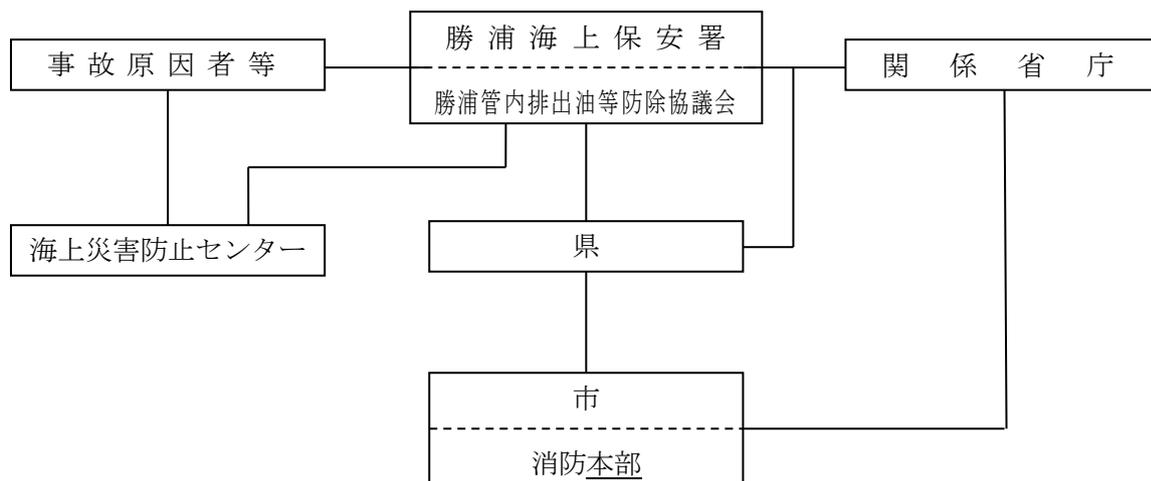
国、県及び勝浦管内排出油等防除協議会の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

3 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

(1) 情報連絡体制の整備

市、県、勝浦海上保安署及び勝浦管内排出油等防除協議会の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。



(2) 油防除作業体制の整備

市等は、平成11年3月に県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」（平成18年3月）を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

(3) 油防除資機材等の整備

ア 国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努める。

イ 県は、油流出事故発生時に、市が行う漂着油防除作業等を支援するため、又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努める。

ウ 市は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

エ （一財）海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託による排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有する。

4 訓練

防災関係機関は、流出油等防除体制の強化を図るため、油等が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油等防除のための訓練を実施するとともに、油等流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第3節 応急対策計画

主な担当	全班、消防本部、海上保安署、勝浦管内排出油等防除協議会
------	-----------------------------

1 市の応急活動体制

市における配備基準は別表のとおりとする。

2 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、勝浦海上保安署及び勝浦管内排出油等防除協議会と連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

3 情報連絡活動

(1) 勝浦海上保安署の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

(2) 県の活動

ア 第三管区海上保安本部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

イ 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、漁業監視取締船及び船舶による調査、第三管区海上保安本部等防災機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

(3) 市の活動

付近の海域において油等流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を勝浦海上保安署及び県に報告する。

(4) 消防本部の活動

管内沿岸の監視活動を実施し、その状況を関係機関に連絡する。

(5) 勝浦管内排出油等防除協議会の活動

勝浦管内排出油等防除協議会は、自主基準（防除マニュアル）に基づく情報連絡活動を行う。

(6) 事故原因者等の活動

当該船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

4 流出油等の防除措置

油等流出事故に関し、防災関係機関は必要な措置を講じるものとする。

(1) 勝浦海上保安署

ア 船舶からの油等流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、

排出油等の拡散防止、引き続き油等の流出防止、流出した油等の除去に必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

イ 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じ、巡視艇等により流出油等の回収等防除作業を実施する。

第三管区海上保安本部（勝浦海上保安署）は、特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることが要請することができる。

また、必要に応じ、勝浦管内排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、指定海上防災機関に対する指示を行うことができる。

ウ 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施する。

(2) 市

漂着油等により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油等の保管場所を確保する。

(3) 県

ア 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

イ 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。

ウ 市の行う漂着油等の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援する。

エ 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。

オ 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。

カ 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援に関する協定」「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。

キ 回収した油等の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。

ク 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

(4) 消防本部

漂着油等による海岸の汚染又はそのおそれがある場合は、関係機関と相互に連絡を図り、被害防止のための除去作業にあたり、事故周辺及び回収油等保管場所周辺の出火防止の警戒、広報を実施する。

(5) (一財) 海上災害防止センター

事故原因者等の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油等の防除措置を行う。

(6) 勝浦管内排出油等防除協議会

各機関が行う防除活動の調整を行う。

(7) 事故原因者等

ア 油等の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展開するなど対策を講じる。

イ 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。

- ウ 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。
- エ 回収した油等の適正な処理を行う。

5 広報広聴活動

防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、広報を要請すること。
- (2) 市防災行政無線等による広報の実施。
- (3) インターネットの活用。
- (4) 住民等からの各種問合せに対する相談窓口の設置。

6 環境保全等に関する対策

市及び県は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

- (1) 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- (2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- (3) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7 油等回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、夷隅医師会等関係団体の協力を得て市が実施するが、必要に応じ県も協力・実施する。

8 その他

(1) 補償対策

ア タンカーによる油等流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した油等により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合には、その経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

イ タンカー以外の一般船舶からの油等流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油等により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合にはその経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所

有者に請求することができる。

(2) 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

【別表】

1 配備基準

		油等海上流出災害
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	油等海上流出事故応急対策本部（本部長：生活環境課長） ※生活環境課長が必要と認めたとき設置
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、本部長（生活環境課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 生活環境課 消防防災課 農林水産課 都市建設課
		出先機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 勝浦海上保安署 勝浦消防署 夷隅地域振興事務所 夷隅健康福祉センター（保健所） 夷隅土木事務所 勝浦水産事務所 南部漁港事務所 その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
（災害対策本部第1～第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき設置
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合（災害対策本部第3配備は漂着した場合）で、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長（消防防災課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 市長（消防防災課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 関係機関においては、市の要請に基づき配備につく。 		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第 6 編 公共交通等事故編

第6編 公共交通等事故編

第1章 海上事故災害対策

- 第1節 基本方針 (公-1)
- 第2節 予防計画
 - 1 各種予防対策 (公-2)
 - 2 資機材等の整備 (公-2)
- 第3節 応急対策計画
 - 1 情報の収集伝達 (公-3)
 - 2 応急活動体制 (公-3)
 - 3 関係機関の体制 (公-4)
 - 4 各種活動 (公-4)
 - 5 応援体制 (公-5)

第2章 鉄道事故災害対策

- 第1節 基本方針 (公-8)
- 第2節 予防計画
 - 1 東日本旅客鉄道(株)による予防対策 (公-8)
 - 2 行政等による予防対策 (公-8)
- 第3節 応急・復旧計画
 - 1 行政等による応急活動体制 (公-9)
 - 2 情報収集・伝達体制 (公-9)
 - 3 相互協力・派遣要請計画 (公-9)
 - 4 消防活動 (公-10)
 - 5 救助・救急計画 (公-10)
 - 6 交通規制 (公-10)
 - 7 避難計画 (公-10)
 - 8 応急・復旧対策 (公-11)

第3章 道路事故災害対策

- 第1節 基本方針 (公-14)
- 第2節 予防計画
 - 1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 (公-15)
 - 2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 (公-15)
- 第3節 応急対策計画
 - 1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 (公-17)
 - 2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 (公-18)

第1章 海上事故災害対策

第1節 基本方針

本市周辺部において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とする場合に、早期に初動体制を確立して、被害の低減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

この災害の対象となる災害は、次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の人命の損失を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

なお、油等の流出事故については、第5編第4章「油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

第2節 予防計画

主な担当	消防防災課、農林水産課、海上保安署、千葉県水難救済会
------	----------------------------

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

ア 勝浦海上保安署は、港内等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ 勝浦海上保安署は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

ウ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

2 資機材等の整備

勝浦海上保安署は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材等の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

第3節 応急対策計画

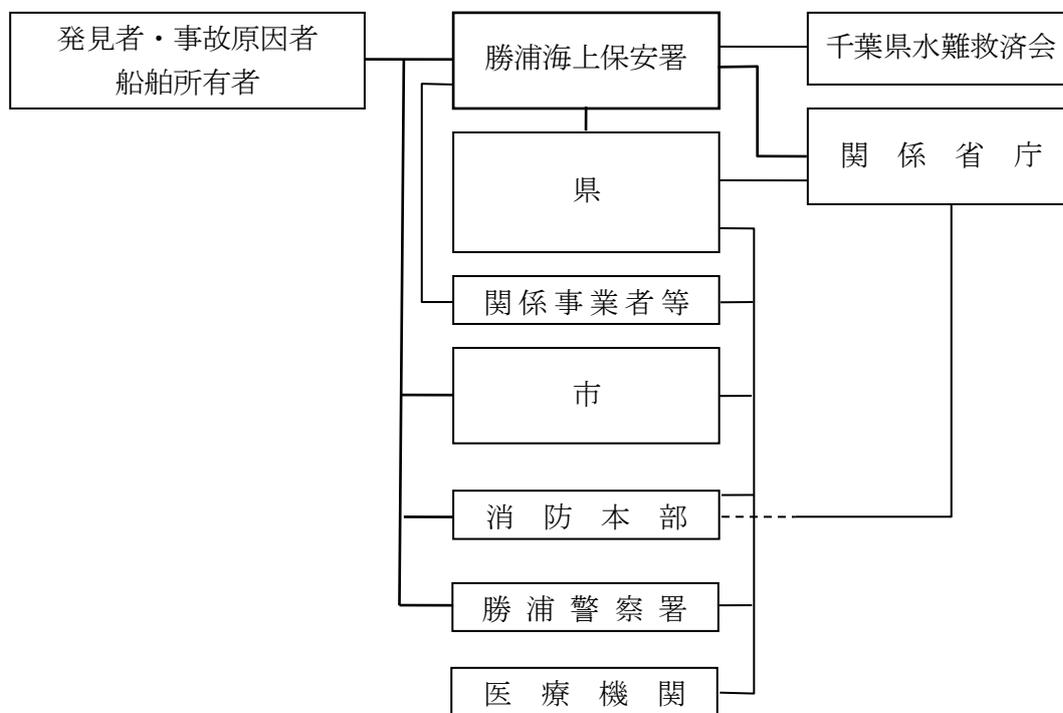
主な担当	全班、消防本部、警察、海上保安署、千葉県水難救済会
------	---------------------------

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

1 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施する。



2 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して、対応に努める。一時的に対応をする関係機関及び主な対応は、以下のとおりである。

当該船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
勝浦海上保安署	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査、広報
消防本部	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
勝浦警察署	捜索、救難、救助、警戒線の設定
市	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

3 関係機関の体制

(1) 勝浦海上保安署の体制

ア 海上に災害の発生が予想される場合

(ア) 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるとき、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、勝浦海上保安署が早急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、勝浦海上保安署が緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

イ 災害が発生した場合

(ア) 大規模海難等対策本部の設置

大規模な海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(イ) 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他の海上における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を強力かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(2) 県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて応急対策体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 市の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 各種活動

勝浦海上保安署をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

(1) 捜索

関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(2) 消火

勝浦海上保安署は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防本部と密接に連携し対処するものとする。

(3) 救助・救急

ア 市（災害対策基本法第62条、水難救護法第1条）

遭難船舶を認知したときは、勝浦海上保安署及び勝浦警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

イ 勝浦海上保安署（海上保安庁法第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における救助を行う。

海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶救助を行う者並びに船舶交通に対する障害を除去する者の監督を行う。

ウ 勝浦警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市長が現場にいない場合は、代わってその職務を実施する。

エ 消防本部

海上保安庁、警察等の関係機関と協力して救助・救急活動を実施する。

(4) 医療救護

医療機関（夷隅医師会及び県が要請する千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院）等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。なお、協力機関が編成する医療チームは、地震・津波編第2章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。また、市は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

(5) 搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を医療機関に搬送する。

(6) 死体の収容

原則として市が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第2章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めによるものとする。

(7) 応援要請

関係機関は、相互に緊密な協力の上実施する。

(8) 緊急輸送

関係機関は、相互に緊密な協力の上実施する。

(9) 広報

関係機関は、相互に緊密な協力の上実施する。

5 応援体制

発生地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村 消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会 その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

【別 表】

1 配備基準

		海上事故
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	海上事故応急対策本部（本部長：農林水産課長） ※農林水産課長が必要と認めたとき設置
	配備基準	海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（農林水産課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 農林水産課 消防防災課
		関係機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 勝浦海上保安署 夷隅地域振興事務所 夷隅健康福祉センター（保健所） 勝浦水産事務所 南部漁港事務所 その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
（災害対策本部第1〜本部第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき設置
	配備基準	海上事故により重大な災害が発生した場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長（農林水産課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 市長（農林水産課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 関係機関においては、市の要請に基づき配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第2章 鉄道事故災害対策

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

第1節 基本方針

本章は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

第2節 予防計画

主な担当	消防防災課、企画課、東日本旅客鉄道(株)
------	----------------------

1 東日本旅客鉄道(株)による予防対策

鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

2 行政等による予防対策

- (1) 市及び鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施に努める。
- (3) 市及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安施設の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3節 応急・復旧計画

主な担当	全班、消防本部、警察、東日本旅客鉄道(株)
------	-----------------------

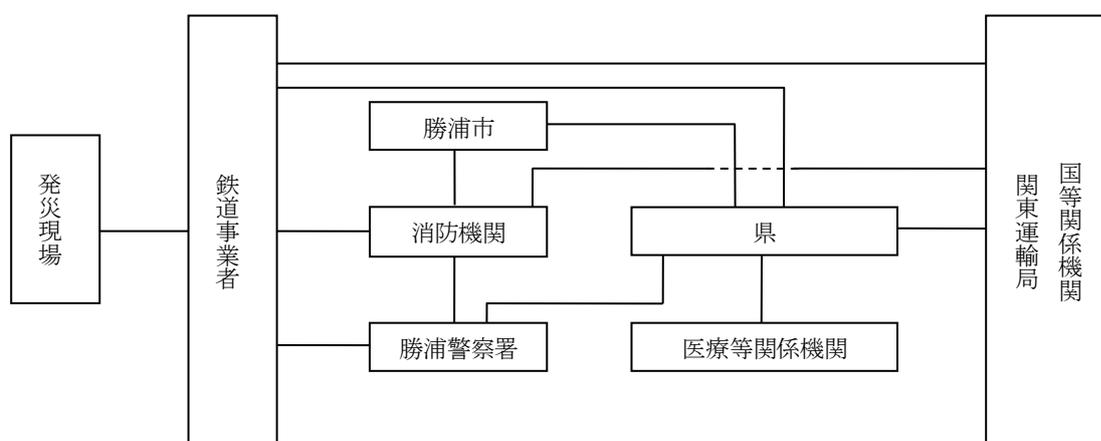
1 行政等による応急活動体制

市及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



(2) 関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部 安全防災・ 危機管理課	———	———	045-211-7269	045-681-3328

※ 鉄道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課（NTT電話：045-211-7240）

鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285

3 相互協力・派遣要請計画

- (1) 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。
- (2) 市及び県は被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (3) 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要

があれば直ちに要請する。また、市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときには、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助・救急計画

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- (2) 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

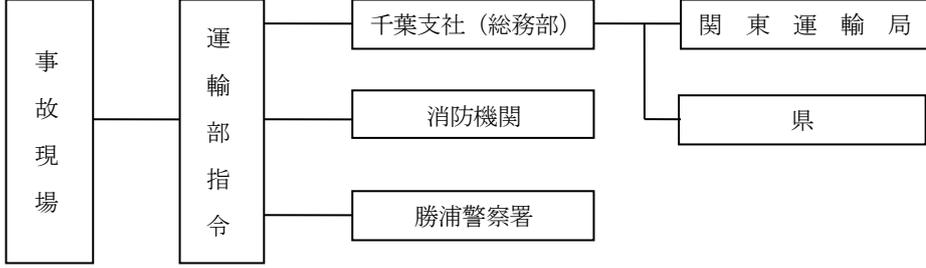
6 交通規制

勝浦警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保等の確かな交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 発災時には、市及び勝浦警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて避難場所を開設する。

8 応急・復旧対策

事業者	概 要
東日本旅客鉄道㈱ 千葉支社	<p>(1) 応急・復旧対策 輸送に大きな影響を及ぼす事故等が発生した場合、又は災害発生のおそれ予測される場合は、「運転事故応急復旧処理手続き」に基づき、対策本部・現地対策本部を設置し、迅速・確実な復旧を行う。</p> <p>(2) 事故発生時の処置 ア 事故等が発生した場合は、併発事故の防止に努めるとともに、救助・救命を最優先に行う。 イ 復旧にあたっては旅客の安全を第一に対処する。 ウ 事故等が発生した場合は、警察・消防等の関係機関と一致協力し対処する。</p> <p>(3) 情報連絡体制 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び市の消防機関に連絡する。</p> <p style="text-align: center;">【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸部指令] B --- C[千葉支社(総務部)] B --- D[消防機関] B --- E[勝浦警察署] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre>

【別 表】

1 配備基準

		鉄道事故
（災害情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	鉄道事故応急対策本部（本部長：企画課長） ※企画課長が必要と認めたとき設置
	配備基準	鉄道事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（企画課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 企画課 消防防災課
		出先機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 夷隅地域振興事務所 夷隅健康福祉センター（保健所） その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
（災害対策本部第1〜本部第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき設置
	配備基準	鉄道事故により重大な被害が発生した場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長（企画課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 市長（企画課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 関係機関においては、市の要請に基づき配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第3章 道路事故災害対策

第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の計画の対象となる道路災害は、トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

第2節 予防計画

主な担当	消防防災課、都市建設課
------	-------------

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講じるものとする。

(1) 危険箇所の把握・改修

市及び道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	<p>市町村道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。</p> <p>土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。</p>
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市、東日本高速道路株式会社、千葉県道路公社、などをいい、機関によっては実施内容の全てを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(1) 危険物等の名称及び事故の際講じるべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝

達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講じるべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3節 応急対策計画

主な担当	全班、消防本部、警察
------	------------

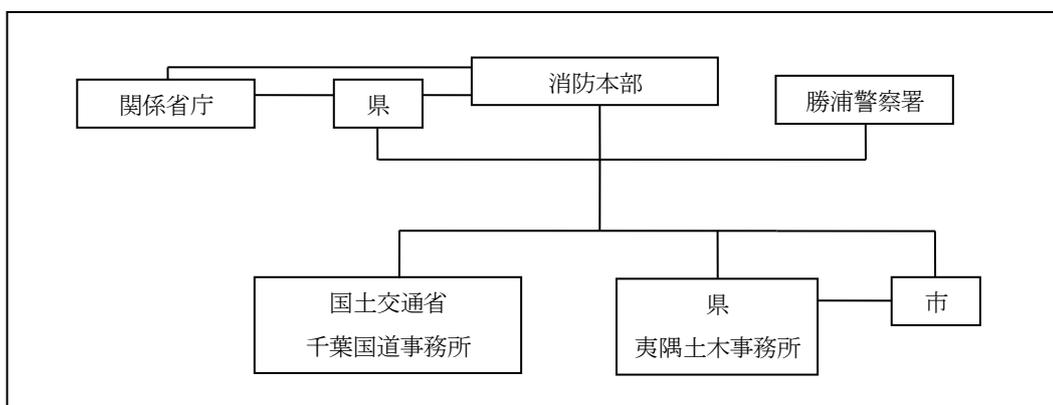
1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

(1) 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。また、市及び県は必要に応じ災害対策本部等の体制をとるものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 及び 勝浦警察署	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な被災地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	県	市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 勝浦警察署は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な被災地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市・消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとるものとする。 災害の規模が大きく被災地の消防機関及び市では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるため、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講じるべき措置を伝達するものとする。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 交通規制

道路管理者及び勝浦警察署は、被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(4) 避難

市及び勝浦警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講じるものとする。

(5) 広報

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

【別表】

1 配備基準

		道路事故
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	道路事故応急対策本部（本部長：都市建設課長） ※都市建設課長が必要と認めたとき設置
	配備基準	道路事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（都市建設課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 都市建設課 消防防災課
		関係機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 勝浦警察署 勝浦消防署 夷隅地域振興事務所 夷隅健康福祉センター（保健所） 夷隅土木事務所 その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
(災害対策本部第1本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき設置
	配備基準	道路事故により重大な被害が発生した場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長（消防防災課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 市長（消防防災課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 関係機関においては、市の要請に基づき配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

資 料 編

資料編

1. 総則	資-1-1
資料 1-1 勝浦市防災会議条例	資-1-1
資料 1-2 勝浦市災害対策本部条例	資-1-3
資料 1-3 勝浦市災害対策本部規則	資-1-4
2. 避難所・避難場所に関する資料	資-2-1
資料 2-1 指定避難所一覧表	資-2-1
資料 2-2 指定緊急避難場所一覧表	資-2-2
資料 2-3 津波避難ビル一覧表	資-2-3
資料 2-4 一時避難場所（津波避難場所）一覧表	資-2-4
資料 2-5 災害時に一時避難場所として使用できる寺院一覧表	資-2-6
3. 災害危険区域・箇所等に関する資料	資-3-1
資料 3-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表	資-3-1
資料 3-2 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表	資-3-5
資料 3-3 山地災害危険地区一覧表	資-3-7
資料 3-4 土石流危険渓流一覧表	資-3-9
資料 3-5 水害危険区域一覧表	資-3-11
資料 3-6 道路の路肩決壊・法面崩落による危険箇所一覧表	資-3-12
資料 3-7 道路の冠水による危険箇所一覧表	資-3-14
資料 3-8 保安林の指定状況一覧表	資-3-16
資料 3-9 要配慮者施設一覧表	資-3-18
4. 医療・救護に関する資料	資-4-1
資料 4-1 市内医療機関一覧表	資-4-1
資料 4-2 市内薬局一覧表	資-4-2
5. 輸送に関する資料	資-5-1
資料 5-1 市有車両一覧表	資-5-1
資料 5-2 旅客運送・貨物輸送業者一覧表	資-5-3
資料 5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表	資-5-3
資料 5-4 橋梁一覧表	資-5-4

6. 協力・支援に関する資料	資-6-1
資料6-1 市内建設関係業者等機械保有状況一覧表.....	資-6-1
資料6-2 市内指定給水装置工事事業者一覧表.....	資-6-2
資料6-3 市内ガス事業所一覧表	資-6-3
資料6-4 各種協定一覧表	資-6-4
7. 市内の文化財に関する資料	資-7-1
資料7-1 市内文化財一覧表	資-7-1
8. 火葬及び埋葬に関する資料	資-8-1
資料8-1 火葬場及び埋葬場一覧表	資-8-1
9. 関係機関に関する資料	資-9-1
資料9-1 関係機関一覧表	資-9-1

1. 総則

資料 1 - 1 勝浦市防災会議条例

昭和40年 3月25日

条例第12号

改正 昭和45年10月 1日 条例第32号

昭和48年 3月24日 条例第13号

平成12年 3月24日 条例第 7号

平成18年12月15日 条例第25号

平成24年 9月27日 条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、勝浦市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 勝浦市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

- 6 前項の委員の定数は、18人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(議事等)

第4条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年10月1日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年3月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月15日条例第25号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 2 勝浦市災害対策本部条例

昭和42年10月 1 日

条例第23号

改正 平成24年 9 月27日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、勝浦市災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 9 月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 3 勝浦市災害対策本部規則

昭和42年11月 1 日

規則第14号

改正 昭和46年10月 1 日規則第16号
昭和47年 4 月22日規則第19号
昭和50年 7 月 1 日規則第17号
昭和51年 9 月10日規則第 8 号
昭和58年 3 月31日規則第18号
平成 7 年 1 月31日規則第 2 号
平成 8 年 3 月28日規則第 1 号
平成10年 3 月27日規則第 8 号
平成12年 3 月29日規則第 4 号
平成19年 3 月16日規則第10号
平成22年 3 月19日規則第10号
平成23年12月15日規則第19号
平成25年 3 月28日条例第17号
平成26年10月17日条例第27号
平成30年12月13日条例第12号
令和 2 年 4 月 1 日条例第34号

(目的)

第 1 条 この規則は、勝浦市災害対策本部条例（昭和42年勝浦市条例第23号）第 4 条の規定に基づき、勝浦市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部室)

第 2 条 本部に本部室を設け、災害応急対策に関する基本方針を審議策定する

(本部室の構成)

第 3 条 本部室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(本部員)

第 5 条 本部員は、勝浦市行政組織条例（昭和58年勝浦市条例第 3 号）第 2 条の規定により

設置する課の長、水道課長、会計課長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長及びその他本部長が指名する者をもって充てる。

(本部連絡員)

第6条 本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置くことができる。

- 2 連絡員は、本部長が指名する職員をもってこれに充てる。
- 3 連絡員は、特に本部長の指示があった場合のほか、本部室において執務し、各種情報の収集及び相互連絡調整の事務を担当する。

(組織編成及び事務分掌)

第7条 本部に事務局を置き、本部長の命により本部の事務に従事する。

- 2 事務局長は、消防防災課長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、総務課長をもって充てる。

(職員の配備)

第8条 事務局に班を置き、班に係を置くことができる。

- 2 班及び係の組織編成及び事務分掌は、本部長が別に定める。

(本部要員の配備)

第9条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の本部要員の配備は、本部長が別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 千葉県災害救助隊勝浦支隊組織規程（昭和36年勝浦市訓令第1号）は、廃止する。

附 則（昭和46年10月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月22日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月1日規則第17号）

この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月10日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第18号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成7年1月31日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日規則第1号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第4号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月15日規則第19号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第17号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月17日規則第27号）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成30年12月13日規則第12号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第34号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2. 避難所・避難場所に関する資料

資料2-1 指定避難所一覧表

No	名称	所在地	電話	面積 (㎡)	収容 人数	備考
1	豊浜小学校	新官 65	73-0233	2,934	510	
2	元大原高等学校 勝浦若潮キャンパス(注1)	新官 1380	73-6651	1,702	415	
3	勝浦中学校	出水 1120-1	73-0135	6,277	1,100	
4	勝浦小学校	墨名 733-1	73-0073	4,607	800	【校舎】土砂災害警戒区域
5	芸術文化交流センター(注2)	沢倉 523-1	73-1001	4,956	790	
6	日本武道館勝浦研修センター (注3)	沢倉 582	73-2111	2,027	500	
7	元郁文小学校	松部 1000-1	73-0246	3,129	550	【校舎・校庭】土砂災害警戒区域 【校舎・校庭】土砂災害特別警戒区域
8	元清海小学校	鶴原 142-2	73-6687	2,959	500	【校舎・校庭】土砂災害警戒区域 【校舎・校庭】土砂災害特別警戒区域 【校舎】津波・高潮は3F以上を使用
9	興津集会所(注4)	興津 1222-1	73-1001	2,585	300	【校舎】津波・高潮は3F以上を使用
10	元興津中学校(注5)	興津 1222-1	73-6613	1,407	225	【校舎・校庭】土砂災害調査未指定区域
11	興津小学校	興津 1700	76-0057	2,952	500	【校舎・校庭】土砂災害調査未指定区域 【校舎】津波・高潮は3F以上を使用
12	元行川小学校	浜行川 808	73-6641	1,347	200	【校舎・校庭】土砂災害調査未指定区域
13	上野集会所	植野元宮田 34	73-1001	167	40	【周囲】洪水浸水想定区域
14	上野小学校	植野元宮田 72	76-0320	2,637	450	【周囲】洪水浸水想定区域
15	元北中学校(注6)	小羽戸 58-2	73-6613	1,401	185	
16	総野集会所	蟹田 159	73-1001	123	30	【敷地の一部】土砂災害警戒区域 【周囲】洪水浸水想定区域
17	総野小学校	蟹田 222-1	77-0054	3,217	550	【敷地の一部】土砂災害警戒区域 【周囲】洪水浸水想定区域
18	国際武道大学(注7)	新官 841	73-4111	5,751	1,200	
19	ブルーベリーヒル(注8)	興津 1514-10	76-3400	700	175	
20	【福祉避難所】勝浦市福祉避難所	新戸 272-1	62-6041	100	10	
21	【福祉避難所】勝浦裕和園(注9)	市野郷 230-1	77-1321	100	25	
22	【福祉避難所】部原荘(注10)	部原 1930-3	73-2321	120	30	【周囲】土砂災害警戒区域
23	【福祉避難所】名木緑風苑(注11)	名木 89-13	70-5150	103	25	
24	【福祉避難所】総野園(注12)	蟹田 88	77-0005	120	30	【敷地内全て】洪水浸水想定区域

(注1) 体育館・セミナーハウス (注2) 1Fホールを平土間として使用した場合

(注3) 大道場・第1研修室・第2研修室 (注4) 元興津中学校校舎 (注5) 体育館・武道館 (注6) 体育館

(注7) 2号館武道館・3号館第1体育館・5号館第2体育館・7号館第2体育館

(注8) 体育館 (注9) 地域交流スペース (注10) 集会室・談話室 (注11) 地域交流センター

(注12) 食堂

資料2-2 指定緊急避難場所一覧表

No	避難場所	面積 (㎡)	想定人数	災害種別					
				地震	津波	土砂	洪水 氾濫	高潮	大規模 火災
1	豊浜小学校	6,012	3,000	○	○	○	○	○	○
2	元大原高等学校 勝浦若潮キャンパス	14,852 (14,100)	7,050	○	○	○	○	○	○
3	勝浦中学校	18,385	9,150	○	○	○	○	○	○
4	勝浦小学校	6,292	3,100	○	○	△ 注2	○	○	○
5	日本武道館勝浦研修センター	11,353 (3,500)	1,750	○	○	○	○	○	○
6	芸術文化交流センター	3,705	1,850	○	○	○	○	○	○
7	元郁文小学校	3,947	1,900	○	○	×	○	○	○
8	元清海小学校	2,310	1,150	○	△ 注1	×	○	○	○
9	元興津中学校	5,764	2,850	○	△ 注1	△ 注2	○	○	○
10	興津小学校	3,454	1,700	○	△ 注1	△ 注2	○	○	○
11	元行川小学校	1,725	850	○	○	△ 注3	○	○	○
12	上野小学校	7,729	3,850	○	○	○	△ 注4	○	○
13	市営荒川テニスコート	2,436	1,200	○	○	○	×	○	○
14	元北中学校	23,057	11,500	○	○	○	○	○	○
15	総野小学校	11,427	5,700	○	○	△ 注2	△ 注4	○	○
16	国際武道大学 (陸上競技場・ラグビー場)	29,021	14,500	○	○	○	○	○	○
17	ブルーベリーヒル (関東国際学園勝浦校外施設)	12,278	3,300	○	○	○	○	○	○
18	部原荘	12,264 (1,800)	900	○	○	○	○	○	○
凡例		○：避難場所として使用に適する。 △：避難場所の特性を考慮して使用する。 ×：避難場所として使用しない。 ()：有効面積							

注1：浸水のおそれがあるため、校舎の3F以上を津波避難ビルとして使用する。

注2：一部が土砂災害警戒区域に指定されているため、注意を要する。

注3：一部が土石流危険箇所指定されているため、注意を要する。

注4：周囲で夷隅川洪水浸水想定区域に指定されている区域があるため、注意を要する。

注5：小中学校についてはすべて校庭

資料 2-3 津波避難ビル一覧表

No	名称	所在地	海拔	面積 (㎡)	収容可能 人数
1	ロイヤルヴァンベール勝浦ビーチ ※3階以上の共用部分	勝浦市部原 1928-58	8m (3階14m)	1,920	960
2	センチュリー勝浦シーサイド ※3階以上の共用部分	〃 沢倉 411-1	11m (3階17m)	1,075	430
3	シーフレア勝浦 ※1階エントランス及びラウンジ 部分	〃 勝浦 280-4	20m	150	60
4	勝浦ホテル三日月 ※3階から5階の真砂亭部分	〃 墨名 820-1	3m (3階9m)	4,462	1,800
5	アクアパレス立体駐車場 ※3階以上の駐車場部分	〃 墨名 816-8	4m (3階10m)	3,774	1,500
6	三日月イン ※3階以上の共用部分及び空室等	〃 墨名 258-1	9m (3階15m)	843	340
7	海の博物館立体駐車場 ※屋上部分	〃 吉尾 123	9m (屋上15m)	1,578	750
8	元清海小学校 ※校舎3階部分	〃 鵜原 142-2	9m (3階15m)	627	300
9	興津小学校 ※校舎3階部分	〃 興津 1700	7m (3階13m)	692	340
10	元興津中学校 ※校舎3階部分	〃 興津 1222-1	6m (3階12m)	820	400

資料 2 - 4 一時避難場所（津波避難場所）一覧表

No	名称	所在地	海拔 (m)	No	名称	所在地	海拔 (m)
1	長秀寺	部原	21	21	川津神社	川津	17
2	8部集会所	部原	17	22	向ヶ坂	川津	21
3	国道 128 号線 (旧有料道路)	部原	20	23	津慶寺	川津	21
4	市道部原布施線	部原	16	24	第 6 部民家	川津	28
5	瀧口神社	部原	15	25	官軍塚	川津	67
6	妙海寺	新官	17	26	矢ノ浦坂上	川津	55
7	延命寺	新官	17	27	植村荘（南中ん谷）	川津	20
8	八坂神社	新官	17	28	神明神社	出水	20
9	民家 ※新官 294	新官	14	29	覚翁寺	出水	11
10	新官入口バス停	新官	21	30	遠見岬神社	浜勝浦	36
11	民家 ※新官 122	新官	11	31	新屋敷通り	浜勝浦	17
12	民家 ※新官 501	新官	18	32	旧鳴海荘跡地	浜勝浦	40
13	八幡神社	沢倉	21	33	勝浦測候所裏	墨名	10
14	慈眼寺	沢倉	14	34	熊野神社	墨名	20
15	沢倉区民会館	沢倉	12	35	こども館駐車場	墨名	8
16	旧母子寮跡地	沢倉	16	36	恵日寺	串浜	20
17	市営住宅前広場 ※梨の木団地前広場	沢倉	19	37	川向上台	串浜	19
18	アンダンテ勝浦	川津	9	38	春日台 (市道勝浦荒川線)	串浜	24
19	白へ坂（登口）	川津	23	39	簡易民宿アマミ	松部	14
20	真浄寺	川津	21	40	武内神社	松部	17

No	名称	所在地	海拔 (m)	No	名称	所在地	海拔 (m)
41	妙潮寺境内	松部	8	61	本寿寺（七面様）	守谷	49
42	砂子ノ浦（民家）	松部	11	62	守谷鵜原坂	守谷	33
43	塚の台（民地）	松部	22	63	目黒区興津自然学園	興津	33
44	鯛が谷（民家）	松部	17	64	セブンイレブン駐車場	興津	15
45	田原谷（民家）	松部	11	65	国道 128 号線バイパス （興津交差点）	興津	21
46	新谷（民家）	松部	13	66	禅奥寺	興津	13
47	舟附入口（民家）	松部	10	67	大聖寺	浜行川	12
48	阿部尻谷（民家）	松部	24	68	金剛寺	浜行川	27
49	東谷（民家）	吉尾	20	69	旧行川アイランド 駐車場	浜行川	17
50	中谷（民家前広場）	吉尾	13	70	久成寺	大沢	42
51	清水谷上（民家前広場）	吉尾	14	71	十輪寺	大沢	51
52	清水谷下（民家）	吉尾	13	72	大沢区民館	大沢	46
53	房ヶ谷（民家）	吉尾	13	73	木津建小屋前 （東急道路）	鵜原	68
54	神明神社	吉尾	18				
55	鵜原坂（中腹）	鵜原	25				
56	鵜原駅	鵜原	13				
57	鵜原坂バス停	鵜原	10				
58	国道 128 号線バイパス （森工匠前）	守谷	26				
59	国道 128 号線バイパス （次郎長前）	守谷	15				
60	大山神社	守谷	16				

資料 2-5 災害時に一時避難場所として使用できる寺院一覧表

No	寺院名	住所	No	寺院名	住所	No	寺院名	住所
1	本行寺	浜勝浦 8	21	本壽寺	守谷 772	41	盛隆寺	杉戸 1063
2	安立寺	浜勝浦 12	22	妙覚寺	興津 1195-1	42	妙堤寺	市野川 60-1
3	本朝寺	浜勝浦 14	23	善栄寺	興津 625	43	真福寺	市野郷 921
4	高照寺	勝浦 49	24	釈迦本 寺	興津 2652-1	44	光栄寺	市野郷 244
5	巧光寺	墨名 265	25	大聖寺	浜行川 452	45	妙盛寺	佐野 468
6	津慶寺	川津 1655	26	久成寺	大沢 252	46	浄満寺	白井久保 42
7	真浄寺	川津 1648	27	報国寺	大森 294	47	妙満寺	芳賀 202
8	蓮性寺	沢倉 401	28	妙久寺	上植野 150	48	大栄寺	大楠 1081
9	妙海寺	新官 174	29	妙福寺	植野 26	49	妙勝寺	大楠 484
10	長慶寺	新戸 663	30	慈眼寺	植野 491	50	善性寺	大楠 598
11	長宝寺	平田 51	31	寂光寺	名木 276	51	蟹連寺	蟹田 52
12	妙蔵寺	中谷 58	32	長遠寺	中里 310	52	覚翁寺	出水 1297
13	神宮寺	新戸 587	33	龍蔵寺	法花 128	53	長秀寺	部原 116-1
14	宝性寺	白木 462	34	大法寺	南山田 110	54	延命寺	新官 222
15	本善寺	宿戸 59	35	青竜寺	貝掛 167	55	薬王寺	赤羽根 93
16	恵日寺	串浜 753	36	善行寺	小羽戸 431	56	東光寺	植野 869
17	蓮盛寺	串浜 1801	37	常泉寺	小松野 175-1	57	長谷寺	植野 1206
18	妙潮寺	松部 1553	38	長勝寺	松野 698	58	真光寺	鶴原 870-1
19	吉祥寺	吉尾 332	39	妙昌寺	中倉 98	59	金剛寺	浜行川 149
20	法蓮寺	鶴原 674	40	長福寺	杉戸 841	60	十輪寺	大沢 305

3. 災害危険区域・箇所等に関する資料

資料3-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表

1 土砂災害警戒区域

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号	指定年月日
1	守谷3	I-0855	勝浦市守谷茂浦	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
2	大森13	I-1595	勝浦市大森白金里	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
3	上植野14	I-1596	勝浦市上植野	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
4	植野3	II-3937	勝浦市植野	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
5	植野4	II-3938	勝浦市植野	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
6	上植野15	II-3964	勝浦市上植野	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
7	興津3	II-4032	勝浦市興津	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
8	守谷5	II-4035	勝浦市守谷	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
9	守谷10	II-4040	勝浦市守谷	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
10	守谷13	II-4043	勝浦市守谷	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
11	吉尾2	II-4044	勝浦市吉尾	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
12	吉尾3	II-4045	勝浦市吉尾	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
13	大沢3	II-4052	勝浦市大沢	急傾斜地の崩壊	千第591号	H20.7.11
14	駒形	I-0910	勝浦市川津	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
15	峰平	I-0884	勝浦市川津	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
16	興津	I-0842	勝浦市興津	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
17	蟹田1	II-3903	勝浦市蟹田	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
18	松野1	II-3901	勝浦市松野	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
19	松野2	II-3902	勝浦市松野	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
20	佐野3	II-3882	勝浦市佐野	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
21	佐野4	II-3883	勝浦市佐野	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
22	市野川6	II-3892	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
23	松部4	I-0864	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
24	松部6	II-3942	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
25	松部7	II-3943	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
26	松部8	II-3944	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
27	松部11	II-3947	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
28	部原2	I-0905	勝浦市部原	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
29	新官5	I-0873	勝浦市新官	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
30	新官6	I-0874	勝浦市新官	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
31	沢倉	I-0893	勝浦市沢倉	急傾斜地の崩壊	千第718号	H21.10.16
32	墨名3	I-0907	勝浦市墨名	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号	指定年月日
33	関谷 4	Ⅱ－3968	勝浦市関谷	急傾斜地の崩壊	千第 718 号	H21. 10. 16
34	出水	Ⅰ－0857	勝浦市出水	急傾斜地の崩壊	千第 114 号	H25. 3. 8
35	松部 2	Ⅰ－0863	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第 114 号	H25. 3. 8
36	内出	Ⅰ－0895	勝浦市部原	急傾斜地の崩壊	千第 114 号	H25. 3. 8
37	墨名 2	Ⅰ－0906	勝浦市墨名	急傾斜地の崩壊	千第 114 号	H25. 3. 8
38	墨名 7	Ⅰ－130003	勝浦市墨名	急傾斜地の崩壊	千第 114 号	H25. 3. 8
39	墨名 8	Ⅰ－130005	勝浦市墨名	急傾斜地の崩壊	千第 114 号	H25. 3. 8
40	向台 2	Ⅰ－1349	勝浦市鶴原	急傾斜地の崩壊	千第 114 号	H25. 3. 8
41	向台 3	Ⅰ－130004	勝浦市鶴原	急傾斜地の崩壊	千第 114 号	H25. 3. 8
42	市野郷 4	Ⅱ－3887	勝浦市市野郷	急傾斜地の崩壊	千第 522 号	H28. 10. 18
43	市野川 2	Ⅱ－7112	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第 522 号	H28. 10. 18
44	市野川 3	Ⅱ－3889	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第 522 号	H28. 10. 18
45	市野川 4	Ⅱ－3890	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第 522 号	H28. 10. 18
46	市野川 5	Ⅱ－3891	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第 522 号	H28. 10. 18
47	市野川 7	Ⅱ－3893	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第 522 号	H28. 10. 18
48	市野川 9	Ⅱ－130084	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第 522 号	H28. 10. 18
49	市野川 10	Ⅱ－130085	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第 522 号	H28. 10. 18
50	市野川 13	Ⅲ－0329	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第 522 号	H28. 10. 18
51	杉戸 1	Ⅱ－3895	勝浦市杉戸	急傾斜地の崩壊	千第 522 号	H28. 10. 18
52	杉戸 2	Ⅱ－3896	勝浦市杉戸	急傾斜地の崩壊	千第 522 号	H28. 10. 18

2 土砂災害特別警戒区域

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号	指定年月日
1	守谷 3	Ⅰ－0855	勝浦市守谷茂浦	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
2	大森 13	Ⅰ－1595	勝浦市大森	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
3	上植野 14	Ⅰ－1596	勝浦市上植野	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
4	植野 3	Ⅱ－3937	勝浦市植野	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
5	植野 4	Ⅱ－3938	勝浦市植野	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
6	上植野 15	Ⅱ－3964	勝浦市上植野	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
7	興津 3	Ⅱ－4032	勝浦市興津	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
8	守谷 5	Ⅱ－4035	勝浦市守谷	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
9	守谷 10	Ⅱ－4040	勝浦市守谷	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
10	守谷 13	Ⅱ－4043	勝浦市守谷	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
11	吉尾 2	Ⅱ－4044	勝浦市吉尾	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
12	吉尾 3	Ⅱ－4045	勝浦市吉尾	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11
13	大沢 3	Ⅱ－4052	勝浦市大沢	急傾斜地の崩壊	千第 592 号	H20. 7. 11

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号	指定年月日
14	駒形	I-0910	勝浦市川津	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
15	峰平	I-0884	勝浦市川津	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
16	興津	I-0842	勝浦市興津	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
17	蟹田1	II-3903	勝浦市蟹田	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
18	松野1	II-3901	勝浦市松野	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
19	松野2	II-3902	勝浦市松野	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
20	佐野3	II-3882	勝浦市佐野	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
21	佐野4	II-3883	勝浦市佐野	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
22	市野川6	II-3892	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
23	松部4	I-0864	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
24	松部6	II-3942	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
25	松部7	II-3943	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
26	松部8	II-3944	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
27	松部11	II-3947	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
28	部原2	I-0905	勝浦市部原	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
29	新官5	I-0873	勝浦市新官	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
30	新官6	I-0874	勝浦市新官	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
31	沢倉	I-0893	勝浦市沢倉	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
32	墨名3	I-0907	勝浦市墨名	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
33	関谷4	II-3968	勝浦市関谷	急傾斜地の崩壊	千第719号	H21.10.16
34	出水	I-0857	勝浦市出水	急傾斜地の崩壊	千第115号	H25.3.8
35	松部2	I-0863	勝浦市松部	急傾斜地の崩壊	千第115号	H25.3.8
36	内出	I-0895	勝浦市部原	急傾斜地の崩壊	千第115号	H25.3.8
37	墨名2	I-0906	勝浦市墨名	急傾斜地の崩壊	千第115号	H25.3.8
38	墨名7	I-130003	勝浦市墨名	急傾斜地の崩壊	千第115号	H25.3.8
39	墨名8	I-130005	勝浦市墨名	急傾斜地の崩壊	千第115号	H25.3.8
40	向台2	I-1349	勝浦市鶴原	急傾斜地の崩壊	千第115号	H25.3.8
41	向台3	I-130004	勝浦市鶴原	急傾斜地の崩壊	千第115号	H25.3.8
42	市野郷4	II-3887	勝浦市市野郷	急傾斜地の崩壊	千第523号	H28.10.18
43	市野川2	II-7112	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第523号	H28.10.18
44	市野川3	II-3889	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第523号	H28.10.18
45	市野川4	II-3890	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第523号	H28.10.18
46	市野川5	II-3891	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第523号	H28.10.18
47	市野川7	II-3893	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第523号	H28.10.18
48	市野川9	II-130084	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第523号	H28.10.18
49	市野川10	II-130085	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第523号	H28.10.18

番号	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号	指定年月日
50	市野川 13	Ⅲ－0329	勝浦市市野川	急傾斜地の崩壊	千第 523 号	H28. 10. 18
51	杉戸 1	Ⅱ－3895	勝浦市杉戸	急傾斜地の崩壊	千第 523 号	H28. 10. 18
52	杉戸 2	Ⅱ－3896	勝浦市杉戸	急傾斜地の崩壊	千第 523 号	H28. 10. 18

資料3-2 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表

番号	地区名	所在地	面積 (㎡)	告示番号及び指定年月日
1	部原	勝浦市部原	15,454.46	千第 402 号 S45. 6.26
2	出水	〃 出水	37,357.47	千第 402 号 S45. 6.26 千第 724 号 S49. 8.30
3	川津	〃 川津	14,286.30	千第 402 号 S45. 6.26
4	浜勝浦	〃 浜勝浦	25,038.73	千第 402 号 S45. 6.26 千第 95 号 H26. 3. 4
5	串浜	〃 串浜	7,385.63	千第 775 号 S51. 12. 14
6	墨名	〃 出水	18,131.27	千第 378 号 S53. 4. 14
7	浜行川	〃 浜行川	12,090.88	千第 379 号 S53. 4. 14
8	井戸尻	〃 串浜	13,914.30	千第 390 号 S53. 4. 18
9	三田	〃 川津	3,819.52	千第 391 号 S53. 4. 18
10	萬名浦	〃 川津	10,262.69	千第 433 号 S53. 5. 6
11	新官	〃 新官	16,864.95	千第 389 号 S58. 5. 4
12	盛沢	〃 沢倉	7,038.69	千第 389 号 S58. 5. 4
13	船附	〃 串浜	10,603.99	千第 389 号 S58. 5. 4
14	見長谷	〃 松部	10,430.98	千第 389 号 S58. 5. 4
15	向台	〃 鶺原字向台	3,488.93	千第 521 号 S59. 5. 15
16	守谷	〃 守谷	10,612.83	千第 521 号 S59. 5. 15
17	墨名の2	〃 墨名	18,486.17	千第 522 号 S59. 5. 15
18	松部	〃 松部	29,641.53	千第 522 号 S59. 5. 15
19	串浜の2	〃 串浜	6,168.44	千第 522 号 S59. 5. 15
20	鶺原	〃 鶺原	8,806.08	千第 522 号 S59. 5. 15
21	新地ヶ台	〃 勝浦字新地ヶ台	19,847.40	千第 522 号 S59. 5. 15
22	新官の2	〃 新官	13,242.24	千第 522 号 S59. 5. 15
23	荒熊	〃 守谷字小浦	11,321.77	千第 523 号 S59. 5. 15
24	吉尾	〃 吉尾	92,593.18	千第 523 号 S59. 5. 15 千第 467 号 H 5. 4. 20
25	東之谷	〃 大沢字東之谷	48,325.83	千第 523 号 S59. 5. 15
26	蓬谷	〃 沢倉字蓬谷	3,032.32	千第 938 号 S59. 10. 2
27	志別当	〃 新官字志別当	1,774.99	千第 938 号 S59. 10. 2

番号	地区名	所在地	面積 (㎡)	告示番号及び指定年月日
28	西沢	〃 沢倉字西沢	8,874.70	千第 938 号 S59.10.2
29	ビリ谷	〃 川津字ビリ谷	6,236.65	千第 938 号 S59.10.2
30	向台の2	〃 鶴原字向台	6,275.17	千第 938 号 S59.10.2
31	小森	〃 浜行川字小森	13,813.26	千第 938 号 S59.10.2
32	南谷の1	〃 川津字南谷	4,084.59	千第 938 号 S59.10.2
33	南谷の2	〃 川津字南谷	6,202.76	千第 938 号 S59.10.2
34	鶴ヶ沢	〃 沢倉字鶴ヶ沢	3,242.26	千第 938 号 S59.10.2
35	家ノ谷	〃 鶴原字家ノ谷	4,788.32	千第 938 号 S59.10.2
36	家名	〃 興津字家名	12,325.49	千第 918 号 S60.9.10
37	四山ヶ谷	〃 浜行川字小滝谷	5,753.40	千第 918 号 S60.9.10 千第 787 号 S61.8.29
38	北見坊	〃 新官字北見坊	8,258.62	千第 918 号 S60.9.10
39	浜勝浦の3	〃 浜勝浦字新屋敷	13,410.99	千第 918 号 S60.9.10
40	内出	〃 部原	27,849.17	千第 1017 号 S60.10.15
41	川津北	〃 川津	79,398.63	千第 313 号 S61.4.1 千第 386 号 H6.3.29 千第 730 号 H15.9.5
42	長ヶ谷	〃 出水	18,138.50	千第 788 号 S61.8.29
43	松部2	〃 松部字新屋敷	16,651.18	千第 53 号 H5.1.22
44	大作	〃 守谷字大作	10,529.35	千第 53 号 H5.1.22
45	松部3	〃 松部字本郷台	15,865.98	千第 120 号 H5.2.12
46	川津2	〃 川津	21,731.34	千第 435 号 H5.4.6
47	駒形	〃 川津	10,295.41	千第 413 号 H14.5.10
48	新屋敷	〃 興津字新屋敷	12,394.35	千第 735 号 H17.10.18
49	新官の6	〃 新官	14,361.03	千第 115 号 H26.3.14 千第 538 号 H27.7.31
50	浜勝浦の2	〃 浜勝浦字新屋敷	6,148.17	千第 506 号 H26.7.15
51	浜勝浦の4	〃 浜勝浦字新屋敷	7,085.73	千第 507 号 H26.7.15

資料3-3 山地災害危険地区一覽表

1 山腹崩壊危険地区

番号	地区番号	市名	大字	字	番号	地区番号	市名	大字	字
1	001	勝浦市	部原	僧前	32	044	勝浦市	部原	内出
2	002	勝浦市	市野川	北峠	33	045	勝浦市	部原	十二天
3	003	勝浦市	市野川	市川代	34	046	勝浦市	新官	新官谷
4	006	勝浦市	中倉	新坂	35	047	勝浦市	部原	中島
5	008	勝浦市	新戸	御城下	36	049	勝浦市	川津	茱ノ木
6	010	勝浦市	部原	風早	37	051	勝浦市	浜勝浦	虫浦
7	011	勝浦市	沢倉	桐井上	38	052	勝浦市	串浜	中ノ台
8	014	勝浦市	川津	花立	39	053	勝浦市	松部	反目
9	015	勝浦市	沢倉	長谷	40	054	勝浦市	鶴原	長入
10	016	勝浦市	串浜	小清田	41	055	勝浦市	鶴原	寺の谷
11	018	勝浦市	松部	本郷台	42	056	勝浦市	佐野	宮ノ台
12	019	勝浦市	鶴原	船戸	43	057	勝浦市	佐野	荒久井台
13	020	勝浦市	鶴原	堰塚	44	058	勝浦市	荒木根	荷付場
14	021	勝浦市	興津	平ノ台	45	059	勝浦市	中倉	小倉山
15	022	勝浦市	興津	土井口	46	063	勝浦市	市野川	バチガク
16	023	勝浦市	興津	要子庵	47	066	勝浦市	白木	宮ノ下
17	024	勝浦市	興津	王子	48	068	勝浦市	法花	三好
18	025	勝浦市	上植野	岩畑	49	069	勝浦市	法花	鬼之川
19	026	勝浦市	大森	場西	50	070	勝浦市	貝掛	紅葉
20	027	勝浦市	大森	白金里	51	073	勝浦市	大森	向畑
21	029	勝浦市	中倉	本林	52	074	勝浦市	大森	辺里
22	031	勝浦市	白木	草花郷	53	075	勝浦市	大森	郷沢
23	032	勝浦市	大森	大野原	54	076	勝浦市	植野	観音堂
24	033	勝浦市	小羽戸	上細田	55	077	勝浦市	赤羽根	弓折
25	034	勝浦市	上植野	荒久	56	078	勝浦市	法花	寺之下
26	035	勝浦市	台宿	菖蒲谷	57	079	勝浦市	関谷	弓折
27	036	勝浦市	浜行川	小滝谷	58	080	勝浦市	関谷	弓折
28	038	勝浦市	興津	横須貴	59	081	勝浦市	関谷	木戸脇
29	039	勝浦市	興津	小浦	60	082	勝浦市	関谷	木戸脇
30	042	勝浦市	平田	藪平田	61	083	勝浦市	中谷	原沢
31	043	勝浦市	部原	堂ノ上	62	084	勝浦市	関谷	小関

番号	地区 番号	市名	大字	字	番号	地区 番号	市名	大字	字
63	086	勝浦市	部原	僧ヶ台	76	099	勝浦市	松部	砂子ノ入
64	087	勝浦市	中島	一丁塚	77	100	勝浦市	松部	反目
65	088	勝浦市	中島	アフリ谷	78	101	勝浦市	松部	本郷台
66	089	勝浦市	松部	新屋敷	79	102	勝浦市	勝浦	新地ヶ台
67	090	勝浦市	串浜	中ノ台	80	103	勝浦市	浜行川	坊谷
68	091	勝浦市	串浜	番蔵	81	104	勝浦市	興津	湊
69	092	勝浦市	興津	上大谷	82	105	勝浦市	川津	万名
70	093	勝浦市	守谷	馬込	83	106	勝浦市	大沢	古野
71	094	勝浦市	鵜原	岨塚	84	107	勝浦市	浜行川	倉ヶ谷
72	095	勝浦市	鵜原	長入	85	108	勝浦市	墨名	八軒島
73	096	勝浦市	鵜原	長入	86	109	勝浦市	川津	万名
74	097	勝浦市	鵜原	勝場	87	110	勝浦市	守谷	浦之代
75	098	勝浦市	松部	尾名					

2 崩壊土砂流出危険地区（民有林）

番号	地区番号	市名	大字	字
1	001	勝浦市	興津	梅ヶ谷

資料3-4 土石流危険溪流一覧表

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	
					市町村名	字名
1	21801301	西奥谷	西奥谷	西奥谷	勝浦市	鶴原
2	21801401	池之谷	池之谷	池之谷	勝浦市	鶴原
3	21801501	万俵沢	万俵沢	万俵沢	勝浦市	鶴原
4	21801601	勝場沢	勝場沢	勝場沢	勝浦市	鶴原
5	21801101	新虫谷	新虫谷	新虫谷	勝浦市	興津
6	21801201	焼山沢	焼山沢	焼山沢	勝浦市	興津
7	21802201	滝ノ谷	滝ノ谷	滝ノ谷	勝浦市	串浜
8	21803202	夷隅川	夷隅川	諏訪沢	勝浦市	荒川
9	21804002	夷隅川	夷隅川	宇那ノ谷	勝浦市	市野郷
10	21803902	夷隅川	夷隅川	坪ノ沢	勝浦市	市野川
11	21802601	墨名川	浜勝浦川	信濃谷	勝浦市	勝浦
12	21803402	夷隅川	夷隅川	野木ノ沢	勝浦市	小羽戸
13	21801901	阿部尻沢	阿部尻沢	阿部尻沢	勝浦市	松部
14	21802001	釜ヶ谷	釜ヶ谷	釜ヶ谷	勝浦市	松部
15	21802101	大谷	大谷	大谷	勝浦市	松部
16	21803102	夷隅川	古新田川	古畑沢	勝浦市	大森
17	21800103	大沢(2)	大沢(2)	大沢(2)	勝浦市	大沢
18	21800301	大沢(1)	大沢(1)	大沢(1)	勝浦市	大沢
19	21800403	大沢(4)	大沢(4)	大沢(4)	勝浦市	大沢
20	21803801	夷隅川	夷隅川	坂鼻沢	勝浦市	中倉
21	21803702	夷隅川	夷隅川	猿田沢	勝浦市	白木
22	21800701	涼谷	涼谷	涼谷	勝浦市	浜行川
23	21800901	四山ヶ谷	四山ヶ谷	四山ヶ谷	勝浦市	浜行川
24	21802702	ロットウ沢	ロットウ沢	ロットウ沢	勝浦市	部原
25	21802802	ガケ下沢	ガケ下沢	ガケ下沢	勝浦市	部原
26	21802901	祢宜谷	祢宜谷	祢宜谷	勝浦市	部原
27	21803001	十二天沢	十二天沢	十二天沢	勝浦市	部原

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	
					市町村名	字名
28	21802401	墨名川	墨名川	土佐ヶ谷	勝浦市	墨名
29	21802502	墨名川	墨名川	牛ヶ谷	勝浦市	墨名

資料3-5 水害危険区域一覧表

1 降雨による氾濫が特に住宅区域に影響のある河川

区分	級種別	河川名	危険箇所地先名	危険度
二級河川	二級	夷隅川	勝浦市松野字中の島	A
二級河川	二級	墨名川	勝浦市墨名	B

注 「危険度」欄のBは、「最も重要な区間A」の次に重要な区間を表す。詳細な危険度評定規準は、千葉県水防計画に定めるところによる。

2 その他水害危険区域

河川名	危険箇所地先名	面積
墨名川	勝浦市墨名	6.8 ha
出水川(出水都市下水路)	〃 出水	2.3 ha
浜勝浦川	〃 浜勝浦	3.6 ha
串浜西ノ谷川	〃 串浜	0.3 ha
番蔵川	〃 串浜	0.8 ha
春日台川(串浜都市下水路)	〃 串浜	1.3 ha
塚ノ台川	〃 松部	0.2 ha
稲子川	〃 部原	2.3 ha
苗代川	〃 鵜原	1.7 ha
仲川(鵜原都市下水路)	〃 鵜原	0.5 ha
守谷川	〃 守谷	1.7 ha
本寿寺川	〃 守谷	1.5 ha
坪田川(興津東都下水路)	〃 興津	4.8 ha
家ノ田川	〃 興津	3.3 ha
興津東川(興津下水路)	〃 興津	2.8 ha
横道川	〃 浜行川	0.2 ha
大沢水路	〃 大沢	0.3 ha
新戸川	〃 宿戸	1.0 ha
夷隅川	〃 松野	5.3 ha

資料3-6 道路の路肩決壊・法面崩落による危険箇所一覧表

1 一般国道

路線名	土木事務所	箇所	危険内容	延長	規制条件
128号	夷隅	勝浦市大沢	崩落、 路肩決壊	2.2	パトロールによる

2 一般県道

路線名	土木事務所	箇所	危険内容	延長	規制条件
勝浦上野大多喜	夷隅	勝浦市興津 ～大森	路肩決壊、 土砂崩落	8.0	パトロールによる
勝浦布施大原	夷隅	勝浦市市野川 ～御宿町上布施	〃	4.9	〃

3 市道

路線名	箇所	危険内容	箇所数	規制条件
三田南谷線	川津	法面崩落	2	パトロールによる
部原川津勝浦線	新官、浜勝浦	法面崩落	3	〃
松部吉尾鵜原線	鵜原	法面崩落	1	〃
折越下寺下線	松野	法面崩落	1	〃
勝浦部原線	沢倉	法面崩落	1	〃
勝浦荒川線	串浜、松部	法面崩落、落石	4	〃
芳賀市野川線	芳賀	法面崩落	1	〃
大沢台宿線	浜行川	法面崩落	1	〃
松部荒川線	松部	法面崩落、路肩決壊	8	〃
塩田湊線	興津	法面崩落	1	〃
北見坊志別当線	新官	法面崩落	1	〃
新地ヶ台郭内線	浜勝浦	法面崩落	1	〃
新屋敷鯛ヶ谷線	松部	法面崩落	1	〃
部原布施線	部原	法面崩落	1	〃
川向回向坊線	串浜	法面崩落、路肩決壊	3	〃
杳メ坊前線	中谷	法面崩落	1	〃
中谷廻り山線	串浜	路肩決壊	1	〃
法花平沢線	法花	法面崩落、路肩決壊	2	〃
法花平沢線	法花	法面崩壊	1	〃

路線名	箇所	危険内容	箇所数	規制条件
東之谷東笹塚線	大沢	法面崩落、路肩決壊	2	〃
墨名苗代台線	墨名	法面崩落	1	〃
春日浦春日畑線	串浜	法面崩落	1	〃
向台坂ノ下線	鶴原	法面崩落	1	〃
荒久井滝ノ上線	市野郷	法面崩落	2	〃
志別当線	新官	法面崩落	1	〃
芝東大正寺線	小羽戸	法面崩落	1	〃
四反目下田1号線	関谷	法面崩落	1	〃
豊浜港線	新官	法面崩落	1	〃
土佐ヶ谷線	墨名	法面崩落	1	〃
虫浦郭内線	浜勝浦	法面崩落	1	〃
新坂沢倉線	新官	法面崩落	1	〃
松野中倉市野川線	中倉	法面崩落	1	〃

4 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準一覧表

路線名	規制区間	延長 (km)	規制基準		危険内容	雨量観測所	迂回路
			時間 雨量 (mm)	連続 雨量 (mm)			
国道128号(旧道)	自 勝浦市大沢 至 勝浦市大沢	0.9	30	150	落石	大森	国道128号
天津小湊夷隅線	自 勝浦市市野郷 至 勝浦市市野郷	2.2	30	150	落石 土砂崩落 トンネル	久我原橋 実谷	国道297号
勝浦布施大原線	自 勝浦市市野郷 至 御宿町上布施	6.0	30	150	落石 路肩決壊	実谷	国道128号 国道297号
勝浦上野大多喜線	自 勝浦市植野 至 勝浦市興津	1.6	30	150	土砂崩落 路肩決壊	大森	小田代勝浦線 国道465号
小田代勝浦線	自 大多喜町栗又 至 勝浦市上植野	10.8	30	150	落石 土砂崩落 トンネル	大森	勝浦上野大多喜線

資料 3-7 道路の冠水による危険箇所一覧表

市道

路線名	箇所	危険内容	箇所数	備考
入江石子谷線	松野	冠水	1	川向橋
川向中島線				
下ツ原下榎戸線	大楠	冠水	1	大楠 2 号橋
白木線	白木	冠水	1	年切橋
野中椎木谷線				
芝田関上線	白井久保			白井久保 1 号橋
原長崎線	宿戸	冠水	1	下川橋
中谷関谷線	関谷	冠水	1	
	中谷	冠水	1	中谷橋
芝東大正寺線	小羽戸	冠水	1	大正寺橋
番場下蔵ヶ原線	小羽戸	冠水	1	小羽戸 1 号橋
下之台千鳥線	南山田	冠水	1	
白石山下線	中島	冠水	1	山下橋
中島堀込線	中島	冠水	1	中島橋
植野黒原線	赤羽根	冠水	1	下川橋
竹ノ田松田線	名木	冠水	1	
山下高仙戸線	台宿	冠水	1	
興津台宿線	台宿	冠水	1	
腰巡馬込線	守谷	冠水	1	
新屋敷 1 号線	興津	冠水	1	
新屋敷 2 号線				
新屋敷御嶽堂線				
西町通 1 号線	興津	冠水	1	

路線名	箇所	危険内容	箇所数	備考
東之谷東笹塚線	大沢	冠水	1	
淵ノ上猪ノ代線	部原	冠水	1	
関ノ谷線	墨名	冠水	1	
八軒島家ノ谷1号線	墨名	冠水	1	
八軒島家ノ谷2号線				
出水通3号線	出水	冠水	1	
出水通上本町線				
駒形1号線	浜勝浦	冠水	1	
駒形2号線				
木戸脇線				
原杢メ線	串浜	冠水	1	
走合線	串浜	冠水	1	
松部荒川線	松部	冠水	1	
部原川津勝浦線	沢倉	冠水	1	
上本町3号線				
深田1号線				
砂田深田線				
深田2号線				
須野式ノ谷堀込線	中島	冠水	1	

資料3-8 保安林の指定状況一覧表

所在地	区分	目的	面積(m ²)	樹種	樹齡
勝浦市大沢吉野 221 外 7		魚つき林	12,604	針葉樹	
〃 浜行川小坂本 1 外 1		〃	14,876	〃	
〃 浜行川柳作 10-8 外 2		〃	7,834	〃	
〃 浜行川倉ヶ谷 454-1		〃	4,221	〃	
〃 浜行川木谷 492 外 3		〃	6,521	〃	
〃 浜行川松ヶ尾 511 外 1		〃	1,874	〃	
〃 浜行川鶴林坊 579		〃	4,165	〃	
〃 浜行川沢山 898-11		〃	3,309	〃	
〃 浜行川立塚 910		〃	429	〃	
〃 興津湊 2465-1 外 9		〃	31,821	〃	
〃 興津大保 2422 外 7		〃	19,416	〃	
〃 守谷納戸浦 4-1 外 3		〃	13,907	〃	
〃 守谷平ヶ作 34		〃	3,705	〃	
〃 守谷畑尻 38-1 外 3		〃	7,535	〃	
〃 守谷小浦 849 外 1		〃	2,627	〃	
〃 吉尾黒ヶ塙 343		〃	11,821	〃	
〃 吉尾志村 2 外 5		〃	4,488	〃	
〃 吉尾小吉 148 外 4		〃	1,921	〃	
〃 吉尾浦ノ谷 253 外 7		〃	16,872	〃	
〃 鶴原毛戸 1016-2 外 3		〃	15,152	〃	
〃 鶴原山見場 981 外 11		〃	15,596	〃	
〃 鶴原酒屋谷 1-3 外 1		〃	28,256	〃	
〃 鶴原長入 1017-1 外 13		〃	13,095	〃	
〃 浜行川浜通 135-1 外 3		土砂崩壊	20,401	〃	
〃 浜行川横道 453-1		〃	4,601	〃	
〃 鶴原一本松 2183-1		航行目標	234	〃	
〃 部原東魚見 2214-1 外 3		魚つき林	6,476	〃	
〃 部原内出 1930-1 外 13		〃	7,075	〃	
〃 部原古道 2186-1 外 2		〃	15,136	〃	
〃 川津宮の谷 839-2		防風林	33	〃	
〃 川津石ヶ浦 1049 外 7		魚つき林	14,133	〃	
〃 川津平目 1104-1 外 10		防風林	13,270	〃	
〃 川津矢ノ浦 1105 外 14		〃	20,295	〃	
〃 川津温ヶ浦 1179 外 6		〃	6,843	〃	
〃 川津権名浦 1210 外 5		〃	6,529	〃	

所在地	区分	目的	面積(m ²)	樹種	樹齡
〃 川津万名浦 1237 外 7		防風林	11,259	針葉樹	
〃 川津鱒ヶ浦 1291-1 外 8		〃	5,717	〃	
〃 川津竹田場 1039-2		〃	991	〃	
〃 川津石ヶ浦 1064		〃	56	〃	
〃 川津寿栄山 1646-1 外 3		魚つき林	6,765	〃	
〃 浜勝浦郭内 223-1 外 4		〃	36,169	〃	
〃 松部尾名 1975-1 外 2		〃	5,042	〃	
〃 中倉新坂 205 外 2		土砂崩壊	2,412	〃	
〃 松部見長台 1627 外 2		〃	775	〃	
〃 小羽戸上細田 183-5 外 1		〃	2,229	〃	
〃 沢倉桐井上 282 外 3		〃	465	〃	
〃 大沢東ノ谷 237-1 外 1		〃	2,865	〃	
〃 川津茱ノ木 326		〃	991	〃	
〃 串浜中ノ台 750-1		〃	7,550	〃	
〃 浜行川四山ヶ谷 218 外 2		〃	154	〃	
〃 守谷腰巡 385		〃	99	〃	
〃 浜行川坊谷 45-1 外 1		〃	1,378	〃	
〃 松部反目 1875		〃	1,765	〃	
〃 勝浦沢新台 202		〃	2,780	〃	
〃 浜行川小滝谷 372-1		〃	62	〃	
〃 浜行川小森 714-1		〃	340	〃	
〃 鶺原寺ノ谷 666-1		〃	4,317	〃	
〃 鶺原長入 1018-2		〃	595	〃	
〃 新官中島 218 外 1		〃	1,558	〃	
〃 鶺原崖塚 872		〃	6,214	〃	
〃 興津要子庵 125-1		〃	15,375	〃	
〃 鶺原船戸 36-2		〃	252	〃	
〃 松部新屋敷 1082-6		〃	547	〃	
〃 松部本郷台 1572-1 外 1		〃	1,265	〃	
〃 川津棚井戸 799-1 外 2		〃	4,996	〃	

資料3-9 要配慮者施設一覧表

番号	分類	施設名	夷隅川 浸水想 定区域	土砂災害	
				警戒 区域	特別警 戒区域
1	病院	医療法人SHIODA 塩田病院		○	
2	診療所(無床)	夷隅保健所		○	
3	診療所(無床)	医療法人社団誠聖会越後貴医院			
4	診療所(無床)	勝浦眼科医院			
5	診療所(無床)	医療法人社団南洲会勝浦整形外科クリニック			
6	診療所(無床)	川上医院			
7	診療所(無床)	軽費老人ホーム勝浦部原荘		○	
8	診療所(無床)	国民健康保険勝浦診療所	○		
9	診療所(無床)	特別養護老人ホーム勝浦総野園 医務室	○		
10	診療所(無床)	特別養護老人ホーム勝浦裕和園			
11	診療所(無床)	特別養護老人ホーム名木緑風苑附属診療所			
12	診療所(無床)	長島医院			
13	歯科診療所	磯野歯科医院			
14	歯科診療所	医療法人社団千寿会勝浦総合歯科クリニック			
15	歯科診療所	サワキ歯科医院			
16	歯科診療所	鈴木歯科医院			
17	歯科診療所	医療法人社団薫聖会高梨歯科医院			
18	歯科診療所	医療法人社団なかやち歯科医院			
19	歯科診療所	福永歯科医院			
20	小学校	上野小	○		
21	小学校	興津小			
22	小学校	勝浦小		○	○
23	小学校	豊浜小		○	○
24	小学校	総野小	○	○	
25	中学校	勝浦中			
26	地域福祉センター	勝浦市保健福祉センター			
27	学童保育	かつうら放課後ルーム(旧こども館)		○	○
28	学童保育	おきつ放課後ルーム(興津小学校内)			
29	学童保育	ふさの放課後ルーム(総野小学校内)	○	○	
30	学童保育	うえの放課後ルーム(上野集会所内)	○		
31	学童保育	とよはま放課後ルーム(豊浜小学校内)		○	○
32	児童厚生施設	勝浦市こども館(元大原高校若潮キャンパス)			
33	幼保連携型認定こども園	勝浦こども園			
34	保育所	勝浦市立総野保育所	○		

番号	分類	施設名	夷隅川 浸水想 定区域	土砂災害	
				警戒 区域	特別警 戒区域
35	保育所	勝浦市立上野保育所	○		
36	共同生活援助(グループホーム)	グループホームじんべい			
37	生活介護	社会福祉法人いちょうの里みずほ学園			
38	就労移行支援	就労支援施設かけはし			
39	障害者支援施設	みずほ学園			
40	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム勝浦総野園	○		
41	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム勝浦裕和園			
42	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム名木緑風苑			
43	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム名木緑風苑(ユニット型)			
44	介護老人保健施設	介護老人保健施設やすらぎの郷			
45	軽費老人ホーム(A型)	勝浦部原荘		○	
46	有料老人ホーム	田園生活館	○		
47	訪問看護ステーション	亀田訪問看護ステーション勝浦			
48	訪問看護ステーション	やすらぎの郷訪問看護ステーション			
49	通所介護	デイサービスセンター勝浦裕和園			
50	通所介護	デイサービスセンターリブサニーサイド興津			
51	通所介護	デイサービスセンター名木緑風苑			
52	通所介護	デイサービスセンター勝浦総野園	○		
53	短期入所生活介護	ショートステイサービス勝浦裕和園			
54	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム名木緑風苑			
55	短期入所生活介護	ショートステイ名木緑風苑			
56	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム勝浦総野園	○		
57	地域密着型通所介護	さんわケアサービス通所介護事業所勝浦		○	○
58	認知症対応型共同生活介護	グループホームあんしん勝浦上植野	○		
59	地域活動支援センター	樹の実の郷かつうら		○	

※令和3年3月現在 津波防災地域づくり法に基づく「津波災害警戒区域」指定なし
水防法に基づく「高潮浸水想定区域」指定なし

4. 医療・救護に関する資料

資料4-1 市内医療機関一覧表

名称	所在地	電話番号
塩田病院	勝浦市出水 1221	73-1221
越後貫医院	〃 墨名 672	73-3137
勝浦眼科医院	〃 墨名 815-44	73-0270
勝浦整形外科クリニック	〃 墨名 485-252	70-1211
川上医院	〃 興津 147	76-0301
長島医院	〃 興津 881-5	76-0052
勝浦診療所	〃 松野 448-1	77-0331
磯野歯科医院	〃 墨名 565-59	73-5323
サワキ歯科医院	〃 墨名 699	73-4181
なかやち歯科医院	〃 墨名 704-2	73-3781
高梨歯科医院	〃 墨名 781-7	73-1051
福永歯科医院	〃 墨名 801	73-0350
鈴木歯科医院	〃 興津 2676	73-1081
勝浦総合歯科クリニック	〃 沢倉 140-26	73-8241

資料４－２ 市内薬局一覧表

名称	所在地	電話番号
(有)とよせやハラダ薬局	勝浦市勝浦 34	73-0037
(株)白石薬局	〃 浜勝浦 318	73-0032
(有)きくや薬局	〃 墨名 791	73-1066
(有)原薬局	〃 興津 2672	76-0004
(株)君塚薬局	〃 松野 445-4	77-0039
(有)フジヒラ薬局駅前店	〃 墨名 262-1	73-8601
(有)フジヒラ薬局若潮店	〃 墨名 485-123	73-3841
スマイレ薬局勝浦店	〃 出水 1224-1	62-6252
ヤックス勝浦部原薬局	〃 部原 1013	62-6603

5. 輸送に関する資料

資料5-1 市有車両一覧表

課名	車種	台数	備考
総務課	普通乗用自動車	1	市長車
	軽貨物自動車	1	
企画課	軽貨物自動車	1	
財政課	小型乗用自動車	1	
	小型貨物自動車	1	
	軽乗用自動車	3	
	軽貨物自動車	1	
消防防災課	普通特種自動車	1	消防団本部指揮車
	軽特種自動車	1	消防団本部電源照明車
	軽特種自動車	1	消防団本部防災活動車
	軽乗用自動車	1	青色回転灯
税務課	原動機付自転車	1	
	軽乗用自動車	1	
	軽貨物自動車	1	
市民課	普通特種自動車	1	移動市役所
	小型貨物自動車	1	
勝浦診療所	小型乗用自動車	2	
高齢者支援課	軽乗用自動車	5	
福祉課	小型貨物自動車	1	
	軽乗用自動車	1	
	軽貨物自動車	1	
生活環境課	軽貨物自動車	1	青色回転灯
	軽貨物自動車	1	軽トラック
清掃センター	小型貨物自動車	1	
	軽貨物自動車	2	軽トラック
都市建設課	小型貨物自動車	1	ダンプ

課名	車種	台数	備考
	小型特殊自動車	1	ホイールローダ
	軽貨物自動車	2	
	軽貨物自動車	1	軽トラック
農林水産課	軽貨物自動車	3	
観光商工課	軽貨物自動車	3	
	軽貨物自動車	2	軽トラック
水道課	軽乗用自動車	1	
	軽貨物自動車	2	
	軽貨物自動車	3	軽トラック
議会事務局	普通乗用自動車	1	議長車
学校教育課	小型貨物自動車	1	
学校給食 共同調理場	軽乗用自動車	1	
	軽貨物自動車	1	
生涯学習課	軽貨物自動車	2	
芸術文化交流 センター	軽貨物自動車	1	
土地改良区	軽貨物自動車	1	
	軽貨物自動車	1	軽トラック

(令和2年12月31日現在)

資料5-2 旅客運送・貨物輸送業者一覧表

1 旅客自動車現有状況

名称	所在地	電話番号	車両台数
エミタスタクシー(株) 勝浦営業所	勝浦市墨名 700	73-1101	普通乗用 14
(有)山口運送	勝浦市墨名 601-65	73-5033	バス (大型 3、中型 3、小型 9)
小湊鉄道(株) バス部 勝浦車庫	勝浦市新官 1355	73-0663	バス (中型 3、小型 2) 普通乗用 3

2 貨物自動車現有状況

名称	所在地	電話番号	車両台数
石塚運送(有)	勝浦市浜勝浦 80	73-1519	大型 13、普通 10
(有)山口運送	勝浦市墨名 601-65	73-5033	大型 8、中型 2、小型 4
岡田運送(株)	勝浦市荒川 153-6	76-3988	普通 15

資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表

離発着場 名称	所在地		施設管理者 又は占有者	広さ		最寄 消防署 距離	備考
	地名・地番	座標		幅×長さ m	区分		
勝浦市立 勝浦中学校	出水 1145 番地	N 35.15382	市教育委員会	160×110	大	1,000m	避難所隣接 同一敷地
		E 140.31717					
勝浦市立 元北中学校	小羽戸 58 番地 2	N 35.17956	市教育委員会	150×78	中	10,000m	避難所隣接 同一敷地
		E 140.26655					
日本冶金工 業(株)駐車場	守谷地先	N 35.13974	日本冶金工業(株)	180×112	大	6,200m	アスファルト
		E 140.26483					

資料5-4 橋梁一覽表

1 市道10m以上

橋梁名	路線名	字名	延長 (m)	幅員 (m)	永久橋
稲子橋	部原川津勝浦線	部原	14.80	7.00	○
小家名橋	仲本町中島場線	墨名	10.20	4.50	○
港橋	塩田港線	興津	11.40	6.00	○
山下橋	白石山下線	植野	14.70	2.60	○
下川橋3号	植野黒原線	赤羽根	18.00	3.60	○
中島橋	中島堀込線	中島	16.00	4.10	○
妙法華橋	法花平沢線	法花	20.00	3.60	○
荒川3号橋	嶋台曲谷線	荒川	10.50	4.00	○
貝掛橋	川崎奥之原線	貝掛	24.60	3.50	○
大正寺橋	芝東大正寺線	小羽戸	18.40	2.50	○
蔵ヶ原橋	芝谷ノ田線	小羽戸	46.60	6.50	○
滝沢橋	松野中倉線	中倉	41.00	4.00	○
瓜久保橋	芳賀市野川線	芳賀	18.10	7.00	○
大楠橋	宿戸大楠線	大楠	55.20	5.50	○
川向橋	入江石子谷線	松野	25.50	5.00	○
沢倉橋	官軍塚沢倉線	沢倉	29.90	7.10	○
串浜1号橋	川向回向坊線	串浜	25.00	3.00	○
宿戸橋2号	宿戸大楠線	宿戸	15.00	5.50	○
新石神橋	荒西大川線	大森	21.60	6.00	○
小家名歩道橋	小家名1号線	墨名	12.60	1.60	○
宿戸橋1号	宿戸細田線	宿戸	11.60	4.50	○
松部1号橋	松部荒川線	松部	13.70	3.60	○
貝掛1号橋	一本松川崎線	貝掛	10.40	2.60	○
風道橋	上宿原田線	植野	10.50	3.60	○
大森7号橋	湯西亀田線	大森	11.50	2.50	○
大森8号橋	竹ノ田松田線	大森	11.40	2.80	○
木戸2号橋	藤田東台線	上植野	13.50	3.30	○

橋梁名	路線名	字名	延長 (m)	幅員 (m)	永久橋
宮前橋	北広田下タノ沢線	杉戸	13.50	4.00	○
湯場橋	入江石子谷線	松野	11.40	3.60	○
堀抜橋	阿仏房仲台線	市野郷	10.50	3.60	○
6002号橋	興津台宿線	興津 久保山台	14.40	11.90	○
杉戸1号橋	沢田長田線	杉戸	22.90	2.70	○
下屋敷橋	松野中倉市野川線	松野	55.00	9.30	○
洲崎橋	浦之代村中線	守谷	11.00	7.00	○
清海橋	台ノ谷向台線	鶴原	23.90	4.00	○

2 市道 5m～10m未満

橋梁名	路線名	字名	延長 (m)	幅員 (m)	永久橋
平田橋	高橋川間線	平田	8.00	3.80	○
中谷橋	中谷関谷線	中谷	5.30	4.00	○
墨名1号橋	屋津下線	墨名	7.30	2.70	○
沢倉2号橋	部原川津勝浦線	沢倉	6.20	3.70	○
仲の橋	下中島線	墨名	6.00	3.10	○
墨名2号橋	仲本町中島場線	墨名	5.00	5.20	○
川島橋	仲本町2号線	勝浦	9.40	4.00	○
浜勝浦橋	仲本町4号線	浜勝浦	9.40	8.00	○
大楠1号橋	外出原拾枚原線	大楠	7.40	3.00	○
大楠3号橋	宿戸大楠線	大楠	7.40	5.50	○
神社橋	上宮ノ下宿戸線	宿戸	7.30	2.00	○
松部2号橋	本郷台見長台線	松部	5.80	4.60	○
台宿1号橋	山下高仙戸線	台宿	5.00	3.00	○
次郎間橋	次郎間苗代線	興津	7.30	6.00	○
興津3号橋	家名湊線	興津	5.60	2.50	○
大森3号橋	森本大谷線	大森	9.50	2.00	○
大森4号橋	松元辺り線	大森	8.50	2.00	○
ほとり橋	松元川崎谷線	大森	6.40	3.50	○

橋梁名	路線名	字名	延長 (m)	幅員 (m)	永久橋
出水橋	墨名部原線	出水	6.50	6.90	○
花房橋	植野黒原線	赤羽根	9.50	3.70	○
赤羽根 1 号橋	堀切向小原線	植野	6.50	2.70	○
赤羽根 2 号橋	原田荒田線	植野	5.50	3.00	○
赤羽根橋	中島名木線	赤羽根	7.40	6.00	○
中里橋	中里 4 号線	中里	5.00	3.90	○
落合橋	中島名木線	上植野	9.80	2.70	○
平山橋	湯場向原線	上植野	5.00	4.00	○
上植野 3 号橋	湯場向原線	上植野	8.30	3.60	○
高仙戸橋	秋田山形線	上植野	5.70	3.60	○
下川橋 1 号橋	阿仏房仲台線	市野郷	9.50	3.50	○
市野川 1 号橋	上堀切山ノ田線	市野川	9.70	4.00	○
市野川 2 号橋	上堀切山ノ田線	市野川	9.50	2.50	○
百合沢橋	木落西柿木堀線	市野川	6.60	4.50	○
杉戸 2 号橋	小川端下夕ノ沢線	杉戸	9.30	2.00	○
白井久保 1 号橋	芝田関上線	白井久保	9.50	3.00	○
6001 号橋	興津台宿線	興津 久保山台	9.20	12.00	○
2020 号橋	原長崎線	宿戸	8.10	6.50	○

6. 協力・支援に関する資料

資料6-1 市内建設関係業者等機械保有状況一覧表

名称	所在地	電話番号	保有機械器具(単位:台)					
			大型小型 ダンプカー	普通 トラック	ブル ドーザー	パワー ショベル	タイヤ ショベル	特装 運搬車
(株)伊藤工務所	墨名695	73-0365	1			2	1	
(株)石兼組	出水1317	73-1071	2	3		2	1	1
(有)磯野建設	松野454-1	77-0632	2	3		4		1
(株)大森組	鵜原51	76-2310	2	1		3	1	
(有)吉清工業	沢倉177-1	73-3051	2		2	8	1	2
工建設(株)勝浦営業所	墨名616-14	73-0075	1					
佐久間建設(株)	新官1339	73-2125	1			2	1	
(有)佐久間工業	浜勝浦288-50	73-2057	2		1	4		1
丸一建設(株)	勝浦125	73-2231	3			8	2	
(有)三上工務所	浜勝浦391	73-2260	2	1	1	3	1	

資料6-2 市内指定給水装置工事事業者一覧表

工事店	住所	電話番号
(有)ナカデン	興津139	76-0021
(有)蓮池電設	興津1650-2	76-0848
(有)岩崎工作所	浜勝浦79	73-0328
ニュー設備(有)	部原1928-26	73-2097
(有)藤平管工設備	勝浦43-2	73-7863
萬助水道	大森205	76-2252
(有)丸金配管設備	串浜1192	73-1673
(株)磯本	松野660-2	77-0107
(有)鈴木設備	守谷661-1	76-3745
(有)加藤設備	新官356	73-5422
(有)中村設備	興津159-6	76-0649
(有)高橋設備	墨名485-20若潮台3-7	73-3398
小柴住宅設備	法花549	76-2576
赤羽根電気	赤羽根120	76-1338
(有)シンコーエンジニアリング	松野13-5	70-7888
平澤住設	白井久保145-10	77-1627
(株)安井工務店	松部1612-16	73-3459
(有)磯野建設	松野454-1	77-0632
(有)岡田清掃	上植野86	76-2203
丸木土木	鶴原796	090-4604-4110

資料6-3 市内ガス事業所一覧表

事業所名	所在地	電話番号
(有)岩崎工作所	勝浦市浜勝浦79	73-0328
(株)田畑商店	勝浦市墨名780	73-0395
(株)磯本	勝浦市松野660-2	77-0107
斎藤液化ガス(株)	勝浦市新官333-1	73-2128
(有)岡田燃料	勝浦市興津2617	76-0950
新勝浦市漁業協同組合	勝浦市新官207	70-1130

資料6-4 各種協定一覧表

連番	種別	協定等名	締結年月日	締結先	平時窓口	非常時窓口
1	自治体等相互応援	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	平成8年2月23日	千葉県、県内市町村	消防防災課	総務班
2	自治体等相互応援	災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定書	平成24年8月10日	いすみ市、大多喜町、御宿町	消防防災課	総務班
3	自治体等相互応援	全国勝浦ネットワーク災害時相互応援協定書	平成17年11月10日	和歌山県那智勝浦町、徳島県勝浦町	消防防災課	総務班
4	自治体等相互応援	全国勝浦ネットワーク災害時相互応援協定書実施細目	平成17年11月10日	和歌山県那智勝浦町、徳島県勝浦町	消防防災課	総務班
5	自治体等相互応援	災害時における相互応援に関する協定書	平成15年11月9日	東京都西東京市	消防防災課	総務班
6	自治体等相互応援	災害時等における相互応援に関する協定書	平成24年11月6日	静岡県伊東市	消防防災課	総務班
7	物資等供給	災害時における食糧品等の供給に関する協定書	平成17年4月1日	勝浦市商工会	消防防災課	被災者救援班
8	物資等供給	災害時の飲料水提供に関する協定書	平成22年8月9日	アサヒビール株式会社千葉統括支社	消防防災課	被災者救援班
9	物資等供給	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	平成23年2月1日	ダイドードリンコ株式会社	消防防災課	被災者救援班
10	物資等供給	災害時における飲料水提供に関する協定書	平成26年12月18日	株式会社伊藤園	消防防災課	被災者救援班
11	物資等供給	災害時における救援物資提供に関する協定書	平成27年6月1日	コカ・コーライーストジャパン株式会社	消防防災課	被災者救援班
12	物資等供給	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	平成27年7月30日	株式会社セブン・イレブンジャパン	消防防災課	被災者救援班
13	物資等供給	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	平成20年4月1日	一般社団法人千葉県LP協会長夷支部	消防防災課	被災者救援班
14	物資等供給	災害時における地下水の供給に関する協定書	平成20年8月1日	学校法人国際武道大学	消防防災課	生活基盤対策班
15	物資等供給	災害時における量の供給に関する協定書	平成29年10月27日	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	消防防災課	被災者救援班
16	避難施設	避難所施設利用に関する協定書	平成17年2月10日	社会福祉法人隠寿会（勝浦裕和園）	消防防災課	被災者救援班
17	避難施設	災害発生時等における施設使用等の協力に関する協定書	平成23年6月1日	学校法人関東国際学園	消防防災課	被災者救援班
18	避難施設	災害発生時等における施設使用等の協力に関する協定書	平成23年8月1日	社会福祉法人さくら会（勝浦部原荘）	消防防災課	被災者救援班
19	避難施設	災害発生時等における施設使用等の協力に関する協定書	平成24年9月1日	社会福祉法人知心会（名木緑風苑）	消防防災課	被災者救援班
20	避難施設	災害発生時等における施設使用等の協力に関する協定書	平成24年11月1日	財団法人日本武道館（研修センター）	消防防災課	被災者救援班
21	避難施設	災害発生時等における施設使用等の協力に関する協定書	平成24年12月21日	勝浦市仏教連合会	消防防災課	被災者救援班

連番	種別	協定等名	締結年月日	締結先	平時窓口	非常時窓口
22	避難施設	津波等発生時における緊急一時避難施設の協力に関する協定書	平成23年8月1日	株式会社勝浦ホテル三日月	消防防災課	被災者救援班
23	避難施設	津波等発生時における緊急一時避難施設の協力に関する協定書	平成23年9月1日	シーフレア勝浦管理組合	消防防災課	被災者救援班
24	避難施設	津波等発生時における緊急一時避難施設の協力に関する協定書	平成23年11月1日	ロイヤルヴァンペール勝浦ビーチ管理組合法人	消防防災課	被災者救援班
25	避難施設	津波等発生時における緊急一時避難施設の協力に関する協定書	平成24年2月3日	千葉県立中央博物館	消防防災課	被災者救援班
26	避難施設	津波等発生時における緊急一時避難施設の協力に関する協定書	平成25年11月1日	センチュリー勝浦シーサイド	消防防災課	被災者救援班
27	避難施設	津波等発生時における緊急一時避難施設の協力に関する協定書	平成27年12月1日	東京都目黒区(興津自然学園)	消防防災課	被災者救援班
28	避難施設	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	平成28年2月8日	社会福祉法人隠寿会(勝浦裕和園)	消防防災課	被災者救援班
29	避難施設	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	平成28年2月8日	社会福祉法人さくら会(総野園・勝浦部原荘)	消防防災課	被災者救援班
30	避難施設	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	平成28年2月8日	社会福祉法人知心会(名木緑風苑)	消防防災課	被災者救援班
31	情報発信・交換	災害時の情報交換に関する協定	平成24年8月20日	国土交通省関東地方整備局	消防防災課	総務班
32	情報発信・交換	広告付避難場所等電柱看板に関する協定書	平成27年10月6日	東電タウングランニク千葉総支社	消防防災課	本部統括班
33	情報発信・交換	災害に係る情報発信等に関する協定	平成31年3月1日	ヤフー株式会社	消防防災課	総務班
34	消防	千葉県広域消防相互応援協定書	平成4年4月1日	千葉県、県内市町村、千葉県消防長会、財団法人千葉県消防協会	消防防災課	総務班
35	医療救護活動	災害時の医療救護活動についての協定書	平成27年4月1日	一般社団法人夷隅医師会	市民課	医療救護班
36	医療救護活動	医療救護に係る費用弁償等に関する覚書	平成27年4月1日	一般社団法人夷隅医師会	市民課	医療救護班
37	設備支援	震災時における緊急設備支援に関する協定書	令和3年4月1日	株式会社セレスポ	消防防災課	総務
38	災害応急対策・作業	災害時における災害応急対策に関する協定書	平成18年12月5日	千葉土建一般労働組合夷隅支部	都市建設課	生活基盤対策班
39	災害応急対策・作業	災害時における災害応急対策に係る費用負担に関する覚書	令和2年4月1日	千葉土建一般労働組合夷隅支部	都市建設課	生活基盤対策班
40	災害応急対策・作業	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定書	平成18年4月14日	勝浦市災害対策連絡会	都市建設課	生活基盤対策班
41	災害応急対策・作業	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定の運用	平成29年8月1日	勝浦市災害対策連絡会	都市建設課	生活基盤対策班
42	災害応急対策・作業	地震・風水害・その他の災害応急対策に係る費用負担に関する覚書	令和2年4月1日	勝浦市災害対策連絡会	都市建設課	生活基盤対策班
43	災害応急対策・作業	災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定書	平成17年10月20日	勝浦市管工事業協同組合	水道課	生活基盤対策班

連番	種別	協定等名	締結年月日	締結先	平時窓口	非常時窓口
44	災害応急対策・作業	年末年始・災害時等緊急車両受入要望書	平成9年6月19日	上総通運株式会社	消防防災課	生活基盤対策班
45	停電対応	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	令和2年7月20日	東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社	消防防災課	生活基盤対策班
46	停電対応	災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書	令和2年7月20日	東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社	消防防災課	総務班
47	停電対応	災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書	令和2年7月20日	東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社	消防防災課	生活基盤対策班
48	停電対応	災害時における電源車の配備に関する覚書	令和2年7月20日	東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社	消防防災課	被災者救援班
49	給水	千葉県水道災害相互応援協定	平成7年11月2日	千葉県、県内水道事業者、水道用水供給事業者、芝山町	水道課	生活基盤対策班
50	ゴミ処理	夷隅郡市3施設ごみ処理協定書	平成14年12月2日	いすみ市、大多喜町、御宿町	生活環境課	生活基盤対策班
51	包括協力	勝浦市と勝浦市内郵便局の包括連携協定	平成29年11月27日	日本郵便株式会社勝浦郵便局	総務課	総務班
52	包括協力	勝浦市と国際武道大学との連携に関する包括協定書	令和元年9月26日	学校法人国際武道大学	総務課	総務班
53	施設提供	大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書	平成24年7月13日	勝浦海上保安署	消防防災課	総務班
54	罹災証明	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	平成24年10月5日	千葉県土地家屋調査士会	税務課	電話対応・情報収集班

7. 市内の文化財に関する資料

資料7-1 市内文化財一覧表

1 国登録文化財

番号	種別	名称	員数	所在地・伝承地	所有者・保持者	指定年月日
1	登録有形文化財	旅館松の家	1棟	勝浦	渡邊久恵	平15. 7. 1
2	登録有形文化財	吉野酒造建造物群	10棟	植野字腰越571	吉野酒造	平20. 4. 18

2 県指定文化財

番号	種別	名称	員数	所在地・伝承地	所有者・保持者	指定年月日
1	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩立像	1軀	大森935	応徳寺	平 3. 2. 15
2	有形文化財（彫刻）	木造僧形坐像	1軀	大森935	応徳寺	平 3. 2. 15
3	有形文化財（工芸品）	鑄銅鰐口	1口	法花128	龍蔵寺	昭35. 2. 24
4	史跡	官軍塚		川津1394	津慶寺	昭38. 5. 4
5	天然記念物	高照寺ノ乳公孫樹	1樹	勝浦49	高照寺	昭10. 3. 26
6	天然記念物	上野村ノ大椎	1樹	名木276	寂光寺	昭11. 1. 24
7	天然記念物	八坂神社の自然林	2,876㎡	鵜原792	八坂神社	昭53. 3. 28
8	無形民俗文化財 （記録選択）	鵜原の大名行列		鵜原	八坂神社	昭43. 4. 11

3 市指定文化財

番号	種別	名称	員数	所在地・伝承地	所有者・保持者	指定年月日
1	有形文化財（建造物）	本行寺釈迦堂	1棟	浜勝浦10	本行寺	昭47. 2. 8
2	有形文化財（建造物）	長慶寺本堂	1棟	新戸663	長慶寺	昭47. 2. 8
3	有形文化財（建造物）	妙覚寺山門	1棟	興津1191	妙覚寺	昭47. 2. 8
4	有形文化財（建造物）	板石塔婆（武蔵型板碑）	3基	新宮1343-1	勝浦市 教育委員会	昭47. 2. 8
5	有形文化財（建造物）	植村家宝篋印塔	6基	出水1297	覚翁寺	昭58. 8. 1
6	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩半跏像	1軀	大森935	応徳寺	昭47. 2. 8
7	有形文化財（彫刻）	熊野権現本地仏	3軀	大森571	熊野神社	昭47. 2. 8
8	有形文化財（彫刻）	禅奥寺木造地藏菩薩立像	1軀	興津629-1	禅奥寺	昭52. 4. 1
9	有形文化財（彫刻）	津慶寺佛足石	1基	川津1655	津慶寺	昭52. 4. 1
10	有形文化財（彫刻）	木造日蓮聖人坐像	1軀	出水1297	覚翁寺	平 6. 3. 31
11	有形文化財（彫刻）	木造日蓮聖人坐像	1軀	勝浦49	高照寺	平 6. 3. 31
12	有形文化財（書跡）	日蓮聖人消息断簡	1幅	市野川60	妙提寺	昭58. 8. 1
13	有形文化財（書跡）	植村土佐守泰忠定書	1点	興津1195-1	妙覚寺	昭47. 2. 8
14	有形文化財（書跡）	久我綱世家所蔵文書	1括	浜勝浦	久我敏行	昭47. 2. 8
15	史跡	勝浦城址		浜勝浦郭内	勝浦市	昭47. 2. 8
16	天然記念物	真福寺の大クス	1樹	市野郷921	真福寺	平11. 4. 1
17	天然記念物	慈眼寺の大カヤ	1樹	植野491	慈眼寺	平11. 4. 1
18	有形文化財（建造物）	繫船柱碑	3基	興津1191他	妙覚寺他	平12. 4. 1
19	有形文化財（建造物）	勝浦区 祭屋台 （下本町大福帳）	3基 2冊	勝浦市勝浦	勝浦区 （上・仲・下町）	平16. 7. 1
20	有形文化財（彫刻）	覚翁寺本堂正面左右欄間	2面	出水1297	覚翁寺	平17. 9. 15
21	有形文化財（彫刻）	恵比寿像、大黒像及び台座	2軀 1台	勝浦	桐川庄司	平21. 8. 21
22	有形文化財（書跡）	植村泰忠判物	2通	串浜	土屋徳朗	平24. 9. 26
23	有形文化財（考古資料）	守谷長網横穴群出土遺物	1群	新宮1343-1	勝浦市教育委員会	平29. 7. 14
24	有形文化財（古文書）	旧江澤家文書附豊浜小学校関係資料57点	126点	新宮1343-1	勝浦市教育委員会	平31. 3. 27
25	有形文化財（建造物）	菅原神社拝殿及び幣殿附 宮殿1棟棟札2枚	1棟	大楠476	菅原神社	平31. 3. 27
26	有形文化財（歴史資料）	明治二年奥州出征絵巻物	1巻	新宮1343-1	勝浦市教育委員会	令元. 5. 14

8. 火葬及び埋葬に関する資料

資料8-1 火葬場及び埋葬場一覧表

1 火葬場

名称	所在地	規模	1日の処理能力	電話番号
かつうら聖苑	勝浦市松部116-1	2基	8体	76-2950

2 埋葬場

名称	所在地	面積
長慶寺共同墓地	勝浦市新戸663	50坪 (165㎡)
善栄寺共同墓地	勝浦市興津625	5坪 (16.5㎡)

9. 関係機関に関する資料

資料9-1 関係機関一覧表

1 指定地方行政機関

機関名	防災担当部署	所在地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	広域調整部広域調整第二課 機動通信課	さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市中央区市場町 1-2	048-600-6000 043-201-0110
関東財務局 千葉財務事務所	総務部総務課 総務課	さいたま市中央区新都心 1-1 千葉市中央区椿森 5-6-1	048-600-1078 043-251-7212
関東信越厚生局 千葉事務所	総務課	さいたま市中央区新都心 1-1 千葉市中央区中央 3-3-8	048-740-0711 043-379-2716
関東農政局 千葉農政事務所	農産課 総務課食糧調整係	さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市中央区千葉町 10-18	048-600-0600 043-224-5611
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	企画調整室 調整官	群馬県前橋市岩神町 4-16-25 千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	027-210-1150 043-242-4656
関東経済産業局 関東東北産業監督部	総務企画部総務課 管理課	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213 048-600-0433
関東運輸局 千葉運輸支局	総務課 総務企画部門	横浜市中区北仲通 5-57 千葉市美浜区新港 198	045-211-7269 043-242-7336
関東地方整備局 千葉国道事務所	防災課 管理第二課	さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市稲毛区天台 5-27-1	048-600-1333 043-287-0311
海上保安庁 第三管区海上保安部 銚子海上保安部 勝浦海上保安署	警備救難部環境防災課 警備救難部環境防災課 警備救難課	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 横浜市中区北仲通 5-57 千葉県銚子市川口町 2-6431 勝浦市浜勝浦 499	03-359-6361 045-211-1118 0479-22-1359 0470-73-4999
東京管区气象台 銚子气象台	総務部業務課 防災業務課	東京都千代田区大手町 1-3-4 千葉県銚子市川口町 2-6431	03-3212-8341 0479-23-7705
関東総合通信局	総務部総務課	東京都千代田区丸の内 1-6-1	03-6238-1623
千葉労働局	安全衛生課	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-4312

2 指定公共機関

機関名	防災担当部署	所在地	電話番号
東日本電信電話株式会社 千葉支店	サービス運営部災害対策室 災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-19-2 千葉市美浜区中瀬 1-6	03-5359-4830 043-211-8652
株式会社エヌ・ティ・ティドコモ 千葉支店	災害対策室 サービス推進部	東京都千代田区永田町 2-11-1 千葉市中央区新町 1000	03-5156-1111 043-301-0500
日本赤十字社 千葉県支部	救護・福祉部救護課 救護福祉課	東京都港区芝大門 1-1-3 千葉市中央区千葉港 4-1	03-3438-1311 043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	人事総務局総務室(総務) 企画総務	東京都渋谷区神南 2-2-1 千葉市中央区中央 4-14-14	03-3465-1111 043-227-7311
東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉管理事務所 市原管理事務所	管理事業部事業統括課 管理事業部 庶務課 総務担当	東京都千代田区霞ヶ関 3-3-2 東京都台東区北上野 1-10-14 千葉市稲毛区長沼原町 177 千葉県市原市村上 815	03-3506-0318 03-5828-8642 043-259-5221 0436-21-0091
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	安全対策部 安全担当課	東京都渋谷区代々木 2-2-2 千葉市中央区新千葉 1-3-24	03-5334-1167 043-225-9136
日本通運株式会社 千葉支店	総務部総務課 総務課	東京都港区東新橋 1-9-3 千葉市中央区今井 1-14-22	03-6251-1111 043-226-7600
東京電力株式会社 千葉支店	総務部総務グループ 総務部総務グループ	東京都千代田区内幸町 1-1-3 千葉市中央区富士見 2-9-5	03-3501-8111 043-391-4118
KDDI株式会社	運用本部運用管理部	東京都新宿区西新宿 2-3-2	03-3347-6633
日本郵便株式会社		東京都千代田区霞ヶ関 1-3-2	03-3504-4411

3 指定地方公共機関

機関名	防災担当部署	所在地	電話番号
一般社団法人 千葉県LPガス協会		千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館内	043-246-1725
いすみ鉄道株式会社	工務課	千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 264	0470-82-2161
公益社団法人 千葉県医師会	事務局	千葉市中央区千葉港 7-1	043-242-4271
一般社団法人 夷隅医師会	事務局	千葉県いすみ市大原 8853	0470-63-0411
一般社団法人 千葉県歯科医師会 夷隅都市歯科医師会	事務局 事務局	千葉市美浜区新港 32-17 勝浦市墨名 704-2	043-248-2977 0470-73-3781
一般社団法人 千葉県薬剤師会 外房薬剤師会	事務局 事務局	千葉市中央区千葉港 7-1 千葉県茂原市高師 189-7	043-242-3801 0475-47-2582
千葉テレビ放送株式会社	報道製作局報道部	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231-3111
株式会社ニッポン放送	編成局編成部	東京都千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-1111
株式会社バイエフエム	総務部	千葉市中央区中央 1-11-1	043-227-7878
一般社団法人 千葉県トラック協会 長夷支部	事務局 事務局	千葉市美浜区新港 212-10 勝浦市墨名 601-65	043-247-1131 0470-73-2000
一般社団法人 千葉県バス協会	事務局	千葉市中央区市場町 7-9	043-215-8805
千葉県道路公社	建設部工務課	千葉市中央区中央 4-13-28	043-222-8161

4 公共的団体

機関名	所在地	電話番号
いすみ農業協同組合 勝浦支所	千葉県いすみ市国府台 1515-1	0470-86-3711
	勝浦市大楠 1581	0470-77-0111
勝浦漁業協同組合	勝浦市浜勝浦 370	0470-73-1311
新勝浦市漁業協同組合	勝浦市新官 207	0470-70-1130
勝浦市商工会	勝浦市墨名 657-2	0470-73-0199
社会福祉法人 勝浦市社会福祉協議会	勝浦市串浜 1191-1	0470-73-6101

5 自主防災組織

No.	地区	名称	設立年月日
1	勝浦地区	勝浦区自主防災会	平成 20 年 8 月 9 日
2		浜勝浦区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
3		墨名区自主防災会	平成 17 年 9 月 1 日
4		串浜区自主防災会	平成 26 年 5 月 11 日
5		松部区自主防災会	平成 26 年 4 月 1 日
6		川津区自主防災会	平成 26 年 5 月 1 日
7		新官区自主防災会	平成 26 年 10 月 12 日
8	興津地区	興津区自主防災会	平成 8 年 11 月 15 日
9		鵜原区自主防災会	平成 24 年 5 月 12 日
10		吉尾区自主防災会	平成 25 年 7 月 14 日
11	上野地区	大森区自主防災会	平成 26 年 4 月 1 日
12		植野区自主防災会	平成 28 年 11 月 27 日
13	総野地区	松野区自主防災会	平成 24 年 10 月 1 日
14		杉戸区自主防災会	平成 29 年 4 月 1 日
15		市野川区自主防災会	平成 12 年 4 月 1 日

6 一部事務組合

機関名	担当部署等	所在地	電話番号
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	総務課	千葉県いすみ市弥正 88-1	0470-86-6600
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	消防本部 総務課	千葉県夷隅郡大多喜町船子 73-2	0470-80-0131
	予防課	〃	0470-80-0132
	警防課	〃	0470-80-0133
	勝浦消防署	勝浦市沢倉 78-32	0470-80-0134
夷隅環境衛生組合	いすみ衛生センター	千葉県いすみ市万木 5	0470-86-2155
国保国吉病院組合	いすみ医療センター	千葉県いすみ市荻谷 1177	0470-86-2311

7 千葉県

防災担当部署等	所在地	電話番号	
防災危機管理部 危機管理課	災害対策室	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2191
	危機管理室	〃	043-223-2168
防災危機管理部 防災計画課	地域防災力向上班	〃	043-223-2176
	減災戦略班	〃	043-223-3697
夷隅地域振興事務所	地域振興課	千葉県夷隅郡大多喜町猿稻 14	0470-82-2211
県土整備部 河川環境課	河川海岸管理室	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3132
	防災対策室	〃	043-223-3156
夷隅土木事務所	総務課	千葉県いすみ市大原 8513-1	0470-62-3311
	管理課	〃	0470-62-3314
健康福祉部 健康福祉政策課	健康危機対策室	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2674
夷隅健康福祉センター	総務企画課	勝浦市出水 1224	0470-73-0145
夷隅農業事務所		千葉県いすみ市大原 8513-1	0470-62-2155
南部林業事務所		千葉県鴨川市広場 820	04-7092-1318
南部家畜保健衛生所		千葉県鴨川市八色 52	04-7092-2304
勝浦水産事務所		勝浦市墨名 815-12	0470-73-0108
南部漁港事務所		千葉県館山市北条 402-1	0470-23-4751
東上総教育事務所 夷隅分室		千葉県茂原市八千代 2-10	0475-23-8125
		千葉県夷隅郡大多喜町猿稻 14	0470-82-2411
中央博物館分館 海の博物館		勝浦市吉尾 123	0470-76-1133

8 警察

機関名	担当署	所在地	電話番号
千葉県警察	警察本部 警備課	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
	交通規制課	〃	〃
	勝浦警察署	勝浦市沢倉 515-6	0470-73-0110

9 自衛隊

区分	駐屯地（基地）	部隊名	所在地	電話番号
陸上自衛隊	習志野	第1空挺団本部	千葉県船橋市薬円台 3-20-1	047-466-2141
	下志津	高射学校企画室	千葉市若葉区若松町 902	043-422-0221
	木更津	第1ヘリコプター団本部	千葉県木更津市吾妻地先	0438-23-3411
	松戸	需品学校企画室	千葉県松戸市五香六実 17	047-387-2171
海上自衛隊	下総	教育航空集団司令部	千葉県柏市藤ヶ谷 1614-1	04-7191-2321
	館山	第21航空群司令部	千葉県館山市宮城無番地	0470-22-3191
	木更津	航空補給処計画部	千葉県木更津市江川無番地	0438-23-2361

勝浦市地域防災計画

改定年月 令和3年3月
発行 勝浦市防災会議
事務局 勝浦市消防防災課消防防災係
〒299-5292
千葉県勝浦市新官 1343 番地の1
TEL 0470 (73) 1211